

令和2年6月 5日 開会

令和2年6月23日 閉会

令和2年6月定例会

# 美作市議会会議録

令和2年6月5日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和2年第4回美作市議会6月定例会)

令和2年6月5日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

追加日程第1 選挙第1号 美作市議会副議長選挙について

追加日程第2 美作市議会運営委員会委員の選任について

追加日程第3 選挙第2号 勝英衛生施設組合議会議員選挙について

追加日程第4 看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査決議の動議

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)

報告第4号 専決処分の報告について(和解)

報告第5号 令和元年度美作市一般会計繰越明許費繰越計算書

報告第6号 令和元年度美作市病院事業会計予算繰越計算書

日程第6 議案第61号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

議案第62号 岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する地方公共  
団体数の減少並びに組合規約の変更について

日程第7 議案第63号 美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について

議案第64号 令和2年度美作市一般会計補正予算(第3号)

議案第65号 令和2年度美作市病院事業会計補正予算(第1号)

日程第8 議案第66号 美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について

議案第67号 美作市大原居住サービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について

議案第68号 美作市高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第69号 美作市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第70号 美作市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第71号 美作市災害派遣手当に関する条例の制定について

議案第72号 市道路線の認定について

2. 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本
11番	萬	代	師	一	12番	山	本	重
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦
								子

15番 岩 江 正 行

16番 日 笠 一 成

17番 空 席

18番 岡 本 泰 介

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番 金 谷 の り 子

10番 山 本 雅 彦

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 萩 原 誠 司

副 市 長 荒 木 利 明

政策審議監 春 名 利 亮

総 務 部 長 岡 本 和 之

企画振興部長 春 名 信 明

市 民 部 長 景 山 二 男

環 境 部 長 森 元 浩 之

保 健 福 祉 部 長 江 見 勉

経 済 部 長 遠 藤 宏 一

建 設 部 長 小 林 英 樹

教 育 次 長 平 田 幸 春

消 防 長 高 山 宏 明

会 計 管 理 者 山 森 和 幸

危 機 管 理 監 千 原 善 弘

営 業 課 長 有 本 直 紀

大 原 総 合 支 所 長 高 尾 和 弘

教 育 総 務 課 長 宮 前 聖

東 栗 倉 総 合 支 所 長 栃 岡 勝 子

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議 会 事 務 局 長 尾 崎 功 三

課 長 坂 元 省 吾

主 任 白 井 隆

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

既に皆様御承知のとおり、先般、5月23日、市議会議員内海健次氏が御逝去されました。このたびの御急逝は、我々議会議員といたしましても痛惜の念にたえません。ここに故人の功績をたたえ、謹んで哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。

皆様、御起立ください。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

黙祷。

〔黙祷〕

議長（岡本 泰介君）

おなおりください。御着席願います。

それでは、議事に入ります。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止されております。

なお、携帯電話、その他電子機器の電源はお切りください。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席していただきます。

今定例会中、報道機関より取材のため録音及び撮影をしたいとの申出がありましたので、これを許可いたしております。

定刻が参りましたので、ただいまより令和2年第4回6月美作市議会定例会を開会いたします。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今定例会に説明員が随時出席いたしますので、これを許可しております。

また、新型コロナウイルス対策として、飛沫の飛散防止の観点から、議場内においてもマスクを着用し、通告のない議案質疑も質問席で行っていただきます。また、室内の換気を行うため、適宜休憩いたします。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により9番金谷のり子議員、10番山本雅彦議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

議長（岡本 泰介君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長の報告を受けます。

岩崎委員長。

3番（岩崎 清治君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る5月26日午前10時から議員控室におきまして、議長、委員及び市長以下、関係職員出席の下、議会運営委員会を開催し、6月定例会の運営について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日6月5日から6月26日までの22日間とし、会議日程は、既にお手元に配付のとおりでございます。

続きまして、市長から送付されました議案は、報告4件、契約の締結1件、組合規約の変更1件、条例の一部改正6件、条例の制定1件、市道路線の認定1件、補正予算2件の計16件でございます。

本日1日目は、市長による行政報告の後、議案上程及び議案説明を受け、即決案件のみ委員会付託を省略し、質疑、討論、裁決といたします。ただし、緊急を要する条例の一部改正案1件と補正予算案2件については、本日、議案質疑を行った後、委員会付託といたします。

2日目の6月10日は、議案第63号から議案第65号までの3議案について、委員長報告を受け、質疑、討論、裁決を行い、その後、一般質問に入ります。一般質問及び議案質疑は、17日までの5日間を予定しております。その後、条例の一部改正5件、条例の制定1件、市道路線の認定1件の7件の議案質疑を行い、終了後、委員会付託といたします。

最終日は6月26日とし、委員長報告、報告に対する質疑を受けた後、討論、採決を行うことといたします。

予備日は6月18日、休会日は6月9日、11日、19日、25日といたしております。

次に、質問についてであります。申合せにより行っていただきます。一般質問につきましては、発言の順番は通告順であり、質問回数は1通告事項で3回まで、質問時間は45分であります。議案質疑につきましては、本日举行う条例の一部改正1件と補正予算2件の3議案の質疑は、事前通告を行わず、質問回数を3回までとし、一括質問方式といたします。

次に、条例の一部改正5件、条例の制定1件、市道路線の認定1件の7件につきましては、通告期限を6月10日午後5時までといたします。なお、通告をしない者の質疑は、通告した者の後に行うこととし、1議案につき1件とし、質問回数は3回までといたします。各議案は委員会付託されますので、所属委員会に属する質問は控えていただきますようお願いをいたします。なお、新型コロナウイルス予防対策として、5月臨時会と同様に、質疑、討論はマスクを着用して行います。

以上で議会運営委員会委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

会期についてお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日5日から26日までの22日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日5日から26日までの22日間と決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告

議長（岡本 泰介君）

日程第3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告、令和元年度定期監査（第1次）（第2次）結果報告、勝英衛生施設組合議会、柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会からの報告は、お手元に配付しておりますので、資料をもって報告に代えます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付しておりますので、御覧ください。

### 日程第4 行政報告

議長（岡本 泰介君）

日程第4、「行政報告」を行います。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

令和2年第4回6月美作市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

恒例に従いまして、市政の状況について報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の国内における状況は、感染者数、これが新規に起こる数でございますけども、ある程度のコントロールができることになり、去る5月の14日には岡山県を含む39県で、また5月の25日には全ての都道府県において、改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言は解除されたところであります。

市内におきましては、国内の感染拡大が顕著に現れ始めた2月末頃から、外出やイベントの自粛、マスクの着用、うがい、手洗いなどの励行などに、本当に市民の方々から多大な協力をいただきました。そしてまた、市民の方々が一一致団結するという姿勢の中で、コロナウイルスにうつらない、またうつさないという姿勢で取り組んでいただいた結果、幸いにして今のところ感染事例がないということで、今日を迎えておりますこと、本当に改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また、この間、本当に多くの市民の方々や事業者、団体の皆さんから、マスクや消毒液など、感染予防資材の御寄贈を頂戴いたしました。医療機関等における感染防止対策などに貢献をさせていただいたこと、重ねて重ねてお礼を申し上げます。特に、マスク不足が深刻化する中で、手作りマスクの作成に御協力をいただき、真に必要とされていた約1,200名の方々の初め、高齢者施設、教育機関などへ4,200枚超のマスクを配布できました。1枚のマスクを縫うのに何分かかかるか、場合によっては10分ぐらいかかることもあるんですけども、この皆さんの費やされた時間を考えると、本当にうれしく、また頭が下がります。美作市民の方々の連携と助け合いの精神がまさに発揮された、象徴的な出来事であったと感じています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、いまだ不明な点の多い感染症でございまして、完全には終息を迎えておりません。東京では再燃の可能性もあるという情報も御案内のとおりでございます。気を緩めることにより再び感染が拡大をし、皆様方に今までしていただいた努力が無駄になることは決して避けな

ればならない、そう考えております。いましばらく感染拡大地域への移動や密閉、密集、密接が重なる場所への出入りなどについてはお控えをいただきます。御不便をおかけいたしますけれども、引き続き感染拡大防止対策に取り組んでいただきますように心からお願いをいたします。

新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響につきましては、宿泊・観光業、飲食業を初め、農業、製造業に至る様々な業種に及んでおります。再度の感染拡大を防ぎつつ、暮らしを守るために、社会経済活動を少しずつ段階的に再開していく時期にあるという考えも当然でございます。4月の臨時議会におきましては、事業継続を柱とする市独自の対策を国、県の施策を待つことなく実施するため、また5月の臨時議会では、子育て家庭への支援と同時に、消費の活性化に資する特別定額給付金などに係る補正予算を御議決いただきまして、必要とされる施策を速やかに実施できましたこと、議会の皆様にも心から御礼を申し上げておきたいと存じます。

新型コロナウイルスに負けるな貸付金につきましては、6月の4日までに45件、1億4,900万円の申請を受け付けております。また、新型コロナウイルスに負けるな給付金の雇用調整助成金の上乗せ分につきましては、6月4日までに12件、293万9,000円の申請。そして、これに加えまして、個人事業主の方々向けにも対象を拡大し、6月4日までに78件、847万5,000円の申請をいただいております。さらに、法人及び林業事業者向けにも給付制度を拡充し、事業継続の支援を行っているところであります。その際、議員の方々からいろいろなお困りの情報を当局に対して御提供いただいたこと、この場を借りて心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

特別定額給付金、いわゆる10万円給付金でございますけれども、これにつきましては早急な給付に努めることとし、兼務職員を含め15名体制で審査・相談事務に当たってまいりました。申請の受付状況でございますけれども、オンライン申請の受付を5月11日から、また郵送申請の受付を5月の18日から開始をしております。6月3日までの審査済み件数は1万1,466件、4月27日現在の世帯数が1万2,405世帯でありましたものですから、それに対する比率で言いますと92.4%、そして給付対象者の数で言いますと2万5,673人、4月27日現在の人口が2万7,226人でありましたので、比率で申し上げますと94.3%、恐らくこの数字は、厳密な比較をしておりませんが、岡山県内の都市の中では、一番高いか2番目か分かりませんが、トップの位置の数字になっております。いろんな地域でまだ来ないのかという話がありますけれども、当市においてはそういう話は一切聞いていないということでございます。

給付金の振込につきましては、5月19日を初回に、本日までに計6回行っておりまして、給付確定した1万1,143世帯に、総額25億4,300万円が既に振り込まれております。なお、当市におきましては、週2回の振込にしております。これは他の地域は原則週1回ということに比べれば、申請する、受理する、振り込むという間隔が非常に短くなっております。この点につきましては、給付事務の一部を担っていただいている銀行関係の方々のお御尽力にも、この場を借りて感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

そして、この点につきましては、最後一言だけ申し上げたいのは、いまだ世帯の件数にすれば、7.6%ですか、1,000世帯ぐらいなんですけれども、の方がまだ何らかの事情で申請をされていないと。ぜひ隣近所、特におひとり暮らしの方が多いかと思うんですけども、おじいちゃん大丈夫ですか、おばあちゃん大丈夫ですかというようなことの中で、的確にその給付が市民の全ての方に届くように御配慮をお願いしたいと思っておりますし、当局としても、残った方々に対する特別念の入ったアウトリーチ型の相談もぜひしていかないと。ということで考えているところでございます。どうぞよろしく申し上げます。

国の第1次補正予算に組み込まれました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、総額1兆円のうち、7,000億円が配分され、残り3,000億円は補助裏として国にまだ留保されているわけでございます。



が、この7,000億円の給付総額のうち、美作市への交付限度額は1億6,183万2,000円、1億6,000万円強ということが示されましたことに伴いまして、その実施計画を、5月26日というのが一番最初のタイミングでございましたので、そのタイミングにおいて、国に提出をさせていただきました。今議会に御提案申し上げている補正予算につきましては、この臨時交付金を活用して実施するオンライン家庭学習環境整備費補助金や、寄附金を活用して、大原病院における診療体制確保のための人工呼吸器の購入費など、新型コロナウイルス感染症対策に係るものを計上しております。速やかな実施をぜひともお願いしたいというふうに思っております。したがって、可能な限り早期にこれらの議案についての御審議、御議決をいただきますようによろしくお祈りを申し上げますが、先ほどの議会運営委員長様の報告にございましたように、議会としても本件については最速の対応を取っていただけるということに議運でなりました。このことを市民の方々に報告申し上げますとともに、議員各位の御理解に心からこの場を借りて感謝を申し上げます。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業につきましては、いわゆるスピード感を持つというのはよくありますけれども、このスピード感を持つだけでなく、実際に早急な取組を行うことが重要であると考えております。国に提出している実施計画には、時間的制約で間に合わなかった施策もあるため、現時点においては全てを市の予算案に盛り込むには至っておりません。国の承認が得られた場合には、未計上である事業の具現化に向けた予算の計上と併せて、国の第2次補正予算等の動向を踏まえながら、近々再び追加して補正予算の御審議を、恐らく今議会中になると思いますが、お願いすることになろうかと存じますので、議長を初め、議員の皆様におかれましては、こうした状況であることに御理解を賜りまして、引き続き御協力を頂戴できますように心からお願いいたします。

次に、市内の小中学校の状況についてでございますけれども、全国的には休校措置がなされている中、感染症予防対策に配慮しながら授業をおかげさまで継続してきておまして、休校を実施した地域において示されている夏休み期間の短縮などの取組は、現時点では全く必要がないというふうに考えているところであります。

一方で、感染症予防対策として、小中学生を対象にした各種スポーツ大会等が中止になってございまして、この結果、私の耳にも何件か届きましたが、中学生の方々の特に3年生のモチベーションが随分下がってきていると、何とかならんのかという話があるわけでございまして、これに対しまして、中学校の部活動に係る総体などの公式大会は中止になっているんですけれども、我々としては、美作地区、つまり美作市を中心として、旧の勝英2郡ぐらいですか、そこの中体連の支部があるんですけども、その支部の中での代替大会について検討をお願いし、中体連においてその検討が進んでいるという状態であります。ぜひとも子どもたちのために本件実現をしていかなければいけない。教育委員会の方もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、本市においても、市内の小中学生を対象にしたスポーツ大会を、吹奏楽部などの参加も含めた形で開催することも検討していきたい。吹奏楽をやっている方々からも、このスポーツ大会での応援演奏がとても重要な発表の機会であったという声もございます。そういう声についてもしっかりと配慮して、子どもたちが美作市で勉強してよかったんだということにしたい。一生の思い出をしっかりとつけて差し上げたいと思っております。

当議会はもとより、本市における重鎮でいらした、先ほど心を込めて皆さん方とともに黙祷差し上げた故・内海健次副議長の御逝去、誠に私どもとしても残念なことであり、この場を借りて、改めてその御功績に感謝を申し上げ、お人柄をしのびたいと、そして哀悼の誠をささげたいと心から思っております。

内海さんが最後に出席された4月の臨時議会において、「コロナ対策で、インフラの構造に変化が起きるのではないかと注視して取り組んでもらいたい」と、こういう御指摘を頂戴したことを改めて思い浮かべております。国は5月4日に新しい生活様式を公表しましたが、これが妥当かどうかは別として、その中には内海議員が指摘されたインフラ等の在り方を見直していかなければならないという内容も当然入っているわけですので、その先見性に感服をさせていただいているところであります。「空振り三振はしても、見逃し三振はするな」という、これも最後のレターの中にあった言葉なんですけれども、内海さんの励ましの言葉を心に刻んで、危機に対する対応をさらに進めていきたい。見逃し三振はしないということで、やっていきたいと思っております。

新しい生活様式、これで示されている働き方の新しいスタイルの実践においては、情報インフラの活用が必須となります。本市では、人との接触を控えなければならないこの時期に、会議の在り方を変える取組を一気に進めることができました。今年度の中国市長会総会、本来は美作市で開催する予定でしたが、これに代えて、本市が主導する形で、事務局でございますので、ウェブ会議形式による総会を5月12日に開催しております。この取組は全国9ブロックの市長会総会の中で唯一行われたものでございまして、全国市長会がそのノウハウを分けてくれということで協力をいたしました。結果、一昨日でございますけれども、6月3日に全国市長会がウェブ会議の形で開催をされました。全国市長会総会のモデルケースともなったわけでございます。いろいろありました。このほかにも、連休中のコロナ対策会議もウェブで行い、あるいは美岡道北部延伸についての期成会の総会とか、美岡道の総会とか、三県境の地域創生会議などについてもウェブで行い、職員が非常に習熟をしまして、職員の能力の高さに、我々としては本当に頭が下がるということになります。広島市や全国市長会のところからうちにも問合せが来て、どうやってやるんだということになっていて、何となくちょっと胸を張れるような気持ちであります。

また、教育現場におけるデジタル化の柱となるGIGAスクール構想の推進につきましては、タブレット端末の購入予算を5月の臨時議会で御議決いただき、第1弾として、5月末に入札を実施し、小学の5年生から中学の3年生までの児童・生徒用及び教師用端末を合わせて1,131台を購入整備いたします。その後、第2弾として、国からの承認を得て、本年度中に小学1年生から4年生の端末を707台整備し、学校における教育活動の一部をオンラインで実施するなどの新たな取組を推進していきたいと思っております。5月の臨時議会での議決をいただいたために、ほかの市区町村よりも入札が早かった。恐らく全国的にこれはタブレット端末が品薄になって、結局遅いところは来年度初めぐらまで入荷しないという状況になる可能性がある中で、本当に市の子どもたちにこのチャンスを早期に与えることができた、議会の御協力に感謝いたします。

間もなく梅雨入りということになります。また、出水の季節、防災が必要になる時期となりました。近年、激甚化、頻発化している豪雨による浸水、土砂災害、またいつどこで発生するか予測ができない大震災に備えて、防災公園の整備について、新型コロナで若干気がそっちに向かい過ぎたんですけども、昨年12月議会以降、議会の方々からも強い御指摘がありました。準備を進めていかなきゃなりません。このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、避難所については、感染症等が拡大している際にも対応できるよう、具体的な検討をさせているところでございますけれども、例えば若干発熱のある方は、福祉避難ということで考えておりました旅館、ホテルの個室に入ってくださいなどの具体の対応を今考えておりますし、あるいは垂直避難の活用を少し広げるといったことについても、地域的な選定を行いながらやっていくと、こういったことが具体的な内容でございます。

また、避難所における距離の問題とか、その辺を十分に検討していきたいと思っております。平常時は市民の憩いの場として利用をしていただくことを前提に、防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の附帯設備を

備え、救助・医療・インフラの復旧、食料・生活物資の輸送拠点等、多方面に支援業務が行えるとともに、社会的距離の確保といった新たな視点を踏まえて、十分な広さができる防災公園の場所の選定等、諸準備を進めていきたいと考えております。

最後になりますが、ちょっとうれしいニュースということでございますけれども、一般社団法人日本森林学会という学会があるんですが、この学会が公募選定をする林業遺産というものがありまして、これについて報告をいたします。

勝田地区の右手地内に存在する大型木製水車駆動帯鋸製材装置一式、長い名前になっちゃいましたけども、御案内のとおり、梶並川の奥の方にK林業という会社がありまして、K林業さんのところが水車で帯鋸を回しておられ、今でも若干使うことがあるらしいんですけども、これが誠によいということでございまして、令和元年11月に応募をしておったんですが、この5月27日付で林業遺産に選定をされたということになります。これからも守り育てなければなりません。たまたまその水車に至る水路がさきの水害で破損をしておったんですが、それにつきましては森林に関する譲与税、森林環境譲与税が使えるものですから、早速に補修をさせていただきました。この帯のこにつきましては、製材用水車として残存する、現存する、実は国内で唯一のものなんです。いまだに現役でやっている唯一のものでありまして、林業遺産に選定されたことにより、歴史的な重みが顕彰され、製材業の継承や技術者の育成・確保など地域振興、あるいは我々の地域の先祖の方々の先進性というものを確認できる、そういう場所になろうかと思えます。

以上、行政の一端を報告申し上げまして、議会の審議と市民の皆様の美作市政に対する御理解と御協力の一助にしたいと考えております。

なお、本会議における諸議案の提案説明につきましては、副市長によって行わせていただきますので、よろしく申し上げます。

また、先ほど一緒に黙祷しましたが、本定例会には佐々木勇教育長職務代理者が御出席を賜っておりますので、どうぞ御認識を賜りますようによろしくお願いをいたします。

では、よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

以上で行政報告を終了いたしました。

これより全員協議会を開催いたしますので、その間、暫時休憩といたします。

皆さんは控室の方にお集まりください。

午前10時33分 休憩

午前10時57分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

空席となっております「美作市議会副議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、「美作市議会副議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

それでは、議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

議長（岡本 泰介君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## 追加日程第 1 選挙第 1 号「美作市議会副議長選挙について」

議長（岡本 泰介君）

それでは、追加日程第 1、選挙第 1 号「美作市議会副議長選挙について」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定によりますが、投票による方法と指名推選による 2 つの方法がございます。いずれの方法によって選出したらよいかお諮りいたします。

4 番。

4 番（岡野 鉄舟君）

投票によって行いたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

ただいま投票という発言がありました。

地方自治法第118条第 2 項の規定によって、一人でも異議ある場合は指名推選はできないことになっておりますので、選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

議長（岡本 泰介君）

ただいまの出席議員は17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第 2 項の規定により、立会人に 1 番青山慶議員、2 番和田広宣議員を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、投票を願います。なお、白票は無効といたします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（岡本 泰介君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

〔投票箱点検〕

議長（岡本 泰介君）

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票を行います。

これより点呼を命じます。

議会事務局長（尾崎 功三君）

それでは、点呼いたしますので、投票をお願いいたします。

〔点呼・投票〕

議長（岡本 泰介君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

1 番青山慶議員、2 番和田広宣議員、開票の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

議長（岡本 泰介君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 17票

有効投票 17票

倉地議員 9票

尾高議員 8票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4.25票であります。したがって、倉地議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議長（岡本 泰介君）

ただいま副議長に当選されました倉地議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、副議長の就任の御挨拶をお願いいたします。

倉地議員、どうぞ前にてお願いします。

副議長（倉地 重夫君）〔登壇〕

ただいま副議長の選挙によりまして選出していただきました倉地重夫君です。重責を皆さんの御協力でもって一生懸命務めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

先ほど副議長に当選された倉地議員の議席は変更せず、17番を空席といたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時26分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

「美作市議会運営委員会委員の選任について」、「勝英衛生施設組合議会議員選挙について」を日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、「美作市議会運営委員会委員の選任について」、「勝英衛生施設組合議会議員選挙について」を日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

それでは、議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

議長（岡本 泰介君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## 追加日程第2 「美作市議会運営委員会委員の選任について」

議長（岡本 泰介君）

追加日程第2、「美作市議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

本件の選任につきましても、委員会条例第8条の規定により議長が指名することになっております。選任については、申合せにより委員の構成は副議長、常任委員長に加え、前述以外の委員2名を選出することになっております。よって、議会運営委員会委員に倉地重夫議員を指名し、選任いたします。

## 追加日程第3 選挙第2号「勝英衛生施設組合議会議員選挙について」

議長（岡本 泰介君）

追加日程第3、選挙第2号「勝英衛生施設組合議会議員選挙について」を議題といたします。

勝英衛生施設組合議会規約第7条第2項により、組合議員に欠員を生じたときは関係市町村の議会は速やかに補欠選挙を行わなければならないとなっておりますので、欠員となりました1名の補欠選挙を行います。

本件につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法を取りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、申合せにより議会運営委員長、各常任委員長を選考委員とすることになっておりますので、正副議長、選考委員で選考し、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしましたので、それでは選考できるまで、暫時休憩といたします。

午前11時29分 休憩

---

午前11時36分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより勝英衛生施設組合議会議員について指名を行います。

金谷のり子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました金谷のり子議員を勝英衛生施設組合議会議員の当選者と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました金谷のり子議員を勝英衛生施設組合議会議員の当選者に決定いたしました。

金谷のり子議員が本会議場におられますので、本席から口頭により会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

〔4番岡野鉄舟君「議長、4番。動議」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

4番岡野議員、動議ですか。

4番（岡野 鉄舟君）

動議の内容でございますが、看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査決議の動議を提出させていただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

ただいま岡野議員から文書で動議の提出がございました看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査決議についてでございます。

これより文書を確認するため、暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

---

午前11時48分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど岡野議員から提出された看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査決議の動議をお手元に配付しております。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

この動議については、1名以上の賛成者の署名がございますので、会議規則第16条の規定により、動議は

成立いたしました。

次に、追加日程についてお諮りいたします。

「看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査決議の動議」を日程第5の前に追加し、追加日程第4として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立半数〕

議長（岡本 泰介君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は可決と裁決いたします。したがって、この動議を日程第5の前に追加し、追加日程第4として議題とすることは可決されました。

## 追加日程第4 看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査決議の動議

議長（岡本 泰介君）

それでは、追加日程第4、「看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査決議の動議」を議題といたします。

これより提出者の説明を求めます。

4番岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔登壇〕

それでは、看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査決議の上記のこの動議を美作市議会会議規則第16条の規定により提出いたします。

令和2年6月5日提出。美作市議会議長岡本泰介殿。

提出者でございますが、美作市議会議員岡野鉄舟でございます。

賛成議員の各位は、美作市議会議員岩江正行、同美作市議会議員中山忠明、同美作市議会議員萬代師一、同美作市議会議員山本重行、同美作市議会議員倉地重夫、同美作市議会議員岩崎清治、同美作市議会議員重平直樹でございます。

決議の内容でございます。

看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査決議。

地方自治法第100条の規定により、次のとおり看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査を行うものとする。

記。

1、調査事項。

(1) 看護師等養成学校誘致のための大阪滋慶学園に対する補助金の事務、経費の内容。

(2) 看護師等養成学校に必要な美作市所有の愛の村パーク、こぶしの里後山整備に関する事務、経費の内容。

(3) 看護師等養成学校に必要な学生寮を建設した民間に対する支援の事務、経費の内容でございます。

2番目として、特別委員会の設置でございますが、本調査は、地方自治法第100条及び美作市議会委員会条例第6条の規定により委員6名で構成する看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別



委員会を設置し、これに付託して行うものであります。

### 3、調査権限。

本議会は1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限を看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会に委任をいたします。

### 4、調査期限でございます。

看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができるものでございます。

最後に、5の調査経費でございますが、本調査に要する経費は、本年度において300万円以内とするものでございます。

それでは続きまして、このたび百条委員会の設置の動議を出していただきましたが、その設置の提案理由を説明させていただきます。

いろいろ申したいことがございますが、まず一言で申し上げますと、看護師等養成学校誘致のために大阪滋慶学園に対して約10億円の補助金を出しておりますが、御承知のように、平成29年度決算が多くの議員の判断によりまして不認定になっておりますが、その事実がいまだ明らかになっていないところでございます。また、この看護師等養成学校誘致に関連して、美作市所有の愛の村パーク、こぶしの里後山の改修、民間へのふるさと融資の貸付け等の支援をしておりますが、当初の目的に反して効果が出ていないという厳しい現実がございます。皆さん、どうかお考えください。これら今の現実を。

看護師等養成学校は、今は美作市スポーツ医療看護専門学校という名称で、平成30年4月1日に開校しておりますが、生徒数は、当初は680名、それが360名に減り、御承知のように、1年目には30名程度の生徒しか入学しておりません。約3分の1でございます。これが、ここ一、二年の間にも続いております。10億円もの多額の支援が生かされていないという厳しい現実がございます。

それから、関連施設でございますが、看護師等養成学校に在学する生徒のために、愛の村パーク、こぶしの里後山の改修をいたしました。これも御承知のように、当初の目的に反する厳しい現実がございます。具体的に申し上げますと、愛の村パークについては、現在、共立メンテナンスが指定管理者となっておりますが、この畳の部屋を改修したため、利用者が激減。さらに、こぶしの里後山に至っては、屋根を改修して放置をしたままでございます。また、民間が建設された学生寮につきましては、ふるさと融資、連帯保証の補助金の支援をしておりますが、仄聞いたしますと、入居者が非常に少ない経営の現実であると聞いております。

また、看護師等養成学校につきましては、1億5,000万円の問題がございます。テレビをお聞きの皆様に分かりやすくするために若干その美作市の滋慶学園に対する補助金のうち1億5,000万円について説明をいたしますと、第1点は、滋慶学園がいかなる理由でもらえる1.5億円の補助金を岡山県に対して申請しなかったか。できなかったということでございます。これらにつきましては、判断に関わった当事者、判断理由などがいまだ明らかになっておりません。それで、このことに対しまして、美作市がいかなる理由で滋慶学園が申請しなかった1億5,000万円を肩代わりして、起債をしてまでこれを財源にして補助したか。これらについて、判断に関わった当事者、判断理由など、この2点について、決算特別委員会において関係者の意見を聞くことができないまま、明らかになっておらず、その結果、平成29年度決算が不認定になっております。また、この1億5,000万円の問題につきましては、これまで多くの議員の方々が一般質問され、さらに市民団体の方が住民監査請求をなされましたが、事実の解明ができないままであります。市政の間では、市民の皆さんの間では、一体議会は何をしているのかという厳しい声を受けておるのは私一人ではないと思

ます。

そこで、これらの支援の内容、実態を説明することは、私ども議会に与えられた大事な使命であると考えております。どうか慎重に御審議いただけますようお願い申し上げまして、私の提案理由の説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

途中ですが、12時が参りましたので、ここで1時まで休憩として、次の方に入っていきたいと思います。1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中、提案説明が終わりました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、質疑を終了します。

それでは、これより討論を行います。

まず、本件に反対の方の討論はございませんか。

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

反対の立場で討論させていただきます。

昨年の6月議会、そして9月議会にも、この特別委員会の設置について提案がありました。しかし、いずれも否決をされております。その上で、またここでこういうふうな調査特別委員会の設置がしたいというような発議があるとは考えてもおりませんでした。1億5,000万円の補助金につきましては、10億以内であるという議決もしておりますし、それから市からの持ち出しは3億円以内ということも決まっております。これもきっちり守られております。これも、6月議会、9月議会で、同じことを私は申しております。

それから、現在、寮ですが、約100人が入れる寮が、アーミーマンションがあります。そこに入寮されている方が約60人ぐらい、六十数名ぐらいが入寮されているということもお聞きをしております。毎朝うちの家の前を60人の学生たちが、歩いて行く子、そして自転車で行く人、いろいろありますけれども、にぎやかに明るく、今まで5月の31日までは休みだったんですが、6月1日から元気いっぱい明るく通っている姿を見ますと、いつまでこの滋慶学園のことについて、3年目なんですよ、それをいつまでぐだぐだぐだ言っているんだという、本当に私は腹立たしい思いでございます。よって、今言いましたようなことで、反対をさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

続いて、本件に賛成の方の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、反対の方の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成の方の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決をいたします。

追加日程第4、「看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査決議の動議」について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立半数〕

議長（岡本 泰介君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案について、議長は可決と裁決いたします。よって、この動議は可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査決議の動議の委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により議長の指名により選任することになっておりますので、選考につきまして議長に一任を願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

それでは、選考できるまで暫時休憩いたします。

午後1時05分 休憩

---

午後1時20分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会の委員を事務局より報告させます。

報告をお願いします。

議会事務局長（尾崎 功三君）

それでは、御報告させていただきます。

委員に、議席番号3番岩崎清治議員、議席番号4番岡野鉄舟議員、議席番号5番中山忠明議員、議席番号6番倉地重夫議員、議席番号11番萬代師一議員、議席番号12番山本重行議員。

議長（岡本 泰介君）

ただいまの報告のとおりでございます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

それでは、看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

決定するまで暫時休憩といたします。

午後 1 時 20 分 休憩

午後 1 時 28 分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長、副委員長が決定いたしましたので、事務局より報告をさせます。

議会議務局長（尾崎 功三君）

それでは、御報告をいたします。

委員長に議席番号 4 番岡野鉄舟議員、副委員長に議席番号 3 番岩崎清治議員が互選されました。

- 日程第 5 報告第 3 号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」  
報告第 4 号「専決処分の報告について（和解）」  
報告第 5 号「令和元年度美作市一般会計繰越明許費繰越計算書」  
報告第 6 号「令和元年度美作市病院事業会計予算繰越計算書」
- 日程第 6 議案第 6 1 号「消防ポンプ自動車購入契約の締結について」  
議案第 6 2 号「岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する地方公共団体数の減少並びに組合格約の変更について」
- 日程第 7 議案第 6 3 号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」  
議案第 6 4 号「令和 2 年度美作市一般会計補正予算（第 3 号）」  
議案第 6 5 号「令和 2 年度美作市病院事業会計補正予算（第 1 号）」
- 日程第 8 議案第 6 6 号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」  
議案第 6 7 号「美作市大原居宅サービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」  
議案第 6 8 号「美作市高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」  
議案第 6 9 号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」  
議案第 7 0 号「美作市都市公園条例の一部を改正する条例に

ついて」

議案第71号「美作市災害派遣手当に関する条例の制定について」

議案第72号「市道路線の認定について」

議長（岡本 泰介君）

それでは続きまして、日程第5、報告4件、日程第6、議案2件、日程第7、議案3件、日程第8、議案7件、報告第3号から第6号、議案第61号から第62号、議案第63号から第72号を一括議題といたします。

なお、日程第5から第6につきましては、即決案件としてお諮りする予定でございます。

日程第5、報告第3号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」を副市長より提案説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第3号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」を御報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき御報告するものであります。

それでは、専決処分の内容を読み上げさせていただきます。

専決処分の日、令和2年5月11日。損害賠償の額、16万6,090円。事案の概要及び和解の要旨、令和2年3月1日午後2時頃、美作市則平41番地宅地内において、水道メーターの検針を行っていたところ、駐車していた職員の原動機付自転車が転倒し、駐車中の相手方に接触、車体を損傷させたものです。この事故で損傷した車両の修理に係る費用を責任割合（市10割）により賠償し、和解するものです。

以上、御報告させていただきます。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

中山議員。

5番（中山 忠明君）〔質問席〕

5番中山でございます。

この専決処分の16万6,090円という弁償、その専決処分ですが、これは水道の検針で回っておられます原付自動車の50ccぐらいのバイクでしょうけど、これを止めておった。それで、相手の車に当たった。損害賠償を請求されたというんですけど、どういう状況だったんか、ちょっとこの説明してもらわんと、私などもちょっと単車が転んだり、止めとるんがひっくり返ったりするようなことはあるにはあるんですけども、多分乗用車に当たったんだと思いますが、そんなにね、被害の状況がちょっとよく分からないので、その説明していただけますか。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

中山議員さんの御質問ですけども、まず現場の状況ということでございますが、車両が止めてあったとこ

ろは碎石が敷いてあるようなところがございます、非常に下の地盤が安定していないところで、そこに偶然といいますか、バイクを止めてしまったということが原因でございます。私の方で受けとる報告では、恐らく降りたときにはまだ立っていたんだと思うんですけども、検針、メーターを見ている間に転んだんだというふうに思っております。

また、この費用でございますけども、この中には修理費用と合わせまして代車代が入っておりますので、16万円という数字になっております。

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

分かりましたが、納得したわけじゃないんですけどね。これからもそういうことをよく気をつけていくように指導していただきます。

議長（岡本 泰介君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で報告第3号を終わります。

続きまして、報告第4号「専決処分の報告について（和解）」、荒木副市長より提案説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第4号「専決処分の報告について（和解）」を御報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき御報告するものであります。

それでは、専決処分の内容を読み上げさせていただきます。

専決処分の日、令和2年5月1日。事案の概要及び和解の要旨、児童手当返納金の支払いについて、支払い督促申立てから訴訟に移行したことから、4月臨時議会において報告を行っておりましたが、第1回口頭弁論後、相手方が支払い義務を認めた上で分割納付を希望し、経済状況から一括納付は困難と判断したため、分割納付を認める内容で和解するものでございます。

以上、御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

4番岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

質問させていただきます。この今回の専決処分に係る内容につきましては、5月の臨時会で、支払い督促の相手方は誰かということで議会が中断した経緯がございますが、今回私は質問したいのは、まず2つあります。

1つは、法律により支払いがなされなかったことによって訴えの提起となされるという民事訴訟のことで、前回、専決がありました。それで今回は和解の専決なんですが、訴えの提起があった後、債務者の方と行政はどういうやりとりをしてこういう和解になったかという経緯をお知らせいただきたいと思います。

2つ目の質問は、和解の内容の第3のところでございますが、こう書いてあるわけですが、「債権回収の便宜のため、債務不履行があった場合は期限の利益を喪失する旨の条項を設けます」。これは、前回、民法による訴えの提起じゃなくて、以前やっていた期限利益の喪失の条項と今回の期限の利益の喪失のどこが違うのかということをお具体的に教えていただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

それでは、相手方との行政とどのようなやりとりがあったということでございますが、まず4月の14日に口頭弁論がございました。その後、口頭弁論の中で、市としては一括で支払いをお願いしたいと。しかしながら、本人は、相手方につきましては、収入から支出をすると一括では払えないということで、分割をさせていただきたいという御意見がございました。その中で、それでは収入状況であるとか支出の状況をもう少し詳しく教えていただきたいということで、市役所の方に御足労願いまして、会社からの収入の状況、それから毎月の支払いの状況を確認させていただきました。その中で、分割をするしかないというようにこちらの方は判断しまして、このような和解の条項となりました。それが経緯でございます。それで、最終的には5月の12日に裁判で結審をしたということとなっております。

それで、第3項にございます部分でございますが、これにつきましては、債務不履行があった場合については期限の利益を喪失するという旨をしておりますが、これについては第1と第2で、第1は26万円の支払い義務の確認ですが、第2について、令和2年5月から令和3年9月まで7,000円ずつ払うと、令和3年の10月から完納するまで1万5,000円ずつ払うということで和解をしておりますが、その中で債務不履行ということで、支払いが滞った場合ということで、これが債務不履行があったということで、期限の利益を喪失するということで一括支払いをしていただくという形で、債務不履行の権限の喪失ということで、第3項に入れております。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

部長、聞きたいところは、私が、債務不履行があった場合は期限の利益を喪失すると書いてあるんですが、滞ったというのはどういう状態かと。1回でもあれだったらば、もうあなた、全部払えよと、こうなるのか。そうではなくて、3回滞った場合か。そうじゃなくて、10回あれば5回ぐらいまでかということをお聞きしたいということが1点。

もう一つの新たな質問は、私も行政経験は少しはあるんですが、普通、民事訴訟法の支払い督促の規定は、想定されているのは国民の関係が多いと思うんですね。だから、お互いに債権・債務があるということはお覚悟の上で経済活動をするんですが、行政と市民の場合、特に行政サービス、受益的なサービスをする場合は、丁寧な接し方をすることによって、このような自動的に訴訟提起がみなされるという規定に行くまでに、今回和解をするんならです、訴訟提起になったんですよと言って、その市民の方に、幾らお払いになられないからといって、あなた、裁判になったよと言うんじゃないで、やはり行政は相手方のことを考えて丁寧にやる必要があると思うんですが、今回はそれができなくて、支払い督促の申立てをし、訴えの提起と

みなされ、それに和解をして結審ということなんです、今後の行政のこういったケースの場合にどうい  
ことを反省点として感じられましたかということが2つ目の質問です。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

利益の喪失、滞りということで、7,000円ずつを支払いするのが令和2年5月からでございますが、その  
分につきましては1万4,000円、2回滞った場合、それから令和3年10月からの分でございますが、これに  
ついては2万1,000円に到達した場合について、利益を喪失して残金を支払うという形でございます。

それから、丁寧な説明ということで反省点等ということでございますが、この案件につきましては、平成  
25年3月に児童手当の支払い等の認定請求がございまして、その後、支払いをした結果、それが支払いがで  
きない状態と、児童手当を受給できないということでございまして、その返還を求めておりまして、27年  
からずっと担当者、課長が自宅へ行き、毎月の支払いの約束をし、分割で支払いをするという申立てをいた  
だいて、行ったり電話したりしておりましたが、それが滞ることになりまして、最終的にこのように支払い  
督促という裁判になったわけでございます。これについても、今後についても支払いについては丁寧な説明  
をしながら、収入の状況を確認して、していきたいと思っておりますが、最終的には法的な形にもなってくると思  
います。

以上でございます。

議長（岡本 泰介君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で報告第4号を終わります。

続きまして、報告第5号「令和元年度美作市一般会計繰越明許費繰越計算書」について、副市長より提案  
説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第5号「令和元年度美作市一般会計繰越明許費繰越計算書」を御  
報告申し上げます。

令和元年度美作市一般会計補正予算（第6号）において、繰越明許費の設定に関しまして可決、承認いた  
だきました農地耕作条件改善事業、森林研究・整備機構森林整備センター分収造林保育事業、林道整備事  
業、防災・安全交付金事業、公共施設等適正管理推進事業、社会資本整備総合交付金事業、緊急自然災害防  
止対策事業、現年公共土木施設補助災害復旧事業の8事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項  
の規定に基づいて繰越明許費の額が確定した事に伴い報告を行うもので、繰越額の総額は1億1,732万  
5,000円でございます。

以上、御報告させていただきます。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

これより質疑に入ります。

ございませんか。



4 番岡野議員。

4 番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

繰越明許費は、事故繰越と違いまして、財源を既収であれ未収であれ送るわけなんですけど、いろんな事業を個別にというふうにも申し上げられないんですけど、この繰越計算書に載っている分の中で、今現在で進捗率を聞きたいんですけど、この事業の中で、建設、農林の事業の中で、今2カ月ほど過ぎたばかりなんですけども、非常にその進捗率が、年度初めになって進捗率が例えばまだ1割も行っていないとか、例えばもう2割までとかというものがもしあるんじゃないのかなと思うんですけど、その辺の状況は建設、土木について、あるかないか。あれば、それがなぜ遅れているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）

進捗率でございますが、5月末現在で申し上げますと、46%が完成しております。また、見込みで言いますと、6月末の状況で7割までが完成するといったところでございます。残りの緊急自然災害及び災害復旧に関しましては、未契約の繰越しになっておりまして、現在、発注作業を行っているところでございます。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

私の方からは、森林研究・整備機構森林整備センターの分収造林保育事業ということで、市有林の保育事業として改植が遅れておりましたが、こちらは5月21日に完了しております。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で報告第5号を終わります。

続きまして、報告第6号「令和元年度美作市病院事業会計予算繰越計算書」について、副市長より提案説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第6号「令和元年度美作市病院事業会計予算繰越計算書」を御報告申し上げます。

病院事業費用における4階特殊浴室の改修工事は、施工時の安全対策で病室を空室にする必要があり、その調整に日数を要したことから、地方公営企業法第26条第2項の規定に基づき予算の繰越を行いましたので、同条第3項の規定に基づいて報告を行うものです。繰越額の総額は2,050万円でございます。

以上、御報告させていただきます。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

これより質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で報告第6号を終わります。

10分間休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時02分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続きまして会議を開きます。

日程第6、議案第61号から議案第62号について、副市長より提案説明を求めます。

荒木副市長。

1個ずつお願いします。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第61号「消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を御説明申し上げます。

令和2年4月30日、消防ポンプ自動車購入に係る指名競争入札を行い、開札の結果、岡山市北区大供一丁目6番3号、株式会社岡山森田ポンプが2,040万円——税込みですが——2,040万円で落札したものでございます。

更新予定の作東方面隊土居分団第2部の消防ポンプ自動車は、配備から26年が経過し、老朽化により消火活動に支障を来している状況にあります。火災に対する消防団の機動力を十分に発揮するため、現行車両を更新し、防災体制の充実を図るものです。

契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第8号並びに美作市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案につきまして御説明申し上げました。御審議のほどよろしく願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案理由の説明が終わりました。

初めに、議案第61号「消防ポンプ自動車購入契約の締結について」、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第61号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第61号「消防ポンプ自動車購入契約の締結について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第62号「岡山市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更について」、これより提案説明に入ります。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第62号「岡山市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更について」を御説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって岡山市町村総合事務組合の共同処理する住民の交通災害共済に関する事務を廃止することなど及び令和2年9月30日をもって美作養護老人ホーム組合が解散することに伴い当該組合が脱退すること並びにこれらに基づき岡山市町村総合事務組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、議案につきまして御説明申し上げます。御審議のほどよろしく願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第62号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第62号「岡山市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第7、議案第63号から議案第65号について、副市長より提案説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第63号から議案第65号について御説明申し上げます。

まず、議案第63号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」は、市民の方から介護医療関係の資格取得を目指す学生の負担軽減のために使ってほしいとの御意向で2,000万円が寄附されることから、その寄附金を基金に積み立て、目的を達するための事業に要する経費に充てるために、美作市資金の積立てに関する基金条例に美作市介護医療関係奨学基金を追加しようとするものです。

次に、議案第64号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第3号）」を御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ4,728万7,000円を追加し、予算総額を251億678万9,000円にしようとするもので、債務負担行為の追加1件、地方債の変更1件を計上しております。

歳出における追加補正の主なものは、総務費では若者移住定住促進給付金480万円、みまさか臨時創生費2,018万7,000円、民生費では介護医療関係奨学金180万円、消防費ではコミュニティ助成事業による備品購入110万2,000円、諸支出金では美作市介護医療関係奨学基金積立金1,000万円などとなっております。

なお、今回の補正の主なものとなっているみまさか臨時創生費につきましては、国庫支出金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施するオンライン家庭学習環境整備費補助金800万円などの新型コロナウイルス感染症対策事業に係るものでございます。

その他の事業の財源は、寄附金1,300万円、財政調整基金繰入金840万円、コミュニティ助成事業助成金210万円、集会施設整備事業債330万円などとなっております。

次に、議案第65号「令和2年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」でございますが、大原病院における新型コロナウイルス感染防止対策として、患者受入れによる診療体制確保のための補正を行うものでございます。

収益的収支予算の主な内容は、他会計補助金を62万円増額しようとするものです。また、資本的収支予算の収入において一般会計出資金を284万円増額し、支出では人工呼吸器1台の購入として機械備品購入費を284万円増額しようとするものです。

以上、議案につきまして御説明申し上げます。御審議のほどをよろしくお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、回数は3回までとし、一括質疑となっております。各議案は委員会付託されますので、所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いいたします。質疑は質問席で行い、一般質問化しないようお願いいたします。

初めに、議案第63号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第63号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第64号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番青山慶議員。

1番（青山 慶君）〔質問席〕

それでは質問いたします。13ページの3、歳出、款2項1目40の節18、負担金補助及び交付金のオンライン家庭学習環境整備費補助金800万円につきまして、この制度の内容を詳しくお教えてください。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）

青山議員の質問に答弁させていただきます。

今回、補正予算に計上いたしました美作市オンライン家庭環境学習整備の補助金につきましては、今回、新型コロナウイルスの交付金が創設されることに伴いまして、その財源を活用いたしまして、市内の小中学校の御家庭に対して、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対し、支援、補助金を交付しようとするものがございます。それにつきましては、交付金申請の事業計画に当たりまして、事業費等を算定する具合がありまして、今のところ、インターネット環境整備に要する費用といたしまして、市内につきましては光ケーブルが整備されております。それに伴いまして、各家庭には告知端末とかそういったものがほとんどつながっておりますので、そこから先の家庭内の光ケーブル工事の経費を補助対象にしようとしております。光ケーブル工事といたしまして、みまちゃんネルに負担金として2万5,000円程度お支払いします。それからまた、光回線を開設しないといけないので、NTTで約1万円程度必要になると。それから、プロバイダー契約が約3,000円程度。それから、Wi-Fiルーター、無線LANにしないといけないので、Wi-Fiルーターを購入するということで約5,000円程度で、実際、約4万2,000円程度かかるという事業費の算定をしております。

国に対する要望といたしましては、4万円を事業費として考えまして、その2分の1の2万円を上限に補助金を交付しようとしております。ただし、家庭での通信費になりますが、それについては国の方が補助対象にしていないということがありまして、今回の補助対象からは外させていただいていると。

以上でございます。

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

2回目の質問です。

この補助制度につきましては、所得制限があるのかなのかというのが1つ。それから、小学生、中学生の子どもを持つ家庭の100%のWi-Fi環境導入を目指すのか、それとも可能な限りこの制度を使ってなるべく導入してもらいたいという性質のものなのか。その2点についてお答えください。

議長（岡本 泰介君）

平田次長。

教育次長（平田 幸春君）

所得制限、低い方の御家庭につきましては、今後ちょっと検討しないといけないと思っておりますけども、例えば市というか教育委員会でWi-Fiルーターを購入して、それを貸し出すといったことも、今後この整備状況により検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、今回の整備は、できるだけ市のこういった補助金を活用していただいて、無線LANを整備していただきたいというふうに思っております。

議長（岡本 泰介君）

まだもう一つあったよ。100%を目指すのか、導入。

教育次長（平田 幸春君）

失礼しました。市内の現在約80%が大体整備されとるというアンケート調査結果が出ております。残り20%が今回対象としておりまして、もう100%を目指して取り組んでまいりたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

青山慶議員。

1番（青山 慶君）

3回目の質問です。100%を目指すとはありますが、補助上限が2分の1ということで、それでも導入するのが難しいという家庭はあるかと思うんですが、そこは先ほど答弁にありましたWi-Fiルーターの無線貸出し等でフォローしていきたいというふうにお考えで、そこはまだこれから御検討という状況でよろしいですか。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）

先ほども言いましたように、所得の少ない方、何らかの事情によって整備できない御家庭につきましては、市が用意したWi-Fiルーターの貸出しということで対応を考えてまいりたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

13番尾高議員。

13番（尾高 誉久君）〔質問席〕

13番尾高です。

13ページの財産管理費で、委託料が工事費を上回るのはなぜかと。それで、工事について、次の交通運行についても急いで可決したいという旨は、どういう理由で急がれているのか。それと、この企画費の中の若者移住定住促進給付金が要るということは、大変いいことだと思っております。多分1万5,000円の関係で、景山部長、技術専門学校、高等学校、それとアーミーマンション、恐らくアーミーマンションがすごいんだろうと思うんですけど、住民票を移された場合、そのような処置をしたことが功を奏していると思っておりますが、その辺のことをお聞きしたいのが、全体的になぜこれを急ぐんだと。このポイントはどこなんだと。

だから、急いでいるわけでしょう。そこを教えてください。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

まず、私からは、財産管理費の設計委託料と、それから工事請負費につきましてちょっと説明をさせていただきます。

この設計委託料につきましては、当初予算でお願いをいたしております農協の土居支店、こちらの方を譲り受けるようになっております。内容、今、不要の建物については撤去をされております。主になります店舗につきましては、それを改造するためにこの設計費というのを計上させていただいております。

また、工事請負費につきましては、中尾地内の水路が壊れておりまして、雨水が道の上に上がってくるというような状況になっております。しかしながら、その上のりが市の所有でない場所でございます、それをこの夏、工事をされるということになっておりますので、併せて水路を整備させていただくというものでございます。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

若者定住促進給付金480万でございますが、大変多くの方に市内に転入していただきまして、スポーツ医療専門学校等につきましては百数十名の方が在籍されまして、6月1日から授業再開されております。その中でも、入寮されているのが54名の方が入寮されておまして、その中でも申請がかなり出てきております。そのために予算が不足しておりますし、それからコロナの関係で財政的にもなかなか逼迫しているというような状況もありまして、支払いを早めをしたいということで、急いでここに上げさせていただいております。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

若干説明が足りていないので、私から補足をしますが、今回急いでやっていただく理由は、本件補正予算の中にコロナ対策というものが入っているという点が大きいわけですが、加えてもう一個の大きな理由は、恐らく今議会中に第4号補正を提出することになります。これは純然たるコロナ補正になるんですが。そういったしますと、3号補正の審議の途中で4号補正が出て、もう舌をかむような話になりますので、やはりまず急いでやっていただくという必要が出てくるというのが2番目の大きな理由。

3番目に、先ほど土居の件でも言いましたし、中尾の件でも言いましたが、これはできればあるんですが、皆さん、出水期を前に急いでおられるんです、市民の方々は。安全に関わることでございますので、急いでいる。それをおもんばかった場合に、今回コロナのこともございますし、様々な理由もありますし、出水期も近いというようなことの中で、できましたら早急な御判断をとということになったということで、御理解賜りたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

景山部長、うちの同僚が調べたところ、54人じゃなくて60人だと部長が言われた。多分60だと思いますけ

ど。少なく言わない方がいいなと思います。60は確実なんです。

市長が言われましたように、それぞれの交通運行費の中の工事費においても早期に急ぐんだと、コロナ関連で急ぐんだということで、常任委員会において十分に説明ができるように聞いていただきまして、産業建設委員会がないわけで、これ以上、まだ質問はできるんですけど、これで終わります。よろしく願います。

議長（岡本 泰介君）

他にごいませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

13ページの目の40、節の需用費かな。これの医療材料費110万円。それと、12の検査委託料、これ80万円。これについてのちょっと御説明をしていただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

御質問のみまさか臨時創生事業費の需用費のうちの医薬材料費と12の委託料、検査委託料の内容でございますが、これはコロナウイルス感染症の抗体検査に係る費用についてでございます。抗体検査につきましては、無症状の病原体保有者等による感染がある程度一定の数値があるのではないかとということで、各地で抗体検査が実施されておるところですが、美作市におきましても、美作市の地域の特性ということで、その特性というものが非常に関西圏と人や物の交流があるということで、人の往来、物の往来がある状況の中で、幸いにも今回、感染者が発生しておりません。そうした状況の中で、こうした抗体検査を行うことによって、より正確な調査を継続的に横断的にやるということで、そういった疫学的な要素を取り入れた抗体の獲得率が一体どれくらいあるのかということをお調べさせていただきまして、今後の予防対策とか経済対策というのにつなげていくことができるといふふうに考えております。

内容的には、医薬材料費につきましては、抗体の検査を行います定性キット、これは購入費に当たります。それから、検査委託料につきましては、協力していただける医療機関への検査の委託料という内容でございます。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

これはこの前に、抗体検査というのは、この前、新聞にも出りましたが、三県境でどうのこうのという言われていたやつやな。それで、これ、どんなかな。よその市町村は全部、これは辞退しとんじやな。

それと1つ聞きたいのは、今言えるこの抗体検査して、PCRぐらいな確実なものが出るのか出ないのか。それで、抗体検査した、どがいもなかった、そこらへみんなずっと、私は抗体検査したんじやけども、感染はしとらんじやとって言いよったら、テレビで最近ようしよりますけども、いや、感染しとったんじやというような、時々じゃない、毎日そういうようなニュースされますがな。それと最近、今、部長にも休憩中にちょっと言うたんじやけども、島津製作所という京都の方の会社が、唾液の検査でPCRと同じような、1時間ほどしたら結果が出るようなものをはやね、発表しております。何十万人というような検査できるどうのこうのというようなことを言いよりましたけども。



できれば確実のあるやつをせなんだら、それは今言いよる安全なために、何のためにするんかということ、何のためにこれをするんかといって言ったら、それは今言いよる感染をそのところで防がにゃいけん。早う隔離せにゃいけん。隔離して、それで病院できちっと治療を受けて治してもらわにゃいけん。それで、感染広がらんわけじゃから。これも、今言いよるコロナウイルスというのは、初めから何百人という人が一遍にばさっと出たんじゃなわけじゃから。1人が3人になり、3人が10人になり、10人が100人になりして、ずっと増えとるわけですから。

そんなところで、一番聞きたいのは、何人ぐらい対象にしとんかということ。美作市が今2万7,000人ほどおるんじゃと。そうしたときに、この予算では何人ぐらいを対象にできとんかということ。それと、これを今言いよる検査、医療材料費、それからこの検査委託料、これらでもやっぱししようと思ったら、何を試算してこの数字を出したんか。何社ぐらい見積りしたんか、医療の関係だったら。できればその辺のところをちょっと教えてください。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

数字その他については担当部長が答えますが、御指摘のように、できればやっぱり確実な方がいいので、我々としては、今、世の中に何種類か抗体検査があります。やり方も違います。島津のはPCRのあれですけども。抗体検査についても、今どうもまさに日進月歩になっていって、我々としては、この予算の範囲内で、世界的に通ずるように、もうどこへ出しても恥ずかしくない検査はできるように努めるようには指示しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

まず、三県境の動きですが、先般、三県境のトップの方の会談をしていただきました。方向性については、今すぐ美作市と同時にスタートを切るという自治体は出てきませんでしたが、中にはその検査のやり方次第では考えてもいいという方向で考えていただいている町もあります。

それから、抗体検査の判定ですが、これにつきましては人を特定してどうのこうの、あ、人数を言います。人数につきましては、まず200人規模で2回やりたいというふうに考えております。というのが、継続的に調査をするということが大事なのかなということを思っていますので、できる限り早い時期と、それから秋口以降ぐらいにもう一回同じ人数の規模でできればというふうに考えております。

それから、先ほど——そのキットについてですが——市長が申しあげましたように、非常にたくさんのメーカーも参入してきておりますので、この検査自体が無駄なことにならないように、精度の高いものを求めていきたいというふうに考えております。ですので、その400人分の検査ができるものということで、積算をさせていただきました。

それから、島津製作所については、ちょっとお聞きしたのでスマホの方で確認したんですが、PCRの検査そのものができる、いわゆるその検査ができるところということで、1日40検体ぐらいの検査ができる規模のところ、事業所という位置づけのようでした。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

対象が200ずつで、ほな2回ということになったら、400人じゃな。誰を対象にするんか。それが問題なんよ。分からんでしょ。大原のわしのところの今言いよるうちの周辺だけ、岩江のところの周辺が大体あそこは100人ほどじゃけん、あの周辺を基本的にやろうとか、あそこへ何か知らん、ちょっとコロナにうつつとるような疑いのあるようなことを聞くんじゃと、あの辺をしようとかかというんだったら、それは分かるんよ。2万7,000から上の人口がおるところで、誰を対象にするんか。パフォーマンスじゃなしに、市民の健康を一番に、これ以上感染者を増やしちやいけんというてするんでしょ。それだったら、その辺のところの400人で済ますんじゃなしに、2万7,000を対象にするような、病院だけで済ますんか、それからよそこから来よる人についちゃ、どうするんか。そんなところはきちっとせなんだら、パフォーマンスじゃなしに、ほんまに水際で食い止めるんじゃと、県境で食い止めるんじゃと。それにはこの辺を対象にやるんじゃというようなやつを、やっぱりその辺のところを十分議論して、取り組んでいていただきたい、かように思います。終わります。

議長（岡本 泰介君）

4 番岡野議員。

4 番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

岩江議員に引き続きまして、予算書13ページのことで質問をいたします。

事前にちょっと申し上げたいのは、私はこうやって議案質疑をしたり一般質問をするときには、ホームページの情報公開請求されているのをできるだけ見るようにしているんですが、そこに先ほど岩江議員が質問した三県境の5月の21日にウェブ会議をやっていて、ちょっと質問からそれますけど、ウェブ会議で音声で中断し、画像が乱れ、この前、そういうような、いや、議事録にそういうふうを書いてあるんですけども、急いだもんでないから、これはよう調査をしとかんといけんのかなという感じを受けました。

それで本論に入りますが、僕は、今、岩江議員の質問の関連のときに、江見部長に説明をいただきましたのは、今はもう慣れた言葉になっているPCR検査と抗原検査と抗体検査、これの差ぐらいをまず言っていて、本件の抗体検査はこういうものでこうだということを言っていたきたい。私は、議案質疑ですから3回という回数制限がありますが、2回目か3回目のときに私が勉強したことでそれをお教えいたしますが、まず質問ですよ。三県境の5月の21日の資料を見てみますと、美作市及び西粟倉村200人、無作為抽出を100人、それから検査希望者100人と、こうなっているわけです。その単価表を見ますと、200人で掛けることの5,500円、これ110万ですわ。それが今の、まずお聞きしたいのは、じゃあこの110万の中で、この三県境に出したように、どうして美作市は西粟倉村民の方の抗体検査をするんですかということが1点です。ここにちゃんと書いてあるんです。三県境のその説明資料に書いてあるんです。それが1点と、この簡易キットは単価をどのくらいのものにされようとしているんかということをお教えいただきたい。

それから、それとも関連するんですけども、簡易キットを、本当にこれから予算がもし可決すれば執行するんですけど、どの種類のをやろうとされているのか。単純に今400人でこれを割ると2,300円になるんです。だから、5,500円でも私は非常に単価が低いんじゃないかなという感じをしとるんですけど、これによっては医学的な専門用語で特異性ということがあるんですよ、私がホームページで見るとね。そういうことがありますので、今申し上げましたように、第1回目の質問は、この三県境に出した資料、これの200人というのは西粟倉も入っとんですが、西粟倉もしてあげるといことであれば、それはちょっとおかしいじゃないですかということなんですけど、この予算書の64ページの110万の積算内訳をお教えいただきたいのが1点目です。

それから2つ目は、今言いましたように、簡易キットはどのランクのどういうのをやろうとされている

んか。

それから、今、後から私が3つのPCRと、それから抗原検査、それから抗体検査を僕が説明しますと言ったんですけど、ついでに、できるだけその事務分担をして、テレビを聞いていらっしゃる方に分かっただくようにしたいと思いますので、その辺を今、部長、知識をお持ちですので、まずその辺を教えてください。だから、質問は3つですね。1回目。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

その当日の資料ですが、会議の中でもおことわりをさせてもらったんですが、三県境の会議をする前に、担当者会議というのをさせていただきました、ウェブ会議で。そのときに使った資料を出したんですが、それ以後にいろいろとやっぱり、先ほど市長も申し上げましたが、日進月歩で状況が変わってまいりますし、我々もどういった方法がいいのかというのを毎日考えていくと、やっぱりこっちの手法の方がいいなということで、内容について少し変わった点がありますということでおことわりをさせていただいて、その資料には残していませんけど、別の説明をさせていただいた部分があります。

西栗倉については、人口規模でいくと、美作市を200で積算したものですから、西でやると10人ぐらいになるんですよ。10人を対象に検査をしてしまうと、どこの誰がということが分かってしまうので、発表もできないということで、それだったら美作の発表するとか、持っている数字の中に西栗倉さんの分も入れて、やると。ただ、お金のことになったら、西栗倉の当然費用でやってもらわないといけないし、西栗倉で実施してもらおうということになりますので、表記の仕方がまずかったかもわかりませんが、そういう意味で書いております。あくまで美作市のお金しか計算しておりません。

それから、簡易キットですが、200人ということですが、IgMとかIgGとかという表現をするんですが、普通キットの場合はそのMとGというのがワンセットになっておりまして、Mの場合はウイルスに感染している初めの比較的早い方がMの反応が出ると。それから、大体終息に向かって、ほぼ2週間ぐらいたった時点でGというものの反応が出るんですが、このGの方が陽性になると抗体を持っているということになります。

要は、美作市が、三県境の説明をしたときは、MもGも合わせたもので説明をしたんですが、そうするとやっぱり費用もかかるので。結局美作市が知りたいのは、抗体を持っている人の数を知りたいので、キットはGの陽性反応が出るものだけでいいということで、5,500円の半分の2,750円で抗体検査をできるという判断で、200人の倍の400人ということで、今、数字を考えております。それが、当日の説明と今説明しているところがちょっと違ってきておるんですが、私も今回初めての、200人ですが、かなり大きい事業として考えて取り組んでおりますので、どういうふうな進め方をするのが一番市民の皆さんにも負担にならずに、医療機関の方にも協力してもらいますので、負担にならないと、一番きれいな形でできる方法がどうかということでも日々考えてやっていますので、ちょっと方向が変わる部分もあるかと思うんですが、そういうことで御理解いただきたいと思います。

それから、抗原、抗体、PCRの違いですが、PCRというのは、一番、今、日本の中では精度が高く、国が認めているコロナウイルスの陽性を判断する検査の方法です。これが唯一認められている陽性の判定が下される検査方法です。

抗原というのは、それ同じやり方になるんですが、非常に短い期間で、30分ぐらいで陽性反応が分かるものです。ただ、非常に、PCRの場合はウイルスを増殖させていくということらしいんですけど、これはそ

の反応が薄いので、かなりきつめのところの検体が採取できていないと反応がないということですので、最初にこの抗原検査をスクリーニング検査のような扱いでやって、それで陽性が出たらPCRにかけて確定させるというような扱いになるように聞いております。

それから、抗体検査というのは、これはいつの時点か分からないけれどもウイルスに感染して抗体ができているような状態になっている人がいるかどうかと、さっき言いましたIgGのものを持っている方を特定させる方法ということで、現に今ウイルスにかかっているかどうかというものを見るものではないということです。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問ですが、その前に、大体合っているかなとは思いますが、もう少し説明をしていただけた方がいいということを質問の前にね、議案質疑の前としてお話をしますと、要するに新型コロナウイルスが現在あるか、存在するか、過去にあるかという点がまず違うんですね。つまり、PCR検査というのは、Polymerase Chain Reactionという、ポリメラーゼ連鎖反応というふうに本には書いてあるんですが、要するに体内に新型抗原ウイルスが存在しているかという検査です。陽性率が約70%と言われております。つまり、感染していても30%は見過ごされるという、そういう陽性率があるということです。

もう一つは、陰性率は99%と言われております。つまり、感染していない人を調べ陰性と出る確率なんです、99%なんです。つまりどういうことかということ、感染してなくても1%は陽性と誤判断をされる、そういう危険性があるということになるんです。だから、例えば人口1億人の中で1%の人が陽性と誤判断で入院、ホテル住まいをさせられるという、そういうことなんです。今は、日本では病床数が約1万3,000ぐらいと言われてはいるんですけど、もうとても、もしそういうふうになっちゃうと、足りないということにとインターネットには書いてあります。じゃあ、1億人のPCR検査を、仮に0.1%の10万人が感染と仮定したときには、要するに10万人の30%で3万人が感染をしているのに陰性と診断を受けて、例えば僕がそうであれば街を出歩くという、こういう特性と、いい面もあるし、デメリットもあると。

一方、抗原検査というのは、さきにも厚生労働省が始めておりますが、現存するウイルスのタンパク質を検出するという、感染があるかないかを調べると。だから、今、部長が言われたように、PCR検査に比べると、精度は低い。ただど一方、陽性であれば、感染者として診断をされる。陰性であれば、見落としがあるのでPCR検査でしなけりゃいけないという、そういうデメリットもあるということで、厚生労働省は無症状の人には勧めていないというふうに新聞には書いてあります。

そこで、抗体検査なんです、今、部長も言われたとおりでと思いますが、言いかえをしますと、体内に新型コロナウイルス抗原に対する抗体ができているのがその検査をするという、つまり抗体価の上昇をチェックするんだと、こう言われております。要するに、過去に新型コロナウイルスがその人の体内に入ったかどうかを知る検査であると。今回のその簡易キットの種類で物すごい差が出ると言われております。

ちょっと前置きが長くなりましたが、そこで部長に質問ですけど、簡易キットの関係で、特異性は、特異性って部長、御存じで。分かりますか。分かりますね。つまりどういうことかということ、新型コロナウイルスだけに反応する率のことを特異性と、こう言うんですが、いいですか。じゃあ、その何%ぐらいのキットを今回の、単価は別にして、400人ぐらいの人を調べるのに考えていらっしゃるんでしょうかという質問です。質問ですね。2回目の質問。特異性ね。これは非常に大事なポイントになるらしいんです。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

キットにつきましては、今、厚生労働省の方にいろいろとアドバイスをいただきながら、こういったもの  
がいいかというところを御教授いただいているところで、今、岡野議員が言われる特異性が何%というところ  
までまだ至っていませんので、使うものについては精度の高いものを使っていきたいというふうに考えて  
おります。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

ちなみに、私がインターネットで見たときには、90%というようなものでも、確率あと10%かどうかとい  
うのがあるんですが、非常にこれ、よくないらしいですね。どういうことかという、つまり残りの10%  
は、例えばほかのウイルスへの過去の感染があるということだけで、新型コロナウイルスの抗体があると、  
そういう判断をすることになるんだと。ですから、この特異性のことはよく研究してやられないといけませ  
んよということなんです。今、2回目の質問で、3回目の質問に入る前置きなんですけど、市長、何か手  
を挙げようとされとるんですけど、3回目の質問に移りますから、そのときに併せて、もし市長、御答弁の  
気持ちがおありでしたら、答弁していただければと思います。

それで、ちょっと苦口を3回目の質問の前に申し上げたいのは、1つは、東大の児玉先生などが協議会を  
つくっていらっしゃるって、9割が要するに陰性、つまり感染歴がないのに陽性となる疑陽性の可能性が多  
に多いと、精度に課題があるという、こういうふうに言っておられるんです。

具体的にこの前の山陽新聞に出ておりましたけど、福島県と東京都で検査をしているその結果をちょっと  
お話ししますと、680人の血液検査をしたんですが、58人が陽性になったんですね、抗体検査で。ところが、  
大型の精密機械で精査をすると6人が陽性であったと。つまり52人というのは陰性だったということな  
んです。それだけの危険性が、危険性というか、これは後の話にしますが、そういう不確実性があるとい  
うことのようなんですね。じゃあ、東京都は500人やっているんですよ。その新聞に出ておったのは、抗体  
検査の陽性は3人です。つまり率にして0.6%です。それで、福島県が0.88%で、東京都が0.6%なんです  
が、児玉教授は両方の数値に大きな違いはないと、こういうコメントを出されているんです。つまり確実性  
がないという、非常に薄いということなんです。

一方、今度は現実に、三県境の議事録を私はインターネットで出して、見てみたんですね。これは情報公  
開されていて、私はちょっと情報公開の問題がどうかと思ったのは、各町長名を塗らなくて出しておられ  
たのは同意を得られた上であるのかなという、その判断はあるんですけど、それは書かれておるので、佐用  
町長さんはこう言っておられるんです。「今の段階で、個人に検査を依頼して、血液を採取し、抗体があっ  
たかどうかは必要がない」と、こうおっしゃられておるんです。宍粟市の市長さん、市長さんというか出ら  
れた方は、「医師会に意見を聞いた」と。「県あるいは国として、一定の中で同じ条件であれば効果があ  
る」と。「今は感染予防に力を注ぎたい」と、こう言っている。近くの西栗倉村長さんは、「とにかく今大事なのは、もし生じるかもしれない感染者の出現にどう対処するかが大事であって」ということ  
で、この検査には前向きでないという、そんなふうには私は見ました。一方、最後に、智頭町の町長さんだっ  
たと思いますが、今私が申し上げたように、「コロナの場合、風疹とかはしかのように、抗体があれば感染  
はしないということではない。これは抗体検査、言われていることなんですけど、未知の部分が多

い」。ここが大事なんです、次がね。「調査しても、住民が不安になるだけではないかな」と。智頭町の町長さんと話をしたわけでないので、例えば私に抗体があるとしたときに、岡野さんは抗体があるということになっているんじゃない。岡野さんは新型コロナがあるかもしれない。例えば、そういうような私の取り巻きとか友人なんかは、岡野はちょっと危ないよと、こういうようなことになったらいかなのだと。この種のことかなと。要するに、大事の上には大事を踏んだ方がいいかなということでもあります。

前置きが長くなりましたが、いいアイデアかもしれないけども、実践しても、ちょっと今の段階は時期尚早じゃないかなというふうには私は思います。3回目の質問なので、後はできないので、私が今、議案質疑をさせていただくことも踏まえて、文教厚生委員会の中で、引き続きこの辺を御議論していただきたいんですが、今は議案質疑の段階なので、江見部長に、今現在の私の疑問点は、実施してもちょっと意味がないんじゃないかなということなんです、その質問にお答えいただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

若干私の方で補足的に申し上げておきますけども、東京と東北地方の検査で、これはどこの先生が分析されたか、よく知りませんが、明確なサンプリングの問題がありまして、サンプリングって分かりますか。これはどういうことかという、どの集団を測るかによって誤差が出ることもあるんですけども、例えば自民党の支持者の集団と共産党の方の支持者の集団でサンプルを採って、ある政治的意見について随分誤差が出るんですけども、国が抗体検査を実験的にやったんですが、そのときには献血提供者の血液を抗体検査に使ってみたということなんです。献血の提供者の方々というのは基本的に健康状態に自信があるという方が意識的に選択されるので、それがゆえにかなり低い値で両方とも出たんであろうというのが実は通説になっております。

2点目に、我々、陽性反応を問うためにやっているわけではありません。恐らく美作市は、今の献血のデータと同じように、ほとんどいないはずなんです。いないということが明らかになったら、やはり我々としては、今後とも3密状態を避ける、危ないところに行かないという行動指針を市として顕示しなきゃいけない。もしこれが陽性反応が高かったら、もう何もなくていいですよ。済んじゃっているんです、それは。ただし、我々、恐らくこの抗体検査をしたときに、出る結果、陰性率って、陰性の正答率って非常に高いんです、これ。陽性の方が確におっしゃるとおり問題あるんですが、陰性の正答率が非常に高いものですから、陰性が強く、ずっと定着して変わらなかったら、かなり長期にわたって、私どもとしては、海外への渡航であるとか、いろんな行動について、市として自粛せざるを得ないという判断がきちっとできると。そこに疫学的な意味での検査の重要性があると思っていまして、恐らく議員はそのことが全然お分かりになっていないので、今、陽性のことばかりおっしゃったと思います。

議長（岡本 泰介君）

それでは、10分間休憩します。

午後3時01分 休憩

午後3時12分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第64号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第65号「令和2年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第65号の質疑を終了いたします。

以上で議案第63号から議案第65号に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております審査付託表を御覧ください。

お諮りします。

議案第63号から議案第65号は、審査付託表に記載のとおり各委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

続きまして、日程第8、議案第66号から議案第72号について、副市長より提案説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第66号から議案第72号について御説明申し上げます。

まず、議案第66号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、利用者が減少を続けている市営バスの中でも、その多くがタクシー利用補助に移行したことなどにより利用者数の落ち込みが顕著となっていた美作バス循環線の運用を廃止したことから、美作市営バス有償運送に関する条例に掲げる当該路線を削除するため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第67号「美作市大原居宅サービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、美作市大原居宅サービスセンターにおいて行う業務のうち、介護保険法に基づく業務については関係法令の該当条項が、また障がい者または障がい児の介護業務については関係法令が変更されたことに伴い、現行法令に合わせた内容とするため、所要の改正を行おうとするものです。

次に、議案第68号「美作市高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、条例に規定される各高齢者福祉施設において、老人福祉を目的とするサービス事業等が、近年、介護保険サービスの充足により利用がなく、実施されていない施設もあることから、美作市あいあいセンター、美作市コスモス苑においては、指定管理者が行う介護保険業務、通所業務や訪問介護でございますが、こちらを、また美作市高齢者生活福祉センターにおいては障害福祉業務を加えるなど、各施設の現状に即したものとするため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第69号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」でございますが、令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴う低所得者の介護保険料の軽減強化につきましては、国の基準に基づき一部

を実施しておりましたが、令和2年4月より、軽減強化の基準において完全実施とされたことに伴い、条例の軽減に関する内容を改正しようとするものでございます。軽減対象となりますのは、世帯全員が市民税非課税である第1段階から第3段階に該当する方々となります。

次に、議案第70号「美作市都市公園条例の一部を改正する条例について」でございますが、新たな都市公園として吉野川湯郷河川公園を設置し、また既存都市公園、塩垂山児童公園の区域拡大に伴い、公園の所在地に、新たに同公園の所在地として中山を追加するため、当該条例において所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第71号「美作市災害派遣手当に関する条例の制定について」でございますが、災害対策基本法等の規定に基づき美作市内に派遣された職員に対し、災害派遣手当の支給が可能となるよう、総務大臣の定める基準に基づき、支給額等を定めようとするものでございます。

次に、議案第72号「市道線路の認定について」を御説明申し上げます。

公共性が高い道路を新たに市道に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものでございます。

該当路線としましては、市道認定基準に適合するもので、湯郷地内1路線でございます。

以上、議案につきまして御説明を申し上げました。御審議のほどをよろしく願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案理由の説明が終わりました。

議案第66号から議案第72号に対する議案質疑の通告締切りは10日の午後5時まででございます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

再開は10日午前10時からです。

午後3時19分 散会



令和2年6月10日

(第 2 号)

1. 議事日程（2日目）

（令和2年第4回美作市議会6月定例会）

令和2年6月10日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 議案第63号～議案第65号（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一	12番	山	本	重	行	
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦	子	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	空		席	18番	岡	本	泰	介		

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	萩	原	誠	司	副 市 長	荒	木	利	明
政策審議監	春	名	利	亮	総 務 部 長	岡	本	和	之
危機管理監	千	原	善	弘	企画振興部長	春	名	信	明
市民部長	景	山	二	男	環 境 部 長	森	元	浩	之
保健福祉部長	江	見		勉	経 済 部 長	遠	藤	宏	一
建設部長	小	林	英	樹	教 育 次 長	平	田	幸	春
消 防 長	高	山	宏	明	会 計 管 理 者	山	森	和	幸
企画情報課長	小	林	健	一	農 業 振 興 課 長	神	浦	克	史
勝田総合支所長	岸	本	浩	幸	作 東 総 合 支 所 長	横	林	義	和

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾	崎	功	三
課 長	坂	元	省	吾
主 任	白	井		隆

議長（岡本 泰介君）

皆様、おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

5日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 議案第63号～議案第65号（委員長報告、質疑、討論、採決）

議長（岡本 泰介君）

まず初めに、日程第1、議案第63号、議案第64号、議案第65号を一括して議題といたします。

これらの議案につきましては、5日に各常任委員会に付託となっております。

いずれも各常任委員会において審査終了の旨報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりです。

この際、各委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

初めに、文教厚生委員長の報告を求めます。

安藤功委員長。

8番（安藤 功君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

それでは、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

去る6月8日午前9時から、美作市役所4階議員控室におきまして、文教厚生委員会を開催し、委員全員、岡本議長出席の下、執行部より萩原市長、荒木副市長、佐々木教育長職務代理、春名政策審議監のほか、担当部長以下関係職員が出席し、当委員会に付託されました議案について審査を行いました。

付託の議案は、議案第63号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」、議案第64号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第3号）」、議案第65号「令和2年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」の3件で、審査に当たっては執行部に説明を求め、慎重に審査をいたしました。その審査の主な内容について御報告を申し上げます。

まず、議案第63号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」では、委員より、介護・医療関係奨学金は、他の奨学金と二重に申請することはできるのかとの質問があり、執行部より、教育委員会所管の奨学金や育英会の奨学金等があるが、これらの奨学金と併せて申請しても構わないとの答弁がございました。

委員より、給付規則について、第3条第1項第2号の社会福祉士及び介護福祉士法第7条に掲げる学校等についての内容と受験資格との関係性が非常に分かりづらい。どういうイメージで条文を作ったのかとの質問があり、執行部より、福祉士法は資格取得のための受験資格が書かれており、卒業、修得と表現されているが、今回の奨学金については受験資格を得る学校等へ行かないと該当しないという部分を明記したいので、福祉士法で定めている条件にある学校に在籍しているということを規則の中で記載しているとの答弁が

ございました。

委員より、規則の附則は「公布の日から施行する」となっているが、いつから給付されるのかとの質問があり、執行部より、交付決定については広報誌等で周知をし、9月頃までに受付を終了し、そして決定をし、4月に遡って支給したいと考えているとの答弁がございました。

委員より、4月に遡り給付するのであれば、附則は「この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する」とすべきであるとの意見がありました。執行部より、そのように修正するとの答弁がございました。

委員より、看護奨学金の場合は、貸付けを受けた期間に相当する期間、市内の医療機関に勤務した場合、返還が免除されるということがあるが、返還免除については考えているのかとの質問がございました。執行部より、本奨学金は給付型になりますとの答弁がありました。

次に、議案第64号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第3号）」文教厚生委員会付託分について、まず教育委員会所管分では、委員より、美作市学校給食会計負担金について、今後インフルエンザの発生に対しても負担するのかとの質問があり、執行部より、今回の負担金は改正新型インフルエンザ特別対策措置法に基づいた対策の一環であることから、通常発生するインフルエンザによる出席停止については個人負担と考えており、対象とは考えていないとの答弁がありました。

委員より、オンライン家庭学習環境整備費補助金について、今年度は、国からの補助金があるので、Wi-Fi環境未整備の家庭への通信環境整備に係る補助金を交付するとのことだが、来年度以降についても同様に補助を行うのかとの質問があり、執行部より、オンライン家庭学習環境整備費補助金については、国の補正予算により新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し実施するものであり、来年度以降においても同様に国の予算があれば、申請をし、活用したいと考えているとの答弁がございました。

委員より、オンライン授業はいつからできるのかとの質問があり、執行部より、今後オンライン授業が行われることを想定し、夏休みから通信環境がある家庭を対象に、ショートホームルームや学活、健康観察、質問教室、授業以外の補充学習といった形で始める予定との答弁がございました。

委員より、オンライン環境整備の工事内容についての質問があり、執行部より、家庭内での光ケーブルの工事費、NTT加入金、プロバイダー料、Wi-Fiルーターの購入費などの答弁がありました。また、執行部より、生活困窮世帯については、市でWi-Fiルーターを購入し、貸し出すことを検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管分では、委員より、介護・医療関係奨学金給付金の金額は、申請者を15人として予算しているが、最初は、申請があっただけということだったが、予算が不足した場合、補正予算を行っていくということかとの質問がございました。執行部より、補正予算で対応していくことになるとの答弁がありました。

委員より、抗体検査について、目的と対象者の選定についての質問があり、執行部より、検査結果は、今後の美作市の感染症対策と経済対策を行う上で、具体的な対策実施の判断基準となる独自の科学的根拠データとして活用するためのものである。また、国及び研究機関へのデータ提供により、未解明の新型コロナウイルスの解明の一助となる可能性もある。対象者は、美作市が実施している特定健診受診者の中で同意を得られた方400名を対象とするとの説明がありました。

委員より、先日の本会議での議案質疑への答弁では、抗体検査の対象者400名は、200名の方について検査を2回行うという説明ではなかったかとの質問があり、執行部より、まず200名に対して1回目の検査を行い、2回目の検査を1回目とは別の200名に対して行い、合計400名に実施する予定であるとの答弁がありま

した。

委員より、特定健診受診者に対しての協力要請はいつの段階で行うのかとの質問があり、執行部より、当初は市より対象者宛てに検査への協力依頼通知等を送ることを想定していたが、医療機関の協力が得られれば、検査当日にお願いすることも考えられるとの答弁がありました。

次に、議案第65号「令和2年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」については、委員より質疑はありませんでした。

続いて、全議案の質疑終了後、本会議において文教厚生委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第63号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」、議案第64号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第3号）」文教厚生委員会所管分及び議案第65号「令和2年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決をされました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について御報告をいたしました。

このほかにもいろいろな意見が出されております。執行部におかれましては、委員からの意見や要望を真摯に受け止めていただくとともに、特に新型コロナウイルスへの対策については迅速かつ丁寧に対応をしていただき、事業執行に当たられますようお願いをいたしまして、文教厚生委員会委員長報告とさせていただきます。御審議のほど何とぞよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

次に、総務委員長の報告を求めます。

4番岡野委員長。

4番（岡野 鉄舟君）〔登壇〕

それでは、早速でございますが、令和2年6月美作市議会定例会、総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る6月8日月曜日午後1時から、美作市役所4階議員控室において、総務委員全員出席、執行部より萩原市長、荒木副市長、春名政策審議監、各担当部課長以下関係職員の出席の下、総務委員会を開催いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第64号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第3号）」の1議案でありました。この審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となった点について、順次御報告申し上げます。

総務部所管では、委員より、財産管理の設計委託料は、土居地区の集会施設の設計委託料との説明だが、土居地区の方々が集まれるような施設は、現在あるのではないかとの質問があり、執行部より、土居地区には公民館があるが、駐車場が少なく、川のそばで増水をしたときに危険であることと、会議室が2階にあり利用がしにくいことから、その代替えとして農協跡を整備してもらいたいとの要望が出ており、今回の設計費を予算計上しているとの答弁がありました。

委員より、私も以前行ったことがあるが、駐車場も少なく、2階の部屋で、非常に使いにくい公民館だという記憶がある。その建物は今後どうするのかとの質問があり、執行部より、撤去することも考えられるが、教育委員会の管理している建物であるので、確認するとの答弁がありました。

次に、企画振興部所管では、委員より、企画費のコミュニティ助成事業補助金について、事業内容と補助率はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、事業内容は、エアコン、テレビ、照明器具等のコミュニティ活動に必要な備品の整備を行うものである。また、補助率は、申請額に対して100%補助である。

ただし、10万円未満の額は自己負担となるとの答弁がありました。

次に、市民部所管では、委員より、江見駅は1日の利用人数がどの程度あるのかとの質問があり、執行部より、100人程度の利用があるとの答弁がありました。

委員より、他の駅の無線LANの整備状況はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、防災拠点として林野駅には設置されているが、檜原駅、土居駅とも未整備であるとの答弁がありました。

次に、消防本部所管分では、委員より、みまさか臨時創生費の感染防護衣の納期については、通常どおり納入されるのか。また、その防護衣は美作市の医療機関に提供できるのか、または救急隊員しか使わないものになるのかとの質問があり、執行部より、今回購入予定の防護衣については在庫があると確認を得ている。防護衣は使い捨てではないため、職員へ貸与して使用すると計画しているとの答弁がありました。

委員より、1着どのくらいの価格なのかとの質問があり、執行部より、上下1着で6万円になるが、耐用年数は5年となっているとの答弁がありました。

委員より、何着購入するのかとの質問があり、執行部より、50着購入予定としているとの答弁がありました。

委員より、コミュニティ助成事業で購入する視聴覚資器材の内訳はどのようになっているのか。また、これは女性消防隊員に貸与するものかとの質問があり、執行部より、女性防火クラブの活動として、カメラ、ビデオカメラ、マイクセットを主としている。女性防火クラブへ貸与するのではなく、消防本部で保管しておき、活動時に使用するものとなっているとの答弁がありました。

続いて、議案の質疑終了後、本会議において総務委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第64号「美作市一般会計補正予算（第3号）」の総務委員会所管分につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について御報告いたしました。審査におきましては様々な意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受け止め、十分に考慮され、事務事業の執行に当たられますようお願いいたします。総務委員会委員長報告とさせていただきます。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

各委員長からの審査結果の報告は、ただいまお聞きのとおりであります。

これより各委員長の審査報告への質疑を行います。

質問は質問席で、答弁は自席でお願いいたします。

初めに、文教厚生委員長報告に対する質疑はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

文教厚生委員長の報告に対する質疑をさせていただきます。

まず1点目として、オンラインの関係。これ、生徒数、何人ぐらいを想定しとんじやろうかな。対象になる人が何人ぐらいを想定しとんじやろうかなという、その説明が聞きたいことと、それからこの設備するにどのぐらいかかるんか。これの説明がなかったように思います。何を根拠にこの800万出したんかということの説明を教えてください。

それと、抗体検査の関係なんです。その抗体検査についてですと、地域での感染の広がり把握することについて、これについて役立つということについては賛成なんです。もうこの抗体検査というのは、PCRと比べて精度に非常に問題があるということ、厚労省は今言いよる6月から大体1万人規模で実施し

ているように、そういうような報道がありますけれども、これについて結果が出たら、ソフトバンクがこれで企業の調査をしたらしいです。5%もない、4.何%という数字が出るとるわけじゃな。4.何%。じゃけん、その辺のところの感染者が、やっぱり無症状の人が多いというわけじゃな。その無症状の人が多い感染、ほんな抗体検査して出ましたよという言うたら、美作市だったらこの病院で診察ができるんか。恐らく今コロナが発生して、それでそこへ感染者がおられるんじゃという言うたら、病院の受入れと、それからまた行っきよる人らが、大分重症の人でも病院行くのにちゅうちょしよるようなことも聞いております。それで、どうなったんかなという。

WHOが今言われとんのは、無症状の人の感染が非常に多いと。それで、無症状の人が周囲に感染させよんじゃねえんかというようなことを今朝、報道されよりました。これらについてはどのような議論をされたんか。一番に問題があるのは、抗体検査した。たくさんの人が陽性じゃと出してきて。美作市の4%という言うたら何ぼになる。1,300ぐらいになるんかな。その1,300人の受入れはどこの病院がするんか。この問題についてはどのような議論されたんかということ。

それと、これ、岡山県の方がはやあのPCRの検査を県の環境保健センターなどで1日に合わせて80件の検査を行つとるということを聞いておりますが、これは唾液による簡単な方法ができだしたんじゃと、1時間以内で結果が出てくるんじゃというように、こういうようなものと照らし合わせて、どのように美作市は対応していこうとしよんか。それは、今、早う感染者を分からにゃいけん、感染しとる人を。じゃけど、受入れがじゃな、これがしっかりした議論しとかなんだら、それから順位は誰が、順番は誰が1番で、誰が200番なんか。美作市が今2万7,000おつたら、あとの人はどうなんか。私も私もといっただしたら、残しとつたら出てくるわけじゃから。そうでしょう。パフォーマンスで抗体検査をやろうとしとんか。そうじゃなしに、ほんまにこの抗体検査をして、美作市には一切感染者がいらないということを確認しながらしよとしとんか。その辺の議論はどのようにしてなされたんか、そのことについての質問をさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

安藤委員長。

8番（安藤 功君）

それでは、岩江議員さんの御質問にお答えできる範囲で御答弁させていただきます。

まず、オンライン授業というか、オンラインのWi-Fiの環境の整備の件でございますが、これは議案質疑のときにも平田教育次長申されておられて、委員会でも申されておりましたけど、大体1件当たり4万2,000円ほどかかるという試算をされておられるとのこと。その2分の1で、上限2万円の、上限というか2万円の補助をするという試算をされていると。一家庭に2万円の補助金ですね。4万2,000円に対する約2分の1の2万円を補助されるということで計算をされた。市内の小中学校でアンケート調査をされているらしくて、約8割の御家庭ではWi-Fi環境がもう既に整っていると。残りの2割の御家庭について、こうした4万2,000円のうち2万円ですから、あと2万2,000円ほどの各御家庭の負担金も要るわけですが、そういったところを今後詳しく丁寧に説明していきたいというふうなことを御報告されておりました。

それから、抗体検査に関してなんですけれども、まず陽性が出たりした場合の受入れ病院がどこかというようにことに関しては、そこまでの議論はいたしておりません。

それから、今、本当に無症状の人が感染を広げていると。本当に日本の国内、また国外でもそういったことが非常に問題視されておりますけれども、市としては、先ほど私が報告したように、取りあえずといいま

すか、抗体検査を200人掛ける2回したことで、先ほど申したように、その結果を基に、今後の美作市の感染症対策、経済対策を行う上での具体的な対策実施の判断基準としたいと。また、その得られたデータを国及び研究機関へのデータ提供によって、未解明の新型コロナウイルスの解明の一助としていきたいというふうなお話がありました。

それから、200人掛ける2回で400名、2万7,000余の美作市民全員が今後もしやりたいというようなことがあったらどうするのかといった疑問も、正直、委員会の方でも若干そういった意味合いの質問も出ておりましたが、当局からは具体的なそういった今後の方針というのは聞くことができませんでした。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

委員長、順番については、誰が1番目で、誰が200番目なん。このことについては議論したんかしてないんか。恐らく問題が出てくる。何のためならと、わしらの健康を守ってくれよんかというふうな、そういうような市民から声が出たときには、どがいに対応するんかという。そうでしょう。憎い子とかわい子をつくったり、そういうような問題じゃいけんじゃろう、これ。

それと、この4万2,000円いるんじゃと。これが4月に入ってからすぐしとるんだつたら分かる。学校行きよる子は、皆帰つとるんよ、こっち。入学できなんだん、入学式も。入学式もできんで、全部このオンラインで設備をつくって、自分のところでやとんじゃ。早二月もかかったんじゃ。6月の1日から大体学校は開校しとんじゃ。始まつとんじゃ。ほとんどの人がしとる。何人ぐらい、それをされたんか。これからのやつは対応するけど、今までしとるやつはせんのかかするんか。この辺の議論あったんかなかったんか。もう後から後からせないけんことは先、早う4月に、もうあんだけにぎやこうになったときに早うしてあげつたら、分かつとるわけじゃから、これ。入学式もできんということは、皆分かつとるわけですから。それで、皆帰ってくれというて、頭をひねることはないんや。本当のこっちゃから。うちの孫もそういうような状況だったんじゃけん、あんた方の（聴取不能）じゃ。そういうような状況の中で……

〔「孫は小学生か」と呼ぶ者あり〕

おう、小学生じゃ、孫はな。よう知つとるわい。どこのうちの子ども見たんな、おまえ。とろいことを言うな。誰が小学生な。おまえのところのが小学生じゃろうがな。とろいことを言うちゃいけんがな。この春のな。学校行って、入学式せないけん。入学式すらできなんだと。子どもの同級生、何人もおるんじゃ、ここで。そこらについたら議論したんかしてなかったんか。これから先、何人ぐらいおられるのか。するんだつたら、もっと早いうちにしとかなんだらいいけんじゃねえんかなという感じはします。

これについて、取りあえず、患者が、だつとその感染者が出たとき、これはどこの病院が対応したんかということについても、これは一番大事な問題なんよ。調べるだけ調べて、受け入れるところがなかったら、どがいするの、これ。問題が起きるで、これ。こがいな予算出して、ここで十分議論しとかなんだら、これは大きな問題になるよ。それについてもう一度、御答弁がございましたら。

議長（岡本 泰介君）

安藤委員長。

8番（安藤 功君）

オンラインの関係、Wi-Fi整備の関係なんですけど、このたびの予算は美作市内の小学生及び中学生を対象にした事業でございますので、コロナ感染でいろいろとあったんですけど、美作市内におきましては、小学校、中学校、休校しておりません。ただ、個人的に判断されてお休みされた方は何人かいらっしゃ



るみたいですけど、オンライン授業というものも開催をされておられません。

今回のこの予算というか、この事業に関しましては、今後、今後、国内及び美作市にも関係するんですけど、こういった感染症が万が一はやって、学校に行けない、行きたくても行けない、学校を開くことができないといった場合に、そういった不測の事態に備えるために、今回、国の予算を使わせていただいていると、国の方針に従って市の方も動いているといったようなことで、お話は聞いております。

ただ、今、GIGAスクールというて、学校の方でそういったことを、またこれからタブレットなんかも配られると思うんですけど、そういったものを家庭でも学習に使えるようにという思いで、市の予算をつけておられるというふうな説明がありました。市内の小学生、中学生向けでございます。

それから、抗体検査の順番なんですけど、委員会の方で聞いた話によりますと、今回、総合健診が、各個人で病院の方に行き——先日、案内も来ておりましたけれど——それぞれその方々の御希望をされる医院、病院で、総合健診を受けられます。そうした中で、特定健診、血液を採取される健診を希望された方に、病院の方から、医院の方から御本人の同意を得て、抗体検査をしてもよろしいですかというような御本人さんとの話をして、「検査してください」「いや、私は結構です」というような話の中で抗体検査を行っていくというふうな説明でございました。

じゃあ、200名のどこで線を引くのかというのは、そういった具体的などころまではまだ委員会の方でも報告もございませんでしたし、今後、議案が通りましたら、具体的な検討をしていくというふうなことを報告されておられました。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

議論をせなんだんか。向こうから報告ばあ受けて、報告だけ受けて、議論はなかったんか。精度の問題についてどういうふうな説明を聞いたんなら、抗体検査の。精度に問題があると言ひよんでしょ、この抗体検査については。PCRと比べたら。この精度についての議論をせずに、聞かずに、もうそんな（聴取不能）みたいじゃね、（聴取不能）みたいに、それで執行部は言うたら、こう言いました、言いましたとって言うんじゃ、議会の機能を果たしとらんのではないんか。それで終わります。

議長（岡本 泰介君）

ほかにございませんか。

4番岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

抗体検査についてお尋ねしたいと思います。

議案質疑のときには、冗長な議案質疑をいたしまして、いたく反省をいたしておりますが、私の質疑をしたことを少しはお酌み取りいただき、文教委員会では議論をしていただけたのではないかなと思っておりますが、今、ただ委員長報告のお話を聞きますと、果たしてそうかなという感じがありますので、確認の意味で、まず1回目、お聞きしたいのは、1つはサンプリングの方法なんですけど、三県境に出されておったときには、無作為と、それから希望者を100名ずつ、200名ということだったんですけど、それに対して答弁は、江見部長は何か、たしか健康診断のときにも、こう言われたんですけども、1つお聞きしたいのは、そこで議論があったということであればお聞きしたいのは、希望者を募ってやる場合と無作為でやる場合というのは、結果に対してその汎用性が極めてないと思うんです。希望者の方が、じゃあお願いしますと言ったときに

は、むしろ、今、今日は熱があるんだけど、ぜひやってもらいたいと言われる方が実績にされると思うんですね。無作為抽出の場合は——もちろん希望を募らなきゃいけないんですけど——そういう意味では、やり方の問題が、非常に正しさが無いと思うんです。この辺を、サンプリングの方法についてどういうふうにもし議論されたんであればということ。第1点。

今の委員長の報告では、この検査をすることが、今後のコロナ対策、経済対策に有益になるというわけなんですけど、この執行部の答弁に対して、どういう理由でどのようにそういった対策に有益になるというふうにも議論をとるか質問をされたんでしょうかという、まずは2点です。

議長（岡本 泰介君）

安藤委員長。

8番（安藤 功君）

まず、サンプリングの方法なんですけれど、先ほど申しあげましたように、特定健診をされた中から血液を採取された方に、医院なり病院なりの方と相談の上、同意が得られた方を抽出するといったことぐらいまでの議論はあったんですけど、それ以上のサンプリングをどういうふうにするのかといったようなことまでは議論をいたしておりません。

それから、今回のこの抗体検査が、国なり、そういう研究機関の解明の一助となる可能性があるといったところで、やはりそういった200名でどうなんだろう——これ、200名掛けるで400名なんですけど——400名で本当に人数的にそれが適正なのかどうか。また、その抗体検査自体の精度といったものもありますので、ちょっと疑問視する意見は正直出ておりました。

その答弁なんですけれど、そのときに答弁が、要約して先ほど申し上げたんですけど、ちょっと議事録の方になりますけど、抗体検査の目的は、今後の感染症対策、また経済対策に資する元データとして活用したいということでございます。

まず、検査のやり方でございますが、健診が始まりましたが、特定健診を受診していただく方は、採血を行い、検査を行います。御本人に説明し、同意を得た上で、その血液を抗体検査にも使わせていただきます。特定健診は40歳から74歳で、20歳台や30歳台に比べ活動範囲が広く、感染リスクの高い場所への出入りの回数も一般的には高いという考え方ですが、美作地域に根づいた方で、動きが比較的安定した方ということになると考えられます。そういった方々の中に抗体を持った方が潜在しているかどうかは、美作地域の特徴的である中山間地域の中で、動きが比較的小さい地域の特徴が見られる検査結果になるのではないかとということで、今回の受診された方を対象に選びましたというふうな答弁がありました。

それから、無症状病原体保有者が地域の中にどれぐらいいらして、どんどん感染が広がっていくというのが、実際に美作地域で起きているのかどうかを調べたい。そのことが、感染予防対策や経済対策を今後どう考えるかという一つの指針として活用ができます。また、国や研究機関へデータを示すことで、将来的には新型コロナウイルスの解明の一助になるのではないかと考えているという答弁でございました。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

そのことについては直接2回目の質問は差し控えますが、ちょっと別の観点から1点質問いたします。それは、私も議案質疑をいたしましたけど、特異性の問題です。つまり、その特異性というのは——私もそのときには江見部長にお話ししましたが——新型コロナウイルスのみに反応する場合のことを特異性と、医学的に言われているんですけど、今お聞きしますと、当初は200であったものが400になる。しかも、予算は110万

円であると、こうなりますと、対象人数が増えれば、当然予算の中で執行すると、単価が下がってまいりますよね。そうしますと、単価が下がるということは、今いろいろなコロナ対策、経済対策に資するんだということをおっしゃいましたが、逆に特異性の率が、例えば90%もない、80%に下がるということになれば、逆に下がると、他のウイルスの抗体があるという率が高くなって、やる意味が薄れるというふうに思われるんですが、このあたりを深く審査されたかどうかということをお聞きいたします。

議長（岡本 泰介君）

安藤委員長。

8番（安藤 功君）

特異性云々に関しては、議論しておりません。確かに委員さんから、疑問視する声はありました。しかしながら、岡野議員さんが今お尋ねのといった内容の議論にまでは発展しておりません。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、文教委員長報告に対する質疑は終了いたします。

ただいまより10分間休憩します。

午前10時42分 休憩

---

午前10時52分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務委員長報告に対する質疑に入ります。

総務委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

初めに、議案第63号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どお

り決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第63号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第64号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

4 番岡野議員。

4 番（岡野 鉄舟君）

本来であれば、減額修正をする上で反対をするのが本意で、本意といいますか筋なんですけど、今回は抗体検査の予算原案の内容につきまして、今日までずっとほんまにいいんだろかなというふうに思っておりましたが、やはり付度をする事ができません、私なりに考えて。

1つは、今、委員長報告に対して質問いたしましたけど、サンプリングの方法です。もう一つは、抗体方法そのものの、いわゆる特異性でございます。この効果をはっきりしていないと。今こうやってしゃべっている間に想像しておりますのは、特定健康診断があるときに、例えば私が採血をしてもらう状況の中で、どういった説明を受けるかということは今想像しているわけでございますが、やはり採血をしてもらう市民の方は、特異性じゃあ何だかんだとって、非常に理解にない、できないと思います。そこで、やはりもし単に感染をしているかどうかを調べるのだったらいいんじゃないかなと、そういうふうになるんじゃないかと思えます。

よしんば、その結果が、いわゆる疑陽性の率とか疑陰性とか、いろいろと言われておりますが、私は、陽性であると判断が出たときに、そのプライバシーは大なり小なり守れると思うんですけども、それが漏れていったときに、私がもし抗体があったといったときには、私に対するいろいろな見方が出てくる。ここをどうやってやるかということが、私は三県境の方が発言されている議事録について議案質疑のときにも申し上げましたが、智頭町の方が言っておられるのを再度紹介させていただきますが、「はしかのように、抗体があれば感染はしないということではない」と、「未知の部分が多い」と、こう言っておられます。町長さんかどなたか知りませんが。「調査しても、住民が不安になるだけではないか」と、こう言っております。そこで、宍粟市の市長さんか担当の方か分かりませんが、こう言っておられましたね。「医師会に意見を聞いた」と。「県または国として、一定の中で同じ条件であれば効果がある」と。そのときには、今私が申し上げたようなセーフティーネットも、国や県は考えると思うんですね。今、岡山県では、ほかの26市町村で、県はPCR検査をやりたいとは言っておりますが、抗体検査をやろうというのは、ほかの26市町村でも出ておりません。宍粟市の方は、「今は感染予防に力を傾けるべきだ」と、こう言っておられます。

予算に対して反対するか賛成するかというのは、10億円の予算であっても、二百数十万円の予算であっても、やはり考えなければいけないのは、やる意味がどこまであるかといったことだろうと思えますが、私はこれを真摯に考えたときに、付度はできないという結論に至りましたので、反対をいたします。

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

反対討論はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

私も先ほど委員長に対する質問させていただきましたが、取りあえずこの抗体検査というのは、精度に大きな課題があるというふうに言われております。それと、ソフトバンクは今日の、昨日だったかな、ソフトバンクは社内でこの抗体検査をしたらしいです。そうしたら、4.何%、5%近い感染者が出ると。そうしたときに、200人して5%というたら10人でしょう。美作市の中で5%出たとしたら、どこの病院がどのような形の中で受入れできるんか。そんなところの議論が全然なされていないのに、予算ばっかしが先走りするというのはいかがなもんかと思しますので、私はこれは反対です。

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

13番尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

私は、今のところ、美作市は感染者ゼロでしょう。たしか巨人の坂本選手、大城選手がなられて、巨人軍全部やる中で、もう既に通過していつているんだなということを判断して、彼らは今は健康ですけど、美作市の皆さんも、今はまだ皆さん健康です。それが出てどうだとかというよりも、今やるべきことは、検査をやった方がいいでしょう。それが皆さん陰性だったら、もっといいでしょう。よく初期のがんで、早期発見という、恐れて検査しなかって、もう手後れということでは困るので、検査というものはやるべきだと国も判断しているので、私はやるべきだと。結果を恐れずにやるのが大事なことじゃないかと私は思っています。だから、賛成します。

議長（岡本 泰介君）

反対討論はございませんか。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

6番倉地です。

いろいろ議論された中で、市民2万7,000の中の200人を検査するというので、それでその結果がどのようにそういう市民の安全とかという判断の材料になるかとか、あるいは陽性が出たときに、それじゃあそれをどのように出して対応していくかというようなことが全然触れられていないということで、この抗体検査については反対の立場とします。

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

反対討論はございますか。

中山議員。

5番（中山 忠明君）

5番中山です。

この抗体検査において、先ほどもソフトバンク、4万人の方々々がされて、大体0.4%、4.2というようなことが今朝もニュースで流れておりましたが、今これで、先ほども、じゃあ過去の抗体検査、こういう新型コロナにかかったことのあるということを調べて、そこから先、どうするんですかというような問題もありますし、まずPCRの検査が、全市民が調査、調べる、検査は確かに大事ですけど、しかしその方がいいとい

うような思いがあつて、この抗体検査は全くの無意味だと私は考えております。大体そのプライバシーが守れるか守れないか。陽性になったという疑陽性、また陰性であつたというようなことがこの一月ちょっと前にあつて、家に石を投げられたじゃとか、出ていけじゃとかというような、そういうプライバシーが守れないような、守っていけないような状態で、そういうことを進めるべきではないと思います。そのことをはっきり、絶対プライバシーを守るんだという保障がない限り、もうそんな泥縄のようなことは、私は駄目だと思います。

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、議案第64号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第65号「令和2年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第65号「令和2年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第65号は委員長の報告どおり可決されました。

## 日程第2 一般質問

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第2、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申合せにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回まで、質問時間は45分とすることになっておりますので御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号16番日笠一成議員の発言を許可いたします。

日笠議員、始めてください。

16番（日笠 一成君）〔質問席〕

改めまして、皆さんおはようございます。

これより、議長に発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回は、項目1では、「暮らしやすく・住みやすいまちづくり」アンケートについて、項目2では、「安心・安全で、活力・にぎわいのあるまちづくり」についてを質問させていただきます。

項目1、「暮らしやすく・住みやすいまちづくり」アンケートについて、質問の要旨、実施計画について。

去る令和元年12月定例議会の一般質問で、2年間隔で実施されますかとお尋ねしましたところ、アンケート調査を実施したいと考えておると答弁をいただいております。本年は実施予定年に当たります。実施計画、取組状況をお知らせください。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、日笠議員1項目めの「暮らしやすく・住みやすいまちづくり」アンケートの実施計画、それから取組状況についての御質問にお答えさせていただきます。

本アンケートにつきましては、これまで平成28年度、平成30年度と隔年で、11月に実施してきております。今年度につきましては、アンケートの調査期間を7月下旬から8月中旬としまして、調査期間を過去の2回より早めた上で、本アンケート結果を今後の政策に生かしていきたいと考えております。

現在の取組状況につきましては、5月末の期限で設問項目の照会を各課へ行っておりまして、6月末をめどに設問項目を決定していきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

設問の項目については検討中とのこと。行政業務は幾多もありますが、ぜひ設問していただきたい事項を提案させていただきます。

アとしては、来年度には新型コロナウイルス感染症の蔓延は鎮静化し、特効薬の開発が進んでいることを期待しておりますが、物質面、性質面などで甚大な後遺症が残っていると思われれます。現在、多種の支援を実施されておられますが、より一層充実した施策の構築に参考となる事案の収集をぜひしていただきたい。

イとしては、少子対策については、共働き世帯の子育て支援としての保育対策について。

ウとしては、高齢者対策については、独居・高齢夫妻世帯の外出、買い物時等の介護、介助対策について。

以上、喫緊の課題を設問項目としていただきたい。いかがでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、日笠議員がこのタイミングでこのアンケートについて御質問されたことを高く評価をしたいと思えます。といいますのが、今年は、我々のまち美作市が、先ほどの予算の審議にも関係しますけれど、コロナとの関係では、もうきれいに排除しながらやってきたようなことをございますけれども、そういう意味では、国の緊急事態宣言が解除されたとはいえ、なるべく様々な集会等について注意を払っていかなければならないわけでありまして、その関係で、ひょっとすると、行政懇談会についても参加制限とか、いろんな形で、ごく少数でやるみたいな話になる可能性もあって、あるいはちょっと繰延べをすとかというようなことになる可能性を排除できないわけでありまして、そういう意味で、逆に言うとこのアンケートがとても大切な役割を果たすことになるわけでありまして、そのアンケートに対して、今御設問にあったように、新型コロナについてのこれからの対応方針については幾つか選択肢がありますけれども、その選択肢ごとに聞くとか、保育の問題、高齢者の問題、特に高齢者の問題、保育の問題はそれぞれ新型コロナ状況の中で際立って重要性もあるわけでありまして、ほかにも、地域ごとの課題について聞けるかどうかというようなことも含めて、こういう状況の中で、行政懇の果たすべき役割も踏まえた、ちょっと念の入ったアンケートをやるべきじゃないかなということを議員の御質問を聞きながら思っておりまして、そういう意味では、大変ありがたいタイミングにありがたい御質問をしていただいたということでありまして、もちろん、その御質問と項目については、文言をどうするかは別としまして、議員が議員生活の中で感じられた喫緊の課題でありますので、我々としても何とかそれに取り組めるように、整理をして対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

〔16番日笠一成君「部長の方もありましたら」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

今回、設問項目につきまして具体的に御提案をいただきまして、誠にありがとうございます。

本アンケートにつきましては、名称を「暮らしやすく・住みやすいまちづくり」アンケート調査としておりますように、市民の方々の福祉向上や生活に直結した事業を進めるために実施することとしております。御提案いただきました設問項目の御意見を、市長も申し上げましたが、参考とさせていただきます、アンケートの早期実施に向けて、準備に取りかかりたいと考えております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

市民のニーズは多種多様だと思いますが、緊急度が高く、実現実施できる案件を収集して、市民の方々の思いに乖離のないような施策を講じていただきたい。あわせて、アンケート結果は公表していただきたい。いかがでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

先ほども申し上げましたが、この市民アンケートにつきましては、市民の皆様の福祉向上や生活に直結した事業を進めるために実施することとしております。アンケート結果につきましては、議員御提案のとおり



り、集計ができ次第、報告させていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

総括させていただきます。

議長（岡本 泰介君）

はい。総括、どうぞ。

16番（日笠 一成君）

当アンケート結果を尊重して、企画部署と人事部署が連携を密にして、「暮らしやすく・住みやすいまちづくり」の構築に役立つ施策を講じていただきますようお願いをして、この項目の質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

はい。それでは、2項目めに入ってください。

16番（日笠 一成君）

項目2は、「安心・安全で活力・にぎわいのあるまちづくり」について、質問の要旨は、衛生上、あるいは農薬残量のない・少ない、安心・安全な農作物の安定供給体制の構築、観光業者、宿泊業者、観光バス業者等の支援対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症等の影響で、地域の活性化が失いかけている、失っている、そんな状況ですので、早急な対応が必要です。その状況把握のため、次の事項をお尋ねします。

1つとしては、支援要請のうち、主な案件の内容について。

2としては、その対応状況について。

3については、今後の検討、課題状況等についてをお願いします。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、安心・安全な農産物の供給ということでございますが、彩葉茶屋の取組を御紹介させていただきます。

株式会社特産館みまさかでは、消費者に安心・安全かつ良質な商品を提供するため、出荷者に栽培履歴の提出を求めており、栽培講習会においては農薬使用の注意をしております。この栽培履歴には、品種ごとに播種日、農薬の薬剤名、希釈倍率、使用日などを記載することになっております。直売所で販売される農産物に対して、新鮮でおいしいだけでなく、安心・安全が強く求められておりまして、残留農薬基準の違反がないように注意をしております。

農業と観光の連携につきましては、湯郷温泉において、若手農業者によりますマルシェを毎年開催していますが、定期的な朝市などの開催が課題となっております。また、昨年からは、果物のいわゆるB級品の活用ができないかということで、生産者と旅館関係者の間で協議がされているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、観光業を初め、多くの業種にその影響が及んでおります。湯郷温泉の旅館、ホテルでは、6月も10館中4館が休館日を設けております。

湯郷温泉旅館協同組合と湯郷温泉観光協会から連名で、3月8日付で要望書の提出がございました。

要望の内容は、1つ目として、固定資産税の1年間の免除と公共料金の免額。

2つ目として、観光振興策に関して、美作市観光振興協議会、美作国観光連盟で行う予定だった事業が中

止となったため、その予算を次年度へ繰り越すこと。また、事態が収束した際には、大規模かつ長期的な観光振興策を直ちに実施をすること。

3つ目として、入湯税が著しく減少するので、湯郷温泉旅館協同組合へ補助をすることでした。

この要望を受けまして、3月10日付けで、総合的経済対策の策定などを求める緊急要望書を国の方へ提出しております。

この要望内容への対応状況でございますが、1つ目の固定資産税につきましては、売上高減少の要件がありますが、令和3年度において、中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に係るものについて特例が設けられました。

2つ目の観光振興策につきましては、既に美作市観光振興協議会、美作国観光連盟それぞれについて、予算を繰り越す手続を進めております。また、観光振興策の実施につきましては、収束時期の見極めが重要ですが、誘客効果と経済効果が高い事業を検討しております。

3つ目の入湯税につきましては、緊急事態宣言中は、入湯税全額を補助金に充てることにしていましたが、半額を全額にしても著しく観光振興助成金が減少しますので、湯郷温泉旅館協同組合への補助につきましては検討課題というふうに考えております。

次に、今後の検討課題と状況でございますが、本市では独自に、新型コロナウイルスに負けるな貸付金、新型コロナウイルスに負けるな給付金の制度を設けております。

負けるな貸付金につきましては、6月9日までに47件、1億5,120万円の申請をいただいております。負けるな給付金につきましては、雇用調整助成金に上乗せ補助するものについて、これも6月9日までに14件、296万1,000円、申請をいただいております。この雇用調整助成金につきましては、日額単価の上限が引き上げられる見込みですので、ぜひ御利用いただきたいというふうに考えております。

また、この負けるな給付金につきましては、個人及び法人の事業主向けの別枠交付として、休業や開店しても売上げが少ない場合の支援制度を設けまして、4月1日から6月30日までを対象期間として、売上高等が前年同月と比較して20%以上減少した事業主を対象に申請を受け付けております。個人事業主向けで、30%以上の売上高減少ということで、制度の方を始めましたが、対象を拡大いたしております。この制度につきましては、6月9日までに、個人向け100件、1,102万3,000円、それから法人向けでは2件、33万3,000円の申請をいただいております。また、別に林業事業者向けの制度も設けているところでございます。

国の方では、各種融資制度のほか、月間事業収入が前年同月比50%以上減少した場合、法人200万円、個人100万円をそれぞれ上限に、持続化給付金というものを給付しております。一方、国の制度や市の制度においては救済できないが、多大な損失が生じているような業種や事業については、市の給付金制度を改善して対象を拡大してきているところですので、今後も具体的問題があれば、迅速に対応していきたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

経済的な支援については、国の支援制度に上乗せする事業、我が市独自の支援事業の説明、安心・安全な農産物の供給体制などの説明をしていただきました。

観光消費、旅行消費は、裾野の広い産業に影響を及ぼすと言われております。地域における活性化の原動力役を担っていただくためにも支援が必要と思います。経済部においても要望等の収集に努めておられること

は、酌み取ることはできます。さらに念を入れるために、企画振興部で実施計画されている「暮らしやすく・住みやすいまちづくり」アンケートを活用してはと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

活力・にぎわいのあるまちづくりに向けまして、市民アンケート調査の活用を御提案いただきました。観光振興について、地域の資源を生かそう、また着地型観光を進めようといったことが言われております。この施策立案のためにも、市民の皆様がお考えになっていることをお聞きすることは、大変有意義なことだというふうに思います。例えば、本市について、知人やお客様に一番お勧めできる場所や物は何か。また、本市に一番必要な観光施策は何かなどの質問が考えられます。アンケートの担当であります企画振興部と協議をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

住んでいてよかった、これからも住み続けたい、そんなまちづくりとなる施策を講じていただきますようお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番1番、議席番号16番日笠一成議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番2番、議席番号4番岡野鉄舟議員の一般質問ですが、時間があと30分ほどで、途中になるかもわかりませんので、ここで1時まで休憩して、それから始めたいと思いますが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

休憩します。

午前11時29分 休憩

---

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

岩江正行議員が通院のため退席されております。

続きまして、通告順番2番、議席番号4番岡野鉄舟議員の発言を許可します。

4番岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

私は、今回、コロナ禍の中で、行政の皆さんはいろいろ御苦労はあろうと思います。今もあると思うんですが、コロナ禍であっても、やはり取り組んでいただかなければいけない行政の課題はあろうと思います。私なりに幾つかそういった課題があるんですが、今回はそのうちの中から2種類といいますか、質問を選びました。

1つは、雲海に関します質問でございます。これは項目を3つに分けて、できるだけ市民の方に知っていただくという意味で、今回は私はこういう選び方をしております。

そして4番目は、5年の指定管理期間の中で最後の年になります放課後児童クラブの指定管理事務についてでございます。

では、まず1番目の質問でございますが、項目は、令和2年3月24日の岡山地方裁判所の雲海判決についての質問でございます。

この雲海とは一体何だろうと、例えばテレビを見ていらっしゃる方で疑問に思われる方もいらっしゃると思いますので、まずその雲海というのは、要するに雲の海でございます、上山というすばらしい環境の中で、大芦高原国際交流の村というのがありますが、それを旧英田町時代が立派に育てられたエステート、つまり資産でございます。それを管理するために第三セクターの株式会社をつくるということで、平成25年の7月1日にできた株式会社です。焼酎の雲海とは異なります。

その雲海が、非常に短い期間に解散をしております。平成25年の10月25日です。今回の雲海に関します訴訟は、この経緯をめぐって提訴されたものでございますが、私の第1項目めの質問は、令和2年3月24日の岡山地方裁判所の雲海判決についてでございますが、1つは、裁判費用はこれまでどのくらいかかったのかというのが第1点。

それから、訴えの内容が、本訴と反訴とありますが、各項目とこれに関します裁判官の判断内容はどんなものかということでございます。

それから3つ目は、この判決をどのように受け止めておられるのかということでございます。判決は41ページに、地裁段階でございますが、41ページの長いです。私はこの判決を4回しか読んでおりませんが、私なりにそしゃくをしておるつもりでございますので、まずは今申し上げました1項目めの3点についてのお答えをいただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

それでは、岡野議員さんの雲海訴訟につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、裁判費用はこれまでどれくらいかかったのかということでございますが、本件訴訟のために支出をいたしました費用は、訴状の印紙代や郵券等の実費といたしまして13万2,148円でございます。なお、このほかに、本訴訟に関する費用といたしまして、顧問弁護士への訴訟委任についての費用がございまして、本訴、そして反訴合わせまして108万6,000円ということになってございます。

続きまして、訴えの内容、そして裁判官の判断の内容ということでございますが、本件訴訟は、大芦高原国際交流の村の指定管理者であった株式会社雲海につきまして、地方自治法第100条に基づき美作市議会に設置されました株式会社雲海に関する調査特別委員会による、雲海再建政策を立案、指導した元市長には根源的な責任があるので、市が被っている損害について適切な処置を求める旨の報告、そして決議を受けました。当市といたしましては、同社への出資金及び指定管理料の支出に関する意思決定に際し、当時の美作市長であった被告に裁量権の逸脱があったとして、平成27年11月2日付で、被告に対し、損害賠償を求める訴えの提起を行っていたものでございます。

なお、その後、平成28年3月3日付で、被告より不当訴訟及び名誉毀損を理由とした反訴が提起されております。併せて判決が行われているというところでございます。

まず、本訴につきまして、判決では、被告が在任中、株式会社雲海に出資金2,500万円、初年度の指定管

理料として1,000万円を支出する旨の政策決定を行ったこと、同社の解散の原因となったのは、社外の一民間人が開業準備期間中に同社に多額の支出をさせたことであったこと、結果として、社外の一民間人が雲海の運営を行うこととなったと評価し得ること等が判示をされました。しかしながら、それ以上に、被告が雲海の運営を社外の一民間人に委ねることを事前に明示ないし黙示に決定したとまでは認めることができないという事実認定がなされた結果、被告の責任というのは否定をされております。

一方、反訴については、本件訴訟は、調査特別委員会の調査結果、そして原告議会においても、原告が被った損害について適切な処置を被告に求める旨の決議がなされていたこと等を考慮すると、本訴は事實的、法律的根拠を欠く不当訴訟ではなく、また訴訟における正当な弁論活動と認められるから、違法な名誉毀損にも該当しないとして、反訴請求も棄却をされております。

そして、判決をどのように受け止めているかということですが、市といたしましては、議会の決議に基づき訴えを提起し、その主張が認められるよう最大限力を尽くしてまいりました。こうした経緯の中で、当市の請求が受け入れられなかった点については、誠に残念に思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

順次、2回目の質問をいたします。

まず、質問の最初の裁判費用の関係でございますが、判決書を見ますと、2人の弁護士がおります。弁護士費用で108万ちょっと、こういうことなんです、これは2人のための費用なのかということと、それから108万の弁護士費用はどういった活動に支出をしたのか。つまり、例えば何回でどれぐらいかと。その内訳を教えてくださいと思います。

それから、判決をどう受け止めておるかということ。今、部長が答えられましたのは、請求が受け入れられなかったことは残念であるという答弁であります、私から見れば、判決書をどこまで読まれているんだろうかなという思いがいたしております。この岡山地裁の裁判官がした判決の重みの認識が、私は、全くないと、そういった感じがいたしております。

この話をやるやっとなとしても、何時間あっても足りませんので、質問の方へ入らせていただきますが、この訴えを起こすまでの間に、平成26年の12月4日の議決があります。私は議員であります、固有名詞が入っておりますので、情報公開請求をいたしました。それを見ますと、要するに株式会社雲海に関する調査特別委員会調査報告に基づく決議でございますが、そこの中には4点あります。

第1点は、雲海再建政策を立案、指導した元市長には根源的な責任があるので、市が被っている損害について適切な処置を求めること。

2つ目は、本件関係職員についても、コンプライアンスの意識を欠いているため、適切な処分を求めるというのが2つ目です。

3つ目は、株式会社雲海取締役に対し、市の被った損害について、取締役としてのその回復に応じるよう求めること。

4つ目は、経営アドバイザー予定者に対して——これは黒塗りにしてありますので——何々入りの食器等を買い取ると同時に、市の損害回復に応じるよう求めることと、こういうのが決議でなされております。

今回、ですからついでに言及しておきたいのは、この12月4日のときに議会運営委員会が開かれておりまして、百条の結果に基づくものをこの議会運営委員会ですらどうするかというのが事前に議論されております。これも私、情報公開請求をいたしました、非常に悲しい。議会運営委員会の在り方が一体これでいいんだ

ろうかという思いをいたしております。どういったことかと申しますと、国会であれば議員の自律権ということで、内閣とはけんけんがくがくとするわけですが、地方議会の場合は二元代表制ということの中で、要するに議会運営委員会はどういったことがあるかということをやはり執行部に対するものとして議論しなければいけないのに、これはもう執行部と議会が寄り合いのような話をしている。こういうことの中で、その百条委員会の決議は、結果的に、この数十ページの議会運営委員会の議事録を見ますと、そのまま決議の案として出されておりますが、非常にこのことに対して誰一人として疑問を呈した議員の方がおられなかった。これはもう、私も今、議運のメンバーですが、こういったことがあってはならんと、こういうふうに感じております。これは今、蛇足でございますが。

質問です、総務部長。今私が申し上げました訴えの基になったという平成26年12月4日の決議4項目の場合の中で、1項目のみ、つまり1つ目の元市長に根源的な責任があるので、市が被っている損害について適切な処置を求めること、これだけがなぜなされて、ほかの3つがなぜなされていないのか。訴えのその後の議会の決議に対して。これは、今回の判決書の中をずっと何回も熟読をしてみますと、やはり裁判官はこのあたりにも言及しているということを私は感じております。

2つ目の、総務部長、質問です。今申し上げました判決書全体の中で、裁判所、つまり当該裁判官が、行政組織の在り方について、現実に暗に意識されております。それは一体何であったと思われませんかということです。このことは、私は大項目を3つ質問しておりますが、今回市が提訴したことともう全く関係のある大事なことなんです、その質問。

以上、弁護士費用を踏まえまして3項目ですが、お答えいただきたいと思えます。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

まず、弁護士費用の内容ということでございますけども、弁論準備手続、合計21回、それから4回の口頭弁論がなされているということでございまして、そういうふうなものの費用とさせていただきますということでございます。

それから、決議書の4項目のうち、ほかの項目はどうしたのかということでございます。

先ほども申し上げましたように、元市長に根源的な責任があるということが明らかにされておりますので、以下のものについては、根源的なものが認められていない以上、これ以上のことは求めるというところではございません。

それから、組織の在り方ということでしたか。

〔4番岡野鉄舟君「要するに、判決全体の中で、裁判官、裁判所は、行政の組織の在り方についても現実に暗に言及というか、その判断をしているんですが、それは何だと思われませんかという」と呼ぶ〕

申し訳ございません。私、そこところは十分熟読していないので。ただ、今回言えますのは、市の側としましても十分な監督等ができていなかったから、こういうことが起きたものというふうに思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

総務部長がそこまでギブアップされれば、私としては答弁不足じゃと言う気にもならないんですが、総務

部長、3回目の質問の第1点は、僕が尋ねたのは、4項目については百条委員会が議決をしてほしいといって議会運営委員会に頼み、そこではすったもんだの議論はあったんですが、最終的には百条委員会の4項目が、その同日、12月4日に議案として出されて、議決されているんです。そうすると、今、総務部長が答えられたように、元市長に根源的な責任があるかということとかは全然関係ないでしょう。それは、もちろんそれもありますよ。それは第1項目なんです。じゃあ、ほかの3項目は、なぜ議会が出した決議案に対して対処しなかったかということです。だから、今の部長の答弁は答弁になっていませんよ。それをお答えいただきたい。

それから、市長は目をつぶって沈黙考されとりますが、2つ目の質問は市長に対していたしますよ。どうして美作市は敗訴したと思うかということです。これは市長に対しての質問です。2項目。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

裁判のことに理由を問われても明確な答えはできませんが、敗訴したというカテゴリカルに言うと、控訴しなかったというのが1つ。それからもう一つは、私の見るところで、裁判官の異動が途中であつたりして、理解が不十分であったのかなというふうに思っております。ただ、いずれにしても、こういうのは雑感に過ぎない話で、私がどう思おうが、その理由は裁判官の頭の中にしかないので、お答えにはなっておりません。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「議長、今の答弁でいいんですか。答弁になっていないでしょう。なぜ敗訴したかという聞いているわけですよ。控訴しなかったというようなことは、後の話じゃないですか。つまり、訴えを提起した時点でどうのこうのという、そのあたりが敗訴した理由ということでしょう。いや、だまされませんよ。私はずっと耳をこうして聞いているんだから」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

裁判官の頭の中のことが分からないという、市長は言われたんですけどね。それが理由になるかならないかは、なかなかちょっと難しいところも私もあると思いますけれども、市長の答弁はそういう答弁でした。

〔4番岡野鉄舟君「私は市長に尋ねているんです。裁判官に聞いているんじゃない」と呼ぶ〕

それもあります。

〔4番岡野鉄舟君「まあ、いいよ。それは、答えられなければ、私が総括でその辺を言いますから」と呼ぶ〕

〔「議長、ちゃんと整理しないといけんがな。 」と呼ぶ者あり〕

いや、それは答えが違うわけですから。それは市長の答弁がですね……。

〔「議長、議会になっていないので、答弁調整なり何なりして、しゃきっとやっていただきたいと思います」と呼ぶ者あり〕

それでは、申し上げますが、岡野議員は、敗訴した理由はどう思うかということに市長は答えられたんですけど、それは、私は市長の答えは裁判官のことを言われたということで、市長の判断はされていなかったと思いますので、市長に答えていただきたいというふうに思いますけど。

〔4番岡野鉄舟君「そうです、私もその質問です」と呼ぶ〕

[市長萩原誠司君「ちょっと意味が分かりませんので、休憩してください」と呼ぶ]

はい。

それでは、ちょっと答弁調整のため休憩します。

午後 1 時 22 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、答弁の方から入りますので。

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

先ほどと同じ答弁になってしまいますけども、雲海再建政策を立案、指導した元市長には根源的な責任がある。市が被っている損害について適切な処置を求めることとされております。この根源的な責任ということがこのたび否定をされておりますので、2 番目、3 番目、4 番目の項目についても否定されたものというふうに判断をさせていただいております。〔降壇〕

[4 番岡野鉄舟君「えっ、その敗訴した理由は」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

ちょっと待ってください。

市長はありますか。先ほどの。

[4 番岡野鉄舟君「もうだから、同じことでも」と呼ぶ]

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

我々が例えば裁量行政を行う、羈束裁量を行う、ある者に許可を認可する、するしないということがあって、そういうときに理由を答えろと言えば、それは当然こちらに判断権がありますので、これこれこれこれの理由によって、まるでであったとか、そうではなかったという答えはできますけれども、こちらに判断権がないものについて問われても、その理由は明確に答えることはできません。そのことは残念であります。

〔降壇〕

[4 番岡野鉄舟君「ちょっと議長、申し訳ないんですけど、時間こうやったけど、市長の答弁、ちょっと通訳してください」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

私もちょっとよう聞き取れなんなんですけど、市長の言われたことは、自分が判断していないことに判断を求められても困るという、できないという判断でした。答えでした。

市長はそれでよろしかったですね。

[それはちょっと違うわ]と呼ぶ者あり]

ちょっと違いますか。

[「立案をしたということ（聴取不能）。」「それは違うよ」と呼ぶ者あり]

ちょっと私も十分聞こえとれなかったのです。



〔「もう1回」と呼ぶ者あり〕

なら、もう一度。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

申し上げたのは、私どもに、行政のサイドで判断権限があるものについて、それが裁量であれ羈束裁量であれ、それが可であるか否かであるか決定をいたしますが、その理由について問われれば、明確にお答えをする必要があります。しかし、我々に判断権限がないものについてその理由を問われる場合に、それについては分からないということは、誠に残念ですけども、御理解を賜りたいと、こう申し上げたわけです。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

総括をお願いします。

4番（岡野 鉄舟君）

今、市長が答弁されたこと、もう少し何というか深く言っていただければよかったんですけど、私なりに市長の言いたいと思われることは分かりました。一言で言えば、これは2番目の質問をいたしますけども、裁判所は、裁判官は、つまり行政の組織立った実務の中までに入り込めないということなんです。このことが分かっておれば、私が2番目、3番目で質問しますけど、なぜ訴えを提起したのかというところに帰っていくことになるんですが、つまり法的責任がどこまで行政責任に入れるかということなんです。しかも、今、総務部長が言われたように、訴えの対象を一人の元市長に限定しているからなんです。どういうことかといいますと、組織で仕事するとき、関連した職員の方もおられ、市長もいるわけです。それは、全体が本題であれば、債務者ということになればね、被告ということになれば別なんですけど、あくまで元市長一人の責任を追及しているから、そのことの中で行政的な責任に裁判所は、これ以上は私は立ち入れませんよと、そういうことを言っているんです。この中をずっと見ますと、そういうことなんです。だから、敗訴したんです。これは私の、岡野弁護士の解釈であります。

そういったことで総括をいたしますが、この1番目の質問を通じて感じたのは、もう非常に被告は——被告というのは本人に、被告と言いますが、ちょっとこらえてねと言ったら、それは構わんよと、名前を言ってくれてもいいと言われたんですが、あえて被告と言うのは私はてらいがあるんですけども——足かけ6年にかけて、心身ともに苦勞されてきているわけですが、3番目の質問、判決をどう受け止めるかということについては、非常に残念であります。そういうことでこの質問は終わりますが、次に入ってよろしいですか。

議長（岡本 泰介君）

はい。次に入ってください。

4番（岡野 鉄舟君）

今の1回目の質問と関連をいたしますが、総務部長、ゆっくり質問いたしますので、答弁漏れのないようにしてくださいよ。

雲海判決における「法的」責任と「行政」責任についてということですが、2つあります。

原告（美作市）は、いかなる「行政」責任に対し、いかなる「法的」責任を求めようとしたのかというのが1番目です。

これも先ほどの私の答えの中で出たような感じはするんですが、これに対して裁判官は、どう判断をされたと思いますかということと、その判断の理由はどういうところにあると思われませんかということと、

ます。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

原告は、いかなる「行政」責任に対し、いかなる「法的」責任を求めたのかということでございますけども、原告、市が求めようとしたのは、元市長の美作市に対する損害賠償責任、具体的には、出資金の2,500万円及び指定管理料1,000万円の支出の違法を問う法的責任ということでございます。

そして、これに対して裁判官は、どう判断したと思うのかと、またその判断理由ということでございますけども、先ほどの答弁で申し上げたとおりでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

訴えの提起は平成27年の11月2日になされておりますが、原告、美作市は、それに先立ちまして、被告に対して出資金の2,500万円と指定管理料1,000万円の損害を補填せよと。さもなくば、法的手段に訴える旨の文書を出されておると聞きますが、その文書をなぜ出されたのかということが2つ目の質問でございます。

2つ目の質問は、1回目の質問と関連する部分があるんですが、私は、ある程度1回目の質問のときに答えらしきものをお話ししたわけなんです。判決書も何回かは、総務部長、読まれていると思いますが、この判決書の中で、いわゆる行政責任とはどういったものと裁判所は考えているかということです。その法的責任について、ちょっと無理だなと裁判官は判断しているんですが、それがどういうことかと。

だから、まず行政は皆さん事務をされているわけですから、いろいろ平素にやっていたらしゃるわけですから、何が裁判所は行政責任だと言われているかということです。お答えいただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

今、岡野議員さんがおっしゃいました訴訟の前の文書ということでございますけども、申し訳ございません、私はそのことを承知しておりませんでした。ちょっと確認できておりません。

〔4番岡野鉄舟君「確認してください」と呼ぶ〕

それから、行政責任、法的責任ということでございますけども、当市は株式会社雲海に関する調査特別委員会の決議を受けまして、本訴訟の提起に至ったものでございます。当該決議が行われた時点で、元市長は公務員としての職は退かれておりましたので、当該決議は行政責任を問う趣旨ではなく、民事責任を問う趣旨であると考えております。

なお、同委員会の調査報告書にも、慎重さを欠き、見通しを誤った政策決定が株式会社雲海の破綻を招いたというふうに書かれております。そのように私どもは承知をいたしております。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「議長、1つ目の質問は、総務部長は承知していないということなんですが、確認をさせてください」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

どうですか。休憩を取ったらすぐ分かりますか。

〔総務部長岡本和之君「休憩いただいて、調べてきます」と呼ぶ者あり〕

はい。

調べる時間を少し下さい。

暫時休憩します。

午後 1 時 41 分 休憩

午後 1 時 57 分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

それでは、岡野議員 2 回目の……

〔14番鈴木悦子君「議長」と呼ぶ〕

はい、何でしょうか。

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

先ほど、質問中なんですが、先ほど岡野議員が質問の中で「岡野弁護士」だというふうに言われたと思います。本当に岡野議員、弁護士の資格を持って言われているのか。そうでないのなら、取り消された方がいいんじゃないかと思います。詐称になるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

議長（岡本 泰介君）

はい。先ほど岡野議員がそう言われたので、岡野議員、自分はユーモアのつもりで言われたのかもわからんですけど、聞きよる人はそうと思わん人もおられるので、訂正してください。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

それは失礼いたします。なかなか冗談が通じないもんだと思いますが、弁護士ではありません。法律的には勉強しておりますが、訂正をいたします。一素人でございます。

議長（岡本 泰介君）

それでは、岡野議員の 2 回目の第 1 項目の文書を出したことについての答弁から入ります。

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

時間を頂きまして、誠に申し訳ございませんでした。

下に降りまして、今、文書の方を確認してまいりました。

この相手方に対して送っております文書は、27年の8月4日付で送らせていただいております。内容につきましては、雲海再建政策を立案、指導した元市長には根源的な責任があるので、市が被っている損害について適切な処置を求めるとの決議がなされまして。それに基づき、美作市が被った損害について、その補填を求めなければならないとの結論に至りました。つきましては、8月31日までに3,500万円を返還していただきますよう御請求させていただきますという内容のものでございました。それに対しまして、相手の方から、詳細な記憶は曖昧であり、御返事をいたしかねておりますというようなことで返ってきておまして、判断するのに幾つかの資料を送付してくださいという回答が来ております。その後に御本人が来庁されたときの記録を見ますと、要求をされておりました資料をお渡ししとるようでございます。また、当時の幹部を含めてであれば、話し合いにも応じる用意があるというふうなことをおっしゃっておるようでございます。

そして最終的には、これは27年の9月の16、17、19日の、これは電話でのお話合いのようでございますけれども、私も雲海の件について全ての内容を把握していないので、いろいろ資料をもらい、見せてみたがと、よく分からないというお答えでございます、3,500万円ものお金はないので、支払いできない。今回の文書に書いてあったように、法的手段を取られたらよろしいというふうな結論に至っているようでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員、3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

分かりました。私もそれは承知をしております。問題は、総務部長、当該8月4日付の文書の持つ意味です。相手は一市民であって、弱者です。行政は、ちゃんとお金もある、公権力を持つ立場ですよ。そういったところに、議会の議決はあったにせよ、あの文書を出しているところが問題なんです。私なりに見ればね。一素人である私が見ればね。

要するに、そこで質問なんですけど、公に対して債権を確定する場合は調定が必要です。これは財政担当の部長ですから御承知だろうと思うんですが。調停をされている日付、そして調定をしておれば債権があるわけですから、要するに決算には、もしもらっていないければ未収で出るんですが、決算書にその数字が、3,500万が載っているはずなんです、私はずっと議事に出ておりませんで分からないので、それを決算書で確認をしていただきたいというのが3回目の質問です。

それでもう一つは、行政責任はどうかというのは、3番目の質問と関連しますので、私なりの見解を申し上げますと、こういうことです。例えば、岡本総務部長が市長として、たくさん関連の部長がいて、その部長の下には課長がいる。そして、いろいろな業務をするときに、部長、課長というのは対外的に折衝をしますよね。そのときには任されて仕事をするんですが、岡本市長は、例えばX課長が対外的に折衝したことについて、責任を持てるかというのが行政責任です。それに対して、裁判所は、そこまで法的責任は問えないよと、こう言っているんです。それが行政責任なんです。私なりに、弁護士ではありませんが、一議員での私が解釈をすれば、そこなんです。そのところをずっと理解をしていただきたいということがあったんですが、それはまた3番目の質問のときに言いますが、取りあえずは今の、調定をしておれば、債権で未収が上がるとるんで、それを決算書で知らせていただきたい。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

岡野議員の3回目でございますけれども、調定をしているのが決算書に載っているかということでございませぬ。

〔4番岡野鉄舟君「調定はしているんでしょう」と呼ぶ〕

今回の判決があつて初めて調定できるものだと私は思っておりますので、まだ決定されていないことから、今までの決算書には上がっていないとは思いますが。

〔4番岡野鉄舟君「それはおかしいだろう。だって、外部に対してちゃんとするんだから、市長まで決裁を取らにゃいけんでしょうが。だって、私は今答弁できないんだけど、それは常識でしょうが」と呼ぶ〕

一応、請求等の起案は全部ありますけれども。

〔4番岡野鉄舟君「ちゃんと議長、交通整理してくださいよ。私、もうできな

いんで」と呼ぶ]

それでは、改めまして決算書の確認をさせていただきます。少し時間を頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。〔降壇〕

〔「議長、休憩しよう」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

はい。確認をしますので、暫時休憩します。

午後 2 時 04 分 休憩

---

午後 2 時 24 分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

それでは、答弁から入ります。

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

実際に確認しましたが、調定はいたしておりませんでした。その根拠でございますけども、ここに自治法の231条関係で申しますと、調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、長が本条の規定に基づき、その歳入の内容を調査して、収入金額等を決定する行為、すなわち徴収に関する地方公共団体の内部的意思決定の行為というふうに書かれておまして、なお先ほど通知文の方を読み上げさせていただいたんですが、その文書の終わりの方に、お支払いの際には、御連絡をいただければ納入通知書をお送りさせていただきますと、3,500万をお支払いくださいといったときに、そういう内容の文面がございます。すなわちこの納入通知書をお送りした場合には、恐らく調定というのはしておるといふふうに思います。

しかしながら、今回の場合、これも自治法なんですけども、242条の3、前条第1項第4号本文の規定による訴訟について、損害賠償または不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合には、確定した場合においては、普通公共団体の長は、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金または不当利得の返還金の支払いを請求しなければならない。つまり、請求をした場合に調定を行うということで、御理解をいただきたいと思います。

〔「判決出た場合に（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

ですから、今回の場合も判決が出て、支払い命令があった場合は、その時点で請求をさせていただくということになります。

〔「調定をして」と呼ぶ者あり〕

はい、調定をさせていただきます。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「よろしい」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

総括をさせていただきます。

私は、今回のタイトルは、雲海判決における「法的」責任と「行政」責任ということを大項目としております。そこで総務部長に答えていただきたかったのは、その行政責任の在り方について言及していただきたかったということで、思いでやっとなるんですが、残念ながらそこまで御答弁いただけなかったということで

ございます。

もう次に移らせていただいていた方がいいですか。

議長（岡本 泰介君）

はい。次、入ってください。

4番（岡野 鉄舟君）

それでは、雲海の3番目の質問でございますが、判決後の対応と今後の対応についてということで、1つ目は、判決後、今後の対応について弁護士とどのような相談をしたかというのが1点目。

それから、控訴を断念した理由は何か。2つ目。

3番目、判決は原告の全面敗訴である。本訴については全面敗訴である。市長は、原告としてどのような責任を取られるつもりか。その3点でございます。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

それでは、御質問の判決後、今後の対応について弁護士とどのような相談をしたかということでございますが、弁護士と協議した中では、控訴審での勝訴の見込みはあると判断をいたしておりましたので、控訴を行う場合の必要な手続について確認するとともに、控訴を行うことを決定した際には、遅滞なく手続を行えることができるよう、必要な準備をしていただくようお願いをいたしておりました。

また、控訴を断念した理由ということでございますけれども、市といたしましては、議会の決議を受けて、本件訴訟を提起したという経緯及び事案の重大性に鑑み、令和2年3月25日、美作市議会定例会本会議におきまして、第1審判決を受けての対応方針について、改めて議会としての意見を取りまとめていただくよう求めたところでございます。

これを受けて、市議会におかれましては、4月2日付で全員協議会を開催されたものと承知しております。また、この全員協議会の席上では、控訴すべきでないとする意見が複数あったのに対し、積極的に控訴すべきであるとする意見はなかったと伺っております。

こうした全員協議会における意見の方向性を踏まえ、市議会全体の御意向としましては、これ以上の訴訟手続を望むものではないと判断をいたしました。また、市内の人間関係にも配慮した上で、控訴を行わない方がよいと判断したものでございます。

次に、原告の全面敗訴、市長の責任ということでございますが、本訴請求について申しますと、原告の請求は結果として全て棄却されておりますが、一方で不当訴訟等を理由とする反訴請求も棄却をされております。判決では、本訴請求は、調査特別委員会の調査結果のほか、原告議会においても、原告が被った損害について適切な処置を被告に求める旨の決議がされていたことなどを考慮しますと、本訴は事実的、法律的根拠を欠く不当訴訟ではないと判断をされております。このことから、原告側の一方的な全面敗訴との認識はございません。

また、先ほども申しましたように、本件訴訟につきましては、控訴審での勝訴の可能性はあると考えておりました。しかし、議会での御判断などを踏まえまして、控訴を断念したというものでございます。したがって、このことについて、市が何らかの責任を負うものではないというふうな考えを持っております。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

#### 4 番（岡野 鉄舟君）

2 回目の質問をさせていただきます。

まず最初の判決後の今後の対応について弁護士とどんな相談をしたかということで、今、部長は、控訴審での勝訴の見込みがあるということを言われましたんですが、この勝訴の見込みとは一体どういうものであったかということと、この内容を議会に相談をかける前後というか、後でもいいんですが、どうして議会にこの説明をしなかったのかということでございます。

2 つ目の質問でございますが、今、部長は、控訴を断念した理由の中で、令和 2 年 3 月 25 日の本会議の議会において、第 1 審の判決を受けて、議会としての意見を取りまとめてもらうことを求めたとあるが、私は、本会議、そのときは出席をしておりましたが、どの時点でどういう内容を述べられたかということの説明していただきたいと思います。

それから 3 つ目の質問でございますが、4 月 2 日の全員協議会で、控訴をすべきでないとの意見が複数あったのに対し、控訴をすべきである意見は全くなかった。これを考え、控訴をしなかったとありますが、ここからが大事なことなんですけど、私ども議会としては、判断材料がないので、議会としては判断ができないというのが、全員協議会での市長に対する回答をしましよやということでありました。したがって、今の部長の答弁は、虚偽の答弁であると思います。全然私どもの全協で相談したこととは、そごが大ありでございます。議長、この辺の答弁を——議長も当然全協を主催されたので、私だけじゃなくて、ここにいらっしゃる皆さんは、こういう意見で一致だったと思いますよ。だって、その当時には、議会に判断してくれと言いつつも、市長もいない、それから当然弁護士もいない中で、何が控訴できるかできないかという判断材料がなかったわけです。だから、今申し上げましたように、議会としてはその答えは、要するに判断ができないというのが答えであったと思います。それは皆さんも御承知のとおりです。そうしますと、今の部長の答弁は全然違いますよ。この辺を再度確認するとともに、今、議長、全協の主催者としてお聞きになっていらっしゃると思いますので、答弁を訂正していただくなり、音頭を取っていただきたいと思います。

4 つ目の質問でございます。

総務部長、私も耳が痛いと思いながら、じっと我慢しながら聞いておりました。原告の一方的な全面敗訴の認識はない。本訴に美作市が何ら責任を負うものではない。じゃあ、どう言えばいいかといえば、じゃあ本訴も反訴も全面敗訴であったと申し上げてもいいですよ。あくまでそれは、総務部長、大事なことは、本訴は本訴です、反訴は反訴ですということになります。被告の反訴について、原告の訴えが不当訴訟でないという判断が、原告の訴えが何も問題にならなかったということを担保するものではありません。あくまで本訴は本訴です。

第 1 回目の質問で申し上げましたように、原告は市民の税金を使って裁判をしているわけです。しかも、弁護士を 2 人つけて。被告は自費で、弁護士は 1 人とお聞きしとりますが、6 年もの長きにわたって、心身ともに大きな負担を負ってきているわけでございます。

そこで質問でございますが、判決書の最後に、41 ページ目あたりに、裁判官は丁寧に、被告の反訴に添付した謝罪文のスタイルを上げて、裁判官が掲げております。私はいろいろと勉強する中で、こういうふうには裁判官が被告のこういった事例を添付するというのは非常にレアなケースだと僕は思っておりますが、記者会見などを開いて、被告に対して謝罪すべきではないかと私は思いますが、この最後の 4 つ目の質問は、市長に対して質問いたします。最初の 3 問については、総務部長にお答えいただいても結構でございます。

#### 議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

それでは、お答えをさせていただきます。

勝訴の見込みということでございますが、このたびの判断のポイントというところが、市長指示は認定できないという判断が本件の最大のポイントということでございまして、議会の調査特別委員会では元市長の指示が認定されたということでございますけども、第1審の裁判官は、そこまでは認められないと。つまり、一民間人に指示をして経営を任せたとということが、指示をしたか指示をしていないかということがポイントだったというふうに思います。したがって、裁判官が次に替われば、再度評価が行われますので、議会の調査特別委員会の結論と同様の結果が出ることも可能性があるということを考えておりました。

次に、全員協議会のことでございますけども、私どもの耳にはそのように、控訴すべき、すべきでないというふうな話があったようには聞かせていただいております。結論を出せないというのはそういうことであつたのかもしれませんが、お話の内容につきましては、今申し上げたように、控訴すべきでないという御意見があつたというふうに聞いておりますし、積極的に控訴すべきであるという御意見はなかつたというようなことをお伺いしているところでございます。

〔4番岡野鉄舟君「3月25日の本会議での答弁」と呼ぶ〕

その時間ということですね。3月25日、本会議最終日だったと思います。市長の挨拶の最後の部分で、そのことを議会の方に投げかけられたと……

〔4番岡野鉄舟君「もうちょっと具体的に言ってください」と呼ぶ〕

はい。

〔4番岡野鉄舟君「具体的に言ってください」と呼ぶ〕

本訴訟につきましては、スタートがこの特別委員会の報告や、それから議会の決議によって行われたものでありますので、改めて今後の方向性について御相談いただくようお願いしたものだというふうに理解をしております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私も、この市長という職にある身として、歴代の市長さん方がいかに様々な案件で御苦労されたかということは痛感するわけでありまして、したがって、当市の市長になった直後でありまして、百条委員会があるというので、ぜひそういうことはいろんな意味でおやめになった方がいいと思いますという意見を申し上げたわけでありまして。その意味するところは、1つは死亡叙勲に影響が及ぶということと、もう一つは、やはり同じ町の空間で生活をせざるを得ない我々の市長の先輩の方々に対して、あんまり激しいことをやるのは好まんというな事の中で、そういうことを申し上げたわけでありまして、当時の議会では、そういうような融和的なことじゃ駄目なんだということで、百条委員会は継続をし、弁護士費用も出して、ああいう結論を表から出されてしまったわけでありまして、その後すぐ訴訟に持っていかなかったのは、御案内のとおり、一応議会からその3,500万の請求をすべきだということで、請求はするけれども、ある程度のところで、この辺で払えというようなことになれば、それでもええかなというようなことを思って、平和なまちづくりということも思っていたんですが、逆に最後、総務部長からも答弁ありましたように、訴えを起こすなら起こしてごらんというようなことで来られたものですから、やむなくというふうなことであつたわけでありまして。そういう意味では、人情で言えば、大変な御苦労をかけているなと思います。同じ職にある者として思います。



一方で、我々も、岡野議員もよくおっしゃる二元代表制の中で、議会の意見がこう固まった以上、今度は組織として当局としても動かざるを得ないというところもあるわけでございます。その点は、法律にお詳しいと自認されておられる岡野議員のことであるから、多少はお分かりになると思います。その公私の問題というのをぜひ御理解をいただければと思う次第であります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目の質問を2点いたします。

総務部長の1つ目の質問の中で、判決後の今後の対応の中で、控訴審の勝訴の見込みって、これを見て、私はぱっと頭にひらめいたのは、この岡山地裁の第1審判決を覆すということは大変なことなんです。つまり、刑事事件の証明ができないと、これは、この第1審判決は控訴で絶対勝てません。私も、友達の弁護士にいろいろと聞いたり、勉強をしましたが、そういうことです。

それで、今、総務部長が控訴審の勝訴の見込みということで答弁されたのは、裁判官が替われば勝訴の可能性もあるからと。これを、そんなことを2人の弁護士に相談するというか、投げかけたんですか。2人の弁護士の、法律の専門家が、それに対して一体何と言ったんでしょうね。弁護士が、裁判官が替われば勝訴見込みがありますので、準備しといてくださいって、本当ですか。そんなことは絶対はないと思いますよ。私なりにこの1審判決を控訴に持っていく場合には、私がそういう立場にあったとすれば、こういうことですよ。質問の前置きになりますから、聞いてくださいよ。原判決が事実誤認であって、これを覆すことができる根拠があって、具体的に原判決が誤認であるということを弁護士は検討し、そのあるかないかを議会、つまり市民に対して説明すべきなんです。それは何でかということ、弁護士費用に税金を使っているし、議会は市長が上程した訴えの議案を議決しているわけです。この議決自体がよかったかどうかということは、いろいろ議論がございますが。これは誠に無責任な、ほったらかしの判決後の行動だと思いますよ。この辺について、市長はどう思われるかということが1点。

もう1点も、市長に対する質問です。たしか平成26年当時でございますが、クリーンセンターの絡みで市民の方が、入札の絡みであったんでしょうかね。この引き合いを出されて、いろいろと苦情を言われました。これに対して元市長は、名誉毀損だと、こういう訴えを出されておりますが、この裁判においては棄却になったと議事録にも書いてあります。このときに市長は、26年の一般質問であったと思いますが、この場をお借りしてということで、謝罪をされているんです。つまり、前市長の訴えが棄却されたことについてですよ。今回は、御自身が議会の議決を得て、訴えをされた案件でございます。したがって、これは26年当時の事例とは違うんです。市長、あなた御自身の提訴者としての責任の問題です。その判決の後には、ちょうど手元でございますが、被告が謝罪文を掲げておる分があります。例えばこういった方法も考えられませんが、やられる必要があるんじゃないかと思いますが、改めて2点をお聞きます。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

先ほどお答えをしたとおりでありますので、さらにお答えすることは難しいんですが、26年の件は、恐らく市の議会の議決を経ているとか百条委員会があったとかということと全く関係ない構造であったと思います。一方、本件は、先ほど言いましたように、二元代表制の中で、一方の代表である議会の判断があって、それを履行する際に、慎重な手続をしながら当局がやらざるを得なかったということでありました。したが

いまして、その辺の公的な縛りの中で動いているケースにおける思いについては、先ほど私情についてはこうですよということを申し上げたつもりでありますけれども、公的な立場にあつて、それをどうこうするというのは、それこそ議会の軽視ということになるかもしれないのであるから、なかなか私の一存であいすまぬと公的な立場で言うことはできないということだということを重ねて申し上げておきますが、御理解されるかどうかはお任せをさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4 番（岡野 鉄舟君）

総括をいたします。

議長（岡本 泰介君）

総括、はい。

4 番（岡野 鉄舟君）

判決が出ましたのは3月24日です。議会の最終日は、その翌日の3月25日でありました。一議員の立場での発言となりますが、謝罪をするには格好のタイミングであったと思います。

しかし、一連の3項目について、いろいろとるる質問をさせていただきましたが、要求することが非常に、要するに意見がかみ合わない、そういったような感じがいたしております。確かに訴えの議案は96条に基づいて議会が議決をしております。ただ、そのときの——私はいなかったわけですが——議会の議決も、弁護士を入れられたかどうか分かりませんが、この案件をずっとつぶさに調べたときに、今、公的責任と行政責任について、私はこの判決の中からも意見を言いましたが、私は、私の今の意見としては、議会とともに、市長も共に謝罪をすべきだろうというのが私の感じでございます。3番目の質問はこれで終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、続けて4項目めに入ってください。

4 番（岡野 鉄舟君）

放課後児童クラブの指定管理の現状と次期指定管理者指定事務の進捗状況とについてでございます。

この質問は、私は江見部長に、3月25日のちょうど愛の村と武蔵の里の指定管理のときに、何かのついでに事前予告をしとります。指定管理の問題のときに、6月議会では質問しますよと、こう申し上げておる案件でございますが、3点ありますが、1つずつ質問いたします。

1つ目、美作市の放課後児童クラブの指定管理者は、社協から民間に替わり、令和2年度までの5年の指定管理期間のうち4年が過ぎております。定員と児童数、保護者会、学校との連携、指導員数の推移、変動など総合的な現状を踏まえて、この4年間をどう検証しておられますかということですが、1つはよかった点、2つ目は反省すべき点（課題）であります。

2つ目の質問でございますが、過去4年間の検証による課題を踏まえ、次期指定管理者公募に向けた「新たな放課後児童クラブ像」についてどんな展望を持っておられるのかということです。

最後の3つ目でございますが、指定管理事務について、次のことをお尋ねいたします。1つは、指定管理者指定事務の現在までの進捗状況、2つ目は、今後のスケジュールでございます。よろしく願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、放課後児童クラブにつきまして答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の定員と児童数、保護者会、学校との連携、指導員数の推移、変動など総合的な現状を踏まえて、この4年間をどのように検証しているかの問いです。

まず、よかった点についてですが、放課後児童クラブにつきましては、平成28年度から指定管理者が株式会社共立メンテナンスとなり、指定管理業務の委託を行っているところでありますが、民間事業者のノウハウを生かした安定した管理運営ができているものと考えております。入田の事務所に専門事務員を配置し、現場の事務負担軽減を図り、各クラブの支援員の保育環境の改善を行い、障がい等で保育に配慮が必要な児童が増加する中、保育の専門者を配置し、定期的に支援員研修を実施するなど資質向上が図られており、評価できる点であると考えております。

新型コロナウイルス感染予防対策については、各クラブにおいて、マスクの着用や手指消毒、施設内消毒等の徹底を図り、学校や保護者会と連携し、感染防止に留意した対応ができております。

現在の指定管理者となり4年が経過いたしました。保護者の皆様から、保育に関し感謝の声も多く頂いているところであり、今後もさらに学童の保育、安全な放課後の居場所となるよう、連携、報告等を密に行った運営に努めていただきたいと思いますと考えております。

2番目に、反省すべき点（課題）ということですが、指定管理者の変更を行った平成28年度当初においては、支援員の引継ぎに困難を要したクラブがあり、児童の皆様や保護者の皆様に御心配をおかけしました。その後、支援員の確保に努めまして、地域の皆様や保護者の皆様、学校関係者各位の御協力もあり、現在に至っている状況でございます。

近年の状況としましては、入所ニーズが高まる長期休暇への対応、特別な支援が必要な児童の受入れ体制、新型コロナウイルス等の感染予防に留意した取組等、さらなるサービスの質の向上が求められているところです。また、支援員の負担軽減や処遇改善などを行い、支援員の確保に努めてまいります。

次に、2つ目の質問の「新たな放課後児童クラブ像」についてどんな展望を持っているのかとのことですが、児童クラブの運営に当たって、子どもの自主性、社会性の向上のために、学校や地域社会、ボランティア組織等との連携や交流に努め、幅広い年齢での遊びの共有を行うことに努め、また保育の質の向上や児童の安全・安心な育成のためには、支援員への研修や賃金アップ、児童の来所、帰宅時における安全点検の徹底などを図るなど、より良質な居場所の確保を目指していきたくと考えております。

特別な配慮を必要とする児童への対策としては、発達支援センターより巡回相談やケース対応を図ってまいります。また、施設の整備等についても、必要に応じて対応を図ってまいりたいと考えております。

そのほか、利用者や地域住民に放課後児童クラブの理解を深めてもらうために、勉強会や講演会等を開催し、地域に根差した運営を目指してまいりたいと考えております。

最後に、指定管理事務ですが、1つ目の指定管理者指定事務の現在までの進捗状況ですが、指定管理者選定委員会を今年の5月20日及び5月29日に開催し、指定管理者を公募することを決定しまして、6月8日に指定管理者の公募を開始しております。

今後のスケジュールですが、6月8日に公募を始めまして、締切りを7月27日としております。8月初旬に選考会を開き、その審査結果をもって指定管理者の内定を行います。そして、9月議会定例会で、議会による御審議をお願いする予定で、御議決いただきますと、指定管理者が来年4月1日からの管理運営に向けて、準備に入る流れと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

まず、その4年間の検証について、質問の第1点は、私、令和元年度の要するに指定管理者から市への出された実績報告書を情報公開請求いたしました。そこで感じましたのは、ダンボが2つあり、それ以外もずつとあるんですが、支援員の配置にばらつきがあるんじゃないかなと。これは相対的に定員に、在籍している児童数との絡みで、私なりに分析しているんですけど、この辺をどう分析をなさっているかというのが第1点です。

それから2つ目は、地域住民に放課後児童クラブの理解を深めてもらうためにと、いろんなことをやった、やりたいということなんですけど、どんなことを企画されているのかということでございます。

それから、指定管理者の指定事務についてでございますが、今、部長が答えられましたのは、6月8日にホームページにアップしているんだということで、今初めてお聞きするので、分からん、見ていないわけなんですけど、その公募の期間は約2か月弱です。御承知のように、何年も指定管理者をしている現指定管理者には、非常に有利であります。改めて応募したいという公募者については、2か月というのは非常にハンデがあるんじゃないかなと思います。

また、公募の方法についてなんですけど、どうされているか分からないですよ。単にホームページにアップされているんだろうと思うんですが、要するに広く募るという方法を、例えば全県的に広く募ると工夫が必要だと思うんですが、この辺を具体的にどういうふうになされているかということ、まず3点をお聞きします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、御質問にお答えしたいと思います。

まず、1つ目の支援員の配置について、ばらつきがあるのではないかと御質問ですが、今現在、放課後児童クラブ、クラブとしてはダンボが1、2ということで2つに分かれておりますが、その2つをそれぞれカウントして10のクラブがあるということでございます。各クラブに責任者、副責任者ということで、責任を持つ支援員の方がそれぞれ配属をされておまして、それを支える補助員という方で補助支援員が何名かいらっしゃるという体制が取ってございます。確かにクラブによりましては、責任者、副責任者で、補助支援員の方がいらっしゃらないというクラブも4月1日の段階ではございますが、そういったことで支障が生じるときには、本部の職員が応援態勢に回るといった形の形が今までは取れておりますので、問題は生じていないというふうに理解しております。全て、契約社員、パート社員含めまして、現在57名ということで運営の体制が取れておまして、今現在については問題ないという認識でございます。

それから、地域住民の理解を深めてもらうための企画であったり活動状況でございますが、本年も2月だったと思いますが、放課後児童クラブの保護者が主催をしました講演会が湯郷の交流センターで開かれまして、議会の方からも議員さんお見えになっていらっしゃいましたが、非常に多くの方の御参加をいただきまして、盛会に研修会が開くことができしております。夏休み等も、通常であれば地域の方との交流会等も企画されるところではありますが、残念ながら今年につきましてはコロナの影響で、そういった行事は開かれないということになるのかなというふうに考えております。

それから、最後の3つ目の指定管理の応募で、新しい新規参加者にハンデがあるのではないかと御質問でございますが、今現在はホームページで公募を公表しているという状況で、それ以外の特段の動きはし

てはおりません。

2か月という期間が短いというお考えかとありますが、指定管理の基本マニュアルにおきましても、公募期間はおおむね60日を期間とするということで、それにほぼ近い日数を今回取っておりますので、問題はな  
いというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目の質問を2点いたします。

情報開示請求したも  
のから数字を大原からびのきおまで出してみました。そこで私なりに分析をしたんですが、要は質問の骨子は、確かに今、足りない、不足しているときは職員を応援にと、こういう言われたんですが、支援員の方の過重労働にならないかなという  
ことの質問ですが、分析した結果をちょっとお話ししますと、支援員の数が多くて、担当人数が少ないクラブ、大原が2.17人、えみっこが2.25人、英田が1.33人、勝田東が1.4人、東粟倉は0.6人なんですね。これはだから日数で割り、さらに職員で割った児童数なんだが、一方で、支援員の数が少なく、担当人数が多いところがあります。それは、御承知のように、ダンボ1が5.94人です。ダンボ2が5.45人です。勝田チャイルドが4.06人です。これを見たときに、今、バランスが取れないときは、部長が、応援すると、こう言われたんですが、やはりこれは指導が要るんじゃないかなと思いますね。つまりどうということかと  
いうと、支援員を確保するようにしなければいけないでしょうよと。それをするためには、例えばもうやられているかもしれないんですけど、4月に実績が出たときに意見交換をして、指導するばかりでなくて、いいところのアイデアは、それは吸収して、次の指定管理に回すということをしなきゃいけないんですが、ちょっと話がそれましたけど、今、私が申し上げた分析の中で、支援員のオーバーワークが生じているんじゃないかなというふうに私なりに思いますが、これをどう思われますかということ  
です。

2つ目の質問です。部長も御覧になられたか  
もしれません。新聞記事で紹介をいたしますと、今年の5月10日に、共立メンテナンスが大阪の守口市の学童保育の指定管理者になっております。「民間委託雇用トラブル、大阪学園保育で集団訴訟も」と。「学童の担い手、不安の立場。学童雇い止め提訴」と、こういった記事があるんですが、そこで当市における状況なんです  
が、社協から共立に移った時点、私も議員でなくて分からないんですけど、こういった過去4年間において、どうも賃金が安いとか、どうもうまいかないか  
かということ、共立メンテナンスとのトラブルがあったような事例はございませんだかという質問です。簡単な質問ですが、その辺を、2点をお聞きいた  
します。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

まず、1点目の支援員のオーバーワークがあるのではないかと  
いうことでございますが、放課後児童クラブの設置基準ということで考えますと、支援単位40人までは支援員2人体制で可能という  
ことでございますが、美作市の場合は、それ以上に基準を細かく設けて支援員を配置しているところでございます。日によりましては、やはり支援員が足りない日というの  
はあるようには聞いておりますが、先ほどは本部の方から対応ということを申し上げましたが、ケースによっては別のクラブからの応援ということも実際は行われてい  
るよう聞いております。ただ、安定したクラブの運営ということをうちからはお願いしないといけないということ  
でござい  
ますから、職員の処遇改善でありますとか賃金のアップでありますとか、そういったもの

については、適正に行われるように指定管理者の方にはお願いをしておるところでございます。

それから、社協から共立へ替わってからのトラブルということを知ってはいないかということでございますが、先ほど一番最初の1回目の答弁の中にありましたように、社協から共立へ替わったときに、支援員の確保に困難を来したという事例がございましたが、かなりの人数を当時、共立の本部の方から応援に来ていただいて、急場をしのいだというような事態も確かにありましたが、それ以降につきましては、特段、職員とのトラブルが生じておるとかといったことも聞いておりませんし、安定的に運営をしていただいておりますというふうに私の方は解釈しております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、総括をお願いします。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

総括をいたします。

4年を過ぎたわけでございまして、その当時、児童が2年生ですか、その2年生であった生徒は、もう中学生になっております。最近に、例えば今、児童が2年生の親御さんは、慣れた時分に放課後児童クラブに預けるといふ、そういうスタイルでございます。一方では、放課後児童クラブを利用することによって働いておられるわけでございますが、私の想像で言えば、放課後児童クラブというのはこういうものかなというふうに、お母さん、あるいは保護者の方が思われるんじゃないかなと思います。したがって、今、部長はよくやっていただいておりますと、こう答弁をされたんですが、その感じに甘んじることなく、やはり行政の方で常に新しい放課後児童クラブ像を模索される中で、指定管理者とコミュニケーションを取り、あるときは指導していく中で、美作市の放課後児童クラブが27市町村の中では素晴らしいもんだと、こういったものになるように頑張っていただけならと思います。ということで、私の質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番2番、議席番号4番岡野鉄舟議員の一般質問を終了します。

ただいまより10分間休憩します。

午後3時12分 休憩

午後3時24分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど岡野議員の答弁の中で、議会としての判断についてのいろんな報告があったんですけど、そこでもっと一部執行部の方の言葉足らずのようところがあつたので、そこらを訂正してもらいたいと思っております。

分かりますか。そのことを言うてください。

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

先ほどの私の答弁の中で、誤解を招くところがあったので、訂正をさせていただきます。

まず、内容につきましては、4月2日に開催をされました全員協議会の中で、次に控訴するべきでないとする意見が複数あったのに対して、積極的に控訴するべきであるとする意見はなかったというふうに伺ったと申し上げております。そのような状況をお聞きしまして、執行部の方といたしましては、執行部の判断と

いたしまして、控訴するべきではないという判断をさせていただいたということでございますので、誤解を……。

〔市長萩原誠司君「違う違う。全然違ってろぞ。全然違うので、休憩取ってください」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

ちょっと答弁調整します。

休憩します。

午後 3 時 26 分 休憩

午後 3 時 28 分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほどの岡本総務部長が言われましたけど、市長の方が私と一番よく話をしておられますので、市長の方から答えていただきます。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

こういうことなんです。全協があった後、議長がわざわざ市長室に来られまして、もとよりこれは議会として判断すべきものではないんだけど、全体の雰囲気を見ると、控訴しろという感じはなかったよとおっしゃるので、ではその感じをベースとして、当方として判断させていただきますと、こういうやりとりをしたというのが真実でございます。よろしく申し上げます。〔降壇〕

〔「議長、違うで、それは。市長の言われることは」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

違わないと私は思います。

〔「いや違う。それはあなたと市長が話をしたことだけの話ですから。全協のときは、そういう話は一切せなんだ。どないして判断できるんですかという話で、弁護士もいない……」と呼ぶ者あり〕

今は一般質問で、訂正だけしている話で、ちょっと……

〔「そうやけど、それはそういう違うことを言ったら、それは流れとんじゃから、どないもならんぞ」と呼ぶ者あり〕

いや、私と市長との話はもうそうだったんですから。

〔「いや、それだったら、向こうで別室ですりゃええがな何も変わらん。ここは議場じゃから」と呼ぶ者あり〕

ええ。答弁の訂正だけしてもらったんです。

〔「ああ」と呼ぶ者あり〕

答弁の訂正だけしてもらったんです。

〔「答弁の訂正」と呼ぶ者あり〕

はい。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

中山議員、何ですか。

5 番（中山 忠明君）

4 番議員の先ほどの一般質問の中で、総務の岡本部長は、元市長のことを、それを被告、被告という発言をされたんですが、もう裁判は済んだんです。だから、元被告ならそれでもいいんですけども、やっぱりこの議場で被告と言うたことに対しては、訂正をしていただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

今の申し入れはどうですか。

ちょっと休憩します。被告と言った人が、質問者の方も言われていたような気もするので、両方せにやいけんのやないかという。

4 番。

4 番（岡野 鉄舟君）

じゃあ、よろしいか、今。

議長（岡本 泰介君）

はい。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

休憩しましたから。

午後 3 時 31 分 休憩

---

午後 3 時 35 分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど中山議員からの申し入れがございましたので、岡野議員の方からまず答弁をしていってください、それに対しての。

岡野議員、4 番。

4 番（岡野 鉄舟君）

本来であれば、私の方から率先してその釈明をすればよかったんですが、事の経緯はこういうことになっています。

今回私が質問するということは元市長の方に話をしておりますし、その質問の経緯の中で、被告という言葉を使うことがありますよと、あるいはまたあるときは元市長というときを使っても構いませんかと言ったときに、御本人は、いや、それは構わんよと。ある場合は、【発言の削除】という名前を例えば言ってくれてもいいよと。いや、それはごめんなさい。それは取消しをいたします。そういうことを言われました。今の部分は訂正をさせていただきますが。

議長（岡本 泰介君）

取消し。

4 番（岡野 鉄舟君）

取消しをいたします。

最初からいきます。

議長（岡本 泰介君）

もう 1 回。分かりました。

〔「諮ってください」と呼ぶ者あり〕



それでは、先ほどの【発言の削除】という岡野議員の発言がございましたが、これは取消しをしたいと本人が言われますので、皆さん、取消しでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認め、それではその言葉は削除します。

続けてください。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

申し訳ございません。慎重に発言をいたします。

御本人に、今回の質問に際しまして、判決が終わっているんだけど、判決文に言及するときに、被告という言葉を使ってもいいか、あるいは元市長ということを使ってもいいかとお話をしましたところ、それは構わんよということで、私は本件の質問に際しての原告、被告に対しての表現については了解を取っております。ということでございます。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

先ほど岡野議員の答弁で、私の方が「被告」ということを度々申し上げておりますが、御指摘のあったようなことでございますので、全て「被告」の前に「元」をつけさせていただきたいと思っております。訂正の方をよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、一般質問を続けます。

次の発言者は、通告3番、議席番号8番安藤功議員の一般質問を許可します。

8番（安藤 功君）〔質問席〕

それでは、順番が回ってまいりましたので、6月定例会の一般質問をさせていただきます。

まず、前段になりますけれども、自分自身の人生におきまして、本当に大切な人、かけがえのない人というのは、それぞれ皆さんもいらっしゃるのだと思います。私にとりましては、それが両親であったり、妻であったり、子どもであったり、孫であったり、そして友人、知人であったり、そしていろいろな意味で支えてくださっている皆様方がその中に入っておりますけれども、先般お亡くなりになりました内海元副議長さん、この方も本当に私の人生の中ではかけがえのない大切な人でございました。この場に元副議長さんがいらっしゃらないというのは、本当に悲しいですし、本当に悔しいですし、つらい思いでございます。本当に心から御冥福をお祈りしますとともに、本当に今までいろんなことを教えていただきました。7年前に議員になったときから、本当にイロハのイの字からいろいろと教えていただきました。感謝と、そして本当にありがとうございましたということをこの場をお借りしまして——多分、副議長さん、美作市議会のことを本当に気にかけておられました。今日もどこかで聞いておられると思いますので、本当に御冥福と感謝を伝えたいと思います。本当にありがとうございました。

すいません。それでは、本当にコロナ禍ということで、そういった状況であるからこそ、新型コロナウイルス感染症の件につきまして、順次お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

まず、今回はもうコロナー項目でございまして、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する様相を呈しているが、市としての今後の取組についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

まず、要旨としまして、1つ目、地域の見守り役である民生委員さんが活動に苦慮されていると聞くが、現場の状況を把握されておられますかということと、2つ目として、今回のような世界的な大災害級の感染症などが、その感染の拡大や、また蔓延した場合に、自然災害、これからもう梅雨の時期になりますけれども、大雨による水害、地震などが発生した場合の避難行動でありますとか、避難所設営、またその運営、またその後の復興に向けた取組をどのようにシミュレーションされているかをお尋ねさせていただきます。

そして3つ目として、今回美作市としての独自の取組もいろいろと行われているというのは十分承知をしておりますけれども、今後この美作市の状況を鑑みたときに、必要に応じてさらなる独自施策は考えられるかということで、3本柱でお尋ねをしたいというふうに思っております。

それでは、順次進めさせていただきます。

まず、民生委員さんに関してのことなんですけれども、先般、新聞報道でも大きく取り上げられていたんですけれども、民生委員さんは高齢者らの体調把握や住民の困り事相談などを中心に担っておられますけれども、長引く外出自粛で孤立や体力低下が懸念される中、感染防止のため、民生委員さんがその対象者である個人宅を訪問したり、また集会を開いたりできなくなっているというふうに聞き及んでおります。また、民生委員さんの高齢化や担い手不足も課題であるようでございます。美作市の実態はどのような状況かお尋ねをさせていただきます。

また、民生委員さんは、地域で住民の相談に乗り、必要であれば関係機関の専門家につなげる非常勤の特別地方公務員ということでございます。単身高齢者や障がい者のいる世帯の状況把握に取り組み、子育て家庭や妊産婦の悩みに対応する児童委員も兼ねておられます。任期は3年で、ボランティアのため無報酬で、交通費などの活動費は若干支給されているということでございます。近年は高齢化などで支援対象者が増え、定数が増加傾向にある一方で、担い手確保が難しくなっております。

その新聞記事によりますと、市民の命や健康を守るためには、民生委員さんの活動は不可欠であり、民生委員さんもこのコロナの時代に合わせた新たな手法を模索していかなければならないというふうにございました。先日も美作市の手作りマスクを御希望される方に配布されたと思うんですけれども、そのときにも民生委員さん、愛育委員さんに多大なる御協力をいただいたんじゃないかというふうに思っておりますけれども、そこで市としてのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

続きまして、2つ目なんですけれども、自然災害が起きたとき、水害とか地震とかになるんですけれども、今年も梅雨入りの時期となってまいりましたけれども、今日、明日には多分梅雨入り宣言が出るんじゃないかというふうに思いますが、万が一水害等で避難行動を取る場合や避難所を開設となった場合、国から「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」が、技術的助言とのことで、通知が届いていることと思います。それによりますと、まず可能な限り多くの避難所の開設をなさいと。それから、親戚や友人の家等への避難の検討もなさい。自宅療養者等の避難の検討、それから避難者の健康状態の確認、手洗い、せきエチケット等の基本的な対応の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気の実施、スペースの確保等、発熱、せき等の症状が出た方への専用スペースの確保、避難者で新型コロナウイルス感染症が発生した場合などについて十分検討するよにということになっておりますけれども、市としてその後の復興も含めた議論、検討を当然されているとは思うんですけれども、いま一度ここで御確認をさせていただきたいというふうに思います。

また、災害対応や避難誘導には消防団員の御活動が本当に欠かせないところであると思うんですけれども、同時に誰も生身の人間でございますので、感染リスクも当然伴ってくるというふうに思います。消防団員さん等への周知等を図られているかどうかお尋ねしたいというふうに思います。

それから3つ目といたしまして、新型コロナに関して、美作市の独自の取組の件でございますが、今回影響を受けられた事業者の方々への給付金や貸付け、宿泊費補助など、様々な分野への援助、支援を図っておられるところでございますけれども、このたびの感染症はワクチンや治療薬が完成しないと、終息にはまだまだ時間がかかりそうでございます。そうした中、今後も美作市民の経済的にも、精神的にも、体力的にも、本当に大きなダメージを市民の皆様と与え続けていくわけでございます。国や県を初め、様々な自治体でも、さらなる取組についてに向けての模索をされ、また実行されているところでございます。新聞等々でもいろいろと報道されておりますので、皆様方も十分御承知のことだと思うんですが、美作市としてもこれからも考えられることはまだまだあるというふうに考えられますが、今後の新たな取組や既存の支援や援助の拡充などについてお尋ねをさせていただきたいと思っております。1回目でございます。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

長期化するコロナウイルスの影響、特に議員の質問の一番最後の部分について、私の方から基本的な方向性をお答えした上で、各担当から答えを頂きたいと思うんですが、我々が今持っている仕組みというのは、県内の自治体の中でも、時間が延びれば、それに伴ってまた給付を拡大できるという、極めてまれというか、いいスキームになっています。事業者、影響を受けた方、一律10万円とか20万円とかというんでありますけれども、私どもの場合は、取りあえず6月の末までということになっているんですけども、実際の影響が7月になって顕著に長引いているということになれば、それらの対策を期間延長するという補正をしなければいけない。そうすると、例えば私ども、事業者で言うと月8,300円ベースで言うと16万強ぐらいで出て、3か月で48万ぐらい出るんですが、それにさらに一月足せば六十数万ということで、県の最高になるんですけども、そういうことで、やれる財政体力をおかげさまで私どもは持っています。やはりきついときには、市としてもしっかりと事業継続のために支えていくと。国の持続化給付金と違って、こっちは判断が早いですからね、もう。来たらもう4日後には着金するという、そういうペースで支えていくということが第一に考えなきゃいけないことなんです、いずれにしても、今後の状況を見ながら、融資ないし給付金、独自のものについては、期間延長をしない方で済めば、それにこしたことはないんですけど、恐らく今の影響が、ずっと6月19日の移動制限が解除された瞬間に、6月の後半はもう晴れの天気になったというようなことには多分ならないと思うんですよ。そのときに備えて、しっかりと財政の余力を確保しながらやっていくというのが第1点だと思うんです。

それから2番目は、影響というものが、長期化する中で複雑な様相を呈する可能性があります。今我々が気づいていない問題が出てくるというようなことも想定をしておかなきゃいけない。そういう意味では、各部署で耳をちゃんと立てて、目をぱっちり開いて、いろんな方々の思いやお困りの状況をよく見る、よく聞く、よく考えるということによって、これは議会にもお願いを、同じことをせにゃいかんのですけども、また随時、補正、あるいは条例改正等の対応をしていく。ひょっとしたら、また7月、8月に臨時会をお願いしなければならないことになるかもしれません。それからまた、加えまして、これはもう決まったことなんです、今議会中にもう一回補正予算を出す。その検討を今、最終段階でございますけども、やっておりまして、これは大まかに言うと、市民の方々のために何が出来るか。そして、市民の方々のためにすることが、ある意味では困っていらっしゃる事業者のためにも実のあるようなことをどう考えるかということで、今、最終調整をさせていただいているということでもあります。

美作市が、コロナ状況の中で、県内で最もしっかりしていたということを目指すつもりはないんですけど

も、結果そうなるように、努力を継続したいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、1番目の民生委員に関する御質問に対して答弁をさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の影響による民生委員児童委員の活動につきましては、4月17日付の全国民生委員児童委員協議会長からの通知で、感染予防と感染拡大防止を旨とし、無理のない範囲で活動すること。訪問、相談活動は緊急度と必要性に鑑み、対面でなければならない場合を除き、電話やメールなどでの活動を検討することとされています。

新年度に入り、市内各民生委員児童委員は、災害時の要援護者を把握し台帳を作成するため、75歳以上の高齢者世帯を訪問しておられますが、前述の通知を踏まえ、玄関先で距離を保ち、極力短時間の面談とする、電話で確認をするなど、各自感染拡大防止のための工夫をしながら活動をしていただいていると伺っております。また、各総合支所の地区民児協の各担当者に確認をしましたところ、現段階で大きなトラブルはないものの、訪問対象者は高齢者が多いために、もし自分が感染していたら、相手に感染してしまい大変なことになるのではないかと気を遣うとの御意見も伺っており、感染の拡大防止に配慮しつつ、個々の実情に応じ、対応をお願いしているところでございます。

また、美作市民生委員児童委員の現状と課題についてですが、委員の定数は主任児童委員を含め117名で、平均年齢は67歳であり、議員御指摘のとおり、委員の高齢化と担い手不足が課題となっております。課題の解決策の一つとしては、新たな担い手を確保するため、市民の皆様により一層、民生委員児童委員の活動とその重要性を周知し、壮年後期世代への働きかけをしていくことも重要であると考えております。また、深刻な高齢化に伴い、見守りが必要な高齢者も増加する中、対象者との関係を希薄化させることなく、同じく高齢化が進む委員の負担を軽減するよう、活動に伴う事務の効率化、簡略化を図ることも併せて行う必要があると思っております。

今後も、新聞記事にありましたが、コロナの時代に合わせた新たな手法を模索しなければならないことを念頭に置き、課題解決に向けた方策を今後も模索して、実行してまいりたいと考えております。

次に、2番目の御質問の中の避難所の設営と運営、また復興に向けた取組などのシミュレーションはどうされているのかということで、保健福祉部の方からは、避難所の予防対策と復興に向けたシミュレーションのところについて答弁をさせていただきたいと思っております。

避難所の運営につきましては、危機管理室が中心となり、保健福祉部も共同という形で取組を行うこととなりますが、避難所に入った場合、避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いを行うとともに、マスク着用等の基本的な感染対策を徹底していただき、避難所内は、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースの確保を行っていただくよう努めることとなります。マスク、体温計を初め、手洗い石けん、手指消毒液等については、持参がなかった場合に対応できるよう備蓄品の確保に現在努めているところでございます。

また、避難所の衛生環境を整えることは当然ながら、入所時や入った後も定期的に避難者の発熱、せき等のチェックなど、健康状態を確認することが重要で、やむを得ず発熱、せき等の症状が出た場合は、専用の施設へ移動をお願いすることを想定しております。

次に、復興に向けたシミュレーションとしましては、岡山県が社会経済活動に向けた独自の目安で、県内の感染状況を4つのフェーズ（局面）に分け、段階的に緩和する目安を設定しておりますが、美作市におい

ては、現在、学校、病院、介護施設など市民生活に必要な活動を継続させるため、慎重にこの部分については考えてまいりたいと思っております。

次に、最後、美作市の独自の取組ということですが、保健福祉部としましては、午前中、御議決をいただきました補正予算案に提出しております抗体検査を実施してまいりたいと考えております。

美作市は現在のところ新型コロナウイルスの発生は確認されていませんが、経済、観光等で関西との交流も盛んな土地柄で、集団感染の危険にさらされているということも言えると思います。一旦、集団感染が発生しますと、経済活動に与える影響は甚大となり、その損失は計り知れないことが予想されます。新型コロナウイルスの詳細につきましては、未知な部分も多いですが、市民の新型コロナウイルス抗体の陽性率を経時的に調査し、その動向を把握することは、今後の感染症対策、さらには経済対策の一助になると考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

私の方からは、安藤議員の質問の2項目め、感染症が蔓延しているときに自然災害が発生した際の避難行動、避難所運営及び復興取組について答えさせていただきます。

まず、現在、問題になるのが、避難所内のいわゆる3密のリスクだと考えおります。議員の言われているとおり、国から助言が届いており、それらを踏まえ、これからの対策では、出水期を迎え豪雨災害を懸念していますが、それに加えて避難所内において感染と災害の複合リスクも十分に考えられます。災害の大きさにより対応が変わってきますが、通常の災害ですと、以下のとおり対策を取っていきたいと考えております。

感染予防として、まず避難される際に、持ち出し品のほかに、マスク、そして可能であれば体温計の持参もお願いいたします。職員がいる避難所では受付時に体調の聞き取り調査を行い、避難所内ではマスクを着用していただき、人と人の間隔を空け、手洗いや換気も徹底するように考えております。人と人の間隔を空けることから、1か所当たりの定員を約半数程度として分散避難をお願いするため、地域住民の方が開設する地区避難所の積極的な活用を呼びかけ、さらに親戚の家や知人宅などに避難してもらうことも検討していただき、日頃から避難場所を確保しておいていただきたいと思いますと考えております。

そして、発熱症状のある方は、事前に市役所、各総合支所に連絡していただき、別の場所に避難してもらうよう考えております。

また、緊急の避難場所の確保として、昨年度協定を結んでおる市内の宿泊施設の利用をしたいと考えております。

また、避難することにより、かえって危険と思われる場合は、近くの安全な場所、または家の中のより安全な場所に避難していただきたいと思います。それらの内容については、各自治会長を通じて住民に知らせるほか、告知放送、ケーブルテレビなどで周知いたします。

そして、災害後の復興につきましては、関係機関と連携して、早急な復興に努めてまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

高山消防長。

消防長（高山 宏明君）〔登壇〕

安藤議員御質問の項目1、②災害対応や避難誘導には消防団の活動が欠かせないところでありますが、感

染リスクも伴います。消防団への周知は図られていますかの御質問に答弁させていただきたいと思ます。

言うまでもなく、災害規模が大きくなるほど、消防団員の活動は大きな力になります。

新型コロナウイルス感染症に対する消防団の取組につきましては、多数の人が集まる操法大会を初めとする各訓練、会議等の中止、延期、または開催する場合は、人数などの規模を縮小する、間隔を空ける、換気に気をつける、マスクの着用などの具体的に3密を避けるなどの感染防止策を取り、実施しているところでございます。

5月25日、緊急事態宣言が解除となり、自粛要請が段階的に緩和されていますが、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではなく、第2波、第3波の可能性も危惧されているところでございます。

消防団員から感染者を出さないということで、団本部会議、各方面隊会議を通じ、次のような注意喚起を周知しているところでございます。

厚生労働省が示している新しい生活様式の実践に努め、団員一人一人が日頃からの感染予防に努める。火災を初め、自然災害の対応につきましても、体調の悪い方の出勤を控え、自宅待機とする。部単位の点検などの活動は、最低人員、最低時間で実施する。活動終了後は、団器具庫などでの飲食をしないなど、3密になることを控えるなどでございます。

今後も、状況を見ながら、随時周知していきたいと考えております。

また、大規模な災害発生で、避難誘導等の活動を行うことが必要となった場合、各方面隊本部——本庁、支所でございますが、消防団員へ早急にマスクが配布できるよう配備して、感染防止策に努めているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

安藤議員さんの3番目の市としての今後の取組についてにつきまして御答弁させていただきます。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ることを目的に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、通称、臨時交付金と申しますが、創設されまして、国の第1次補正予算で1兆円が計上されております。これは、各都道府県及び市町村へ、人口、財政力、感染状況を基に算定した額を交付されるものでありまして、美作市は1億6,183万2,000円の交付限度額の通知がありました。

このたびの補正予算第3号では、臨時交付金を財源に、救急体制の維持を保つため、救急隊員の搬送時の感染予防対策と施設内の予防対策のための感染防護衣及び防護具、空気除菌装置、蓄圧式噴霧消毒器の購入、大原病院の院内感染防止と感染者受入れとしての医療体制の確保のための発熱外来の設置や、病棟間仕切り、人工呼吸器の購入、それからGIGAスクール構想関連事業との連携により感染拡大防止としての無線LAN環境のない世帯の環境整備への補助、防疫体制の構築として、抗体検査実施事業などをお願いしております。

この臨時交付金は、交付決定前に実施した事業であっても、本年4月1日以降に感染拡大防止等のために実施した事業であれば、遡って対象となるものであります。

国の第2次補正予算では、臨時交付金の拡充として2兆円の増額が示されているところでございます。

市独自の施策を打つ際の財源として活用してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

新たな取組や既存制度の拡充ということで、経済部関係につきまして答弁をさせていただきます。

経済対策として、市独自の取組は、美作市新型コロナウイルスに負けるな貸付金、また同ウイルスに負けるな給付金、この2種がございます。どちらも市内に事業所がある法人と個人を対象とするものです。

貸付金につきましては、6月9日までに、昨日までに47件、1億5,120万円の申請がございました。給付金の方につきましては、雇用調整助成金に上乗せするものが、昨日までに14件、296万1,000円、申請をいただいております。この雇用調整助成金につきましては、国の方で日額単価の上限が引き上げられる見込みですので、そちらの対応を検討してまいりたいと思います。

また、給付金については、個人及び法人の事業主向けの別枠交付として、休業や開店しても売上げが少ない場合の支援制度を設け、4月1日から6月30日までを対象期間として、売上高等が前年同月と比較して20%以上減少した事業主を対象に、申請を受け付けております。個人事業主向け、また30%以上の売上高の減少ということで制度を始めましたが、現在は対象を拡大しておるところでございます。これも昨日までに、個人向け100件、1,102万3,000円、法人向けは2件、33万3,000円の申請をいただいております。また、別に林業事業者向けの制度も設けております。

また、これらの制度につきまして、期間の延長につきましては、先ほど市長が答弁したとおりでございます。

国の方では、各種融資制度のほかに、月間事業収入が前年同月比50%以上減少した場合、法人200万円、個人100万円をそれぞれ上限に、持続化給付金というものを給付しております。

一方、この国の制度や市の制度においては救済できないが、多大な損失が生じているような業種や事業につきまして、市の給付金制度を改善することで、対象を拡大してきているところでございます。今後も具体的問題があれば、迅速に対応していきたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、市民部から、現在行っております取組について答弁させていただきたいと思っております。

まず、国の給付金として、子育て世帯への臨時給付金、児童手当でございますが、6月の定期給付に合わせ、国が1万円、給付いたします。新型コロナウイルス感染症は、全ての子育て世帯に影響がございません。学校等においても臨時休校をすることなく授業を継続しております。保護者の方におきましては、感染予防をお願いし、手作りマスクの作成、マスクの着用、手洗いの徹底など御協力をいただいております。こうした状況から、美作市独自の給付金として、子育て給付金に一律5,000円を上乗せし、児童手当の支給月である6月に支給、支払いを行います。額や人数が確定いたしましたので、報告させていただきます。6月5日に、申請が必要な公務員を除き2,599人に支給いたしました。なお、公務員につきましては、6月11日、明日でございますが、支払いをする予定でおります。人数につきましては、対象児童191名でございます。

次に、徴収猶予の特例についてでございますが、臨時議会で議決をいただきました地方税の改正で、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が減少していることから、収入が大幅に減少、前年同期に比べましておおむね20%以上減少した場合に、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例を新設いたしました。この期間が令和2年2月1日から令和3年1月31までに納期が到来する地方税について適用されますが、美作市においては、固定資産税の4期がこの特例の対象から外れるこ

とから、事業者等への配慮をするということで、固定資産税の4期分を特例徴収猶予に準じて取り扱うこととしております。現在、税務課で受付を行っておりますので、御相談をいただければと思っております。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

答弁は以上ですけど。

安藤議員。

8番（安藤 功君）

それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、多岐にわたる御答弁いただきまして、ありがとうございました。この状況を今ずっと座って見ていましたら、議場も結構3密なんですよ、やっぱり。特にこの、見ていたらぎっしり詰まっておりますので、ポイントを絞って2回目の質問はさせていただきます。

まず、民生委員さんに関することなんですけれども、まず御答弁にありましたが、活動に伴う事務の効率化、また簡略化を図るというふうに御答弁いただいたんですけど、民生委員さんというのは、基本的にその対象者である特に御高齢者の方とかを訪問して、いろんな悩み事の相談とかをされていると思うんですけど、その事務の効率化、簡略化というのは、例えばどういうことを指しておられるのかをお尋ねしたいと思います。

それと、民生委員さん、常日頃から大変お世話になっているわけなんですけれども、個人差というのが若干あるかもしれませんが、私の知っている民生委員さんは、本当に頻繁にこの対象者宅を訪れたり、様々なコミュニケーションを取られ、困り事の相談や、様々な役所を初め、関係機関各所へ出向いていかれている方も本当に多くいらっしゃいます。

そこで、先ほども申したように、ボランティアの特別職の公務員ということでございましたけれども、民生委員さんに対して、今後いわゆる思いやり予算をつけていただくようなことをできないのかなというふうにも感じております。即、じゃあ分かりました、やりましょうということにはならないかもしれませんが、民生委員さんの労をねぎらうというか、労に報いるためにも、そういった応援予算というのができないものかなというのをちょっと感じました。

それから、保健福祉部長の答弁にもありましたし、今日の委員長報告でもあったんですけど、抗体検査に関してなんですけど、様々な委員長報告のときにもいろんな御意見を賜りましたが、私は賛成なんです。本当にその200名、400名がじゃあ適正な人数なのかというと、専門家でもないの、私、分かりませんが、しかしそこから得られたデータが、ゼロであるのか1%、2%であるのか5%であるのか分からないですけど、やはりその現実を、現状を数字でやっぱり確認しておくということは、非常に僕は大切なことだと思います。

ただし、その後、私が思うには、じゃあ陽性でもし何%もあった場合、同意して血液を採血されて、もしかして私だろうか、誰だろうかという、非常に不安になられる場合もあるんじゃないかというふうな想定がされます。ですから、万が一陽性が、出ない方がいいんですけど、後追い調査ができるような体制も一つの案として考えていただけたらいいのかなというふうに考えます。この前の委員会でも、これから今後医師会とも相談して詳しいことは決めていくということでございましたので、そういった意見もあるよということとはちょっと頭の隅に置いていただけたらと思います。

それから、災害時には、消防団員さん初め、消防署の職員さん、また通常業務の職員さんも大変な御尽力いただくことになろうかとは思いますが、職を離れるというか、立場上そういう活動を当然されるわ



けですけど、生身の人間でございますので、本当にくれぐれも用心の上へ用心、予防策を取られて、緊急事態に当たっていただきたいということを申し添えておきます。

それから、経済対策に関してなんですけれど、これはいろんな方の御意見も賜っておりますけど、いわゆる全国で一律10万円が給付されたということでございますけど、これが6月の9日時点で、全国でまだ給付率が28%という、今日でかなり変わっているかもしれませんが、ということであれば、美作市というのは結構早い対応だ、何かしら数字があるみたいですね。またお答えいただければと。今朝、確認した段階では、全国で28%ほどということではございましたけど、本当に旗色が早かったのかなというふうなことで、感謝をいたしております。

また、様々な御説明をいただきました市独自の対策も、大変ありがたいというふうな声も聞いておりますし、皆さんがそういうような思いでいらっしゃるということは本当にありがたいと思いますが、ちょっと話戻りますが、一律10万円ということは、臨時議会でもありました本年4月の27日が基準日なんだということで、総務部長さん、はっきりと申されておりました。昨日もちょっと市民部長さんに確認したんですけど、昨年の美作市のお生まれになったお子さんが138名ということではございました。ですから、今年もその約138名前後であるならば、例えば4月27日以降、28日からお生まれになった、これから生まれてくる子どもさんも含めて約138名ぐらいあれば、掛ける10万とすれば、大金ではありますけど1,380万円ぐらいのお金が必要になるというようなことなんで、ぜひとも、令和3年3月31日なのか4月1日までなのか、同級生は4月1日までになるかと思うんですけど、そのお子さんたちにも、市独自のお金でもって、10万円の給付をしていただけたらいいんじゃないかなというふうな気がいたしております。そして、そういう御意見も頂いております。

それから、市民全体に行き渡るような給付型の支援に関してなんですけれども、本当にこれもいろんな意見、お伺いしております。市内全域で使えるような、市内全企業さんで使えるような商品券であったりクーポン券であったり、そうしたものが発行できないのかな。市民に浅く広くというようなことになるかもしれないけど、市民全員に行き渡るような経済対策はできないかな。そして、それを使うことによって、その事業者さんが少しでも今の危機的状況から抜け出すようなきっかけになるんじゃないかなというふうに考えておりますので、どうぞその辺のこともお答えをいただければというふうに思っております。

本当に、コロナの関係ですけども、多岐にわたる質問になりましたが、2回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

本来10万円給付については総務部長が答えたらいいんですが、総務部長が答えると自慢になっちゃうので、私が代わりに答えておきたいと思うんです。

6月10日現在ということなんですけど、私ども美作市におきましては、件数、これは家計の数というか世帯の数になるんですけど、1万2,405件のうち、審査済みが1万1,787、率にして95.0%。その家計に複数人おられますので、その人数で言いますと、2万7,226人のうち2万6,225人が審査済みになっておまして、96.3%。そして、この後、銀行の協力を得て振り込むんですけど、私どもは、県内でそう多くないんですけど、2回振込をやらせていただいているわけではございまして、そのおかげもあって、借金ベースで言うと、恐らく全国でもトップクラスになっています。世帯数で言うと94.4%、それから人数で言っても95.9%ということになります。

この数字は、先ほど議員がおっしゃった全国の数字に比べると圧倒的に高いわけでございまして、近隣と比べても、言うまでもなくて非常に高い。真庭市が頑張っていて我々と競っているんですが、ちなみに真庭市の私が知っている状況で言いますと、振込をした人数ベースで言いますと、うちが先ほど言いましたように95.9%なんですけど、92.9%と、多分トップを県北で争っとんじゃないかと思うんですが、その陰には銀行の協力もありましたけども、総務部長を筆頭にして、我が美作市職員の方々が一生懸命に努力を重ねたこと、加えて市民の方々とのコミュニケーションが結構うまく取れたことなどの要因があります。

喜んではいらっしゃるんですが、ただし約5%の対象の方々がまだ残っていらっしゃる。残っていらっしゃる方々こそ、本当はこの給付が最も必要性の高い方かもしれないですね。ぜひ番組を見ていらっしゃる市民の方々の中で、御近所のAさんはどうかということがあれば、それこそ民生委員ではないんですけども、ちゃんとおもらいになりましたかとお尋ねをしていただき、場合によっては御本人じゃなくても、御連絡いただければ、私どもの方で、市役所の方でちゃんと処理をさせていただく。できれば100%の方にせつかくの給付金、頂いてほしいなというようなことで考えております。

それから、今後の対策の中で、いろんな浅く広く市民の方々に共に御苦労いただいたわけでありまして。それに感謝をしながら、一方でその最も影響を受けた方々にも恩恵が及ぶようなクーポンであるとか商品券であるとかというものについては、先ほどちょっと言いましたが、真面目に考えないかんとということで調整をさせていただきたいと思っておりますし、それから新しく生まれたお子さん方については、岡野さんもおっしゃったんですが、私の耳にも大分達することもあります。特にこの間妊娠をしておられた方々は、コロナの中の妊娠というのは、相当これは心理的にも、あるいはお金的にも、かなりの防護をして乗り切っているはずなんですよね。そういったことも考えて、だからこの間に妊娠をしておられた方のことを考えた期間に設定して、ただ財政法上とか財政のいろんなテクニカルな問題もあって、その範囲内の最大限まで期間を延ばせればというようなことで、今、調整をさせていただいていると、こういう状況でございます。よろしく願います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、民生委員さんの活動に関する2回目の御質問に答弁をさせていただきます。

民生委員活動に伴う事務の効率化、簡略化、具体的にはどういうことかというお尋ねですが、私も平成25年に社会福祉課の方に参りまして、美作地域の民児協の事務局をさせていただいたことがあります。そのときと現在もほぼやっている活動については変わりがないということですが、日頃の地域での見守りのほかに、2か月に1回、定例会を開催しまして、いろいろな各種制度についての勉強等、学習等をしていただいております。

そのほかに、要援護者台帳更新のための高齢者宅への訪問でありますとか、年2回、高齢者宅へ、もう一斉に庭先訪問ということで、訪問するようなこともやっております。

それから、学校訪問ということで、小中学校や放課後児童クラブ、これは美作地域は美作地域内の小中幼放課後児童クラブということになりますので、かなりの数を訪問していただいております。

それから、私が事務局を持っていた頃は、毎月、相談会ということをやっていたんですけど、これは民生委員さんが自主的に相談会を開いて、いろんな悩み事がある場合に相談会場へ来ていただいて、相談会を開くというようなことを毎月行っていました。今現在は、3か月に1回ということでございます。

そのほかに、国への活動報告のための報告書の提出ということも年度末には行うような必要があります。

そのほかに、社会福祉協議会関係であります、地区社協というのがありまして、その役員さんにまず民生委員の方は入られておりまして、これも非常に夜の会議が多い会議でございますので、本当に御負担の方が多いと思います。

先ほど申しました日頃の見回り活動以外に、各種の事業がございます。こうしたものを各地区の民児協、6つございますが、この機を機会に一度見直して、なかなか一旦始めた事業を豊んでいくというのは委員として難しい部分もあるかと思いますが、大変な御負担をかけておりますので、民生委員協議会の中でしっかり議論していただいて、省略していただける部分については簡略化していただくというふうなことも助言させていただきたいというふうに思います。

それから次に、民生委員さんへの思いやり予算の増額ということですが、今現在、美作市では、国から支給される活動費、いわゆる油代に、市費で1万円を上乗せしてお支払いをさせていただいているような状況ですが、特に役員になられた委員さんについては、充て職等により会議や研修等の出席回数が非常に多くなります。負担感が生じることもあると思われまますので、これらにつきましても今後の課題としまして、他市の状況をまず調べまして、検討していきたいというふうに考えます。

最後に、抗体検査についてですが、まず議員がおっしゃられました後追いができるような形でデータ管理ということですが、それにつきましてはデータをID化して、これは保健福祉部の方で管理をしていく必要があるというふうに考えております。

もう一つ、この間お話があったように、その先の個人への検査結果を返すことについては、現在のところ、そのことについては想定しておりません。ただ、先日も議員さんからの御意見を伺いましたので、現在、国が抗体検査を東京と大阪、宮城県で実施しておりますので、昨日も厚生労働省の方にその結果通知についてのことを尋ねました。国の方からの答えは、国の方ではその結果を返す予定はないと、方針ではなかったということですが、個々の検査を受けられた方へ結果を返すことについては、実施をしている各自治体の判断に任せるということをやっていますという答えでした。宮城県の方に、実際その後、照会をしたんですが、宮城県の方は、各個人の方へ結果については通知をするという方針ですが、その方法は現在検討中という答えでした。

抗体は過去の感染歴を調べるものであります、抗体がいつまで有効なものなのか、また再感染の可能性のリスクというのものもあるやもしれませんので、未知の部分も多くありますので、今回協力いただく医師等とも慎重に協議をして、判断してまいりたいというふうに考えます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

いいですかね。はい。

安藤議員。

8番（安藤 功君）

ありがとうございました。抗体検査に関しても、専門家でも本当に意見が割れているところではあるんですよね。テレビなんかで、抗体検査するや否やも分かりますし、その検査結果を知らせるのもどうなのかということで、確かに割れているのは事実でございます。ですから、市も本当によく御検討いただいて、今回の検査したことが有意義にデータとして使えるように、特段の注意を払って行っていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

総括にさせていただきますけど。

議長（岡本 泰介君）

はい。

## 8 番（安藤 功君）

市長からも御答弁をいただきまして、前向きにやろうと。経済対策というか、市民全体への対策ですね。前向きにやるというのはお言葉を頂きましたので、安心したのと、本当にありがたく思います。ぜひとも10万円、そしていろいろな市民全ての方に行き渡るような施策を実行していただきたいというふうに思います。

この新型コロナの感染症なんですけど、これ、実は日本で感染率、死亡率ってすごい低いですよ。欧米諸国と各国感染爆発しているところと比べると、すごい日本というのは実は低いんですよ。皆さんも御承知のことだと思うんですけど。それは何でなんだろうということで、いろんな意見が出ているんですけど、私なりにいろいろと調べてみたんですけど、アジア人はそもそもコロナウイルスに強かったというような意見はネットでは見ましたけど。それもちょっと定かでないんですけど。特に習慣として、日本人は、花粉症のシーズンというのもあるって、マスクをする習慣というのが常日頃からあったんですよ。それも功を奏したんじゃないかということとか、手洗い、うがいの習慣があった。美作市で言えば、美作市内のいろんな場所に清潔な水と石けんが豊富にあった。それから、これは日本人の特性で、屋内で靴を脱ぐ習慣があると。結構ウイルスって下に落ちるらしいんですよ。それで、足でそれを持って帰って、部屋にそのままというようなことがあるらしいので、屋内で靴を脱ぐ習慣というのがよかったんじゃないかと。それから、日本人ならではのんですけど、毎日入浴をするという習慣があると。それから、これもテレビでよく言われていますけど、集団接種、特にBCGワクチンが免疫力を高める効果があったんじゃないかというようなことを言われています。それから、食の習慣では、料理は大皿から取り分けるのではなく、事前に個別の皿に取り分けられるということが日本の場合は多いと。それから、これは市の対応、国の対応になるんですけど、比較的早期に大規模イベントなどの自粛を要請したこと。比較的早期に各自治体の首長が市民に対する注意喚起を適正に行った。それから、そもそも各医療機関の能力が高かったんじゃないか。専門家チームが優秀だったんじゃないか。それから、市民に対して、手洗いの徹底、3密避けを呼びかけたことがよかったんじゃないか。それから、PCR検査を絞ったことで、病院が感染源となることが防げたんじゃないかと、いろいろな意見があるんです。ですけど、これはそれぞれが、もう少しずつですけど、積み重ねで、（聴取不能）の感染率、死亡率が低かったんじゃないかなというふうな気がします。これだからというのはなかなかないんじゃないかなと。

ですから、新しい生活様式というようなことも言われていますけど、やはり基本的な部分をこつこつと、人それぞれが自覚して行動しながらいくのが本当にいいんじゃないかなというふうに思いました。これからも、予防的生活様式というんでしょうか、予防的生活様式をしっかりと取り入れることが大事だろうというふうに思います。

また、国内でも大きなそれぞれの地域で差が出ていますよね。感染率、死亡率も出ているんですけども、国内でも大きな差が、都市部と、また地方では大きく開きが出ているというふうに思います。先日、ある新聞社のアンケートを見たんですけど、今現在——アンケートをしたときですね——進学や就職先、若い子たちにアンケートをしたら、都市でなく地方にしたいと、もう地方がいいという人が20%以上増えたと、同時期にアンケートに比べて。そういうことを考えると、この状況を逆手に取って、本当に地方創生の新たなスタートが切れるやもしれないと、地方のよさがアピールできる絶好のチャンスなのかもしれません。本当にお亡くなりになられた方や罹患された方には本当にお悔やみと多大なお見舞いを申すわけでございますが、地方は比較的安全な地域であったということは立証されたんじゃないかなというふうに思います。進学も地方がいいなというふうなことで、看護職、介護職なんかでも、いろんな様々な京阪神方面とか関東方面に学

生として出て行かれる方が多くいらっしゃると思いますが、美作には滋慶学園さんがございます。いろんな給付型の支援もするというようなこともございますので、こちら本当に滋慶さんの方へ学生が増える一つの要因にもなるのかなというふうな気がしました。

そして、都会志向といいますか、私の身近にも高校生がいるんですけど、入学当初は東京方面とか京阪神方面に行きたいというようなことを言っておりましたが、ある日、ぼつりと、県内にしようかなというようなことも言うておりました。本当に一人でも多くの若い人たちがこの地域に残っていただいて、この地域をますます発展させていただきたいなというふうに思います。

今後も市民一人一人が健康管理に十分に気をつけながら、お酒は控え目に、たばこはできたら禁煙にと、ちょっと自分も耳が痛いんですけど、そういったつもりでこれからも過ごしていきたいと思ひますし、市民皆様の全ての皆様方の健康と御多幸をお祈り申し上げまして、本年6月定例議会の8番安藤の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番3番、議席番号8番安藤功議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は12日午前10時からです。

午後4時39分 延会

令和2年6月12日

(第 3 号)

1. 議事日程（3日目）

（令和2年第4回美作市議会6月定例会）

令和2年6月12日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一	12番	山	本	重	行	
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦	子	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	空	席		18番	岡	本	泰	介		

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	荒	木	利	明							
政策	審	議	監	春	名	利	亮	総	務	部	長	岡	本	和	之				
危機	管	理	監	千	原	善	弘	企	画	振	興	部	長	春	名	信	明		
市	民	部	長	景	山	二	男	環	境	部	長	森	元	浩	之				
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	経	済	部	長	遠	藤	宏	一			
建	設	部	長	小	林	英	樹	教	育	長	職	務	代	理	者	佐	々	木	勇
教	育	次	長	平	田	幸	春	消	防	長	高	山	宏	明					
会	計	管	理	者	山	森	和	幸	総	務	課	長	春	名	竜	也			
財	政	課	長	太	田	裕	二	ス	ポ	ー	ツ	振	興	課	長	中	村	伸	介
健	康	づ	くり	推	進	課	長	谷	口	俊	雄								

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
課	長	坂	元	省	吾				
主	任	白	井	隆					

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席していただきます。

10日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番4番、議席番号13番尾高誉久議員の発言を許可いたします。

なお、尾高議員よりパネルの持込みの申出がありましたので、これを了承しております。

13番（尾高 誉久君）〔質問席〕

市長初め執行部、議員の皆さん、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、令和2年6月定例会の一般質問をさせていただきます。

晩春の頃、後山の麓から始まった田植えも、初夏を迎え、私の家の周りでも農機具の音が響くようになりました。間もなく水田が緑に染まり、周囲の山や家並みを映す水鏡が見られることと思います。

さて、今、国も町も新型コロナ感染対策を考えた施策が最優先で取り組まれております。美作市も市民が安全と安心の日常生活を過ごすために、市長をトップに各部署、職員が業務に邁進されていることは十分に承知しております。特に私はすばらしいと思ったのは、先日も市長から報告がありましたように、10万円の特別給付金の件です。大勢の市民の皆様から「こんなに早くもらえるとは思わなかった」「振込までの日数は短期間だった、うれしかった」という喜びの言葉でした。全国的にはまだ届いていないとか、給付金に関するトラブルとか、いろいろ問題がマスコミで取り沙汰されております。それに比べまして、美作市の速やかな作業には感服いたしました。また、観光関係や中小企業関係の支援においても、市ができる範囲内の予算での取り組みについて、関係者から感謝の言葉を伺っております。

そしてもう1点、今にして思えば、非常に私の判断は甘かったと思っておりますが、2月27日の安倍首相の全国の小中学校に臨時休校要請の措置が取られました。そのとき美作市では休校することなく、通常どおりの授業が行われました。この継続するという決断された市長に対しまして、心から敬意を表します。リスクとメリットが交差する中で、結果は吉、いや大吉だったと思います。休校するということは、自宅での生活が伴います。自宅待機がいつまで続くか分からないことから、子どもも大人もストレスや不安を感じながら日々を過ごす環境に陥ります。通常どおりの習慣が守られた意義は深かったと改めて思っております。前置きは少し長くなりましたが、現在の私の心境を述べさせていただきました。

それでは、本題に入ります。今回質問する項目は1項目でございます。市民の皆さん、どこを質問するかということでございますが、国と美作市において取られた給付金また助成金支援策はこういうことです。



美作市の新型コロナウイルスと経済対策、法人、個人すなわち自然人です。法人においては、持続化給付金については、簡単に書いておりますが、昨年との50%以上の減収があった場合には、中小企業等に200万円の持続化給付金を行うと。個人事業者等においては100万円をすると、これは左右対称、シンメトリーになっていることはそのとおりだと思っております。これでいいと。雇用助成金につきましては、大企業において3分の2、解雇しなかった場合は4分の3、中小企業においては5分の4、解雇しなかった場合は10分の9、間違っていたら訂正していただきたいと思うんです。それで、そのときにうちは後の10分の、4分の大企業というものがあるかどうか、ないと思っておりますけれども、10分の8ないし10分の9ですから、それに対して市の助成を10分の2とした判断は、これもすばらしかったと感銘しております。それで、今回私が聞きたいのがここなのだと、個人事業者への別枠交付金が必要なんじゃないかということですが、後で申しますけど、それで、先ほど前置きで言いましたように、国民全てに10万円の特別給付金が先日の市長の説明では、94.数%がなされた。岡山県でも恐らく一、二位だろうと。そのことに対する市民の反応はすばらしい反応があります。それも後でいろんなトラブル等も起こっていないと聞いております。すばらしいと思っております。この個人事業者の別枠交付金のクエスチョンは、これだけの雇用調整助成金が大企業や中小企業になされたのに、個人事業者には何もなされないのかということから疑問が始まりまして、それで、美作新型コロナウイルス感染症予防対策本部会議が立ち上がったのが、令和2年2月27日に第1回が立ち上がりまして、それから、第7回の令和2年3月9日まで、感染予防対策本部だったと思います。その後、令和2年の3月11日にタイトルというか、会議名が変わりまして、美作市新型コロナウイルス感染予防経済対策本部会議ということになりました。現在まで行われておりますが、たしか19回の会議がその都度、その都度行われてきたことに、本当に頭が下がる思いでございます。よくぞこれだけ緻密なことがなされたなということで、質問に戻りますが、既に私よりも、少なくとも10日間は早く全てのことを先に手を打たれたように思います。その質問ですが、この個人事業者の別枠交付金、全日休業されたことに始まり、開店休業状態、食品ロスがあるのではないですかと市長に言いましたら、「もうそのことは尾高さん、次の手を打っているんだ」と。その次に、個人事業主になされるのだったら、法人も人格ですから、法人事業主になされるべきだと。もうそれも打っているということで、日笠議員や安藤議員の答弁の中で十分承知しておりますが、改めましてパネルでもって市民の皆さんにこのように説明すると。昔のことわざによく言われます百聞は一見にしかずと。100回聞くよりも一目見た方がいいということで、パネルでの質問といたしました。それが1点目です。

また、台風の避難場所ということにつきましては、安藤議員が質問されておりますので、重なりますけれども、例えば、台風に限らず、災害と災害が重なったときにはどうするかということが問題で、新型コロナの問題が起こっている場合、これから、確かに台風の季節にも入ります。また、先日のテレビを見ておりましたら、日射病の場合は、むしろマスクをしなくて、それだけの人と人との距離があるならば、マスクを取って喉の粘膜を和らげないと、非常に熱を持つと、ここからコロナ、または日射病も発生するおそれがあるということで、1つの方向からだけ見ないでやっていただきたいという思いが、この2点目の質問でもあります。

それから、予備費のことですが、これは以前に行政代執行ということで、法が変わりましたので、美作市におきましても行政代執行ができることになったわけですが、そのときは予備費で対応すると言われてたので、予備費で対応してはどうかと昨日の昨日まで思っておりましたが、先日の参議院予算委員会の片山虎之助先生の第2次補正予算について、なるほどなと思ったのが、予備費を今回10兆円組んでいると。その中で、野党の追及もあって、5兆円は使途を決めた。けども、いまだに未定の額が5兆あるじ

やないかと。安倍首相の答弁は、100年に一度の国難なのでであると。予見しがたい予算の不足に幅を持って対応する必要があると。どちらの考えを聞いておりましたもなるほどなど。むしろ、私が思ったのは、安倍首相の考えだったのですが、何のための国会なんだと。何のための憲法なんだと言われますと、なるほどと。その点、美作市議会は国会に比べたら非常に小回りが利くという点で、その小回りを利用する、全てのものを利用して、これに対抗していくんだと。余談事ではありますが、経済界において、昨日、ニューヨークダウが1,860ドルの下落、ユーロについても為替についてもとんでもない状況を生んでおります。第2次の感染が発生するのではないかとということが原因だったようですけど、絶対に第2次感染を起こさないためにも、執行部の皆様には御尽力いただきたい、我々もやらなければいけないと思っております。という点までのことと、経済部長に農業の方はどれぐらいの減収、痛手を被つとるのかということをお聞きいたしまして、1回目の質問といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、個人事業主に対する別枠交付金について答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として設けております美作市新型コロナウイルスに負けるな給付金は、雇用調整助成金に上乗せ補助するものでございましたが、この給付金に個人及び法人の事業者に対する別枠交付分を設けております。最初は個人事業主向け、そして売上高等が30%以上ということでスタートしましたが、その後、法人も対象とし、売上高等について20%以上ということで、対象を拡大しております。予防対策としまして、3つの密を避けて行動することなどから、飲食業をはじめ、市内の事業者への影響が大きくなっていることから、個人及び法人の事業主に対する別枠交付分としまして、直近1か月の売上高等が前年同月と比較して20%以上減少している市内に事業所を有する事業主に対しまして、全日休業された場合、1日につき8,330円、売上高等が20%以上、30%未満の場合は7,500円でございますが、を給付することにいたしました。対象は4月1日から6月30日までの間で、1か月で20日間を支給の限度としております。そして、任意団体の代表者につきましても対象に加えております。また、営業はしているが売上げがない場合、開店休業のような状態でございますが、この場合も同様に1日につきまして8,330円、20%から30%未満では7,500円でございますが、また、売上げがあっても8,330円に満たない場合は、半額の1日につき4,170円、20%から30%未満では3,750円ということで給付しております。この制度につきましても、昨日、6月11日までに個人向けで113件、1,270万6,000円の申請、それから、法人向けも7件、85万円の申請をいただきました。

続いて、農業への被害ということですが、全体、自給自足についても含めまして答弁させていただきます。我が国の平成30年度の食料自給率を見ますと、カロリーベースで37%となっております。品目ごとでは米98%、野菜73%でございますが、小麦は12%、大豆21%、畜産物では15%などとなっております。世界では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、農産物輸出を制限する動きが一部にありまして、穀類の国際相場が上昇基調となりました。我が国の令和2年4月分の貿易統計を見ますと、食料品は輸出入とも減少しております。自国を優先する食料輸出規制が我が国の食料自給率向上の機運を高める機会になると期待する向きもございます。本市の農業者への影響を見ますと、飲食店や宿泊施設の営業自粛などによりまして、米では業務用米の需要が減少し、また、和牛子牛の価格が下落、卵や花卉の売上げも減少しております。影響が長期化すれば、出荷が一部始まっておりますけど、桃やブドウは高級品の需要が減少するおそれがありまして、収入の減少が懸念されております。農業者につきましても、各種の融資制度のほかにも、一

月の事業収入が50%以上減少している場合は、先ほど御紹介いただきましたが、国の持続化給付金の対象となり、法人200万円、個人100万円をそれぞれ上限に給付を受けることができます。しかし、農業の場合は、年間の売上げが一定の期間に集中したりばらつきがあることが多いと思います。この持続化給付金といいますが、今年、令和2年の1月から12月までのうち、一月を見て前年同月と比較するものです。申請期限は令和3年、来年の1月15日から4月15日までとなっておりますので、対象期間がまだまだございますので、ご注意くださいと思います。

また、美作市の新型コロナウイルスに負けるな給付金に個人事業者向けの別枠交付を設けたことを先ほど言いましたが、農業者向けにつきましては、休業や減収の取扱いを整理しまして、対象としてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

尾高議員御質問の2番、台風の避難場所と新型コロナについて答弁させていただきます。

岡山県も先日梅雨に入り、これから集中豪雨や、また台風によって豪雨災害が起きやすい時期になります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に細心の注意を払う必要があります。避難所等における感染症の感染拡大を防ぐための対策等をあらかじめ講じていく必要があると考えております。避難場所についてですが、ケーブルテレビやスマートフォンの「みまさかonline」などで確認できますので、日頃から御自宅付近の避難場所を確認しておいていただきたいと思います。

次に、避難場所における新型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策としては、先日の安藤議員の御質問で答弁させていただきましたが、職員がいる避難所では、受付時に体調の聞き取り調査をいたします。避難所内ではマスクを着用していただき、手洗いを励行、人と人の間隔を空けていただきます。また、密集を防ぐため、避難所の1か所当たりの収容人員を減らすことから、地区の集会所等の一時避難所への避難も検討していただきたいと思います。そして、避難所内での消毒や換気も徹底するようにお願いします。密集を防ぐため、親戚の家や知人宅などに避難してもらうことも考慮していただきたいと思います。そして、発熱症状のある方は、事前に市役所、各総合支所に相談していただき、他の避難者とは離れて避難してもらうよう考えております。また、緊急の避難場所として、昨年度協定を締結しました市内の宿泊施設の利用もお願いしたいと考えております。そして、議員ご指摘のとおり、避難所において、エアコン等の空調設備が設置してある場所ではいいんですが、それ以外の場所、体育館等ですと十分なスペースが確保できれば、マスクの離脱も考えていきたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

私の方からも、台風の避難場所と新型コロナということで、避難所における感染症の対応についてお答えをいたします。危機管理監と重なる部分がございますが、御了承いただきたいと思います。

新型コロナウイルスへの対策として、クラスターの発生を防止することが重要で、特に避難所では、密閉、密集、密接のいわゆる3密にならないように、できるだけ少人数になるよう工夫することが必要と考えております。避難所に入った場合、避難者や避難所運営スタッフは頻繁に手洗いをするとともに、マスク着用等の基本的な感染対策を徹底し、避難所内は十分な換気に努め、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する必要があります。また、避難所の衛生環境を整えることは当然のことながら、入所時、入所後も

定期的に避難者の発熱、せき等のチェックなど、健康状態を確認することが重要で、やむを得ず発熱、せき等の症状が出た場合は、直ちに健康な方との分離を行い、発熱者専用の施設へ移動を行うとともに、周辺の安全状況を確認しながら、医療機関への受診へつなげてまいりたいと考えております。また、発熱者の家族につきましても、専用スペースの確保に努めるなど、感染症対策に努めてまいりたいと考えております。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

私の方からは、先ほどの予備費の考え方等についての御質問にお答えさせていただきます。

予備費につきましては、不測の予算執行が生じたとき、議会を開催する時間的余裕がない場合、また、少額で政策的要素が少ない案件について充用するようにいたしております。予備費を充用した例を挙げますと、先ほど議員の御質問にもございました昨年度の危険建物の撤去がございます。これは、美作市空き家等の適正管理に関する条例第12条に規定する緊急安全措置でございまして、条例に基づき実施いたしますので、政策的要素が少ない案件であったということでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症対策は大きく2つに分かれると思います。1つ目は、保健福祉部が中心となって実施いたします感染症に対する予防医療対策でございます。もう一つは、事業所、宿泊施設などが休業や業務縮小を余儀なくされたことなどに対する経済対策でございます。前者のウイルスに対する予防、そして医療対策につきましては、政策的な要素は少なく、スピーディーな対策が求められるものでございます。何か起きたときには、予備費を充用しての執行を考えております。一方、後者の経済対策につきましては、政策的要素が比較的強く、現状を考えると、今、保有している予備費3,000万円で対応できるような新たな対策は考えにくく、緊急的な対策は4月、5月にお願いしましたように、臨時議会の即決で長期的な対策は定例会での議論を必要と考えております。なお、既に議決をいただいております新型コロナウイルスに負けるな給付金、そして、新型コロナウイルスに負けるな貸付金などが予備費の範囲内で予算不足となった場合には、予備費を充当することは問題がないものというふうと考えております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

2回目ぐらいには、この質問をさせていただこうと思う中で、3月から大変反省しきりでございました。農業問題を質問した際に、その前に（聴取不能）、美作市の今の最大の課題は何かというような質問をいたしまして、企画振興部長には大変失礼な質問をしたなど、このとおりでございます。それで、改めまして企画振興部長にそうだったんだという思いを込めて、現在の美作市の最重要課題は何かと。あのときは、私も多少、コロナというものをなめていました。その発言であったことを訂正したいと思いますし、企画振興部長におかれましては不愉快な思いをされたならば、この答弁で水に流していただきたいと思っております。小さなところを申しますと、今度は美作市の観光施設、要するに、今はこの分野においての手当を打てるということで、農業の分野をお聞きしたのは、今の状況だとお聞きしたわけですが、例えば、美作市の観光施設をはじめ、各施設の減収状況は把握しておられるのかお尋ねいたします。大変な時期ですから、その減収に対する支援策、契約の見直しはするのかわからないのか、また、五輪坊の整備計画、要するに1年後に、または2年後に状況を見て、整備計画を立てるんだということでしたが、どのように考えておられます

か。また、大芦高原についてはどのようになっているのか、今の大変な時期です。ざっくりとでもよろしいからお答えいただきたい。ざっくりした質問ですので、ざっくりと答えていただきたい。

次に、観光分野以外の分野について、美作東部森林組合関係者の方のお話では、木材需要がないために、ここも価格が下落していると聞いておりますけど、どの程度下落しているのか。これに対する支援策はお考えなのか、お考えでないのか、また、考えられているならどのように考えられておられるのか。それから、もっと小さいことですが、教育分野において、小さいことですが、大変大事なことです。未来を背負う小学校、中学校の子どもたち、また、幼稚園、保育園のお孫さん、今日がお孫さんの誕生日になる方もおられると思いますので、うまく生まれていただきたいと心より願っております。その中で、学校施設の水道の蛇口の取っ手を取り替えるニュースが以前に、半月ぐらい前にありました。島根県邑南町の教育委員会が、町内の小中学校11校にある水道の蛇口の取っ手約500個を、手回し式からレバー式に交換すると。レバー式というのは、結局蛇口を取り替えて、こういうふうにはじでこうやれば手で触らないと。結局、私もよくレストラン等に行くときに思うのが、自動ドアをどうしてもボタンの場合は手で触るわけです。ドアノブを触るドアの取っ手を触るということの中で、町内の小中学校11校にある水道の蛇口の取っ手500個を手回し式からレバー式に交換する、手を洗う際にできるだけ取っ手に触らないようにし、新型コロナウイルスへの感染リスクを減らす狙いで約100万円を見込んでいます。その後は、公民館、図書館、体育館など300個の蛇口の取っ手も順次取り替えを進めていくというニュースでした。このようなことについて、教育委員会としてはどのようにお考えなのか、2回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

尾高議員さん、2回目の御質問でございます。

現在の美作市の最重要課題は何かというお尋ねですが、短期的には議員おっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症に係る予防や経済対策などにより、市民の皆様の生活を守っていくことだと考えております。これらの対策を講じることで、中長期的には美作市の人口減少の歯止めにつながるものと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

2回目の答弁をさせていただきます。

まず、観光施設などの減収の状況ということでございますが、まず、武蔵の里関連施設は、一部を除きまして4月26日から5月末まで休館いたしました。本年3月の売上げは210万7,000円で、前年の同月と比べますと53.3%の減、4月では137万2,000円の売上げで、同じく71.7%の減という状況でございます。愛の村パークは、一部を除いて4月26日から5月末まで休館しました。3月の売上げは102万9,000円で、前年同月と比較しまして42.3%の減、4月の売上げは55万1,000円で、同じく71.6%の減という状況でございます。作東バレンタインホテルにおきましては、4月11日からレストランの臨時休業日を設けており、4月から5月の間に26日間休業しました。全館休業の日も設けまして、12日間全館休業としております。職員の休業も行いながら、雇用調整助成金の給付を受けるということにしております。売上げの方ですが、3月の売上げは682万8,000円で、前年同月と比べまして63.7%の減、4月の売上げは151万8,000円で、同じく92.7%の減という状況でございます。大芦高原国際交流の村雲海でございますが、こちらは4月28日から5月6日までを

休業としました。3月の売上げは356万円で、前年同月と比べて5.5%の減、4月の売上げは179万8,000円で64.6%の減と、入湯者、宿泊者とも減少いたしました。いずれの施設も3つの密を避けるように注意しながら、営業を再開しているところでございます。

また、減収に対して支援策や契約の見直しということでございますが、指定管理者によって管理運営している施設につきましては、指定管理者と協定を締結しております。指定管理料の変更については、市と指定管理者の協議事項となっております。相手方から申し出があれば、協議により決定するということになってまいります。

また、武蔵の里五輪坊の整備計画ということでございますが、現在、新型コロナウイルス感染症の関係で、観光業は低迷している状況でございますが、市の負担している費用を削減するため、引き続き事業者を探したいと、現在も探しているところでございます。

続いて、木材価格が下がっていることへの対応でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、木材需要の落ち込みから、木材価格が下がっております。津山の木材市場、2か所ございますが、今年の4月の市況を見ますと、杉、ヒノキの1立方メートル当たりの平均価格が、前年同月と比べまして約2,000円下がっております。現在、市内の林業事業体におきましては、森林経営計画というのを立てまして、これに基づいて補助事業、68%の補助を受けて、搬出間伐を行って、補助残を伐採木の売上げでカバーすると、そういったことでされております。そして、その売上げの中から森林所有者へ還元されているところでございます。この木材価格が下がっている中、この森林施業と森林所有者への還元の継続を図るために、美作市新型コロナウイルスに負けるな給付金に林業事業者分を設けております。給付の内容は、杉、ヒノキを木材市場に出された場合に、運搬費用の助成として、材積1立方メートル当たり2,000円以内を、また、森林作業道開設費用の助成として、現在、1メートル当たり500円の補助制度がございますが、これに加えて1,000円以内の加算をするもので、林業事業者に対して給付を行うこととしております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）〔登壇〕

尾高議員の2回目の質問に答弁させていただきます。

議員から、市内の小中学校等での新型コロナウイルスの感染予防対策のため、島根県邑南町が実施した水道蛇口を手回し式からレバー式に交換してはどうかのご提案と認識いたしております。手回し式からレバー式に蛇口を交換することによりまして、きれいに洗った手にウイルスがつきにくくすることにつながり、また、ユニバーサルデザインに配慮した取り組みの一環につながってまいります。市内の保育園、幼稚園、こども園、小中学校の内部でございますが、そこに約1,000個の蛇口がございます。それから、教育委員会が管理しております公民館、図書館、それからまた体育館、そういったところで約500個の蛇口がございます。これらにつきましては、公共施設全体としてのことにつながってまいりますので、市長部局と相談を行いながら、蛇口交換について今後、調査、研究を行ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

ただいまより10分間休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時58分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、尾高議員、一般質問3回目を続行してください。

13番（尾高 誉久君）

休憩をとりまして、改めて仕切り直的に思いますので、ここでちょっと時間をいただいて、皆さん、お手元に千円札を、みまちゃんの皆さんもお持ちだと思うんですが、千円札の肖像画、その人が野口英世博士であります。なぜこの話をするかという、最初に新型コロナウイルスということを知ったときに、私の脳裏に条件反射的にぱっと1人の方の、博士の顔が浮かびました。もう湯郷小学校は文化センターが建ってありませんが、私が小学校のときに、体育館とは言わない、2階にある講堂という、板張りで天井はそれほど高くない、そこで雨の日なんかは集まって朝礼をすると。何か大事なことがあったらそこでやると。東京オリンピックも白黒のテレビで、みんなで先生と一緒に応援し、三宅義信選手が取ったときには、本当に感動いたしました。その公会堂の壁の中央に飾られていたのが野口英世博士の肖像画でございました。朝早く、画板に画用紙を挟んで、早く行って、寒い頃だったんで、板の冷たさがしみる中で、一生懸命先生の絵を写すんだと。昼の給食を食べた後、行ってまた写し、一生懸命写してきたことを、なぜこれほどまでに鮮明に覚えているんだろうかなと、記憶が途切えない症候群のものを幾らか私は持ち合わせているんじゃないかなとは思っております。野口英世博士は、福島県、会津若松、例の朝敵の汚名を着て孝明天皇の警備に当たって、京都守護職を命じられた松平容保が、官軍の勢いが止まらずに、朝敵の汚名を着ながら、青森の地に皆さん、遠投されたような歴史の中で、そのすぐそばにある、現在は福島県猪苗代町というところで生を受けた方が野口英世、明治9年、1876年、亡くなられたのが1928年、昭和3年5月21日でございます。この博士は、皆さん御存じのように、大変貧困な家庭に生まれたために、いろりで手に大やけどしてしまって、手がひっついてしまって、それで農業というものが、くわを振るうことができない、そういうような状況の中で、ある名医に出会って治療を受けて、そして、5本の指を完全とは言わないまでも取り戻したときに、野口先生の体に医学の光が差したことだと思います。そして、高等小学校を卒業して、今の日本医科大学の方に、学舎に通って、大変な苦勞をされて、たしか19歳のとき「志を得ざれば再び此地を踏まず」という決心をされて、ナポレオンにも勝る、ナポレオンは3時間の睡眠だったというんですけど、それに匹敵するような、血のにじみ出るような努力をされて、そして、当時の梅毒スピロヘータの培養やいろんなこと、ペストを持った入国管理の検閲でいち早く発見するとか、論文を177でしたか、正確には覚えておりませんが、そして、業績というものについては、このように書かれております。一方で、後に否定された研究業績として挙げられるのが、病原性梅毒スピロヘータの純粋培養と黄熱病の研究である、急性灰白髄炎、小児麻痺と括弧してありますが、狂犬病、黄熱病、トラコーマの病原体発見の業績に関しても、後にウイルスなどの別の病原体であることが判明していることから否定されており、現代において、微生物学の分野で評価できるものは、全体の仕事のうちの一部にとどまることになる、これは野口の研究時期において、濾過性病原体としての、これ、ウイルスなんですよ、ウイルスの存在が既に示唆されており、光学顕微鏡下での観察可能なスピロヘータの研究方法にこだわったこと、培養方法などに技術的限界があったことが考えられると。そして、博士の不幸なことは、博士は1928年に亡くなられて、その3年後に、ここにありますが、私も実物は見たことがありません。大変な高圧で真空状態をつくって、大きな部屋が要るそうです。きちっとしたものでは数百億円のお金を投じなければいけないほど、これがあったならば、ノーベル賞3回ぐらい候補者に上ったそうですが、彼の人生は変わったんだと思います。私は風の会という会派ですけど、彼に風が吹いていれば、野口英世の人生は変わった。なぜ、千円の肖像に野口英世が取り上げられているのかというのは、その生き方にあると。困難にも負けない、貧困にも負けない、そんな中で自分の身体的な欠陥をもしのいで、世

界的に世界の学者がミスター野口と言われるほどの方になったことは、ウイルスを聞いたときにいつも条件反射的に思い出すのは野口英世博士のことでございます。このようなことが、もう今の小学校ではなされていないのかなと思うことや、これからのことの小学校問題で思うのは、懐かしく思います、大川教育長の質問の中で、アクティブラーニング、47%が機械化されるんだと。65%が今はない会社が起業してくるだろうと。そして、そのことを言い当てたように質問されたのが、今は亡き内海副議長の「市長、この新型コロナでインフラが変わるだろうな」と。私は大きく変わっている、アクティブラーニングの時代はものすごく近くなっていると。それだけに、子どもたちに未来を託す気持ちは本当に大事なものがあると思います。

質問に戻ります。先ほど経済部長が五輪坊の答弁の中に、事業者を探していると言われたことですが、もう少し、事業者とは指定管理者を含んで、例えば、三セク的なというか、そういう広い意味のもの、出資は美作市がやるんだとか、そういう事業者という部分について、もう少し踏み込んだ答弁をお願いしたいと。また、今回感じたことは、北海道の鈴木直道知事、また、大阪の吉村洋文知事、知事の名前がこれほど全国に、ああ、知事がいなければいけないなということも感じました。

質問ですが、今、官民共同の新型コロナ予防経済対策がなされております。これを契機にまちづくりを考えていく必要があると思いますが、湯郷温泉のバイオ事業という答弁等もありましたが、例えば、空き地に三セク的な店舗を建てて町並みをとというのが、金比羅山とか、ああいうところに町並みがそろそろから観光地なんです。ある人に言われました。観光は面で勝負するのだということと言われたのが、この脳裏に刻まれておりますが、点で勝負するものではない、面で勝負なんだということと、もう1点、これからの守りから攻めにどう転じていくのかということ、また、自給自足を質問したのは、例えば、オイルショックの際に、あの経験を活かして水島にコンビナートができました。そのことが備蓄ということ、米の自給率が九十数%、スタンスは自給自足ということは常に考えながらやっていく必要があるのではないかと。それが余裕にもつながりますし、いっぱいいっぱい運転していると余力がない、遊びがないから困るのです。だから、その点がこれからの時代、観光行政もそうでしょう、中小企業はかなり内部留保されておる金があるようですけど、そのような余裕というものが必要ではないかというふうに私は考えますが、これが3回目の質問です。よろしく申し上げます。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、先ほど五輪坊の事業者という言い方で答弁させていただきましたが、宿泊施設を中心として再整備するに当たって、施設そのものにつきましても、事業者の方から提案をいただいて、どういった施設が武蔵の里にとってふさわしいのか。なおかつ、市の持ち出す経費が削減できると、そういった方法で、整備する方法で事業者を探したいということで、整備の方法としては、ご提案いただいた施設について、市の方で整備して民間で運営していただくと。また、整備費用については、その後、民間からどのように回収していくかということが、事業計画を練っていく上で、そういったことを検討していくことになるというふうに考えております。

それから、湯郷温泉のまちづくりということですが、バイオマス事業について答弁させていただきます。湯郷温泉バイオマス事業と第三セクター的な店舗などを建てて町並みを造ろうということでございますが、湯郷温泉では、温泉の配湯管、湯を送る管につきまして、更新事業を実現するために、木質バイオマスを活用した熱電供給と発電、両方でございますが、そういった事業を検討してきましたが、本年度は補正予算は議決いただきましたが、市の方で地域密着型の新電力事業を行った場合の収益性などを調査するということ



にしております。この新電力事業を行う会社組織につきましては、市の出資、第三セクターといったことを念頭に検討するということとなりますが、森林資源を活用した木質バイオマス発電や太陽光発電、卒F I Tが対象になってまいります。これらの地産地消を進めることで、湯郷温泉の配湯管更新など、地域経済へ貢献していくことができないかということを考えております。

また、この湯郷温泉の配湯管につきましては、湯煙が上がる温泉街として、誘客に結びつけたいという考えがありますし、地域経済への貢献ということでは、そのことを、例えば店舗など、どういった形で表していくかということが課題になると考えております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済状況を打開するためにも、経済観光対策に官民連携して取り組んでまいりたいというふうに思います。

また、自給自足ということでございますけど、改めて自給自足の必要性と申しますか、市内の農業振興を進めていかなければならないことを痛感しておりますので、議員におかれましても、今後ご意見賜りますようよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

石油ショックとコンビナートを含めて、大きな事件があると、それが人間の行動様式とか社会制度の前向きな変革につながっていくというふうであります。今回、いろんなことが明らかになったわけですが、けれども、1つは先ほどの知事の話にもありましたし、これも頑張って市町村の話を加えてもいいんですが、ようやく国と地方自治体が対等である、ひょっとしたら自治体の方がよく分かっているかもしれないという実感が全国的に広がってきていると思います。私は国にも言いましたけれども、こうやって見ていると、我々のところで2時間考えて、3時間議論して、議会で1日かける話を、その30倍から40倍の時間をかけなきゃ何も動かないというのは一体何なんだと。あるいは、組織で申し上げますと、厚生労働省、いろいろ頑張っておられるんですけども、今日の朝の公明新聞の（聴取不能）は忘れましたが、保健所の改革というのが急がれるわけです。保健所は一体どっちを向いて仕事をしたのだというのが、地方でも国でもいろいろ言われていて、その中で、我々の実感で言いますと、例えば、最後の保健所の話でいうと、今まであり得なかったことなんです。私どもの保健福祉部が厚生労働省の担当審議官と直に話をして、お互い何の違和感もなくなっていると。かつてあった保健所が飛んで来てこれをやめてくれというようなことは、平然とほぼ毎日連絡をして調整しながら物事は進んでいく、それもさっき言いましたように、別に向こうがうちを見下した関係ではなくて、うちが持っている知識と厚生労働省が持っている知識の、抗体検査について言うレベルはほとんど同じになっていて、たまたま新しい情報がどっちに入ったかだけの話で、先ほどの電子顕微鏡ではないけれども、あれは独占されていたわけです。今は電子顕微鏡は誰が持ってもいいよというぐらいになっている、このレベル感覚というものが、今後、社会のとても大きな基盤になってくると私は確信しています。

もう1個は、今までアポを取って行かないけんというか、アポを取るということが大体の伊達の大木戸というか、関所だったんだけど、その関所の価値が電子通知書を通じてひゅっと下がってきている。ですから、私どもの市役所の職員諸侯がこの動きの中で随分活躍しましたけれども、どこに行っても何をしても大丈夫というすごい自信を持っているわけです。これが最大のポイント、ただし、同じことが全ての自治体に起こっているとは言えません。それは頑張ったところにしか起こらない。国から見ても、電話しても、何の意見、意義もないようなことしか言っていないわけです。何の反応もないんです。我々としては、様々な行政分野において、私どもが国や県と同じように、1つの国民、県民、市民かは別として、住民を守る3

つの要素の中の一番のコアなんであるというふうな考え方がだんだん浸透してきている、そのことは、先ほど言いました全部の自治体ではないけれども、日本国の自治体の中の4割ぐらいはそういうふうに思っているんじゃないかなと思ってるわけでありまして。建設部においても、建設部が事務局としてやる期成会に国の道路局長がゲストで参加しているということが平然と行われているわけでありましてから、このレベル感を今後もキープすることが大切だと思います。

そして、もう一つは、国全体として思いついたわけですけども、やはり東京一極集中というのは課題が多いなと。こういうときにはあまりよくないねという意識があって、道路を含めて、いわゆる地方分散施策を、今までのような一極集中を前提としたB/Cじゃなくて、非常時におけるB/Cということ念頭に置いた配分に変えていくという勢力が出てくると。その勢力をどう受けるかについて言うと、安倍総理の後の総理がどなたになるんだらうと、どういう学びを自民党、そして公明党がしていただけるか、そして、何を目指す内閣にするのかというふうなことによって若干変わってきますけど、流れはそう大きく変わるものではないと私は思っているわけです。

最後に3番目でありまして、私は尾高議員の発言の中にもありましたように、今回、マスクが遅れたけれども金は早よ来たなという、要するに、「3か月も前に言うたマスクよりも10万円の方が早よ来たで」という声を聞いておるんですけども、その中に込められている市民の思いを若干ひもときますと、マスクについてはやっぱり自給作戦で随分行き渡った、自給作戦に参加した方々は、アベノマスクもろうて、見るだけだったんです。それから、これも申し上げた話ですが、職員だけがよくやっているわけではないんです。申請書をご近所の方々も含めて、いろんな形で助け合いながら、「早よ役所持っていけ」ということを市民の方々がやっていたということなんです。したがって、3番目は私ども美作市の市民の方々の、大変私は失礼な言い方をすると、力がより強くなった、団結がより深くなったと。この件、平成17年に当市が誕生して、長く一体感という議論を批判的な意味でしてきたわけでありましてけれども、一体感のなさというのがあったとすれば、今回の騒ぎの中で、それがウイルスにやられちゃったと、もうほとんどないというようなことが、我々のような合併をしてできた町の今後の発展の力になる、それも新しいインフラだというふうに思います。

以上、思いの一端を答弁といたしました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員、総括でお願いします。

13番（尾高 誉久君）

市長から大変貴重な答弁をいただきました。私も本当に旧6町村の垣根が非常に低くなったのではないかなと。そして、地球というものが、以前、小さな町の市会議員が人類がというような言葉を吐くのはちょっと遠いんじゃないというのがすごく近くなったなと。すなわちネットワークです。コロナの本当に災いというものは大きかったわけですけども、一方で見ますと、小さな少女が国連で、地球温暖化はいけませんよと、排出ガスを止めなければいけない、コロナ自身が人類に対して警告を放っていることなんだなと。よく考えなければいけないと思いますが、先日の、なぜ日本がこんなに感染率が低いのかと。それは低いと思います。災害の際に、炊き出しなんかでも一列に整列し、日本人の気質というものが、ルールを守るんだというものが昔から培われてきたものではないかなと思っております。また、人類的に言うと、産業革命というものが人間の幸福につながるんだというふうに、日本も産業革命をどんどん進めた結果、公害という問題が起こって、これを進めることが果たして人間の幸福につながるんだらうかという哲学的な問題が出て後、その哲学的な解釈というものがなされてなかったと思いますが、私もここで新たな扉が開けたんじゃないかな

と思っております。また、身近なことでは、日本人はやれると思うのが、一番最初に、ごみ処理のパッカー車が来る前に、ごみの分別というものが、非常にできないだろうなと思っておりましたが、今は条件反射的にそれをやっております。それが日本人だろうと思います。それがコロナをこれだけ制圧できていることだろうと思います。今後も執行部、関係者の皆さんにおかれましては、大変な作業が続くと思いますが、心より健康に十分気をつけられて、邁進していただくことを祈念いたしまして、令和2年6月定例会の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番4番、議席番号13番尾高誉久議員の一般質問を終了します。

ただいまより1時まで休憩させていただきます。

午前11時29分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議を開きます。

次は、通告順番5番、議席番号14番鈴木悦子議員の一般質問の発言を許可いたします。

14番（鈴木 悦子君）〔質問席〕

14番、鈴木でございます。

それでは、質問の許可を得ましたので、令和2年6月議会の一般質問を行います。

私たちは、日々暮らしている中で、同じ志を持ち、美作市の発展のためにも頑張り続けてきた仲間との永遠の別れや、議員として市民生活に直結する行政執行に至るまでのエネルギーの消耗度、そしてまた、地球規模で生命に危機をもたらす新型コロナウイルス感染症の発生など、身近な問題から想像をはるかに超えた問題が起きています。しかし、自然はそのような人間界の出来事など関係なく、今年も梅雨に入りました。この時期でございます。どうぞ市民の皆さん、そして、ここにおられる皆さん、御健康には御留意いただきたいと思っております。

それにしましても、コロナ関係で教育分野に関しましては、4月16日に最初の緊急事態宣言が発令されたとき、岡山県をはじめ、都道府県において幼保、小中学校の臨時休校の措置が取られました。しかし、美作市は休校することなく、通常どおりの授業が行われました。先月のデータですが、文科省によりますと、5月11日現在時点で、休校している全国の公立小中学校の休校率は88%に達しているとの調査が公表されました。休校したためのデメリットの大きさは計り知れないものがあると思いますが、美作市は休校することなく、通常どおり授業が行われました。特に小学校の児童の親からは、休校されなくて本当によかったという声も多く聞いておりますので、この場であえて御報告させていただきます。コロナウイルスは危険な感染症ではありますが、十分に認識された中で、通常どおり開校するという勇気のある決断をされました萩原市長に私は心から敬意を表したいと思います。と同時に、コロナの影響で、職員の皆さんにおかれましても、通常の業務以上のいろいろな苦勞があったと思います。そして、素早い対応に対して、心から感謝を申し上げるところでございます。

それでは、質問に入ります。さて、今回の質問は市内に点在している体育施設の長寿命化を目指した取組についての1項目に絞ってお尋ねいたします。美作市が平成17年3月に平成の大合併により誕生してから、15年が経過しております。市内には旧町村から引き継いだいろんな施設が多く点在し、現在においても管理運営が行われていますが、果たして市民や地域住民の皆様にも十分理解、認識され、利用価値の高い施設が幾

つあると思われますか。昭和50年代から農林水産省の補助事業を活用して、農村運動公園の名称による野球場やテニスコートなどが次々と整備されましたが、その中でも現在、体育館はどのように管理、運営をされているのか、お伺いしたいと思います。最終的には必要性の高い屋内スポーツ施設については、日々長寿命化に配慮しながら、隔々の点検を怠らないことが求められていると思っております。

それでは、1点目は屋内体育施設の利用状況についてです。例えば、武蔵武道館、美作アリーナなど、市が誇る施設をはじめ、大原地域では地域住民が中心に利用されている武蔵道場であるとか、下庄町地内にあります大原体育館などが現在も管理運営されていると思っておりますが、直近の利用状況はいかがでしょうか。具体的な数字が分かればお答えください。

2点目は、各体育館、武蔵武道館、美作アリーナなど、屋内体育施設を管理運営する中で問題点はありますか。例えば、雨漏りがしているとか、壁や床に損傷があるとか、玄関周辺のタイルが剥がれているとか、また定期的に点検されておりますかなど、管理の取組状況を教えてください。

3点目は、先ほど少し触れましたが、屋内体育施設の中には、市外から各種スポーツをされている方が利用される施設もあれば、地域住民が主体となって利用している施設があると思っております。私はどちらも美作市の活性化のために必要と思っておりますが、市にとっても、市民にとっても必要であると位置づけるならば、利用する側の市民の皆様は、利用規則を遵守する義務があると思っております。反面、管理運営する立場にある担当部署は、市の財産であり、利用する方に長く利用、活用していただく施設を長期間にわたり維持管理する責任が求められていると考えております。しっかりと維持管理するためには、施設の長寿命化に沿った取組が重要と考えております。現在、コロナ感染症の関係で集会施設、あるいは体育施設は使用制限がかかっていると思っております。このようなときだからこそ、綿密に悪いところをしっかりと調査して直すべきだと思います。今だからこそそのような調査ができる、逆にチャンスと考えられたことはありませんか。また、施設の維持に向けた改築、修繕などを判断する基準は設けてありますか。

以上3点を1回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

鈴木議員さん1回目の御質問、3項目にわたりましてお答えさせていただきたいと思っております。

まず1番目の体育施設の利用状況についてでございますが、令和元年度の体育施設の利用者数は延べ約22万人弱でございまして、約6割の13万人が市内者による利用となっております。全体としましては減少傾向ではありますが、市外からの利用の多い武蔵武道館、美作アリーナ、ラグビーサッカー場などは増加傾向にございます。新型コロナウイルスによる施設の利用制限によりまして、3月以降、利用者が減少しております。前年に比べまして、全体としては約50%程度、市外者の多い施設におきましては、10%程度の利用となっております。議員お尋ねの具体的な数字としましては、令和元年度におきまして、屋内施設で最も利用者が多いのは美作アリーナの4万3,000人、次いで武蔵武道館が2万2,000人、構陵館が1万人、作東B&Gが7,000人などとなっております。お尋ねの中にありました武蔵道場につきましては、令和元年度で1,200人余りでございます。それから、下庄地内の大原体育館につきましては、約400人という状況でございます。

2番目の施設の老朽化、不具合についての現地調査についてのお尋ねでございますが、美作市の体育施設は現在36施設ございます。担当のスポーツ振興課及び各総合支所によりまして管理運営を行っており、随時、点検、修繕を行っております。議員ご指摘のとおり、施設においては問題点がある可能性もございます。新型コロナウイルスの影響で利用者の少ないこの時期に、改めまして早急に各施設の長寿命化を目指し

た現地調査による点検を実施してまいりたいと考えております。ご指摘を賜り誠にありがとうございます。

3番目の長寿命化と改築の判断基準であります。美作市におきましては、施設全てにおいて定期的な点検、修繕等により長寿命化につながるよう、維持管理しているところでございます。改築などに関しましては、利用状況や建物自体の老朽度合いなどを考慮しまして、用途変更、それから廃止なども含め、検討していきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

それでは、2回目の質問をいたします。少し視点を変えて2回目の質問をさせていただきます。

冒頭でも触れましたが、現在は新型コロナウイルス感染症にかかる人数は、ピーク時と比較しますと減少傾向にあるようですが、必ず第2波、第3波が来る可能性が高いと専門家が警告しております。そのコロナ対策と関連が深いと考えられるととも心配な問題があります。それは、既に梅雨に入っております。また、夏と秋には台風シーズンが到来します。このようなことから、どちらも共通していることは50年に一度と表現されている局地的な集中豪雨による人命に直結した災害が発生することを想定したとき、避難場所として活用されるのが屋内施設です。コロナウイルスが収束していれば、何ら心配することはありませんが、今年はとても収束するとは思えません。当然、第2波、第3波を想定した取組が不可欠であると思っております。新聞報道によりますと、さらに全国の幾つかの自治体においては、避難場所の運営の見直しを急いでいるようです。従来であれば、1人当たり2平方メートルの避難スペースが基本となりますが、コロナウイルス対策では4平方メートルが必要となり、収容可能な人数は4分の1から5分の1程度になると指摘されております。美作市も感染症防止を最優先に考えながら、公共の屋内施設を避難場所として開放すると思いますが、活用するには、避難時にはせき、発熱などの健康状態の確認や十分な換気とスペースの確保の徹底などの条件が課せられます。当然、多くのスタッフも必要となります。果たして、市はどのような対策を講じて、災害から避難者の命をコロナウイルスから守ろうとされているのか、お尋ねいたします。まとめて言いますと、新型コロナウイルスが発生している中、市はいつ起こるか分からない自然災害への備えもしておかないといけないと思います。多くの住民が押し寄せると想定される避難所で、3密をどのように回避するかというようなことのお考えをお聞かせください。

また、国は新型コロナ禍で、災害が起きた場合は通常より多くの避難所を開くように都道府県に通知しております。このことについてもどのようにお考えなのでしょうか。そして、感染者は一般の避難所に滞在することは適当でないとしております。そのため、宿泊施設の業界には避難者を受けられるホテルや旅館のリストも作るよう依頼をしたとのことですが、市としてはこのことについてはどのように対応されるのでしょうかということ。今、2回目の1点目ね。

2点目は武蔵武道館、美作アリーナや体育館など、屋内施設を市の貴重な財産と評価するならば、利用者の安心、安全と不愉快な気持ちにならないような配慮にも心がけることが認められると思います。その環境を維持しながら、施設の長寿命化を図る中で、今、直面している問題を速やかに解決する取組と、建物ごとに利用目的の異なる構造を持つ屋内施設の将来を見据えた長期間にわたる取組とに区分されるのではないのでしょうか。そこでお尋ねしますが、1回目の答弁を伺いますと、現在、36施設が点在し、修繕を行っているとのことですが、直近ではどこの施設をどのように修繕されたのか。もう1点は、将来に向けて長寿命化を目指す上で、保全計画に基づいて取組、例えば、改善、修繕、あるいはコストの問題等を含めて、屋内施設の維持管理に向けた計画はありますか。お尋ねいたします。

それで私が大原ですので、武道館、それから下庄の体育館を少し見せていただきました。下庄の体育館の入り口にタイルがずっと、階段を二、三段上がってタイルがこう貼ってあります。そのタイルが膨れて、70センチ四方ぐらいが剥がれておるんです。そのタイルを横の方へちょっと片づけて、歩いてみますと、ぱりぱりぱり音がするんです。だから、下に水が入って浮いたような形になっているのかなと思います。特に体育館は、夜使われるときもあると思うんで、その辺は本当にけががあっても困りますんで、十分に片づけていただいて、ここは危険というような、何かをガードするようにして注意を喚起してもらいたいなというふうに思います。

それから、今日もさっきからすごく雨が降っておりますけれども、武道館の雨漏りが一番、本当に気になるんです。で、先月ですが、行ってみますとブルーシートを床に敷いてありました。それから、ちょっと間隔を空けて、バスタオルを敷いたりバケツを並べたりしてあったんですけども、そういうところもコロナ禍の使用していないときにしっかりどこから漏るとるかというのか、雨が漏ってもそこから伝うて武道館の床に落ちるのは、ここから真つすぐ落ちるわけではないですから、伝ってこう落ちるわけですから、その辺もしっかり建築さんなり、何なり専門家の方に見ていただいて、早急に直していただきたいと思います。そういうことも長寿命化に大きくつながっていくものというふうに思っておりますので、見た現場を今言わせていただいたんですが、武道館の方は東側の一番南側です。メインアリーナから入ったら、南の一番奥です。そこが一番ひどく漏っておりましたので、ちょっとお知らせしておきます。

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

鈴木議員さんの2回目の質問についてお答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症に関しましては、今後、第2波、第3波の発生が懸念されます。市役所としては、避難所内での3密のリスクを防ぐため、1か所当たりの定員を約半数として、市民の皆様には分散避難をお願いいたします。そのため、地区の集会所やコミュニティハウスだけでは収容できないことから、体育館等の大規模な施設を避難所として利用することが想定されます。そして、避難する際には、発熱症状がある方は事前に市役所、各総合支所に連絡していただいて、ほかの方とは違う場所に避難していただくよう計画しております。職員のいる場所では、受付時に体調の聞き取り調査を実施します。避難所内ではマスクを着用していただき、避難所内では定期的に換気を行います。また、親戚や知人のお宅にも避難することを検討していただきたいと思います。なお、深夜の時間帯ですとか、既に危険が迫っている際には、無理にはほかの場所に避難せず、家の中で垂直避難や最も安全と思われる場所で避難されるようお願いいたします。

そして、議員さんご指摘のとおり、体育館等の大規模な施設では、建て替えとなりますと多額の費用が必要になります。危機管理室としましては、既存の施設を有効に活用し、いざというときには市民の皆様にも少しでも快適に避難できるように、例えば、空調設備のない施設ですと、エアコンの設置とか、そして、トイレの改修とかも含めて、担当部署と意見を交えて検討していきたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

鈴木議員さん2回目の御質問にお答えさせていただきます。

直近ではどの施設をどのように修繕したのか、それから、施設の維持管理に向けた計画はあるのかとい

うお尋ねでございますが、昨年度におきましては、武蔵武道館の集中制御盤に不具合が生じまして、770万円の修繕を行っております。利用頻度の高い施設の武蔵武道館は20年、美作アリーナは18年が経過しております。設備、特に電気系統は耐用年数を超えておりまして、現在、部品の調達も困難となってきました。大規模な更新が必要な時期となっているところでございます。これらの状況を見ながら、随時更新を行っていく必要があると考えております。本年度におきましては、英田トレーニングセンターの給水管修繕、それから、右手ゲートボール場の屋根及び排水設備の修繕などを予定しております。これにつきましても、状況に応じて随時対応してまいりたいと考えております。建物につきましても、構造によりまして、税法上定められた法定耐用年数がございまして、木造で22年、鉄筋コンクリート造で47年などと定められておりますが、実際には使用状態や立地条件などによりまして大きく左右されます。一般的には1981年、昭和56年に導入された新耐震基準以降の建物で適正な保全がなされていれば、100年以上は長もちするということが可能であると考えられております。美作市におきましては、30年から40年経過した施設が約6割を占めているという状況になっております。用途変更を含めた大規模改修を実施する時期となっておりますため、このたびの点検結果を基に、県におきましても現在、個別の施設の計画を作成中とお聞きしております。それらも参考にしながら、施設の長寿命化に向けて対応してまいりたいと考えてございます。

それから、具体的にお話がありました下庄の体育館入り口につきましても、早急に現地を確認して対応していくということで考えております。

それから、武道館の雨漏りにつきましては、午前中に私の方からも武道館に電話をしております。あの辺りはまだ雨が強く降ってないということでしたけれども、引き続き注意深く監視をして、対応については研究していきたいと考えております。よろしくお願ひします。〔降壇〕

〔14番鈴木悦子君「議長、答えられていないところがあるんです。避難所での3密をどのように回避するのかというようなことのお考え、それから、市として避難場所はこのままでええんか、それとも増やすことを考えとんかということ」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監、先ほどの3密の防ぎ方で、例えば熱やせきがあったら、他の場所というような言い方をしちゃったんですけど、もう少し具体的なことを言われんと分からないと。

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

失礼しました。

発熱の方の居場所ということなんですけど、昨年度市が協定を結びました市内の災害時における施設利用に関する協定、それに基づきまして、市内の5か所のホテル、宿泊施設、これをあつせんしようと思ひます。それと、あと、作東の老健があった場所を確保しております。

それと、あと、収容人員のことなんですけど、計算しました。私、約半数で計算しましたところ、合計1万1,570人という数字が出ております。1万1,570人。で、災害時における施設利用に関する協定、このホテル、宿泊施設等の収容人員、これもほかのお客さんもいらっしゃるかも分からないんですが、730人という数字が出ております。避難所の3密を防ぐ方法としましては、定期的に換気を行って、手洗い、しっかりうがいをやっていただくというふうを考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

国が3密を避ける、つまり1人4平米確保するという中で、都市部では圧倒的に今までの避難者実績との関係でも面積が足りないんです。それで、避難所を増やせとこの前、言っているわけでありますけれども、一方、うちで言いますと、今までの避難実績と面積を比べると、うまく分散すればの話ですが、その方々が一気にアリーナだけに行けば問題ないんですけども、大原の公民館等々、それぞれの地域の方へ分散すれば、恐らく分散するんですけども、今でも面積が4平米を超えているはずなんです。したがって、私どもの方で言うと、今のいろんなところにある避難所を適切に管理すれば、これはありがたいことなんですけど、国の基準で言うところの3密にはならないということになっておりますもんですから、先ほどのようなことでやっていて、一方で逆に増やすように言われても、なかなかいわゆる3密じゃなくて、土砂災害とか水害とか地震とか、いろんな方向があるんですが、それに全て合致する建物がもうほぼないというような状況ではありまして、基本的に我々としては、あまり人口の多くない地域の特性を生かしながら、さらに少し密度を、セパレーションを上げてやっていくことと、それから、先ほどもちょっと出ていましたけれども、今まで福祉避難というふうに考えていたところを、コロナとの関係でもそれは福祉なんだから、そこへ熱があるとか、若干の状況変化に耐えられないということの中で御心配な方は、福祉避難と考えていた旅館、ホテル等へ行っていただくと。一方で既存の福祉避難所、つまりやすらぎ荘、そこへどーんと行くとそこが過密になるので、そこへそういう方々を新たに持っていくことは全く考えてませんし、ただ、やすらぎ荘が受け入れる側として、「ちょっと熱があるけん受け入れてくれ」と言われたら、それは勘弁してくれということに絶対なりますので、その辺のさび分けはしっかりやった上で対応していこうというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

とにかくコロナにかからないということで、3密を避けて、マスクをしっかりと、手洗い、うがいをする、できることは本当にしっかりとやっていくということが一番大切だろうというふうに思いますし、先ほど市長が言われましたように、人口が少なく、建物も6か町村が合併しているわけで、それぞれの旧町村がいろいろな建物をしっかりと持って合併しているという中で、どこにもうちょっと増やさんといけんなどというようなことは、あまり考える必要はないかなというふうに思いながら質問したわけですが、もっとも市長、言われたとおりでというふうに思っております。いずれにしても、コロナにかからないように、本当にみんなで気をつけるということと、それから、企画の方には、部長にはしっかりと、もう本当に悪いところを、この時期だからこそ調査をしてやっていただきたい、もう頑張れというふうに言って、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番5番、議席番号14番鈴木悦子議員の一般質問を終了いたします。

10分間休憩します。

午後1時30分 休憩

午後1時41分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。



13番尾高議員が通院のため退席されました。

続きまして、次は通告順番6番、議席番号6番倉地重夫議員の発言を許可いたします。

6番（倉地 重夫君）〔質問席〕

それでは、ただいまより2020年6月議会での私、倉地重夫の一般質問を始めさせていただきます。

今回、私は新型コロナが蔓延し始めまして、市民の皆さんのところへ困っておられること、あるいは市に対してどのような要望があるか、こういった意見、要望などを若干尋ねて回りまして、そうした中で、項目だけはたくさんありますけれども、順番にその質問に入らせていただきます。

まず、1番目として、新型コロナウイルスに負けるな給付金制度について、そして、2番目として、新型コロナウイルスに負けるな貸付金制度について、そして、3番目に市民の暮らしを応援する制度について、そして4番目、農業者、酪農家の皆さんの支援策について、5番目として生活保護費を受給されている市民の皆様の状況について、6番目として生活福祉資金貸付制度について、7番目として入湯税について、8番目としてPCR検査を受けるためにはどのような手続が必要なのか、そして9番目にケアマネジャー、ヘルパーテーションなどの対応について、順次お尋ねしていきます。

まず最初に、新型コロナウイルスに負けるな給付金について、私のお尋ねした事業所の代表は、この制度に対して非常に高く評価されていました。全国に他にこのような制度を導入しているところはない、20%の上乗せは非常に助かるとのことでした。美作のハローワークをお訪ねしましたが、私の尋ねた時点での雇用に係る雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請件数は非常に少ないとのことでしたが、現在、この給付金の申込み件数はどのくらいあるのかお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

新型コロナウイルスに負けるな給付金についてということで、この項目では、雇用調整助成金の上乗せ分について答弁をさせていただきます。

国の制度として事業所を休業とした場合に、事業主が従業員に支払う休業手当の一部を助成する雇用調整助成金という制度がございますが、4月1日から6月30日までを緊急対応期間として、中小企業者の場合の通常の助成率3分の2を5分の4に引き上げて、解雇を行わない場合はさらに10分の9ということですが、こういった特例措置が設けられています。

議長（岡本 泰介君）

申込み件数についてお尋ねですので、それについて。

経済部長（遠藤 宏一君）

申込み件数を答弁します。

ハローワーク美作出張所へ現在、計画届が出ている件数が6月8日までに128件で、その中で雇用保険の被保険者でない者を対象としたものが緊急雇用安定助成金でございますが、これが128件のうち11件とお聞きしております。それから、美作市への負けるな給付金の雇用調整助成金上乗せ分の申請件数は、6月11日までに19件、332万円の申請となっております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

私の答弁書には、5月29日までに10件192万1,000円となっておりますので、それは、日付が変わってない。こ

れは違うんですか。

〔「議長、休憩しましょう」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ちょっと休憩します。

午後 1 時 46 分 休憩

午後 1 時 49 分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

倉地議員。

6 番（倉地 重夫君）

2 回目ということで、ちょっと私も 2 回目の質問状に書いているところで、不適切なところがあるので、（聴取不能）しなきゃいけないんですけど、申請手を簡略化して申請しやすくするというでなっておりますが、従業員を 1 人、2 人の単位で運営されている小規模な事業者さんも対象になると思われます。申請手の煩雑さを嫌って、手続が進んでいないと聞いています。商工会などを通じて調査などされると思いますが、事業者さんなどしっかり理解していただき、せつかくの制度であるから、事業者さん、またそこで働いておられる従業員さんのためにも、丁寧に指導して制度を活用してもらうような活動が求められると思いますが、どのように取り組んでおられるでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

2 回目の答弁でございますけど、この負けるな給付金の上乘せ交付分につきましては、国の基準である 1 日当たりの限度額、8,330 円の 20% の額につきまして、100 日休業者 840 人分ということで予算を計上しております。美作市への申請は、ハローワークへの申請後となりますが、4 月から 6 月までまとめて申請するとおっしゃる企業もありまして、件数の把握が非常に難しい状況でございます。また、国の補正予算、現在審議中だと思いますが、国の補正予算第 2 号では、8,330 円の限度額について、4 月 1 日以降に開始される賃金締切り期間中の休業について、9 月まで 1 万 5,000 円に引き上げ、また、同時に解雇等を行わない中小企業への助成率を 10 分の 9 から 10 分の 10 に引き上げ、緊急対応期間も 9 月まで延長するというふうにしております。市の上乗せ交付分についても、支給単価の引き上げと支給期間の延長に対応していかなければならないというふうに考えております。

それから、丁寧な指導とか制度の活用ということでございますが、引き続きハローワークと連携して、手続が簡略化されたことや、緊急対応期間、支給単価の変更など、制度の周知に努めるとともに、申請手続の相談に応じてまいりたいと思います。また、先ほど言いました国の補正予算第 2 号では、仮称でございますけど、休業支援金の創設が盛り込まれております。この制度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主が休業させ、休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかつた中小企業の労働者に対して、当該労働者の申請によりまして、仮称でございますが、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給するというものでございます。この休業支援金についても、対象や申請方法を把握し、周知に努めてまいります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

今、遠藤部長の説明にもありましたように、利用する側にしっかり立った形での対応、丁寧な取組をしていただきたいと思います。総括と併せて。

それでは、今度は2項目目の貸付金について、引き続き質問させていただきます。給付金と同じように、この制度も、私のお尋ねしたところではすばらしいと評価されていました。市役所、商工観光課への個別相談を予約してくださいとなっていますが、個別の相談となっているので、いろんな条件に柔軟に対応されるということなのかと思いますが、対象担保物権などの抵当順位などはどうなっているのか、また、予算以上に利用の申込みがあった場合、追加を考えておられるのかということ、前の項目と同じように、現在の利用申込み件数、金額などはどのようになっているのか、2項目目の質問をしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

新型コロナウイルスに負けるな貸付金についてでございますが、担保ありと担保なしと両方設けておりますが、担保ありの場合については、固定資産評価証明書によりまして、貸付金額に見合った評価額を貸付金の2倍の額でございますが、物件を特定して抵当権設定に必要な書類を提出していただいております。抵当順位は抵当権設定の順となりますので、既に設定済みのもより下位の順位になります。なお、6月11日までの申請件数をお知らせしますと47件、1億5,120万円の申請をいただいております。予算以上の申込みがあった場合には、新型コロナウイルスに負けるな給付金からの予算からの流用による緊急対応のほか、追加の補正予算をお願いしたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

貸付け実行について、資金繰りに即応する制度としてということで、申込みからどれぐらいの日数で貸付け決定されているのか、私が訪問いたしまして、相談を受けた事業者の方の質問には的確に答弁いただきました。国の助成金の申請、持続化給付金などの制度が発表され、すぐに申込みをしたが、いまだに給付が届かない、電話で問合せをしようとしても全くつながらないと困惑されている声を耳にします。市では申込みから5営業日以内に対応されているとのこと、大いに評価される所です。また、国の持続化給付金の申請について、オンラインとかスマホとか、パソコンなどに不慣れた事業者さんへの指導、援助も求められるところではありますが、それらの取組はどのようになっていますか。御承知のように、コロナ不況がいつまで続くかと心配されています。国も第2次補正予算を計画されているようです。市内の業者さんの不況を救うためには一回きりとはならないと思います。市でも第2次、第3次と必要になってくると思われませんが、それらに対する対応はどのようにお考えでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

2回目の答弁をさせていただきます。

貸付け実行につきましては、御紹介もありましたけど、資金繰りに即応する制度として、貸付け申込みから5営業日以内に支払いをしておるところでございます。また、国の持続化給付金の申請について、パソコ

ンなどに不慣れな事業者への指導、援助などということですが、この持続化給付金の申請について、御自身で電子申請を行うことが困難な方のために申請サポート会場というのを国が開設しております。県北では津山商工会議所内にありますが、相談には予約が必要でございます。予約については、受付専用ダイヤルが設定されておりますので、この御要望につきましては、市役所内の商工観光課にお尋ねいただきたいというふうに思います。また、みまさか商工会の方でも、商工会会員の方以外も含めて、直接相談に来られた方に制度の説明とスマホを使つての申請支援をしているとお聞きしております。なお、国の申請サポート会場がない地区には、キャラバン隊というものを派遣するというところでお聞きしております。この派遣について、みまさか商工会では7月の終わりから8月にかけての時期に申請しておるということでございます。

それから、市での第2次、第3次の対応ということですが、国の制度や市の制度においては救済できないが、多大な損失が生じているような業種や事業については、市の給付金制度を改善することで、対象の拡大をしてきているところがございます。今後も具体的問題があれば、迅速に対応していきたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

持続化給付金、国の制度についてですから、ここで市が答弁することにはならないのだと思いますが、非常に添付書類とかいろんなものが複雑で、申請しても書類が不備だということで、受け付けてもらえないというふうなことで苦情が非常に蔓延しております。ここにありますが、結局、申請に対する手続の相談受けの窓口としては、市の窓口ではないということですが、市の商工観光課の窓口でお尋ねということで、しっかりそのお尋ねのあった方に対応して、市民の方が本当にこの制度が安心して利用できるように、対応していただけるようお願いいたします。

以上で、この2項目めを終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、3項目めに入ってください。

6番（倉地 重夫君）

3項目めとして、市民の暮らしを応援する制度について、県内外を問わず、市民、町民の暮らしを支援する施策が連日新聞報道で行われているが、それらを市ではどのように捉えているのかということで、4月28日以降に出生した新生児への給付金について、それから、親元から首都圏などで進学のため離れて生活している学生たちへの支援について、公共料金の減免について、上下水道料金など、それから、飲食店等、売上げが極端に落ちているお店などに対する支援についてということで、順次お尋ねいたします。

地方創生交付金が岡山県として60億以上配布されるとされているが、美作市分として幾らになるのか、各自治体でそれらのお金を活用し、また、自治体独自の上乗せをして支援事業に取り組んでいる内容が報道されていますが、美作市では市民の暮らしを直接支援する仕組みが見えてこないと感じていらっしゃるのではないかと思います。臨時議会でも、同僚議員が緊急動議をして提案された4月28日以降に出生した新生児への給付金、臨時議会の時点で里庄町の事例を挙げていましたが、その後、他の自治体もこれらの給付金に取り組んでいる報道をされています。出産後は、お母さんもすぐには働くこともできない、また、コロナ禍で働き場所の条件も激変しています。ぜひとも再度検討をお願いしたい。

それから、学生の置かれている環境が大変な状況になっています。2割の学生が退学を検討しています。

国や学校も支援金を給付するとの報道がなされていますが、学費はもちろん、生活費をアルバイトで賄っていた学生が収入の道を完全に閉ざされて困窮している、学校が休みでも首都圏からの移動で親元にも帰れない、仕送りに頼らざるを得ないのが現状であります。仕送り元の家庭が崩壊したり、退学して学業を途中で諦めたりする学生が出ないような支援が必要であります。これらについて市の考えをお尋ねいたします。

上下水道料金の減免について、市民の暮らしを応援し、そのお金を市内で消費してもらい、緊急事態が解除になっても、市民はたくさんの不安を抱えて、消費活動などが元に戻るまでは時間がかかると多くの人が予測しています。また、大量の水を消費される宿泊施設など、休業している間はこれらの固定費も減額になりますが、ひとたび営業を再開すれば、売上げ金額にかかわらずこれらの固定費は発生します。全国から老舗のお寿司屋さんほか多くの飲食業や旅館などの倒産、閉店の報道が続いています。美作市で事業を営んでいる事業者の中からこのようなことが起こらないようにしっかり支援する、メッセージを送るためにも、これらの施策をぜひ取り組んでいただきたい。

それから先日、総社市の支援策が報道されていましたが、市内の飲食店の支援策として、テイクアウト向けの商品券、お持ち帰りDEお得券を発売したとの報道がされています。多くの従業員を抱えている事業者さんとの橋渡しにより、弁当を利用し、それに補助金を乗せるなど、いろいろな方法があると思われませんが、ぜひとも検討いただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

倉地議員さん3項目めの1回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、臨時交付金の額についてお尋ねですが、先日の安藤議員さんの御質問でも答弁いたしておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の美作市の交付限度額は1億6,183万2,000円となっております。

それから、美作市民への暮らしの支援としましては、4月、5月の臨時議会で御承認いただきました国が実施する子育て世帯への臨時特別給付金へ5,000円の上乗せ給付、感染症予防対策として、集団の総合健診から個別健診への変更、それから、市内事業所の事業主、個人事業主等への貸付金及び給付金事業、そして、今回の3号補正のGIGAスクール構想に伴うオンラインでの家庭学習環境整備への補助など、市独自の取組を行っているところでございます。

次に、2項目めの4月28日以降出生した新生児への給付金についてでございますが、先般、国へ提出しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画に計上しているところでありまして、先般の安藤議員の答弁で、市長の方からも申し上げましたとおり、新生児への給付金につきまして、現在調整しているところでございます。

次に、3項目めの学生たちへの支援についてということでございますが、国におきましては、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等の減免による支援制度であります高等教育の就学支援新制度などにより、学生たちへの支援を行っているところでございます。5月19日には、アルバイトが減ったことなどで生活に困窮する大学生や専門学生等への対策として、学生1人当たり10万円、住民税非課税世帯の学生は20万円の給付を行う学びの継続のための学生支援緊急給付金が国において創設されております。現在のところ、美作市独自の支援は検討いたしておりません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

森元環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

私の方からは、公共料金、上下水道料金の減免について答弁させていただきます。

上下水道課及び下水道課では、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に不安を感じている市民の方々などで、上下水道料金の支払いが一時的に困難になることが想定され、国からの要請もあり、3月定例議会において上下水道料金の支払いの猶予に関わる関係条例の整備について御承認をいただきまして、現在、随時受付をしているところでございます。

また、先ほど企画振興部長の答弁にありましたが、国や県の対策に加え、個人や事業者に対する美作市独自の経済対策が実施されているところでありまして、現在のところ、上下水道料金の支払いについての相談や、支払いの猶予申請も数件と少数であることから、現行の支払いの猶予制度によりまして対応していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

売上げが落ちている飲食店等への支援策というお尋ねでございますが、ここではその飲食業をはじめ、影響が大きくなっている市内の事業者への対策として設けております新型コロナウイルスに負けるな給付金の個人及び法人事業主に対する別枠交付分について御紹介させていただきます。

この制度は、直近1か月の売上げが前年同月と比較して20%以上減少している事業主に対して、全日休業された場合、また、営業していても売上げが全くない場合、1日につき8,330円、売上げの減少が20%以上、30%未満では7,500円を給付することにいたしました。対象は、本年4月1日から6月30日までの間で、1か月間で20日間を限度として、任意団体の代表者も対象となっております。また、営業していても売上げが8,330円に満たない場合は、半額の1日につき4,170円ないしは7,500円を給付しております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

美作市への地方創生臨時交付金の額は1億6,183万2,000円とのことで、市民の窮状を救うためには、さらなる資金導入が必要なわけでありまして。交付金を基金に積み立ててもよいかの質問に対して、基金には充当しないこと、ただし、基金を取り崩して交付対象事業を実施し、後から給付金を充当する場合は差し支えないとされています。市は一般会計に約70億の基金残高があります。今回、給付金や貸付金に先行充当し、減ってはいますが、これらを活用し、以下の質問事項の支援に充当していただきたい。

先ほど、4月28日以降に出生した新生児への給付金は計画しているとのことですが、このたび報道でも、全国各地から、1日違いで差別される、4月28日以降が対象外であるということに対して声が上がっております。4月28日以降の新生児の交付金、期間はいつまでとして、金額的にどれぐらいのことを考えておられるのか、お尋ねします。

また、学生の仕送り元への支援についてですが、今のところ考えていないとの答弁であります。国や学園からの支援が連日報道されております。それは承知しております。支援に多くの条件がついており、困窮している学生の全てが対象になっているわけではありません。特に独り親家庭への支援、学生が生活費で、アルバイトで賄っていた学生のアルバイトがなくなり困窮している、それが結局親元に負担がかかっている

という状況であります。今後、仕送り元の経済状況が悪化し、退学を余儀なくされる学生が増えることが懸念されています。これらの学生を抱えている仕送り元の実情などをしっかり把握して、しっかり対応していただきますようお願いいたします。生活支援のために地元産品を送るとの取組をしている自治体もあります。今回、メニューでいただいていますこれの中にもそういったメニューが紹介されております。地元の産品を送るということで、地元の地産地消とかそういうことにも効果があるということで評価されております。

それから、通告はしていませんが、市民の方が給付金の手続について尋ねられています。受給を希望しないのチェック欄に間違っただけでチェックを入れているときの対応はどうされるのか。また、口座番号のコピーが添付されていない場合のような取扱いはどうなるのか。DV、暴力行為など含め、別居中の人への給付はどうなるのかということも市民の方からお尋ねになっております。そして、このたび、金融機関のコピーとかいろんな個人情報が分かったものをコピーで添付するようになっておりますが、いわゆるコンビニなどのコピー機の中にそういったものを忘れるというような事故も報道されております。こういったことを非常に、10万円を全員に給付することはいいんですが、ある市民に対して一定のこういった面倒なことを負荷していることについてどのように対応されているのか。

それから、飲食店等の支援についてですが、答弁では金銭的な支援策について述べられております。私のお尋ねしているのは、営業を支援する政策についてであります。独自で価格を10%引きのサービスを打ち出しているところもあります。当然、事業者さんも支援金や給付金を活用しての取組であると思いますが、市内には食事を提供されている事業者さんもたくさんあります。観光客も少しずつ動き始めていますが、大型バスなどを利用したお客さんが戻るまでにはかなりの時間がかかると思われまます。料理を予約してドライブスルーで受け取るなどの取組も報道されています。このように、食事を提供されている事業者さんに仕事の面で応援する施策の取組を求めます。どのように取り組まれますか。

上下水道料金の減免についてであります。近隣の市町村で赤磐市、早島町、奈義町などで水道料金の減免に取り組んでいる記事が新聞報道されています。赤磐市では対象件数約1万8,200件で免除額は3億3,500万になると想定されています。市の取組では、国からの要請として支払いの猶予条例に基づき受け付けているとの答弁であります。猶予というのは待つてあげるとのこと、免除には当たらないのではないのでしょうか。今の経済状況で多くの皆さんが感じていることは、コロナ不況がいつまで続くのかとの不安で、支払いを先延ばしすることに対する警戒感から、猶予では利用しにくいというのが本音であります。上下水道会計決算報告によると、流動資産合計約11億8,000万、下水道特別会計には現時点で約5億円が計上されています。大きな災害、不慮の事故などに備えとしてこういうような資産は必要であると理解しておりますが、コロナ禍というように、市民にとっては100年に一度という大きな災害です。市民の暮らしに寄り添う、応援をする、まして宿泊、飲食業などを営んでいる市民の皆さんに、美作市をしっかり応援させていただきますとのメッセージがこれらの支援で送ることができるのではないかとということで、再質問でこれもう1回お願いします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

ややルールに反する御質問もありましたけれども、答えてよろしいですか。

議長（岡本 泰介君）

はい。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、前半部分のところで申し上げますと、事業者の方々に対する支援ということは、安藤議員にもお答えしましたとおり、検討させていただいているところではありますが、検討中ということは、これからまだ変わることがありますので、具体的な質問をされても、ちょっとこの場でお答えすることにはならないということで御理解いただきたい。

それから、学生諸君の問題につきましては、議員は単年に終わる気になったので、具体的な退学予定者の名前か何か御存じなら教えていただきたいんですが、私どももそれなりに目も耳もしっかり立てて、市民の方々の生活状況についても把握するように努めてございます。一部、給与等に響きのある方もおられますが、その方々がどの範囲にいて、どれぐらいの問題を生じているかについても把握しているところでございますし、その方々の、例えば御子息の、あるいはお嬢様の大学とかということについて、ここで申し上げるわけにはいきませんが、それなりに理解した上でやらさせていただいているわけでもございまして、一般論として大学が大変だから市としてというふうなことではなくて、市町村はそれぞれの市町村の中にある情報をベースにしっかりとやっていく、そういうことではないかと思っております。その点、ぜひ、御理解を賜っておきたいし、具体にお話がございますれば、議場じゃなくても私ども、いつもお話を聞く態度でおります。先日にも倉地議員自身が私のところにお越しになったときにお伺いしたわけでもございますけども、具体のお話はございませんでした。その点、いかがなのかと大変残念に思っている次第でございます。

また、水道料金、下水道料金につきましても、お考えは分かりましたが、そのときに申し上げましたとおりに、今も部長が答弁したとおりに、私どもも具体的に事業者の方々やあるいは市民の方々の声も聞きながら、今日ここに至っている。虚像でもって市民像をつくったり、あるいは事業者の方々の、一生懸命頑張っている方々の思いを十分御理解されない中で御要望というものにつきましては、なかなか応じかねるというのを明確に申し上げさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

事業の応援なんかはよろしいですか。今の市長答弁でいいですか。倉地議員、何か落ちているところがあれば、大体市長が網羅的に言われたので、分かりにくいところもあったかと思っておりますけれども、どこか具体的に御答弁が欲しいところはありますか。たくさん言われたので、私もメモし切れてないところもあるんですけど。

〔6番倉地重夫君「3回目になるんですか」と呼ぶ〕

はい、それでは、3回目でございます。

6番（倉地 重夫君）

特別給付金についても、昨日から市長が答弁されているように、美作市は95%以上の給付が完了していると。全国でも日本一じゃないかというふうなことを自慢しておられました。市民の方にしてみれば、さっき言ったように、不要というチェック欄があること自体が不自然なんじゃないかと私は思うんですけども、こういったことで、いわゆる間違っただけでチェックをする、あるいは先ほど言いましたように。

議長（岡本 泰介君）

倉地議員、それは国がしとる制度で、市がチェック欄を入れとるわけじゃないんで、そこを市に求められても、それは市としては答えられにくいと思うんですけど、その辺は配慮いただけませんか。

6番（倉地 重夫君）

もちろん、国がそういう申請制度の用紙をこしらえているんですけども、やっぱり市によっては、これはこういう間違いが起こるかも分からないということで、そういう制度を、市独自でそういうチェック欄を廃止しているような市も現実にあります。先ほど言いましたように、95%の給付が完了しているということ



は、そういう事故は美作市の場合は一応なかったんだろうというふうには理解いたしますけど、そういうふうなことを市民の方も不安に思っておられました。

それから、預金口座なんかも、結局、国から下りてきた制度をそのまま下ろしてきたわけなんですけど、市には水道料金など、例えば引き落とされる口座を管理されている市民の方もおられるわけですから、そういったことをやっぱり市独自でかみ砕いて臨機応変に対応するぐらいの力量は市にあってもいいんじゃないかということを取りあえず申し上げておきます。

それから、水道料金について、そういう要望が宿泊施設からも上がってないんだというふうな、そういうつかみ方をつかんでいるというふうな市長のお言葉でしたけれども、私のお尋ねしたところでは、やっぱりそういう制度は実施していただけるのであれば、非常に助かるというような声はちゃんとつかんでおります。だから、やっぱりどこまで市がそういうところを応援するかということになると思います。

私の質問項目について、一応、担当部長の方から答弁のような形で文書をいただいているんですけど、それについては、ここでは関係ないということですね。

〔「議長、今の発言いいんですか」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

暫時休憩します。

午後 2 時 27 分 休憩

---

午後 2 時 34 分 再開

議長（岡本 泰介君）

それでは、倉地議員、3 回目の続きをしてください。

6 番（倉地 重夫君）

どうも申しわけございませんでした。

飲食店など、売上げが極端に落ちているお店に対する支援、今後、その成り行き、状況を見て、どういう方策があるかということをごちの方で考えながら検討していくということでもあります。食事を提供されている事業者の営業を支援する、さっき言った給付金とか支援金のお金だけじゃなしに、やっぱり仕事がなければ事業を続けていくということにもならないわけですから、そういったことを十分考えて、こういった方のつなぎ、利用される人の間のつなぎをぜひとも検討していただきますようお願いしておきます。

それでは、次の 4 項目めですかね。

議長（岡本 泰介君）

それでは、4 項目めに入ってください。

6 番（倉地 重夫君）

農業者、酪農家の皆さんの支援策について、野菜、卵、牛乳、各種食肉を生産、出荷されている農家の皆さんの状況、要望はどのように把握されているのかということで、学校が休校となり、美作市の場合は小中学校全部開けていたわけですけども、給食用の食材などを生産されている農家の皆さん、生乳、肉類、卵などの生産をされとる農家の皆さんから、出荷先がなくなっているとの声を聞いております。どのように把握されていますか。また、それに対する支援制度について、どのような制度を利用すればいいのか、お尋ねいたします。1 回目です。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

新型コロナウイルス感染症によります農家の皆さんへの影響ということでございますが、野菜、卵などの農産物については、飲食店などが休業を余儀なくされたことで、業務用の需要が落ち込んでいるため、取引が減少している農家もあり、早期の経済状況の改善が望まれております。

鶏卵、卵の取引価格は、4月に上昇していますが、過去1年間の価格帯の範囲内となっております。酪農につきましては、学校給食用の牛乳向けのものなど、生乳の需要が落ち込んでいますが、市内でお聞きした範囲では、加工乳向けに出荷されており、大きな影響は今のところないということでございます。しかし、長期化が懸念されるところでございます。また、和牛子牛については、外食やインバウンド事業の減の影響で、子牛1頭の市場での価格が、4月には前年同月と比べ、平均で16万円以上下落しました。特にオリンピックによるインバウンド需要を見込んでいたことの影響が出ているものと思われまます。いずれも6月以降の市場価格がどうなるか心配している状況でございます。

また、市内外の農家から出荷いただいております彩葉茶屋、美作店の売上げは減少しておりますが、箕面彩都店では青果、加工品とも好調な売上げを示しております。しかし、これからといたしますか、一部出荷が始まっておりますが、ブドウや桃は高級品に需要減のおそれがあり、収入の減少が懸念されております。

農業者への支援でございますが、農業者に対しても各種融資制度のほか、一月の事業収入が50%以上減少している場合は、国の持続化給付金の対象となり、法人200万円、個人100万円をそれぞれ上限に給付を受けることができます。農業では年間の売上げが一定期間に集中したり、ばらつきがあることが多いと思っておりますが、持続化給付金は令和2年1月から12月のうち一月を前年同月と比較するもので、申請期限が令和3年1月15日となっております。対象期間がまだまだございますので、ご注意くださいというふうに思います。

また、美作市新型コロナウイルスに負けるな給付金に個人事業者向けの別枠交付を設けておりますが、農業者向けにつきましては、休業や減収の取扱いを整備して対象としてまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

佐々木教育長職務代理者。

教育長職務代理者（佐々木 勇君）〔登壇〕

御質問の農業者、酪農家の皆さんの支援策についてですけれども、美作市内の小中学校、幼稚園、保育園におきましては、本年4月以降、教育活動を工夫、改善しながら継続しており、学校給食も同様に継続しております。また、給食用食材の調達につきましては、日頃より県内産、市内産の食材をできるだけ調達するように心がけておりますので、農家の皆様の支援につながっているものと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

肥育農家、生乳生産者など、年間契約価格など現時点では特に売上げ減で影響を受けている被害は少ないというふうに聞いています。答弁にもあるように、これから価格はどのように変わるか心配しておられます。お米などもお酒の需要減で、酒米山田錦などを契約栽培しておられる農家、宿泊業者の休業でお米の消費が減って、今年の米価はどうなるのか、農機具のローンなど抱えて心配されています。ブドウ等の果物を生産されている農家など、影響が出てくるのはこれからだと言われております。申請期限が令和3年1月15日となっているとのこと、これらの生産者にしっかりとメッセージを届ける必要があると思っておりますが、それら

の取組についてお尋ねします。

また、これらの業種にも持続化給付金が個人事業者最大100万円、法人事業者200万円の制度が利用できる  
とされています。いずれもインターネットのウェブ申込みが基本とされています。丁寧な指導が必要かと思  
いますが、それらの取組や窓口はどのようにされますでしょうか。2回目です。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

2回目の答弁をさせていただきます。国の持続化給付金について、農業者への周知につきましては、農林  
水産省が作成したチラシを活用するなどいたしまして、経済部、農業振興課で担当してまいります。現在の  
ところ、農業振興課には具体的な相談は寄せられておりませんが、給付申請、また支援が必要なことにつ  
きまして、商工業者と同じになったり、別の場合もございますが、商工観光課と連携して支援してまいりたい  
と思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

それじゃ、4項目めはこれで終わります。

議長（岡本 泰介君）

では、5項目めに入ってください。

6番（倉地 重夫君）

次の5項目め、生活保護費を受給されている市民の皆様の状況について、新型コロナウイルス感染症の影響で就  
労支援などしてきた受給者の市民、また、新たに収入が減って生活に困窮しておられる方など、しっかり把握  
しておられるのかということでお尋ねします。

生活保護を受給されている市民の状況の把握について、この間、市は就労支援などの取組の強化によ  
って、生活保護費の予算額を毎年1億円以上の減額をしてきたと評価してきました。今回のコロナ禍で、受給  
者、または新たに生活困窮者になるような市民は発生していないのか。今回、生活苦から大量の自死者が発  
生すると警告されています。市民の中からこのような悲惨な人が発生することのないような取組についてお  
尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、新型コロナウイルス感染症の影響で就労支援などしてきた受給者の市民、また、新たに収入が減って生  
活に困窮しておられる方など、しっかり把握できているのかとの御質問ですが、生活保護受給世帯で一般就  
労されている世帯員がいらっしゃる世帯については、毎月の収入について給料明細で把握をしております  
が、現在のところ、新型コロナウイルス感染症の関係で、収入減などの影響が出ている旨の申立てのあった  
世帯はございませんが、今後も引き続き状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

社会福祉課及び美作市社会福祉協議会では、生活困窮者の相談窓口を設置しております。新型コロナウイ  
ルスの影響による生活費に困窮している方からの相談件数は、5月末現在で、双方で延べ177件、昨年度の  
同じ5月末比で2.3倍となっております。当座の生活費につきましては、各種給付金や生活福祉資金貸付制  
度の利用、また、職を失った方には就労支援を行っており、今後も相談者の困り事を十分に精査し、社会福

祉協議会とも連携を密にして、適切な支援を行ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

就労支援などを通じて就労につなげてきたのでありますが、今回、あらゆる業種、パート、アルバイト、派遣労働者などが真っ先に職を失う状態が起っています。一度職を失うとなかなか次の仕事に就けない、仕事を見つけることが難しいとの声があります。生活保護受給世帯の把握は適切に行っているとの答弁です。5月31日現在、昨年同月比で2.3倍の相談件数となっています。今後も相談者に適切に対応し、悲しい事態が起こらないように取組を求めます。また、新たに困窮状態に陥った市民たちへの対応も、しっかり対応を求めます。

以上、2回目です。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

生活に困窮されている方への支援内容は、それぞれのケースによって、先ほども申しましたが、生活資金の貸付け、住宅確保給付金の支給、就労支援など、最善の支援を行ってまいりたいと考えております。それらの支援だけでなお生活が成り立たない場合は、最後のセーフティーネットであります生活保護制度の利用も視野に入れた支援も必要であると考えております。今後におきましても、社会福祉協議会との連携を密にし、困窮者からの相談について、丁寧に困り事や現状をお聞きし、少しでも安心感を与えられるよう、しっかりと対応してまいります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

それでは、次の項目に入らせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

6項目めに入ってください。

6番（倉地 重夫君）

先ほど保健福祉部長のお話にありましたが、収入減少世帯への貸付制度、利用状況はどのように把握されておられますかということで、生活福祉資金貸付制度について、これらの制度も今回、より充実されるとの報道がされていますが、その内容についてどのように理解されているのか、また、収入減少世帯への告知、市民に制度がしっかり理解され、知らされているのか、前段の質問の自死者を生まないための救済制度としてしっかり活用されたいが、その取組についてどのように把握されているのかお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、収入減少世帯への貸付制度の利用状況の把握状況ですが、生活福祉資金貸付制度は、低所得者、高齢者、障がい者等を対象とし、安定した生活が送れるよう、各都道府県の社会福祉協議会が資金の貸付けと必要な相談支援を行う制度です。このたびの新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付けの対象世帯を拡大し、休業や失業等により、生活資金でお困りの方々に向けた緊急小口資金等の特例の貸付けを

実施しております。貸付制度は2種類あり、1つは緊急小口資金で、新型コロナウイルス感染症の影響により、仕事が休みになった、または失って収入が減少した世帯を対象に、従来10万円とする貸付け上限額を、子どもの学校等が休みとなった方や個人事業主等は20万円を上限とし、その他の方は10万円を上限に無利子、保証人なしで貸付け、据え置き期間についても、従来の2か月以内を1年以内に拡大、償還期間も従来の12か月以内を2年以内に拡大されています。

また、もう一つは総合支援資金で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した、または仕事を失った世帯を対象に、貸付け上限額は2人以上の世帯では月額20万以内、単身世帯では月額15万以内、いずれも貸付け期間は3か月以内で、貸付利子、保証人については、従来の保証人ありの場合は年利1.5%を緩和し、無利子、保証人なしで貸付け、据え置き期間は従来の6か月以内を1年以内に拡大され、償還期間は10年以内とされています。いずれの資金も相談窓口は美作市社会福祉協議会となっておりますが、5月末現在で貸付け件数につきましては、緊急小口資金が22件、総合支援資金が5件、昨年はいずれも5月末までの実績はございません。また、資金の貸付け制度の周知につきましては、6月発行の社協だよりやホームページへの掲載により周知を図る予定と伺っております。

なお、社会福祉課及び社会福祉協議会では、先ほども申しましたが、生活困窮者の相談窓口を設置しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、生活に困窮している方からの相談もございます。当座の生活費については、各種給付金、生活福祉資金貸付制度の利用、または職を失った方については就労支援を行っており、今後も相談者の困り事を十分に精査し、連携を密にし、適切な支援を行ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

2回目です。生活福祉貸付金について、今回、対象は拡大され、条件が緩和されています。保証人なしでも無利子で貸付け、償還期間を10年以内と融資を受けやすくなっています。申込みを受けてから貸付けまでの日数などはどのようになっておりますか。今回のコロナ不況がいつまで続くか不安の中、融資を利用して安心して生活を維持してもらうための制度です。6月発行の社協だよりで周知を図るとのこと、全項目と同様、市民に温かいメッセージを届けていただきますようお願いいたします。答弁はいいですかね。

議長（岡本 泰介君）

倉地議員、どう言われたんですか。

6番（倉地 重夫君）

質問は以上です。答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

貸付けまでの日数という御質問ですが、美作市社会福祉協議会に確認しましたところ、緊急小口資金につきましては、申請受付日から5日、総合支援資金では、申請受付日から10日となっているということです。資金の貸付け決定は、岡山県社会福祉協議会が行っており、県下全域が対象となるため、どうしてもある程度の日数が必要であるということでもございました。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は、今後いつまで続くのか分からないといった状況ですが、長引くにつれまして、生活困窮者の相談件数も増加するものと思われまます。それぞれのケースにより、最善の支援が行えるようしっかりと対応してまいりたいと考えてお

ります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

それでは、次の項目に入ります。

議長（岡本 泰介君）

ちょっとお待ちください。ここで10分間休憩します。

午後2時56分 休憩

---

午後3時08分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

倉地議員、7項目めから入ってください。

6番（倉地 重夫君）

7項目め、入湯税についてであります。

温泉施設を利用された方から、入湯税を徴収しているが、その使い道についてということで、入湯税の活用について、現行、半額を温泉施設側に戻し、残りの半額は市の観光施策に活用していると思いますが、その使い道についてお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

入湯税でございますが、美作市では観光振興などの費用に充てるため、温泉の入湯客、宿泊された方でございますが、1人1日200円の入湯税をいただいております。そして、市が収入した入湯税の半額を宿泊施設が所在する各地域の観光協会等、美作地域では湯郷温泉旅館協同組合がございますが、観光振興補助金として交付しております。

令和元年度の入湯税の収入見込み額は3,940万円となっておりますが、その半額は観光協会等へ助成することになっております。そして、入湯税は予算においては一般財源となっておりますが、令和元年度の状況では、観光関係の予算ですが、観光振興協議会への補助金654万円、観光振興のためのパンフレット作成や広告料など1,883万2,000円など、残りの半額以上の観光費を支出しているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

入湯税について、基本的には観光行政に使われておるといことなんですが、私のお尋ねしたところの事業所主さんは、観光振興協議会への補助金など、観光振興のために使っているのであり、ほかへ流用しているのではないということではありますが、ある旅館経営者の事業主さんは、今回のような経営危機のときに利用できる基金のような形でプールすることはできないかと言っておられましたので、これを一応お伝えしておきます。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

入湯税につきまして、経営危機のときに利用できる基金のような形でプールすることはできないかとの御質問でございますが、本市では収入した入湯税の半額を各地域の観光協議会等へ補助金を交付していることを含めまして、入湯税収入額を超える費用を観光振興のために支出しております。観光協会との申し合わせにより、半額を交付しておりますが、その交付額を変更して積立てできるかどうかにつきましては、今後協議を行いたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員、それでは、8項目めに入ってください。

6番（倉地 重夫君）

PCR検査を受けるためにはどのような手続が必要なのかということで、体調不良、発熱などで市民がPCR検査を受けたいと思ったとき、どのような手続で受けられるのか、緊急事態が解除され、今後、収束に向かって行ってほしいところではありますが、一方、必ず二次、三次の感染拡大が起こることを専門家が指摘しております。それらの安心のためにも、PCR検査や抗体検査、抗原検査が必要になってくるが、これらの検査について、市民が不安を感じたときにどのような手段でこれらの検査を受けることができるのかお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、8項目めの御質問に答弁させていただきます。

息苦しさや呼吸困難、強いだるさ、高熱等の強い症状や、高齢者や基礎疾患のある方で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状がある場合は、保健所に設置してあります新型コロナウイルス受診相談センターに相談できます。また、かかりつけ医がある場合は、電話でも相談できますので、症状や行動歴から、医師や保健所が判断し、PCR検査を受けることができます。

また、岡山県ではPCR検査体制の強化に向けて、5月27日美作県民局管内に、県内では2か所目ということですが、屋外検体採取センターを開設しました。センターでは週1回の運用で、かかりつけ医や保健所の判断で感染が疑われる場合は、対象者の検体を採取することになります。

次に、抗原検査ですが、厚生労働省は5月13日、新型コロナウイルス感染を15分程度で診断できる抗原検査の検査キットを保険適用することとしました。市が感染の疑いがあると判断した患者が対象となり、保健所を介さず検査できます。国は検査キットの実用化に向けてガイドラインを出す予定であり、精度がありますが、精度が劣ることから、PCR検査との併用ということになる予定で、県では限られた指定病院と協議して、抗原検査の実施について進めているということでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

2回目です。我が国では、PCR検査の実施件数が桁違いに少ないことから、感染状況が把握されない状況が続いています。抗体を持っている人、感染していながら症状の出ない人、緊急事態が解除されてから、いろいろなことが分かってきています。先般、保健所美作出張所にお尋ねしたところ、PCR検査については以前のように37.5度以上の熱が4日以上などの条件は今は問わない、発熱など、風邪に似た症状などで不安のある方はかかりつけ医などの判断で検体を採取して、4時までに保健所に申し出があれば、その日のう

ちに検査に回しますとのことでした。潜在的な感染の疑いを解消するためにも、PCR検査や抗原検査を有効に活用し、市民生活がいたずらに混乱することなく、安心して暮らせる内容の充実をみんなで共有できるようにすることが求められております。

議長（岡本 泰介君）

倉地議員、何が問われたいんか、今ではよく分からないんですけど。何が今、質問ではお聞きになりたいのか。

6番（倉地 重夫君）

PCR検査を受けたいと思ったときに、どうすれば市民がPCR検査が受けられるのかということで、お尋ねしたつもりなんですけどね。

議長（岡本 泰介君）

それは第1回目の答弁で答えられているんですけど、よろしいですか。

6番（倉地 重夫君）

じゃ、結構です。

議長（岡本 泰介君）

9項目めに入ってください。

6番（倉地 重夫君）

では、最後の項目に行かせていただきます。

ケアマネジャー、ヘルプステーションなどの利用者の対応について、利用者の家族が県外から様子を確認に帰ったことに対する対応についてお尋ねします。独り暮らしをして、介護保険を利用して遠距離介護を受けている場合、もし家人に他府県から戻ってきて介護をすれば、感染地から来たとみなして介護サービスを止める事業所があると聞いております。全ての事業所が同様の対応を取っているのか、これでは、県外ナンバープレートをつけた車に対する対応と一緒にはないのかということで、結局、独り暮らしで介護など受けておられる方が、さっき言ったこういうことを、県外から家族が様子を見に帰ったことに対する対応について、そういうことに、市の対応について、また、介護施設、そういったヘルパーさんの対応などについて、どのように規定しているのか、どういうふうにしているのかということをお尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、9項目めの御質問ですが、利用者の家族が県外から様子を確認に帰ったことに対する対応についてということで、介護サービスの利用者の家族が県外から様子を確認に帰ったことに対する事業所の対応について、美作市内外の複数の通所介護事業所、訪問介護事業所等が事業所、その家族、担当ケアマネジャーへ主に3点について文書でお願いしている状況があります。

1つとしましては、感染地域等にお住まいの家族、親族の方の利用者宅への訪問、帰省の自粛、感染地域等にお住まいの家族、親族の方の施設事業所での利用者との面会の禁止、感染地域等にお住まいの家族、親族の方がやむを得ず訪問し、帰省し、自宅で利用者の方と接する機会がある場合の情報提供、及び症状の有無にかかわらず2週間程度のサービスの休止、これらの対応につきましては、重症化リスクの高い高齢者が利用する介護保険サービス事業所のクラスター発生防止及び利用者に対して必要なサービスを継続的に提供するために必要な対応であったと考えております。これは、緊急事態宣言が発令されておりました当時の自粛の要請でございまして、今、解除後につきましては、こういった要請は徐々に解除されている状況にござ



います。

なお、独居により2週間程度のサービスの利用休止によって日常生活に支障がある方につきましては、事業所、御家族、担当ケアマネジャーと相談し、代替サービスの提供等の必要な対応を取っているということでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

全国的に福祉施設などでのクラスターの発生、そして利用者や介護者が危険な状態に陥ったケースなどが報道され、理解できるところですが、厚労省老健局保険計画課から、独り暮らしの高齢者に対する見守りの取組の実施について、新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和2年3月28日、新型コロナウイルス感染症対策の実施に対する重要事項の中で、市町村が行う見守り等に対し、適切に支援するとしており、独り暮らしの高齢者に対する見守り等の取組の方法とその際の財源支援についての指針が発表されています。在宅の独り暮らしの高齢者に対する見守り等の具体的な実施方法、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、これまで地域の通いの場を利用していた方々をはじめとして、多くの高齢者の方々が外出を控え、居宅で長い時間を過ごすことになることが想定されます。このような状況において、特に独り暮らしの高齢者の方々に対しては、見守り等の取組により、継続的に心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援をつなげることが必要です。県外から家族の様子を確認に帰ったからと一方的に支援を止めてしまえば、感染地域から訪問者があったとの判断で一律にこのような対応を取れば、まさに命に関わる事態にもなりかねません。先般、NHKでも報道されていましたが、訪問介護やヘルパーを止めるのであれば、最低限の検査など、納得いく方法で確認した上で対応すべきと思われます。答弁では、2週間程度のサービスの利用休止について、日常生活に必要がある方については、事業所、御家族、担当マネジャーと相談し、代替サービスの提供等の必要を取っておりますとのことでありましたが、私に訴えられました方は、そのような提案はなかったとのことでした。今回は何もかも手探りのような状態です。いまだに東京などでは感染者が収まり切らないなど、国民に多くの不安を与えています。次なる感染症が必ず起こると専門家は警告しています。あらゆる分野、今回の経験を生かした取組が求められます。どのようにお考えでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、在宅の独り暮らし高齢者に対する見守りの具体的な実施方法ということで、2回目の御質問に答弁させていただきます。

緊急事態宣言の期間は、美作市内でも通いの場が開催できず、多くの高齢者が外出を控えておられたというふう聞いております。ケアマネジャーがついている方は、訪問ができなくても電話で様子をうかがっていただいております。しかし、介護保険のサービスを利用していない元気な方も感染したりさせたりしないようにすることが最優先でしたので、緊急事態宣言の期間は見守りを行うのは大変難しい状況でございました。せめてご自宅でも運動に取り組んでいただけるよう、みまさかお元気体操をみまちゃんネルで放映するとともに、DVDを作成し、6月より個人への貸し出しも始めております。なお、美作地域の民生・児童委員協議会では、4月上旬に庭先触れ合い運動を実施し、75歳以上の高齢者宅約400世帯を訪問し、安否確認を兼ねて花のポットを配布しております。現在、緊急事態宣言が解除され、少しずつ日常が戻ってきており、運動教室も6月より再開されてきております。とはいえ、全国ではまだ新型コロナウイルス感染者が発

生しており、引き続き感染防止が必要です。そこで手洗い、マスク、換気等の対策をして、感染防止につながるよう、高齢者の方が参加される体操教室に市で手作りしたポスターを配布いたしております。

また、今年度補助事業を開始しました高齢者見守りシステムにつきましては、独り暮らし高齢者がボタンを押したときと一定時間動きがなかった場合に、センサーが感知して警備員が急行するもので、既に3件の設置をしているところですが、今回の移動制限の状況の中では、見守りの方法の有効な手段といえると考えております。県外から家族等の訪問があった利用者への介護サービスの提供について、個々の状況を鑑み、サービスの必要性の再検討、代替サービスの提供を行うよう周知しておりますが、今回、このような提言がなかったとのことでありますので、市内のケアマネジャーへ再度周知いたしたいと考えております。今後、第2波、第3波が危惧されているところでありますので、今回の自粛の中で状況や影響を検証し、クラスター発生の防止及び介護サービスの継続的な提供、高齢者の安全な生活のための方策に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

丁寧な回答と今後の取組についてお答えいただいたと思います。今回のコロナの感染症というのは、今まで経験したことのない大惨事を引き起こしております。市民の皆さんがこれらのことにしっかり安心して取り組んで、一日も早くこの感染症が終息することを願ひまして、6月議会での私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番6番、議席番号6番倉地重夫議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番7番、議席番号10番山本雅彦議員の発言を許可いたします。

山本雅彦議員、始めてください。

10番（山本 雅彦君）〔質問席〕

それでは、発言の許可をいただきましたので、令和2年度6月議会の一般質問を行わせていただきます。

その前に、本議会、本定例会の初日でも行いましたが、過日、誠に残念でございましたが、同僚議員である内海健次議員が逝去されました。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

さて、中国地方も梅雨に入りまして、しばらくは湿度の多くなる季節になろうと思います。新型コロナウイルスに加えて、O157やO111をはじめ、またノロウイルスなど、十分な対応をしていかなければならないというふうに改めて感じるものでございます。ちなみに、細菌とかウイルスというのは、随分昔からあったようでありまして、あの大航海時代にヨーロッパから世界各地へ広がっていったという歴史もあります。コロンブスがアメリカ大陸を発見したとき、カリブ海の島国であるハイチから、当時の風土病であった梅毒などもヨーロッパに広がっていったと。また、この感染症は、日本でも1512年、徳川家康の次男の結城秀康が罹患しているというような歴史もあるようであります。また、結核なども、日本に入ってきたのは弥生時代の後期であると、約2,000年前ということでありますけれども、これは稲作とともに日本に入ってきたわけでありまして、その元をたどれば、中国の長江流域の遺跡から発掘された骨を調べてみたら、約5,000年前からこういった病気はあったというふうに、今、研究が進んでいるということであります。日本人はもともと結核に対する抵抗力が弱いんです。アメリカ人の5倍感染率が高いというふうに言われておりますので、こういった歴史もあるんだろうなと。また、これが朝鮮半島やベトナムなどにも稲作と併せて伝わっていたという歴史もあるようであります。中世ではペストも大きく世界的にパンデミックがありまして、14世紀か

ら17世紀の第2次のパンデミックでは約8,500万人が死亡したと。全体を通じて1億人程度が亡くなったということで、記録があるようであります。この病原菌を突き止めた日本人では、北里柴三郎が有名であります。今度、千円札になるんですかね。こういった世界的な大きな感染症が広がると、実は政治の世界にも大きな変動があったようでありまして、そのときの政権が交代する、あるいは大統領とか首相が交代するというようなことが世界的にも幾つか例がありまして、これが1つの対応を見誤る大きな問題になっていくんだろうなというふうに感じております。この議会では、一般質問について私は、新型コロナウイルス感染症に対する予防策の1つとして、できるだけ質問は短くしようと思っております。したがって、今回は2項目のみ通告しておりますが、既に先に質問しました議員の皆さん方の答弁にもありましたことについては、できる限り省略したいと思いますので、的確な御答弁をぜひともお願いしたいというふうに思います。

まず最初に、1項目めでございますが、4点質問しております。集会所、コミュニティハウス等についてということでございまして、1つ目として、老朽化した集会所やコミュニティハウスなどの建て替え、解体、そして撤去について、これは建設されてから相当年月が経過しているものもあろうかと思っておりますけれども、こういったことについて、これらの施設の建て替えや、あるいは解体撤去についての何らかの支援があるのかなのかということ、また、その現状と今後についてどのようにお考えなのか、お尋ねしておきたいと思っております。

2点目は、今回のコロナ禍の影響で、集会所やコミュニティハウス等での会合については、既に幾らか地域によってはやっているんですけれども、どのような指針を市として示していかれるのか、これも幾らか答弁がございましたけれども、そういった各地域での集会所やコミュニティハウスでの会合について、やっちはいけないのか、やっていいのか、そこも含めて市としてはどのような指針を示していくのかということ、そのあたりをお尋ねしたい。

3点目は、先の集会所やコミュニティハウス等については、災害時の避難場所としても活用されております。それらの施設のインフラ等の整備状況がどうなっているのか、それらを運営している自治会でも整備されているところもありますけれども、なかなか現状は難しいところがあるんじゃないかというふうに思うんです。Wi-Fiとかそういったもの、また、FMの告知放送の端末とか、あるいはそういった施設にはテレビジョンも設置してありまして、みまちゃんネルなどの接続もされているところもあろうかと思っております。そういった設備はそれぞれの程度整備されているのか、確認しておきたいと思っております。

4点目は、今、市内各地に自主防災組織が整備されておりますけれども、こういった組織では、実際に、先ほどから質問にもありましたが、災害時の避難場所として活用する場合に、もちろん分散型とかいろいろやり方はあるんですけれども、こういった施設を活用する場合、その指針、指導マニュアルが国からも示されておりますけれども、改めて美作市から明確に示しておく必要があるということを申し上げたいと思っております。いろいろと考え方はあるかと思うんですけれども、私自身は市として、一応明確にしておく必要があるということを申し上げたいと思っておりますので、まずは1項目めについて御答弁をよろしく申し上げます。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、私の方からは、1番目と2番目について答弁させていただきます。老朽化した集会所、コミュニティハウスなど建て替えや解体、撤去について、現状と今後についてでございますが、まず、各地域のコミュニティハウスの状況、件数を報告させていただきます。令和2年3月時点で、勝田地域が31件、大原地域が35件、東粟倉地域が9件、美作地域が37件、作東地域が79件、英田地域が31件の合計222件の登録がご

ございます。その他としまして、未登録の施設が76件程度ございまして、合計298件の状況でございます。3月議会で条例改正をいただきまして、登録ができるようになっております。今年度、1件の登録が出ております。このうち、おおむねの件数でございますが、建築年次不明であったり、建築後50年以上経過しているコミュニティハウスの件数でございますが、56件でございます。パーセンテージで言いますと18.8%の状況でございます。こうしたことから、市では集会施設整備事業補助金交付要綱を定めまして、新築から15年を経過した集会施設を補修する事業、既存の集会施設のバリアフリー化事業、既存の集会施設の耐震化事業、既存の集会施設が風水害等で罹災した場合の普及事業、認可地縁団体が集会施設を新築する事業、公共事業等により、既存の集会施設を取り壊し、移転新築する事業に対し、上限はございますが、補修事業、バリアフリー化事業、耐震改修事業及び風水害復旧事業につきましては、補助対象事業費の2分の1を補助しております。また、新築事業の補助金は、戸数により補助対象延べ床面積に補助基準額が設けられておりますが、補助対象事業費の3分の2を補助しております。また、公共事業などにより、移転新築事業ですが、戸数により補助対象延べ床面積に補助基準額が設けられておりますが、補助対象事業費の10分の10を補助するなど、いろいろな補助制度を設けております。しかし、これらの補助は既存施設の改修や新築に対する補助制度でございます。現在くらし安全課が所管する補助要綱では、コミュニティハウスなどの建物の解体撤去について補助制度はございませんが、今後、集落機能が低下してきたりする状況がございます。維持管理ができない地区や隣接した地域で統合した集会施設を利用する地区などが出てくる状況が考えられます。こうした状況から不要になった集会所や老朽化で危険な集会所など、地元での解体撤去は費用負担が大きいこと、また、解体に対する費用について補助、コミュニティー周辺整備に対する補助がないかなどの間合せ相談がございます。市といたしましても財源の確保など課題はございますが、来年度から実施できるよう検討してまいりたいと思っております。

続きまして、2番目でございますが、コロナ禍を受けて、今後、集会やコミュニティハウス等の会合、集会について市としてどのような指針を示していくのかということ、現状をお話しします。コロナ感染拡大の予防として、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集空間、間近で会話や発声をする密接場面の3密を避けるよう、広く広報、啓発を行っております。地区ではイベントなどが中止され、集会は極力開催せず、役員のみでの会合を行い、結果を回覧するなど対策を講じられております。また、各地区の区長さんの改選などがあり、地域自治振興協議会が開催されておりますが、この会議の中でも、緊急事態宣言は解除されましたが、まだ油断が禁物の状況にありますので、しばらくの間、密閉、密集、密接の状況がないよう、十分気をつけていただくようお願いしている状況でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

佐々木教育長職務代理者。

教育長職務代理者（佐々木 勇君）〔登壇〕

まず、老朽化した集会所、コミュニティハウスなどの建て替えや解体撤去についてということでございますけれども、教育委員会におきましては、現在、公民館18館、教育集会所4館を管理しており、修繕、建て替え、解体撤去に要する費用につきましては、公費で行っております。公民館は再編により、各中学校区に1館を基本とし、本来の公民館活動を活性化させていくことを目的に、専任の職員を配置する計画を進めております。その他の館につきましても、老朽化等への修繕で対応を行っておりますが、今後は支館も含めまして、地域の拠点集会所として、費用負担は市、施設管理は地元にするなどの管理方法について、地元と協議を行いながら検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

今後、集会所やコミュニティハウス等での会合、集会などについて、市としてどのような指針を示すのかという御質問に答弁させていただきます。

会合やイベント等を開催する方々は、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要についてまずは検討していただき、開催する場合には風通しの悪い空間をなるべくつくりたくないなど、会合の実施方法の工夫を行った上で開催していただきたいと思います。具体的な対策指針として考えられますことは、会合の出席者のマスクの着用の徹底、風邪、発熱等の症状のある方の出席の自粛、手指消毒液の設置、おおむね30分ごとの施設内換気、共有部分、手すり、ドアノブ等の定期的な消毒を行うことが基本的な対策として考えられます。

次に、3密を避けるために特に必要な対策としましては、出席者の席の間隔の確保、施設内で大きな声を出すことの禁止、施設内で激しい運動の禁止などを掲げ、市民の皆様にも周知を図り、感染リスクの低減を図ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

私の方からは3番と4番について答弁させていただきます。

御質問の3番、災害時の避難場所に指定されている施設の今後の対策と施設のインフラ整備の状況についてですが、発災した災害や被災者の状況等により、あらかじめ指定した指定避難場所以外の避難所の開設を考えております。その際に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に細心の注意を払う必要があり、できる限り3密にならないような対策を考え、避難所が密集状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人のお宅への避難も検討していただくこともお願いしたいと思います。また、地域の実態等を勘案しつつ、施設、設備などのハード面における対策と備蓄品の内容などのソフトの対策を組み合わせ、必要な機能の整備を今後検討してまいります。

避難所内の情報収集の手段である告知放送についてでございますが、市内の避難所の端末機器の設置状況を調査しましたところ、約3割の避難所が未設置の状態でございます。テレビについては4割程度の設置状況でございます。Wi-Fiについてはちょっと調べられておりません。告知放送につきましては、担当の部局と設置に係る費用を減免できるよう調整しております。

次に4番、避難場所について、各自主防災組織と取り組んでいくと思うが、市としての指導はどうかとの御質問ですが、これまで出前講座等で要望があれば、自主防災組織の皆様にも防災講話等を毎年行っています。内容につきましては、これまで気象や防災についての講演が主な内容でしたが、今後は避難所運営等についても内容に盛り込み、いざというときのための協力体制もお願いしようと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本議員、答弁が終わったので、ここで10分間休憩します。45分たちましたので。

午後3時48分 休憩

---

午後3時57分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

山本雅彦議員の2回目の質問から入ります。

どうぞ始めてください。

10番（山本 雅彦君）

1項目めについては一通り御答弁をいただきました。

2回目の質問に入らせてもらいますけども、まず、1番目の老朽化した集会所やコミュニティハウスなどの関係でございますけども、先ほど、担当部長が御答弁ございましたけれども、これは令和3年度からそういったことの実施に向かっていくというふうに理解すればいいのかどうかということを、まず確認しておきたいというふうに思います。

それから、教育委員会関係でいきますと、令和3年度ぐらいになるんだろうと思うんですけども、作東中央公民館の建設に併せて建て替え、設計等もこれから入っていくんだろうと思うんですが、この新しい新型コロナの対策に併せて、新しい考え方でもって設計していくと、建設していくという視点も必要ではないかと思うんです。それをしっかりと取り入れていただきながら、この公民館の建設にも当たっていただきたい。確かにそうすると、かなり費用負担も増えるのかもしれませんが、それが新しい時代に対応した施設になっていくんだろうというふうに思いますので、そのあたりをどうお考えなのかと。

また、先ほどの一部改修等、あるいは修繕とか、そういったものの要望については、多分、いつ要望してもいいんだろうと思うんですけども、教育委員会の関係で言うとやはり、予算の編成ぐらいのときがいいのかなというふうに思う、こちらが勝手に思うんですけども、そのあたりのタイミングはどのようなときが適当なのかなど。もちろん、要望すればすぐにできるとは思っておりませんが、現場の方から、地元の方からいろいろ聞くと、いつ出したらいいんだろうという人もおられましたので、そのあたりを確認しておきたいというふうに思います。

また、各地区でのコミュニティハウスや集会所でいろんな会合をされております。現在のところはその地区での運営に委ねているというのが、多分先ほどの回答だろうと思うんです。3密にならないようにと言いながら、ただ、その地域、その地域でいろんな会合をこの2月、3月以降はされているわけですが、じゃ、どの程度会合されたのか、どういった会合をされたのかというのは、一々把握されていないだろうと思うんです。そこで、そういった具体的な会合を行う場合の具体的な運営について、しっかりと指針を示して、その指針を作成していくべきではないかと。それがすなわち、各地域に対する、各地区に対するこの取組の参考になっていくというふうに思いますので、そこら辺りをもうできてあるなら見せていただければいいし、できてないならいつ頃までにそれをつくって貼り出していくのかという、その辺りをお聞きしておきたい。厚生労働省なんかからもいろんな指針が出ているわけでありまして、現場は一概に国の方針どおりにいきませんので、その地域、その地域で市としては具体的な指針もつくりながら、積極的にその周知を図っていただくと。いまだにマスクをせずに会合しているところもあるわけです。どことは知りませんが、そして、3密にならないと言ったって、テーブルを並べて椅子を並べたら3密になります。そういうところもあるので、しっかりと指針をつくって、周知を図っていただきたい。

また、避難所の端末等について、FMの告知端末とか、あるいはWi-Fiのホームアンテナだとか、これは以前、消防団の関係でもぜひ分団本部ぐらいには設置してほしいということを申し上げましたけれども、それについてはできるだけ考えていきたいということは、たしか前任の危機管理監がおっしゃったように思うんです。そういうことはお聞きしておりますけども、ここについても各集会所、コミュニティハウス、主な避難所、そういったところでもできる限りそういった対応も必要ではないかなと。また、そういった施設には、先ほど御答弁にありましたが、テレビなんかも設置してあります。これは設置してあるという

ことは、みまちゃんネルに接続してあるところが非常に多いんだろうと思うんです。美作市の中心街では、多分なくても入るだろうと思うんですけども、みまちゃんネルからの情報が必要なんだということで、そういう意味から言うと、そのテレビなんかも災害時の重要な情報源になってくると思います。したがって、例えば、さっき言いましたテレビなんかでも、日常的には当然そこを視聴していないわけです。何か会合があったり、あるいはそういった避難が避難場所として使用する場合に対しては、それがどうしても必要になってくる。しかし、ここのテレビなんかについては、みまちゃんネルの視聴料が年間約1万3,000円か4,000円ほど要るんですよ。これがその地域の負担になってくる、つまり、普段は使わないだけけれども、もし災害が起きたらそこに避難すると。避難したら情報源が必要なのでテレビをつける、ぐらしか使わないことが多いのです。そこら辺りは幾らか助けてあげないといけないのかなど。例えば、先ほど222件あって、その中で災害時の避難場所がどの程度になるか分かりませんが、年間で1万4,000円が仮に3分の1とか2分の1とかいうような助成ができるのであれば、金額としては知っていますが、数万程度で済みますが、そういったことも考えてあげる必要があるんだろうと。避難所として登録してあればです。そういったことも私は必要ではないかというふうに思うのでございまして、その辺の見解をお尋ねしたい。

また、各地区の自主防災組織に対しましては、私は消防本部からいろんな方が講座に来てくださることはよく承知してまして、お世話になったことも何回かあるんです。ただ、災害時には各地域の防災組織もまあ積極的に行動していくわけでありまして。となると、明確に自主防災組織に対してこういう指針で市は取り組んでいきますので、ぜひよろしくお願ひしたいというものがやっぱり必要になってくるんです。それが避難場所に明示してある、つまり貼り出してあるというふうにしてあげると、現場として非常に対応しやすくなる、そこはどのようなふうなものができるか、多分、幾らかのことをお考えなんだろうと思うんですけども、できるだけ早くそれをつくって示していただいた方がいいのではないかというふうに思っていますので、改めて2回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

示唆に富んだ御質問ありがとうございます。

私から、集会の話についてお話ししておこうと思うんですが、正直申し上げて、今、そういうものを策定する途中なんです。なぜ途中になっているかというと、国等が出していただく方針が必ずしもすっきりと理解できないわけです。具体例で言いますと、50人の集会までだったらいいと言っている、けれども、例えば、鷺巣の集会所に50人入ったら3密にならないかと言ったらなるんです。だから、屋外であれば50人とか、それは構わないんですけども、本当に50人でいいのかどうかについて、本当はやや疑問があるんです。そこへ今度は、コロナに絡む災害避難の、先ほど議論がありました原則が出てきて、1人4平米という話があって、これは確かに距離感として、いわゆるソーシャルディスタンスをびったり守れるんです。そういうこともだんだん分かってきているので、我々としては、屋外、屋内、ちょっと区別して、屋外の50人は構わないとか、あるいは、半日限りのスポーツ大会については、子どもたちの今後のことがあるので、しっかりやってもらう必要があるからというふうなことも含めて、ちょっと例外扱いしないかとか、それから、集会について言うと、例えば、今ちょうど行政懇談会についてどうやってやるか、地元とも協議しているんですけども、集会所の状況とかずっと見て、先ほどの1人4平米みたいなことを考えますと、地元で10人、役所から10人で目いっぱいになるというのがほとんどなんです。ですから、そういったところで、今週、来週中にももう1回新コロ会議を開いて、原案をつくり直して、それで、6月19日以降が1つの境目に

なるので、それ以降の市としての基本方針というものを決める、以降って大体今年1年間ぐらいということなのかなと思っているんです。大ざっぱに言うと、今言った集会の中で、我々が日常にやっている地元の方々も含めた集会までやること、それから、スポーツ大会等のやり方について一体どうするんだということ、あと、文化系のやつをどうするんだということ、ちょっとこれはそれぞれのあれがあるので、特徴というのがあって、コーラスなんていうのは結構難しいんですが、その辺の特色も考えながら、まずは整理できるところから整理していきたいなど、こんなふうに思っております。

それから、議員おっしゃるとおりで、新型コロナ状況の中で、やはりインフラの質も変わってくる、それこそ内海健次議員が最後の一言として言ったということでもあるんですけども、そのとおりでありまして、その中で防災とか様々な意味、あと、貿易とかも含めて、Wi-Fiの必要性は格段に高まっているということとは間違いありません。

もう一つは、全国のニュースも必要なだけでも、ローカルのニュース、その中で我々が発信できるというある種の双方向性を備えたローカルチャンネルの有効性というのも本当に高いです。ですから、CATV、みまちゃんネルというルートというものが、単なる放送というんじゃなくて、ほとんど双方向と同じぐらいの近さになっちゃってるんで、それをどうするかということは、今後の災害のみならず、コミュニティ運営の中でも大変重要な課題になってくると。ただし、お金の面もあるし、リースの面もあるんだけど、みまちゃんネルの世界とそれからWi-Fi、タブレットの世界がうまく1個になると大変ありがたいんです。タブレットを持っていけばみまちゃんネルも見えるみたいなことにできんのかなということ、企画では恐らく検討していると思いますので、技術的な調整も含めて、時間をもうちょっといただく必要があるんですが、大まかな方向としては、Wi-Fiは必要、双方向性高いローカルのチャンネルの必要性は高まっている、その辺を申し上げるのが今の状況では精一杯というふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、集会所、コミュニティハウスの解体、撤去の確認ということで、令和3年度から実施できると思っていのかということでございますが、市としましては、財源の確保など、国や県の補助金を検討しながら、令和3年度から実施できるように検討してまいりたいと思っております。例年、改修であったり新築であったりという要望を10月から11月にかけて区長さん宛に通知を出しておりますので、それを目途に制度設計をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）〔登壇〕

2回目の質問に答弁させていただきます。

まず、作東公民館の建て替えにつきましては、今回のコロナ禍を教訓に感染症対策といたしまして、共有スペースにおける十分な空間の確保や適切な換気システム、また、手洗いの重要性を意識した洗面所等の配置など、厚生労働省が公表いたしました新しい生活様式に対応した設備を設計に反映させてまいりたいと考えております。また、他の施設につきましてはの一部改修等につきましては、現在も老朽化に伴うエアコン等の修繕は随時対応しているところでございますが、地元の方からの要望につきましては、教育委員会として随時受けてまいりたいと思っておりますので、その都度、相談していただければと思っております。よろしく願いいたします。〔降壇〕



議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

山本議員の2回目の御質問です。

3番の告知放送、みまちゃんネルは市長のおっしゃったとおりで御理解の方を賜りたいと思います。私の方は、4番の自主防災会に対する指導等ですが、各地区の自主防災会、組織に対する具体的な指針につきまして、お答えします。平成20年3月に制定されました岡山県防災対策基本条例では、自主防災会の設置の促進、並びに活動の活性化の支援の充実を図るよう位置づけられ、これまで自主防災会の設置促進、並びに活動の活性化、支援の充実を図るよう、毎年講座や講話、また、資機材等の補助を行っております。しかし、自主防災会の会長、役員構成メンバーの高齢化が進み、組織の硬直化が進んでいると認識しております。組織の活動状況では、活発に活動されている組織もありますが、防災訓練は実施されているものの、年間1回程度の開催と実効性のある避難訓練の実施や避難行動要支援者、若年層の参加の促進が必要であるものと考えております。自主防災会組織は住民による自発的な防災活動に関する組織であり、また、自主防災組織の活動において中心的な役割を担うリーダーの育成が必要であることから、自治振興協議会や区長会等で自主防災組織の重要性、必要性を呼びかけて、市といたしましても、防災士の育成やリーダー研修会等の開催を実施することにより、組織の再編成を積極的に推進していきたいと考えております。

なお、終わりになりますが、岡山県から発行されておりますQアンドA式のよりよい組織づくりのために、自主防災活動の手引きというものがございます。これを各集会所、避難所に配布しまして、皆さんの参考にしていただきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

もう一つ、0円とか2分の1円とかいうのはもうええですか。

山本議員。

10番（山本 雅彦君）

先ほどの危機管理監の持っておられた資料を少し分かりやすく1つの表にして、その冊子も含めて、各施設に貼り出していただくとか、そういう対応をできるだけ早くお願いしたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、教育委員会関係の先ほどの作東の中央公民館の関係、これについては、十分それに配慮しながら設計していくと、また建築をしていくというふうには私は受け取りましたので、それでいいだろうと。また、要望等については、先ほど随時とおっしゃったので、また、随時、出される方があると思いますので、そのときはよろしくお願ひしたい。

それから、市長が答弁されましたが、Wi-Fiとかローカルテレビについてのことも、うまく組み合わせていかなきゃいけないという話がありました。それで結構だと思います。ただ、先ほど申し上げたみまちゃんネルの視聴については、一定の助成もしていかなければいけないだろうというのが、私の1つの考え方になりますので、そこら辺りは今後検討されるというふうには認識しておけばよろしいですね。答弁はいただきませんが、なるべく早く終わろうと思いますので、そういう認識でいたらいいなかなということ、今、市長、うなずいておられますので、多分これでいいんだらうというふうには思います。

ということで、一番目の項目については、これで終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、2項目めに入ってください。

10番（山本 雅彦君）

2項目めについては、今までいろんな議員さんの質問がありましたので、少し角度を変えてお尋ねしたいと思うんですけども、これから先、今回のコロナ禍による日常生活、また支援とか、あるいは経済的な支援について、今朝ほど尾高議員がしっかり支援されているということで評価しておられましたけども、私も一定の評価をしているつもりでございます。ただ、これは少し息の長い対策が必要なんだろうと思うんです。例えば、6月末、7月末でコロナの感染が終結するという保障はどこにもありませんし、せいぜい年末ぐらいまでは十分注意しながらやっていかなきゃいけないだろうというふうに思っているわけでありまして。雇用調整助成金とかの積み増し、あるいは貸付金等は素早く政策として反映されましたので、これによって救われた、あるいは助けられた業種の方も多くいらっしゃるのではないかとこのように思います。

そこで、私が申し上げたいのは、つまり経済支援については第2弾とか、あるいは第3弾というのはお考えなんだろうと思うんです。市長もこの議会の一般質問の答弁の中で、ちらほらとそういうことをにおわせておられました。どういうことか内容はよく分かりませんが、そういったお考えなんだろうと。そして、時期によっては第3弾も考えていかなければいけないというふうに思うんです。それは今後の状況を見ながらということになりますけれども、この経済対策というのは、実はそう簡単にはこれで終わりということになりにくいのではないかと。市内の企業、あるいは全国の企業にしてもそうですけれども、かなり重症です。ですから、少し息の長い対策というものを考えていかなきゃいけない、ただし、だからといって小出しにしていくということではなくて、一定の効果のあるような経済的支援というのをやっていくべきであろうというふうに思いますので、この辺についてのお考えを改めてお聞きしておきたいということ。

また、日常生活については、保健福祉部長も嫌になるぐらい答弁されたんですけど、いろんな方の答弁をされて、こういうことに気をつけていきたいとか、そういったことをおっしゃった、大方、おおむねそれで私はそうだろうと思うんです。ですから、それ以上のことを何をしゃべれということになってくたびれますよね。ですから、ここは聞かないでおきます。そこはよく理解しましたので、引き続き対策としてやっていただきたいと。保健福祉部の関係というのはすごく重要なので、よろしくお願ひしたいということで、その2項目めの1番目は市長の今後のお考えをお聞きしたいと。

そして、2番目、これもいろいろと出ましたけれども、特にここで捉えているのは学校関係です。児童とか生徒、この日常生活あるいは学校生活が今後どのように変わっていくのだろうかと、あるいはこういったことに配慮していかなければいけないのかということが、ますます重要になってくると思うんです。そこで、せっかく今日は佐々木教育長職務代理がお見えですので、答えられる範囲で結構でございますので、どのように学校生活としては児童・生徒に指導していくのかということ、もちろん、教員の皆様も同じでありますけれども、そのお考えをお聞きしておきたいというふうに思います。

以上、よろしくお願ひします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私どもの4月臨時をお願いして、ああした対策については、一定の期限というのは6月末、これは政府とすり合わせをした上でつけているんですが、当然ですけども、それを超える影響があるだろうということで、延長可能なものになっているんです。つまり日付を延ばせばそれだけちゃんとお金が出ています。20万出すからえかろうがじゃなくて、延びれば延びるだけしっかりと助成が継続されるということになっているわけでありまして、ただ、財源はさておき、そういった予算の内容と金額が足りなくなるのは間違いないの

で、恐らく7月中に臨時議会をお願いせざるを得ないだろう、6月の状況をしっかり点検した上で、7月中にまた、暑い中でございますけれども、議会の方々にも御足労を頂戴してやる、そして7月1日以降から、9月議会があるので9月いっぱいぐらいを念頭に置いてエクステンションをかけておくということに多分ならざるを得ないだろうというのが、私の今、市内の方々の声や、あるいは東京から流れてくる情報とか聞きながら思っておるところなんです。GOTOキャンペーンをやるということで、国交省も御苦労されていますが、それもうまくいけば8月にはみたいな話になっているわけですから、そんなような流れも含めると、やはり7月、8月、9月というものが次の一固まりとして、対策のもう一段の練り直しが必要な時期になるという予想は議員も知っておられるし、私も知っておるということで、お答えとさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

佐々木教育長職務代理者。

教育長職務代理者（佐々木 勇君）〔登壇〕

児童・生徒の新しい生活様式の取組についてということですが、これは市民の皆様、保護者の皆様、大変心配しておられるところではないかと思えます。国の専門家会議の提言におきまして、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要があるとされ、具体的な実践例が示されています。

美作市内の小中学校におきましては、学校における教育活動を継続していた当初より、国が示す日常生活を営む上での基本的な生活様式にあるように手洗い、手指消毒、せきエチケットの徹底、小まめな換気、3密の回避、毎朝の体温測定や健康チェック、発熱等がある場合は自宅での療養を徹底するよう各校に指示し、その上で教育活動を進めています。発熱等の症状がない児童・生徒におきましても、マスクを着用する、給食時には対面にならないような座席配置にするなど、各学校で感染予防対策を行っております。厚生労働省が令和2年5月4日に公表しました新しい生活様式の実践例に、遊びについては屋内ではなく屋外が推奨されています。本市におきましても、学校での休み時間や自宅での子どもたちの遊びについて、屋外での遊びを進めてまいります。

また、今後、オンラインでの教材活用や指導ができるよう、今から研究を進めてまいります。具体的には夏休み期間中にICTを活用した学習を実施してまいりたいと考えております。

中学校運動部活動の対外試合につきましては、感染予防の観点から各種大会が中止になっておりますけれども、代わりの代替大会について、美作地区中体連が中心となりまして、検討しているところでございます。本市におきましても、大会について検討してまいりたいと考えております。

今後も新しい生活様式を取り入れた上で、多様な方法による深い学びを追求してまいりたいと思っております。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

経済対策については、先ほど市長も随分先までお考えのようございまして、これについては、私どももしっかりとそれは周知していきたいと。また、要望等もあれば申し上げたいというふうに思っております。引き続き、確かに費用はかかるんですけども、市民の生活を守るためですから、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、佐々木教育長職務代理、ありがとうございました。そのままそこにいらっしゃってもいいのかもしれないんですけど、そういった答弁もいただいて、とにかく学校の中というのは、非常に先生も大変だけど

も、生徒も大変なんです。そこで生徒にストレスがたまらないように、あるいは教職員の方々も同様でありまして、その方々ができるだけ伸び伸びと仕事ができるように、あるいは勉強ができるように配慮をお願いしたい。体温測定とかは、毎日学校ごとにやっているんですよね。私も毎朝体温を計っているんです。大体36度前後なんですけども、カレンダーに記入してしまっていて、そういったことがどうしてもこれから求められてくるんです。新しい生活様式の1つでありますから、それもしっかりと活用していただいて、できるだけ未然にそういったものを防いでいくことが学校現場は必要であろうと思います。

これからもしっかりとその対応を行っていただきまして、児童・生徒が、あるいは教職員の方が安全に仕事ができるように、あるいは勉強ができるように取り組んでいただきたいということを要望しておきたい、要望で結構です。よろしくお願いします。

ということで、議長、一通りの答弁をいただきました。しっかりとこれからも取り組んでいながら、美作市民の安心のために、また安全のために、我々も執行部と同様でございますが、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上で6月定例議会の私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番7番、議席番号10番山本雅彦議員の一般質問を終了します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は15日午前10時からです。

午後4時30分 延会

令和2年6月15日

(第 4 号)

1. 議事日程（4日目）

（令和2年第4回美作市議会6月定例会）

令和2年6月15日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一	12番	山	本	重	行	
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦	子	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	空	席		18番	岡	本	泰	介		

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	荒	木	利	明							
政策	審	議	監	春	名	利	亮	総	務	部	長	岡	本	和	之				
危機	管	理	監	千	原	善	弘	企	画	振	興	部	長	春	名	信	明		
市	民	部	長	景	山	二	男	環	境	部	長	森	元	浩	之				
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	経	済	部	長	遠	藤	宏	一			
建	設	部	長	小	林	英	樹	教	育	長	職	務	代	理	者	佐	々	木	勇
教	育	次	長	平	田	幸	春	消	防	長	高	山	宏	明					
会	計	管	理	者	山	森	和	幸	上	水	道	課	長	景	山	一	美		
商	工	観	光	課	長	河	副	基	彦	代	表	監	査	委	員	東	内	義	典
監	査	事	務	局	長	神	原	秀	哲										

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
課	長	坂	元	省	吾				
主	任	白	井	隆					

議長（岡本 泰介君）

皆さん、おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

12日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

冒頭、土日の降雨のことの報告を市長より求められておりますので、これを許可します。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

議長のお許しをいただきまして、この土日の状況等について報告を申し上げます。

御覧のとおり、梅雨前線の活動が活発化をし、そして九州から中国地方にかけて一部では注意報、ある一部では警報という状況になりました。洪水の心配はほとんどなかったようでございますが、時折見ますと、土砂災害の警戒レベルが2程度に上がるというようなこともございまして、当局としましては、想定に基づいて、危機管理室を中心に建設部の一部職員も出勤をさせていただきました。

結果としては、多分今日道路パトロールに行きますと、被害は枯れ枝が至る所に落ちてるといことぐらいのことで済んでると思いますし、また、側溝が詰まったとかね、そういったことはあるかと思いますが、それ以上の問題はありませんでした。

一方で久賀ダムにつきましては、ピーク時で31立米毎秒というくらいで、先週末までは6立米の放流でしたんで、物すごい勢いでこれはかさが上がりまして、そこで18に放流量上げまして、今でも18を継続しております。基準水位である193前後を維持しながらいこうと思ってるんですが、おかげさまで水田耕作に必要な水は、この数日の雨でほぼ天水でもって賄われておりますので、お百姓さん方からの水の心配の声は全くないということでございました。

これから出水期になりますので、こういう予防的な対応、警報が出てから市役所が動くというんじゃなくて、我々としては、注意報レベルからこうやってやっております。そのことを議会並びに市民の方々にもお知らせをしておきます。

昨日は、確か午後6時半でしたかね、6時半まで勤務をして皆さん腹をすかして家へ帰ったということでございます。頑張っていたいただいた危機管理室、そして危機管理室に応援に駆け付けた職員、あるいは建設部職員、とってもよくやってくれています。心からお礼を申し上げたいし、またこれからも様々な鍛錬をしながら、市民の方々の安全を守るための力量を上げていくように努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

一方で、土日に若干情報が欲しかったものですから、私にいただいている岡山気象台長の直通の携帯番号を鳴らして、2回3回鳴らしたんですが、お出になりません。しょうがないから気象台に電話したら、勤務はしておりません、月曜日に鳴らしてくれということでありましたし、また建設部の方から岡山の河川事務所に電話してもいないので、これも携帯の直通をもらってるんでそこへ電話しても出ないと。もちろんその大災害になったら出てくるんでしょうけど、国の役所の方々も、大災害になる前から緊張感を持ってやってほしいということを痛感をいたしましたんで、また折に触れて機会があれば、そのことを国の機関に対して

も申し上げていきたいというふうに思っております。

以上、土日の状況について御報告申し上げましたが、基本は市役所一生懸命頑張っておりますので、ご安心をいただきたい。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

報告が終わりました。

本日、議会運営委員会が開催されておりますので、委員長の報告を受けます。

3番、岩崎委員長。

3番（岩崎 清治君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

本日、午前9時から議員控室におきまして、議長、委員、市長以下、関係職員出席のもと、議会運営委員会を開催し、日程の追加及び変更について協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

市長から送付されました追加議案は、人事案件1件、契約の締結1件、補正予算1件、合計3件であります。

会議日程につきましては、16日及び17日に予定していました議案質疑を18日に行うこととし、16日を一般質問、17日を休会日、18日に追加議案の上程と議案質疑を行うよう日程を変更いたします。

18日は、最初に議案第66号から議案第72号の議案質疑を行い、追加議案の提案説明の後に、人事案件1件と契約の締結1件については即決で、補正予算1件については各常任委員会へ付託を行うこととします。

補正予算1件につきましては、議案質疑の事前通告は行わず、質問回数を3回までとし、一括質問方式といたします。

補正予算の議案は、委員会付託されますので、所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いをいたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

以上で議会運営委員長からの報告を終わります。

なお、委員長報告にありましたように、変更後の会議日程をお配りしておりますので確認してください。お間違えないようお願いします。

東内代表監査委員が出席されております。

## 日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番8番、議席番号15番岩江正行議員の発言を許可いたします。

岩江議員、始めてください。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

皆さん、おはようございます。

議長に一般質問の許可をいただきましたので、ただいまから質問をさせていただきます。



今回は、4項目にわたっての質問をさせていただきますが、1項目めは、美作市観光施設大芦高原国際交流の村雲海損害賠償行政事件訴訟についてのお尋ねでございます。

これについて、何人かの人が質問されとんですが、令和2年3月24日、岡山地方裁判所民事部は、原告が棄却されたということで、このことについて簡単に申しますと、イロハニというて5つくらいに分けて書いてんですが、訴えに過失があったのかと、市長が控訴できない理由、反省と謝罪について、訴訟費用、弁護士費用は幾らか、なぜこんな無謀な裁判を起こしたのか、いうことでございます。

これは、とりあえず棄却という、玄関払いされとるわけじゃな。門前払いを。これ議会と今言いよる執行部が話をして、反対する、賛成する人もおられたんじゃけども、これ裁判起こしたわけ。

裁判起こす前に、大体弁護士に相談しに行く。相談したときに、弁護士というのは、最高裁の判例を出すんや。弁護士はこの裁判では勝てるか勝てないかというような判例を教えてくれるんや。そのときの弁護士のお話はどがいやったんかないことと、負けたというて言うたら議会と執行部が共同戦犯みたいなんや。前にも議長にもちょっと言うたことあるんやけども、議長、これ議会としても謝罪せないけんぞと。市長にもしてもらわな困るぞということ言うた。そしたら、議長は市長と話してみよう思うんやけども、これを言われたけども、その結果については聞いとらん。裁判の結果がそういうふうな状況なんで、この裁判で敗訴になった総括として、誰にどのような被害が被ったのか、被害があったんか、なかったんかという問題。どのような裁判をして効果が出たんな。得したもんが誰がおるんなという話。結果と反省だけは、やっぱしこれ市民にきちっと、ブラウン管通じてせないけん思う。弁護士も今までも全協で開いて、結果についてこうじゃ、ああじゃというようなこと言うたけど、ここでごぞごぞ言うたところで、市長も出席しとらんし、弁護士が来て経過説明も5年からの裁判戦ってきとって、結果説明もせずにこゝろで議論すべきじゃないんじゃないかと、何議論すんなどというようなことで、今まで終わっとんやけども、このことについて、市民の方々がこれについてはっきりと正してくれということやね、こういうようなやつを送ってきとんや。そういうことで1回目の質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

岩江議員さんの雲海訴訟に関します御質問でございます。

若干、今伺った内容とは食い違いかもしれませんが、順番にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、イロハのイでございますけども、訴えに過失があったのかということでございますが、反訴の判決につきましては、本訴請求は調査特別委員会の調査結果のほか、市議会においても美作市が被った損害について、適切な処置を元市長に求める旨の決議がなされていたこと等を考慮いたしますと、本訴は事実に、法律的根拠を欠く、不当訴訟ではないと判断されております。従いまして、過失ということにつきましてはなかったものというふうに考えております。

それから、これも先ほどの中にはあんまりなかったんですけども、口でございます。市長が控訴できない理由ということでございますが、市としては、議会の決議を受けて本件訴訟を提起したという経緯及び事案の重大性に鑑みまして、令和2年3月25日、美作市議会定例会本会議におきまして、第一審判決では請求が棄却となった旨の報告をさせていただきました。そして控訴審での勝訴の可能性はありとて考えておりましたが、市内での人間関係の安定なども考慮いたしまして、今後の対応方針について改めて議会としての意見を取りまとめいただくようお願いをしたところでございます。そしてこれを受けて、市議会におかれまして

は、4月2日付で全員協議会を開催していただいたものと承知をいたしております。そして、結論としては議会としての判断はしないということでもございましたけども、会議の中で控訴すべきではないとする意見が複数あったのに対して、積極的に控訴すべきであるとする意見はなかったと伺っております。

市としましては、こうした全員協議会の雰囲気、こういうものを酌みましてこれ以上の訴訟手続きは望まれていないものというふうに判断をし、控訴は行わないこととさせていただいております。

それと、反省と謝罪ということもございますが、ハですね。

〔15番岩江正行君「ニが飛びよる」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

ニはこれからじゃ。

総務部長（岡本 和之君）

ハの方を先に。反省と謝罪ということもございます。

市は議会の決議に基づきまして、訴えを提起し、その主張が認められるよう最大限、力を尽くしてまいりました。こうした経緯の中で当市の請求が受け入れられなかった点については、誠に残念に思っております。なお、先ほど申しましたように判決では、反訴請求についても棄却ということもございます。このことから、訴えに過失があったものとは考えておりません。

次に、ニでございます。訴訟費用、弁護士費用は幾らかという御質問ですが、本件訴訟における訴訟費用、訴状の印紙代や郵券等の実費でございますが、これが13万2,148円ということになっております。また、顧問弁護士への訴訟委任についての費用、本訴及び反訴に係るものの合計で108万6,000円ということもございます。

それから、最後のホでございます。なぜこんな裁判を起こしたのかということもございますが、市は株式会社雲海に関する調査特別委員会による雲海再建政策を立案、指導した元市長には、根源的な責任があるので、市が被っている損害について適切な処置を求める旨の決議を受けたことから、当時の美作市長に裁量権の逸脱があったとして訴えを提起したというものでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

簡単な、訳の分からんような、わしが今言うたことと全然方向違いのような答弁しよるがな。あのね、こっちに過失がないものだったらこれ控訴できるんじやろ。なぜ棄却されたんなら、そのとこ、弁護士はどがい言うたんな。うちらお金出して弁護士頼んどんじやろ、108万なんぼ出して。これを相談しに行ったときに、弁護士はこの裁判勝てる言うたんか、勝てんというて言うたんか、勝てんやつをわざわざ何でもかんでもいい、無茶苦茶でもしたらいいというような形の中で裁判起こしたんか。

それと、裁判のたびに、職員、給料もろとるもんが、弁護士とこ行ったんか、裁判所まで再々行っとるじやろがな。それらの交通費やこうはどうしたん、それはただで、そら今仕事休みを取って行ったんか、そうじゃなからう、公務中に行っとんじやろ。それらの交通費から何からそういうの上げとらんじやろ。

それからね、あんたらおったか。全協に。全協に呼ばないけんと言ったんや。なんしに呼ばんのな、市長もおらんし、弁護士もおらんし、小ばかにしとるな言う話をしたんや、これ。人のもろたような話をせずにやね、ここで答弁しようと思うんだったら、きちっとそういうなとこに出てこないけん。5年もかかって裁判して、ひどい目におうとるわけじゃ。

これ、元市長はこれするとき何でじやろかな思ったんや、私も。何で裁判起こすんじやろか、元市

長には関係ないがなど。1,000万の問題も全然関係ありやせんがな。勝手に議会が、議会が言うの、勝手なときに議会がって使いなさんな。

それと、ここにな謝罪を書いとんじゃ。裁判所の。あんたら知つとんか、これ。謝罪はせん、せんて言いよるけど、謝罪文書いとるもん。ここへ。読もうか、市長の名前で。裁判所の資料の中に入つとるぞ、謝罪文が。ありやどがいなことなら。

ここにある謝罪、この度美作市、元市長安東美孝氏に対し、裁判を提起したことは、法に照らしても全く不法な行為でした、言うて。あんたは言いよるけど、ここに書いとるのはどがいなんの、こりゃ。不法じゃいうて書いてあるが、萩原市長の名前書いとるん、この下へ。美作市、萩原誠司、市長って書いとるがな。これはどういこと、これ説明しんさい。

それとね、ここへ来てね、皆さんからこういうような文書までわしのとこ送って来とんじゃから、もう少し、市民がなるほどな、そうだったんかと納得してもらえようなことせなんだら、子どもの小遣いに多い過ぎるこがんな100何万も使って、そうじゃろうがな、人を傷つけて。とんでもない話やがな。これはどがいなんな、この、説明してくれ。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

それでは、議員さんの2回目の御質問にお答えします。

なぜ控訴しなかったかということですが、先ほど申し上げたとおりでございます。また、今回の訴訟につきましては、裁判官の判断といたしまして、元市長が一民間人に経営を委ねるということを明示、黙示してなかったということが裁判の焦点ということですが、弁護士ともその辺りで、次の控訴した場合は、新しい弁護士さんが、失礼しました、裁判官がどういう判断されるかというのは全く可能性がないわけではないというふうな判断をさせていただいております。また、その裁判の手続きのことですが、訴訟を起こしてから令和元年9月までの4年間にわたりまして、合計21回の弁論準備手続きの期日及び、4回の口頭弁論期日が設けられまして、裁判所による論点整理が行われております。その都度、市の方からは2名の職員が出張いたしておりますが、県内でございますので費用は発生いたしておりません。また、先ほど議員がお読みになった。

〔15番岩江正行君「交通費の関係も言うところがな。交通費も言うところがな。交通費はなんで計算してないんなら言うところがな」と呼ぶ〕

通常、県内の出張であれば交通費は発生しておりません。すべての出張は。

〔15番岩江正行君「発生しとらんことはない、ただで行つとんか、ほんならあつこまで。油使わずに走つとんか」と呼ぶ〕

燃料代は必要になってきますけども。

〔15番岩江正行君「いろいろがな。そのことを言いよんじゃ」と呼ぶ〕

はい、それはもう燃料代のみ必要になってきております。

それから、先ほど岩江議員お読みになった謝罪文でございますけども、こちらは反訴側から請求があったものでございまして、慰謝料等が1,100万円、そして謝罪を求めるといふふうなものでございます。ちなみにこの反訴につきましても棄却をされてるところでございます。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「ちょっと違ふぞ、おめえ。1,000万のこと書いとらんぞ。ここへ。何を言よん。1,000万のこと書いとらせんがな」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員、先ほど1,000万云々という質問はどういう内容だったんですかね。

[15番岩江正行君「そこを言いよんじゃがな、謝罪文のところに1,000万というて書いておらん言うんや。これ訴状につけてるわけじゃから。訴状に。これ判置いてある裁判所の」と呼ぶ]

[「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり]

[15番岩江正行君「何でこがいなもんつけたん、ほんなら」と呼ぶ]

[「座って言うのは（聴取不能）」と呼ぶ者あり]

[15番岩江正行君「座って言いつないけどな、時間がないんじゃ」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

岩江議員、それは反対側から請求があったものであるという。

[15番岩江正行君「反対側じゃない、これ裁判所のやつじゃ言うん、これ見てみい、ほんならこれを。何を言よんな」と呼ぶ]

[「休憩しましょう」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

それでは、確認のため休憩します。

午前10時26分 休憩

---

午前10時46分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

それでは、答弁から入ります。

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

それでは、謝罪文の御質問についてお答えをさせていただきます。

この謝罪文につきましては、反訴、つまり元市長側から請求のあったものでございまして、反訴にこの謝罪文を新聞記事に掲載するように求められていたというものでございます。なお、今回この謝罪文の別紙として謝罪文が添付されているということにつきましては、請求内容、弁護士の方でこういうのを特定しましたということを説明するために添付をされているというものでございまして、他の場合でもこういうことはあるというふうに関確認をさせていただきました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

その謝罪文を載せるように請求があったわけですね、反訴として。要するに元市長安東さんの方から。それを裁判所が棄却したんで、裁判所の資料中に載ってるということでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

部長な、過失がないんだったら勝てとるわけじゃろ、勝訴しとんじゃろ。過失がこっちにないんだつた

ら、相手に過失があるんじゃない。あんたらはもう少し学校行って習うて来いよ。片一方に過失があったら、向こうに過失があったら訴えた方が勝つんじゃない。なんでこれ棄却されたんですかというて言いよるわけじゃけん、今回の裁判の総括についてちょっと説明してくれやというても、そのことについての総括はしてないんじゃない。議会の責任ばあにして。議会ではあんたらのような、そういうふうなあんたが言うたようなことは全然議論しとらん。そういうこっちゃ。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

どうも岩江さんは裁判のことがお分かりになってない。

〔15番岩江正行君「あんたが分からんのじゃ。誰が分からんのんな」と呼ぶ〕

市長（萩原 誠司君）

まず、過失があるかどうかについては、刑事の世界と民事と全然違いましてね。損害賠償の話なんですこれ。もともとから。

双方に過失がない場合でも、勝ったり負けたりします。

〔15番岩江正行君「とろいこと言うな」と呼ぶ〕

市長（萩原 誠司君）

双方に過失があったとしても、損害賠償責任生じることがあります。よろしいですか。

〔15番岩江正行君「そがいなことはない。あんたの言いよることは」と呼ぶ〕

市長（萩原 誠司君）

ないなら証拠を示してください。

〔15番岩江正行君「あんたが言いよることはない。あんたが証拠を示せ」と呼ぶ〕

市長（萩原 誠司君）

いや、示しました。

〔15番岩江正行君「弁護士替えとったら勝てる、じゃ言うようにな」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員、聞いてください。

市長（萩原 誠司君）

よろしいですか。

〔15番岩江正行君「何がよろしいですか」と呼ぶ〕

市長（萩原 誠司君）

黙らせてください。

まず申し上げたいことは、本件について、過失という言葉をあえて使いますと、当市及び議会の訴えに何の過失もありません。よろしいですか。当市及び議会の判断に何の過失もない。これ、裁判所が認定しております。

向こうに責めがあるかどうかについて言うと、ある可能性があるんだけど、ある1点で事実認定が不十分だったということで、疑わしきは罰せずという法理もありますので、そういう判断をしたと。

しかし弁護士は、上級審に行けば、より明らかになるんで、当方及び議会が勝利する可能性はあるけれど

も、一方で我々としては同じ町に住む人間同士が争うことは好まない、もともと私はこれは百条委員会かどうかで申し上げてるんですけども、こんなことはすべきじゃない。済んだ話はしょうがないじゃないかと、水に流してもいいんじゃないかというのが私の考え方でありましたけども、百条委員会でそういう話があったので、これはまあしょうがないというんで、何度も何度も御本人に事前にお話をさせた上で、訴えてくれというから訴えたという経緯をこの間説明したのを岩江議員も聞いておられたのに、なぜそれをまた同じことを、それも間違った理解でもって言われるのか。大変に残念であります。

終わります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

総括。とりあえず言いよることがようわからん。自分の言うとることを正当化しようとして、市民を訴えて、こっちは原告でしょう。原告がそういう答弁するというのは、これは聞き捨てならん。言いよることが。あんたに言われんでも裁判は何回も、民事も刑事もたくさんしとる。あんたに一々説明で聞かんでもええし、弁護士を替えたら勝てるやら分からんいうような、そういうようなとろいこと言いさんな。なんでだつたら初めから勝てる弁護士を入れとらんのかな。

次に入ります。

議長（岡本 泰介君）

2項目めに入ります。

〔市長萩原誠司君「弁護士の話は訂正してください。裁判所を上級」と呼ぶ〕

先ほどの弁護士じゃなしに、裁判官と言われたんで。

〔15番岩江正行君「弁護士替えたら言うたがな」と呼ぶ〕

〔「違います」と呼ぶ者あり〕

いやいや、裁判官。

〔15番岩江正行君「言うた、言よんや。あんたおかしいこと言よんの」と呼ぶ〕

〔市長萩原誠司君「ビデオ戻してやってくれ」と呼ぶ〕

〔「録音確認すりゃええ」の声あり〕

〔15番岩江正行君「もう一遍、ほんなら録音確認せえ」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

はい、それじゃあ確認します。

午前10時52分 休憩

午前11時23分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、ビデオを見て文言を確認しましたところ、総務部長は弁護士と言ってすぐに間違ったことに気がつかれて裁判官というふうに言い直しをされておるところがありました。

そういうことですので、先ほどの総括が済んでからのやりとりはそういう確認で終わりということにしたいと思います。

それでは、岩江議員2項目めに入ってください。

15番（岩江 正行君）

2項目めは、美作市は、人権尊重の都市宣言をしとるわけですが、この4月2日だったと思いますけれども、いわゆるネットに対して書き込みがございました。

それについて、4月の24日のインターネットに書き込みしとることについて、いわゆる緊急動議を出しました。中身を聞かんうちに、美作市の議員さんは良識がある人じゃ思いよったら、中身も説明も聞かずに却下されてしもた。その中身はなんならという言うたらね、いわゆる創価、部落議員を排除せえと。市の清浄化あるのみじゃと。

ほいで、その次に議案ごとの賛否を見れば、必要のない議員は私にはよく分かります。創価もやはりいけませんかと、こういうようなことを書いとるわけ。あんたがた、これどこが差別かというようなことよう分かっと思ふんやけど。

それと次に、このコロナの問題で世界中が見えない敵のコロナと戦っている、そのような中に、萩原市長が美作市の臨時放送で、コロナウイルスについての差別発言と捉える発言がありましたというような書き込みがたくさん出とる。

これは何ならという言うたら、よその方へ出とって、コロナにかかってこっちに帰ってきた、簡単に言うたらね、帰ってきたら、これは友達でもない、市民でもないというような、こういうふうな発言をしとるということがたくさんネットで出ております。

〔「止めてください」と呼ぶ者あり〕

止めるんだったら、止め。前に戻すぞ。

〔「止めてください」と呼ぶ者あり〕

戻さすぞ。

議長（岡本 泰介君）

ちょっとお待ちください。今、市長の発言で岩江議員がこう言った、ああ言ったということを確認しなきゃいけないので、ちょっと議会を止めます。

暫時休憩します。

午前11時26分 休憩

---

午前11時50分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、市長が放送した内容について、私は実際その放送内容をお聞きしました。原稿もここにありますが、市長の発言は、岩江さんが言っておられるようなことはもちろん言っておられません。東京の方に出張しとる人は、2週間ほどたつて安全が確認されたとみなされるまでは、自粛してくださいというようなことはおっしゃってますけど、それは当時どこにもそんなことは皆出ておった言葉でございまして、そういったことが済んだら、温かく迎えてくださいというふうにおっしゃっておられます。

ですから、岩江議員が言っておられる、ネットの書き込みについて言われる場合は、そういったことをしっかり先に言って、そしてその後、こういったことが書き込まれてるんだから、人権問題が出とるんじゃないかというような言われ方をしないと、いきなり市長がああ言った、こう言ったというような言い方されると、市民の方もそこだけ聞かれたときには、誤解を招くということがございますので、質問されるときは、

そういったことを配慮しながら、ネットの書き込みについての質問を続けていただきたいなと思います。

岩江議員、私の言ってることはよくお分かりいただけましたでしょうか。

15番（岩江 正行君）

それは違うんや、あんた。それようわからんのんじゃ。

議長（岡本 泰介君）

ちょっとお待ちください。

〔「議長、休憩でもしてしないと、おかしくなるよ」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

放送のことについて。はい。

春名審議監。

〔15番岩江正行君「放送のことじゃない、このことについて言えや」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

いや、先ほどちょっとお待ちください。岩江議員。

政策審議監（春名 利亮君）〔登壇〕

先ほど来の、市長の放送の件についてありましたことを……。

議長（岡本 泰介君）

春名審議監、ちょっとお待ちください。

岩江議員の質問の途中ですので、春名審議監の答弁することになりませんので、ちょっと議事進行としては、今答えるのはおかしいと思います。私も。

〔「休憩しましょう」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

時間が迫ってまいりましたので、1時までそれでは休憩してその間に調整します。

午前11時51分 休憩

---

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどは、岩江議員の2項目めの質問の内容。

〔15番岩江正行君「2項目めじゃねえよ、またおかしいこと言ようる」と呼ぶ〕

2項目め。

〔15番岩江正行君「1項目めの途中で切られたんじゃろうがな。よう調べ」と呼ぶ〕

いや、人権尊重は2項目めですよ。

〔15番岩江正行君「いや2項目めに入っとんじゃけど、1回目の途中で切られたんじゃろうが」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

いや、だから2項目め言うたんですわ。

そうかっかかっかこずに、岩江さんよう聞いてください。



2項目めの質問に入って、1回目の質問でその発言内容で止まったわけでございます。

そして、市長の放送内容は確認して、私が先ほど申し上げたとおりです。

岩江議員に申し上げます。

質問されるときは、事実がどうであったか、そしてそれについての書き込みなんかはどうであったか、そういうことをしっかり識別しながら発言していただかないと、市民の皆さんに誤解が及びます。

ですから、くしくも人権問題についてお尋ねですので、人権に配慮しながら質問を続けてください。

それでは1項目めの質問を続行します。

岩江議員。

#### 15番（岩江 正行君）

1回目な。続行するんじゃけども、これをそもそも今日言うたんじゃなかったんよ。

この問題は、先月の臨時議会で緊急動議出したときに、この問題を早く削除させないけんじゃないか思うて上げたやつをここで問答無用で否決されたん。

それまでに、ここに出すまでに、4月16日に法務局の方に市民から訴えがありまして、訴えがあった市民と一緒に法務局の方に行きました。私が今日急に言うたんじゃないんですよ。そのときには市民の方はそれを窓口しておるとこの部長には再々の連絡あった思うんや。

なぜこれを削除しないのか。いわれなき差別を言われるんだったら、なんでプロバイダーのところにやね、抗議文を出させて削除してもらわんのか。今日私がここに言わいでも、削除しとったらとうに済んだんよ。もし削除しとんだったら、それは言うたらいけん思って、昨日調べてもろたんじゃ。まだそのまま残っとりますよというて言よんよ。

ですから、このヘイトスピーチ対策法、プロバイダー責任制限法、人権擁護委員法、人権啓発推進法と、この有効な法はあるわけですから、こういうような法を使って、なぜ美作市が市民の人権、あんたがたの上司の市長の人権が奪われとんだったら、これは私が今日初めて言うたんじゃない、この前の臨時議会のときにも言うたんじゃ。このことについて言うたら、御親切にありがとうございますという答弁しとん、市長は。それをいまだたって消さんから私がここでもの言うただけの話。これを消すのは誰なら言うたら、担当の窓口。ほいから同和問題についたら。

〔「止めてください」と呼ぶ者あり〕

同和問題についたら国民的課題、同対審答申が出てから。

〔「ちょっと止めてください」と呼ぶ者あり〕

55年の経過がたつたんじゃ。節目の年なんや。

〔「止めてください」と呼ぶ者あり〕

それを今になっても。この部落問題が、部落の議員を排除せえ。そこにまた創価も排除せえとか、いうようなこと、このことは大きな問題じゃないですかと言いよるわけじゃ。

そういうふうなネットで拡散してる問題を、一日も早ようしなかつたら、この前にプロレスラーの女の子がSNSに再々投稿されて、自殺に追いやられた。

それで、この最近の差別落書きは、ますます過激化しとる。確信犯的、こういうような集団の意図的、政治的なものであるインターネットの即時性影響力、情報は瞬時に凶器に変わる時代への、こういうようなものをやっぱしきちんとしたネット、露骨な差別、この人権侵害の表現と自由を放置することは許されないという、そのことについて私は今日質問しよう思っつたやつを、私がこのことの市長のやつについたらこの2番目のやつに、心とケアの問題について言おうと思つたら、先私がこの問題を言うてしもたんで、なんじ

やけど。

言うてないんだったら、これは早よう抗議させなんだらいけんし、このことが残つとるから問題があるんでしょ。私も今日初めてあんたに言いよんじやない。この前の臨時議会のときでも言うとするわけ。それをあんたが上の空で聞いとるからこういうような問題も、また私がこうで（聴取不能）ももう一遍言わないけんようなる。

ですから市民部長、言うてからどのような動きをされたんか。なぜいまだにこのネットが消されてないんか。人権侵犯、人権侵害の調査の救済ではどのような形の中で市民部は取り組んできよんか。人権の尊重の視点に立った取組についてのお尋ねがこれ（聴取不能）、人権啓発、差別事件の責任放棄について、人権行政と自治体の責任について、きちっとした御答弁をお願いしたい。

それから、人権条例総合計画の策定をどのような形の中で立てられておるのか。

それから2番目として、新型コロナウイルス感染予防、心のケア、人権として憲法第14条法令遵守、人権擁護、市民的権利の保障についてのそのことについてお尋ねする。

それから3番目として、差別を生み出す社会的背景への考察を、やっぱしこのモニタリングにおいてきちっとしていただきたい。そのことについてのお尋ねでございます。

だから監査委員の先生には、この合議制について、こういうふうな法律があるのに、ほんまにきちっとした形の中で生かされていきよるか、監査する中で差別問題について、ヘイトスピーチ法、部落差別解消法、プロバイダー責任制限法、人権擁護委員法、人権教育啓発推進法、こういうふうな法律がたくさんあるので、これをほんまに行政の中でしっかりと取り組んでいきよるか、どこまで確認されとんか、その辺のところのお尋ねをしたいと思います。

終わります。1項目め。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、人権尊重都市宣言、人権の視野に立った行政についてということで、ネットに掲載され拡散されている落書きについてということで、インターネットにより、コミュニケーションの輪が広がり、便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えております。他人への誹謗中傷、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチでございますが、や部落差別等同和問題に関して差別を助長するような内容の書き込み等がされることもございます。

また、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長、誘発する目的で、特定の事項を指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、この情報の削除をプロバイダー等に要請するなどの対応をしていますが、匿名や偽名での投稿が多く、特定に結びつけることが困難な場合もございます。

しかし、誰もが情報を発信できるインターネットは、実は深刻な差別の温床となっています。瞬時に拡散していくため、悪質なデマ、中傷が書き込まれるなど被害が大きく、匿名の誰かによるつぶやきが被害者をとことん追い詰めていくこともございます。実社会への影響は、無視できない重大な課題と感じております。

最近のニュースでも、先ほども議員さん言われたとおり、1人の女性が亡くなる事件が起きております。SNSやツイッター上の言葉の暴力は、つぶやいた人には何でもないことであっても、受けた人は心に突き

刺さり、自殺に追いやったり、長期間にわたり精神的な問題を抱えることとなる状況にあります。

このことをきっかけに、総務省はインターネット上の誹謗中傷をめぐる発信者の情報開示について、制度改正を含めて対応するよう考えを明らかにしております。

現在、発信者の情報開示の手続を定めたプロバイダー責任規制法に触れ、適切に運用されることが必要だとも言われております。

いずれにいたしましても、国民全て法の下に平等であることを初めとした、基本的人権が憲法で保障されております。また、様々な人権について正しく理解することも、差別は許されないものであるとの認識の下、一人一人が違いを認め合い、お互いの人権が尊重される明るい、住みよい社会を築き、市民の皆さんが互いに仲よく幸せに生活できることが、行政として一番大切にしなければならないことであり、地域の中が円満に仲よく暮らしていけることの積み重ねが美作市の発展につながっていくものと考えております。

次に、新型コロナウイルスの関係でございますが、美作市ホームページに、新型コロナ感染症に関連する人権への配慮を掲載し、人権への配慮を呼びかけております。新型コロナウイルスは、誰でも感染するおそれがあるのに、インターネット上では、感染した人の住所、氏名、勤務先などの書き込みや、医療機関や福祉施設の従事者、その家族に対する誹謗中傷や風評被害が見受けられます。

このようなときだからこそ、医療や福祉の現場の最前線で頑張っておられる方々を応援することも、不確かな情報に惑わされることなく、冷静に判断、行動することが大切であると思っております。

敵は人ではなくウイルスです。新型コロナウイルス感染症から不安が人の気持ちに影響し、不当な偏見、差別、いじめ、SNS等での差別的な書き込みにつながります。ぜひ皆様の冷静な行動でこのネガティブな気持ちの感染が広がるのを防いでいただきたいと思います。

法務省では、人権相談及び人権侵害事件の調査、処理を通じ、被害の救済、予防を図っております。

美作市も岡山地方法務局津山支局と連携を取りながら、人権侵害事件等の調査につきましては、調査権のある法務局、地域人権擁護委員さんなどの協力のもと、対応し、美作市は啓発啓蒙を図り、事案に対処しているところでございます。

人権擁護委員は、法務大臣からの委嘱を受け、法務局で研修を重ねられております。主な職務として、人権侵害事件につき、その救済のため調査及び情報の収集を行い、法務大臣に報告、関係機関への勧告等、適切な処置を講じることなどがあります。地域では、人権相談会を開催されているなど、活動をされております。

次に、差別を生み出す社会背景、考察についてでございますが、憲法14条には、すべての国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的、また社会的関係において、差別されないと記載されております。

しかし、日本国にいまだにある差別問題は、それは国際的にも問題になっている性別、いわゆるジェンダーの問題と子どものいじめ、高齢者の人権、障がい者人権などが上げられます。また、HIV、コロナ感染者などの人権問題など、差別につながっております。

差別は性別や年齢、障がい、人種、民族、宗教など、あらゆる理由の元に起こり得るものであり、それによって人と人との間に、あらゆる国内、あるいは国家間でも差別が起きているものだと考えられます。

しかし、人権は難しいものではなく、誰にでも心で理解し、感じることのできるものだと思います。

今後とも、ホームページやみまちゃんネル、告知放送、講演会、勉強会を通じ、基本的人権の尊重、差別のない社会を目指して啓発、啓蒙をしてみたいと思います。

それから、4月にSNSのところに載っていた後の動きでございます。これは、議員さんが法務局へ行か

れてまして、その後私の方からも法務局へ。

〔市長萩原誠司君「SNSじゃない」と呼ぶ〕

失礼いたしました。SNSは消してください。

掲示板ですかね。掲示板でございますが、そこに載っていたということで、法務局の方に出向きまして、情報を収集いたしました。

その結果、法務局は岡山地方法務局上部のところに確認を取って審議をしていくということで、お話をいただいております。消されてないのはなぜかということでございますが、今現在法務局が審議をしておりますので、その状況を見ながらということでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

余りにも答弁が長くて、何のことを言ったか分からなかったと思いますので、補足いたしますと、彼が言いたいことは、1、我々市民部には消す権限はないのですというのを言わずにいるもんだから、あたかも権限があるように聞こえるんだけど、消す権限があるのは、掲示板であれば、掲示板に管理者がいます。その管理者が誰か知りませんが、相当素っ頓狂な人です、これは。自分のところに差別に部落であるとか、学会とかつって、まさに差別になってる言葉を平気で掲載し続ける管理者というのは、まさに人権侵害者です。

けれども、日本は言論の自由というのがあるから、そう簡単には言えません。我々は、その人権侵害の疑いがあるということを責任官庁である法務省には言ってます。法務省がのろいだけです。あるいは、法務省がひょっとしたらこれは人権侵害じゃないという判断をしているかもしれませんが、私は人権侵害だと思います。管理者を岩江さんは告訴してください。

終わります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

もういいですかね。

監査委員よろしいか。

代表監査委員。

〔15番岩江正行君「議長、丁寧な説明せなんだらまだ分からんから。人権教育というて言うたら、どこになるやろう」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

ちょっと待って。順番に。

代表監査委員（東内 義典君）〔登壇〕

岩江議員からの御質問でございますけども、結果から申し上げますと、直接的に言われたプロバイダー責任制限法であったり、いろんな法律があるわけですけども、それに基づいて監査というのは行ってはおりません。監査と検査、年間数百人の方の職員の方とお話をさせていただくわけですけども、その際には職員の方のお話を十分聞くというスタンスで行っております。書類を見る段階において、疑問点がございましたら、その疑問点について説明を求める。その説明を求めて、それに問題点があるというふうに判断した場合は、なぜそうなったのか、その原因をお話をすると。その原因を追究した結果、問題点がやはりあるというふうに認めた場合は、今後再発を防止するにはどうしたらいいか、それをお話をします。

あくまでも上から目線ではなくて、お互いの立場を尊重しながら人権を守りながら監査をしているという

状況でございます。

今後もそういった岩江議員の言われた法律に基づいて問題点が発生すれば、そのような姿勢で監査を行っていきたく、かように思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

先ほどの、差別を生み出す社会的背景への考察ということに対しての答弁は、どこがされますか。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

1点、差別を生み出すっていうか、差別が根絶できない社会的背景っていうので、重要な点を言わなかったんじゃないかと思うんです。それは、私が思うのは、泣き寝入りです。世界の差別に対して、アメリカでも起こってますけども、今思うと、例えば1960年代だったら、ほとんどの黒人の方々が泣き寝入りしたんです。それで、差別が残った。今回事件が起きて、心ある人権を守りたいというアメリカの市民、国民が立ち上がった。立ち上がり方が下手な人もいました。けれども、アメリカは泣き寝入りを許さないんです。岩江さんは、部落だとか言って、もし頭くるんなら、泣き寝入りをしないで正々堂々とやるべきことをやっただらいいんです。議会で言う話じゃないんです。なぜかという、私は差別だと思いますよ。でも、私には訴える権利がないんです。これは親告罪なんです。ぜひ頑張ってください。終わります。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「教育委員会言わんのか」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

先ほどの。

〔15番岩江正行君「なんや、2度3度言うことが丁寧な言葉か。人権教育。啓発推進等の有効な活用をって言うとなんじゃけど。教育行政進める中で、人権教育をこういうような問題が起きたら、どのような形の中でしなければならぬのか。分からんのか言いよること」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

佐々木教育長職務代理者。

教育長職務代理者（佐々木 勇君）〔登壇〕

差別を生み出す社会的背景への考察ということで、教育委員会では、これまで学校やPTA研修会において人権教育の1つとして、情報、ネットモラル教育とか、スマホ等との関わり方等の研修を行ってきておりますけれども、今回のコロナ禍における不確実な情報拡散などによる深刻な人権侵害は、現代の情報社会における人権教育の在り方を改めて考えさせられるものでした。

昔から、人の口に戸は立てられぬとか、悪事は千里を走ると言われていますけれども、現代社会においては、一度インターネット上に投稿された情報は、一瞬のうちに世界中に拡散され、その記録は半永久的に残り、人のうわさも75日では消えない時代です。

ネット上での無責任なうわさ話の拡散、誹謗中傷、差別的発言により、誰もが簡単に人権侵害の被害者となり得ます。また、気づかぬうちに加害者の1人となっております。スマホ等の急速な普及により、誰もがインターネットを利用する時代、ネットモラル教育は多様化する人権課題の1つとして取組み、強化の必要性を感じております。また、インターネット上の誹謗中傷の削除や、発信者の情報開示手続きは、運営事業者に対する平成14年にできておりますプロバイダー責任制限法で規定されており、総務省は有識者会議を設置し、同法に基づく開示手続きの円滑化や、開示対象となる発信者情報の拡充などの議論に着手したところであり、その動向を注視してまいりたいと考えております。

教育委員会としましては、市民の身近な公民館活動等において、あらゆる年代を対象に、人権感覚を意識したネットモラルを含めた人権教育を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

2回目な。ちょっとな皆さん勘違いしとる思う。

市長は、今ここで議論する問題ではないと、こういうようなことを言われた。同対審答申が出てから55年がたった。節目の年じゃ。55年な。それでまた、平成28年には部落差別解消法ができた。そういう中で、ここで議論すべきじゃないというのは何を根拠に言われたんか。まあ、待ちんさいや。同和問題は国民的課題や言われとるわけ。行政責務言うとんじゃ。その中で、なぜそういうようなこと言われるんか、ここで言うべきでない、差別したらいけんいうことをここで言うべきじゃないというのは私は聞いたことはない。

それと、その玄関一番始め入ったらね、基本的人権尊重の都市宣言をやつとるわけ。玄関口に。それで景山部長、あんたさっきしゃべりまわりよったけども、この救済のこれ、今日言うたんじゃないんよ。2018年にもこの問題を出しとる。2018年にもこの質問しとんや。何ならとて言うたら、差別事件があったから言うたんよ、これ2回も。この問題やこうでもどのような形の中で救済措置をされたんか。人権擁護委員とどのような連携を保ちながら、差別解消に取り組んできたんか。その辺のところの説明が全然ない。

それからね、プロバイダーどうのこうのというて言よるけどもね、反差別人権研究所、ここに削除してくれというてきとんがね、7,706件言うてきとんよ。ネットに物すごくこういうのが掲載しとるから、削除してくれというて7,706件言うてきとるわけや。

よその地区はね、いろいろと取り組んできよる。今3県境、3県境いうて、よう流行語のように言われよりますけども、鳥取県も削除に向けて、兵庫のお隣の町も、削除に向けて皆やっていきよる。うちは、なんでここで言うたらいけんのかんじゃろかな。

それから、これ川崎市の方じゃ。川崎の方では条例を作ってやりよる。隣のたつの市でもやつとる、条例を作って。鳥取県もやつとる、八頭町のほうで。まあおかしいことを言う町やな。今、市長の話聞きよたらな、とんでもないこと言いよるなと思って、これは今法務局、それから人権団体の方にもね、うちの市長はこういう言よるが、わしらが言いよるんが間違いじゃないんか言うてね。ちょっと尋ねてみな思ったりしよんじゃけどな、これは姫路市のやつや。姫路市、これは子どもの人権からね、障がいのある方、外国人の人権とかね、たくさん問題を取り組んでやりよる。差別のない町、作らないけん、姫路市が人権についての市民の意識調査までしとる。

なぜ、この美作市はできんのじゃろか思ってな。予算書見よたらお金はついとんじゃ、ちょこちょこ。お布施ほどの予算ちょこちょこつけとんじゃ。けども、これきちっと載つとらん。これについては、やはりもう少し人権の言われたものの痛みいうんはね、もう少し、あんたがた1人の人間としての自己が明確にならんから、人の人権がもう少し目が向かんのじゃないんか。

まあそんなようなところで、市民部長、あんたの言いよる救済の実例、これ今日言うたんじゃないんよ。4月2日から言うともんな、何回も言うたんよ。市長に告発せい言われんでも、私は免許証持って行ってます。あんたに言われるまでもない。法務局で免許証コピーして、持って行って告発しとんじゃ言いよるんや。

〔「告発したん」と呼ぶ者あり〕

しとる、あんたに言われんでもそがんことは。ほじゃけど、なぜあんたはせんのならということと言よん。

それと、私は差別のない町を作らないけんけん言いよんで。それを差別を見逃しよるから、市民部長、この美作市いうところはどうかならというて、もう少し人権学習足らんのじゃないかいう説明をしよんじゃ。わしがちょっと説明するのに、このコロナのところであんたの放送のやつ言おう思いよったら、先にそれを言うてもたけんな。なんじゃけど、言わいでもいい、言わいでもいい言うたんじゃけども、これ2年前に岡山で人権集会があった。人権の大きな集会があったんや。全国で。定額給付金10万円のやつ。これ公明党の委員長が与党を割ってでもこれはせないけんをやった。それから今回のやっぱし人権の問題、それからインターネットの問題。もう自民党も公明党も自由党も皆こういうような形の中でメッセージ送つとるわけ。うちの市は送つとらんけどな。たくさんメッセージ。ですから、このインターネットの問題いうのは先ほどこよつとん言いよつたけども、総務省の方は、この女性のプロレスラーが亡くなって、大きな問題と受け止めて大変な問題じゃと。これ法改正せないけん言うて、政府が動きよるいうことは聞いております。ですから、やっぱしここで人権問題言うところじゃないというようなことは、初めてわしも聞いたんや。今までわしも議長長いこと出させてもらったけどもな、次はどないなるかわからんけども、人権問題を議会の席で言うたらいけんようなことは、萩原市長に初めて聞きました。大した市長じゃ。

そういうことで、部長、法務省の人権擁護機関の活動の人権侵犯事件の調査、救済、学校関係のいじめとかプライバシーの問題じゃとか、これたくさん人権侵害の被害者の救済、実例であるとか、こういうふうなずつと書いとんよ。こういうふうな資料配つとんよ。人権擁護委員は何せないけんか。できとるか、美作市の人権擁護委員、何にも相談したけど分からん言うて逃げ回つたいうんや。2回も3回も言うとんや。そやから、人権擁護委員の機関の仕組みとかね、インターネットの人権侵害、こういうようなやつを法務省言うたらくれるわけ。差別のない社会を作らないけんいうのは行政の責任じゃ思う。それをここで人権問題言うたらいけん、言うところじゃねえ、あんた告発でも何でもせえ、言うた。あんたに言われいでも私は私の人権守らないけん。1人のな、私の人権もあるいうことは、相手の人権も守っていかんと思うとるから、私はしとる。そやけど、あんたとこの部下は、部長は、先ほどこで言うた問題は、とうに知つとんじゃ。知つとるやつを、なぜ差別を見逃すんならいうことにわしは腹立てよん。ほじゃから、基本的に行政の取り組む姿勢がなつとらんいうこと。

答弁。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私は、議会の場で人権問題、一般を取り上げることについて全く違和感はありません。いいですか。ただし、個々の事案に話が及ぶとこれは議会でなかなか議論すべきじゃないんです。

先ほど、現に個々の事案のことをおっしゃった上でそれがなっていないとか、いいとか言うて、じゃあ、岩江さんはその個々の事案にまつわる方の許可を得てここで発言されてるんですか。それこそ人権侵害になるから、議会という場で、個々の問題を取り上げるときには相当注意がいるんです。それが人権なんですよ。岩江さん分かりますか。人権て。多分分かってないんじゃないかな、その痛みが。僕らは政治家だから、いっぱいやられます。耐えてますけどね。岩江さん分かってないと思う。人権が。

さっきも昼休みに電話がかかってきて、美作市議会には人権の分かってない人がいますねと。ぜひ人権を理解してほしい。その方に言うてくださいと。テレビ見たんで誰のことか知りませんよ。どの議員のことを

言っているかは、私は知りませんが、そういう悲痛な声がありました。言葉で言いよるけども、分かってないんじゃないですかという響きだったんです。

そしてね、部長は取るべき行動は取ってくれてるんです。彼も痛みが分かります。しかし、彼に消す権限も何にもない。法務省、その辺にお願いするしかないんですよ。ただ、差別を受けたと考えている人は、刑事告発までできるんです。法務局に言うた言うて、僕はね、もし岩江さん本当に告発してたら謝ります。

(聴取不能) もらいます。岩江さんが裁判所で告発をしているんだったら、あるいは警察行ってるんだったら、公式に謝罪をしますけども、法務局行っただけだったら私でもできます。まさかそれで済ませてないでしょうね。個々の事案というのは、まさに泣き寝入りがダメなんです。ここでなんぼぎゃあぎゃあ言っても、議会にも当局にも注意をする、啓蒙する、そこまでしかできないんですよ。だからこの場で言うのは一般論しかできないんだ。個別の話と言うんだったら、裁判所、警察、その辺にちゃんと告発をしてください。

それが人権ですよ、岩江さん、分かっている。

[15番岩江正行君「あんたが言いよん違う」と呼ぶ]

市長(萩原 誠司君)

そうですか、じゃお好きなようにしてください。

終わります。〔降壇〕

[15番岩江正行君「聞いてくれや、議長」と呼ぶ]

議長(岡本 泰介君)

どのことですか。

[15番岩江正行君「もう、かなわんな」と呼ぶ]

かなわん言わずに。

[15番岩江正行君「救済の実例はどこにあるのというて言うたがな、お前、何を聞きよんな。先ほど言いましたがな。救済はどのような形で、救済した実例を教えてくださいよというて言いましたがな、さっき。あったんか、なかったんか。平成18年にもこの問題しとんじゃ。言いました、何を聞きよんの。全然しとるんか、しとらんのかそれを言うたらいいんや」と呼ぶ]

2018年のことですね。

[「休憩」と呼ぶ者あり]

ちょっと答弁調整のために休憩します。

暫時休憩します。

午後1時39分 休憩

---

午後2時01分 再開

議長(岡本 泰介君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁から入ります。

景山市民部長。

市民部長(景山 二男君)〔登壇〕

それでは、岩江議員さんの2018年の件でございます。2018年の全ての記録を確認しましたが、記録が残っておりませんので、答弁することができませんのでよろしく申し上げます。〔降壇〕



[15番岩江正行君「いや、そうじゃないがな。問題があつての処理の関係を言うたんや。この問題はわしが言うただけか、ほかにもあつたんか、なかつたんか」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

いやいや、岩江議員の質問は、2018年に差別事件があつたと。

[15番岩江正行君「あつたと、質問したということ言うたんじゃ」と呼ぶ]

質問したということですか。

[15番岩江正行君「そうじゃ」と呼ぶ]

差別事件があつたと、それに対して人権擁護委員とかいろんなものとの連携をしてどういうふう処理したのかという。

[15番岩江正行君「人権擁護委員じゃない、誰が人権擁護委員言うた」と呼ぶ]

私のメモで。

[15番岩江正行君「あんたが勝手にメモしたんじゃ」と呼ぶ]

いや、違います。岩江議員の言われたことを私はメモして。

[15番岩江正行君「お前もおかしいこと言うな、市長と同じようなことを言うな」と呼ぶ]

いや、そんなこといっておりません。

[「議長、休憩してでも調整してください」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

いや、先ほどから休憩ばかりしていますし。

[「議会にならん」と呼ぶ者あり]

[15番岩江正行君「4月のこちからの救済の実例を差別事件のあつた救済の実例についての説明をせい言うた。あんたが質問を蓋することなかるうがな」と呼ぶ]

蓋をしてません。

[15番岩江正行君「蓋しよるが」と呼ぶ]

先ほどの質問されたときと、今言われてる言葉と全部違うてきとんです。

[15番岩江正行君「何が違うとんな、言うてみ。どこが違うとんな」と呼ぶ]

[「休憩してください」と呼ぶ者あり]

いや。

[「2人で休憩して話し合ってもらわんだら議会にならん」と呼ぶ者あり]

[「議長、休憩してください」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

それでは暫時休憩します。

午後2時04分 休憩

---

午後2時27分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは答弁から入ります。

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

議員さんの差別事件、事例はあったのかということでございますが、1件ございましたということでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

事例があったんか、なかったんか言うたんじゃない。救済の実例はどのような形の中でされたんですかという、どのようなことをしたんかって言うたんじゃけど、しょうがないしとらんのんじゃろう。何にもなしとらん言うことは、4月からこっちのやつもな、市内の人が、あんたとこの何回も電話しとる思う、それについても何にも対応しとらんいうことはようわしも聞いております。ということはしとらん言うことやな。

行政いうのは、能天気な人ばかりおるわい。市民の人権、生命、生活、財産を守るためにこの行政で税金であんたがたがその仕事しよんか思いよったら、そのような方向じゃないということは、ここで再確認したいうことや。

とりあえず、市長はいろいろと言いよるけど、これ答申を踏まえての話や。これ部落問題解決は国の責務であり、これ同対審の答申を言いよんで。国民的課題であることを明言したという、今までの同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法の保障された基本的人権に関わる課題である。したがって審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立っていうて、こういうふうに書いてある。

7のところに、同和行政の性格を日本国憲法に基づく行政として明確に定義したと書いてあるわけ。言うてるわけじゃ。市長はここで議論すべきじゃないというて言われるけども、それは真つ向にこういうふうなことに逆行したような発言じゃと、私はかように思います。

次に入ります。

議長（岡本 泰介君）

それじゃあ、3項目めに入ってください。

15番（岩江 正行君）

3項目めは、新型コロナウイルス感染の拡大、緊急事態宣言について、コロナウイルス被害について大不況、市民の健康と地場の産業を守る、くらしと安全についてのお尋ねでございます。

一番もってして、新型コロナウイルス被害によって低迷されておる地域経済の状況、私たちの市民生活にどのような悪影響が出ているのか、どのような支援が必要なのかお尋ねいたします。

イとして、新型コロナウイルス感染拡大防止について。新型コロナウイルスの影響が長期化した場合の支援、農業、観光サービス業、中小企業雇用の創出。

ロとして、臨時休校の長期化、困窮する子ども達、学校現場の意見を聞いているのか。

ハとして、新型コロナウイルスに負けるな給付金1億3,994万4,000円について、美作市新型コロナウイルス負けるな貸付金1億8,000万円の利用状況の効果についてお尋ねいたします。何件くらい利用されたんか、これであったんか、足らなんだんかということ。

それから二として、感染予防PCR検査というのは、いわゆるRNAという試薬が不足して、割りあい進んだらんとすることを聞いてんですけど、この前は唾液で簡単にできるというようなことも聞いております。日に日に新しいそういうふうなことができたらいいいんじゃないかと思うんですが、昨日のテレビでは、東京で47人の感染者が増えたというようなことで、とどまりを知らないこの新型コロナウイルス、皆さんの健康を守るために、それから生活を守るためにきちとした前向きな答弁をお願いしたい。

それから、外国人がたくさん来られておりますが、雇用の関係に、実習の状況。いわゆる3年だったら、3年というて来とるんじゃないけども、期限が切れた場合にはどういうふうな対応をしていきよんか。不法滞在になるんか、ならへんのか、こいつについてのお手伝いはどういうような形にしよるんなどということについてのことでございます。

新型コロナウイルスの心のケアと人権ということで、長期間の対応について財政についても、非常にどこの国も大変な補正予算組んでやっておりますけども、どこまでしたら問題に歯止めがかかるんじゃないかと、非常に心配もしております。

それで感染を出さない取組、それについての御答弁をまづもってお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でございますが、みまさか商工会が会員を対象に行った調査では、非常に影響があるが25.3%、ある程度影響があるが27.2%、今後影響がありそうが24.9%で、合わせますと、77.4%が影響ありと回答をされております。

また、湯郷温泉の旅館、ホテルでは、5月に10館中8館が休館日を設定されました。6月も4館が休館日を設定されております。

農業分野では、和牛子牛や花卉の価格が下がっており、またこれから出荷時期を迎える、一部出荷が始まっておりますが、桃やブドウが受ける影響が懸念されます。

林業では、木材価格が下がっておりまして、林業事業者が行っている搬出間伐などの施策が大幅に減少するおそれがあります。このことから、美作市新型コロナウイルスに負けるな林業事業給付金というものを設け、搬出した材積に対しての運搬費の助成と、作業道の新設に上乗せ給付を行うこととしました。

国の方では、各種融資制度のほか、月間事業収入が前年同月比50%以上減少した場合、法人200万円、個人100万円をそれぞれ上限に、持続化給付金というものを給付しています。農業者もこの持続化給付金の対象となっております。

一方、国の制度や市の制度においては救済できないが、多大な損失が生じているような業種や事業については、市の給付金制度を改善することで対象の拡大をしてきているところですので、今後も具体的問題があれば、迅速に対応していきたいと考えております。

次に、給付金と貸付金の利用状況等でございますが、新型コロナウイルスに負けるな給付金についてですが、雇用調整助成金に上乗せ補助するものでは、ハローワーク美作出張所への計画届は6月8日までに128件、このうち、雇用保険被保険者じゃないものを対象としたものが11件含まれておりまして、支給申請の期限までゆとりがあることから、本市への申請は6月12日までに19件、332万円となっております。

それから、個人及び法人の事業主に対する別枠交付分につきましては、6月12日までに個人向け116件、1,313万4,000円、法人向け9件、90万1,000円の申請がございました。

それから、新型コロナウイルスに負けるな貸付金ですが、こちらは6月12日までに48件、1億5,140万円の申請となっております。まだまだ申請を受け付けておまして、予算不足になれば、予算流用なり、補正予算をお願いしたいというふうに思います。

それから、雇用実態や外国人実習生の状況でございますが、ハローワーク美作管内の雇用保険資格喪失者のうち、解雇によるものの数ですが、令和2年3月では7名で、前年同月に比べて2名減少しております。また、4月では17名で前年同月に比べると1名増加しております。平成31年4月の例では16名、また、令和元年6月には解雇によるものの数が33名といった数がございますので、新型コロナウイルス感染症の影響と捉えるには精査が必要だと考えております。

また、パート労働者など、雇用保険に加入していない方の仕事がなくなっている状況や、時間外労働の減による収入減など、詳細は分かりませんが、市民の方に影響が出ている状況だと考えております。

外国人技能実習生につきまして、市内20の事業所に221人いらっしゃいますが、事業所に現在の状況をお聞きしたところ、休業されているところが3事業所25人、本国への帰国が困難で在留資格が6か月延長されたものが4事業所で8人、帰国が困難で管理団体の方で対応していただいているというものが1事業所8人となっております。また、入国が遅れているものが7事業所23人ということで、半分以上の事業所が影響を受けている状況でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

佐々木教育長職務代理者。

教育長職務代理者（佐々木 勇君）〔登壇〕

美作市内の小・中学校につきましては、感染予防に配慮を行いながら、学校での教育活動を継続しております。その中で保護者の方の判断で、登校しない児童・生徒がいることも把握しております。その場合は、欠席扱いにはせず、家庭との連絡を行いながら学習の保障を行うように取り組んでおります。学校と家庭とは連絡を密にとり、学校は教育委員会と連携を図りながら、教育活動を進めております。また、引き続き今後も、教育委員会と学校がより一層連携し教育活動の充実に努めてまいります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

私の方からは、（2）感染予防、PCR検査、RNA試薬不足についての部分をまず答弁させていただきます。

息苦しさや、呼吸困難、強いだるさ、高熱等の強い症状や高齢者や基礎疾患のある方で発熱、せきなどの比較的軽い風邪の症状がある場合は、保健所に設置してあります、新型コロナウイルス受診相談センターに御相談ください。また、かかりつけ医がある場合は、電話でも相談できますので、症状や行動歴から医師や保健所が判断し、PCR検査を受けることができるという流れになります。

また、岡山県ではPCR検査体制強化に向けて、先日も答弁させていただきましたが、5月27日に美作県民局管内に屋外の検体採取センターができております。センターでは、かかりつけ医や保健所の判断で感染が疑われる場合は、対象者の検体を採取することになります。

一方PCR検査の実施検査が増える中、検査に必要な試薬の需要が一部の製品に集中し、安定して供給できないという懸念があったということですが、現在はそのような事例は解消されているということでございます。

次に、(へ) 新型コロナウイルスと心のケア、人権の御質問ですが、感染の拡大は人の心に不安や恐怖、強い怒り、興奮、不眠など、様々な気持ちを生じさせることがあります。感染拡大防止のために、やむを得ない面はありますが、行動の自粛等で自由を制限されると、喜怒哀楽の感情が失われたり、強い不安を感じたり、周りの状況が他人事のように感じられたり、自分がいじめられ、疎外されている気持ちが生じること等があるといわれています。新型コロナウイルスは、未知の部分も多く、そのため市民も強い不安を抱き、感染症や感染者に関する正しくないうわさ等を流してしまうこともあります。

今後は、段階的に活動を再開することとなりますが、ウイルスへの過度な不安を払拭し、新しい生活様式を実践していかなければなりません。万が一新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合においても、市民の方が強い不安にかられ、不適切な言動や行動につながらないように、意識啓発や予防啓発等に取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「このことは、言わなんだかな。(聴取不能)に対する税金、(聴取不能)と将来の不安言うことは言わなんだな」と呼ぶ〕

議長(岡本 泰介君)

岩江議員、2回目。

15番(岩江 正行君)

とりあえず、遠藤部長あなたもいろいろと調べとんじゃろうけど、今市場で一番困っとるのはなんなら言うて、この前わしに相談あったんじゃけども、切り花よ。人が出ない、人が出んから、切ったやつは水に長いことつけとったら枯れてしまうんよ。それから、東京の方へ運んだり九州の方へ運んだりしょう。運びよったら、やっぱし荷物がたくさんあったら運賃たくさんもらえるんや。当たり前。ほうじゃけど、運賃は荷物が少なかったら、運賃高うもろたら生産者もかなわんし、そうやって出さなんだら市場と生産者の関係寸断されてしても困るし、そういうふうなことをね、やっぱし調べてあげとかなんだら、何が一番困るとんかない話。

それから、やっぱしうちのは直接、都市とのいわゆるパイプを持つとる。彩葉茶屋があるんじゃが、彩葉茶屋の売り上げはどういうふうだったんか、コロナウイルスの緊急対策が出てから、大阪の彩葉茶屋の関係、美作の関係、観光の関係が大きな打撃を受けとるわけじゃ。この間もNHKで言いよりましたけども、90%か観光の関係じゃと言いよりました。観光のバスとか、それからホテルとか。こういうような問題が言われとんじゃが、これらについて美作市の市内の観光行政はどがいなとんないこと。

それと、旅館組合通じてどこまで調べられとんか。また今はや第2、第3じゃというようなことをね、秋になったら第2、第3が来たら大変じゃというていうようなことを言いよりますけども、ほんまに今回の支援だけで立ち直っていけるんか。湯郷温泉が。どがいなんならいう問題。(聴取不能)するよなわけにはいかんわけですから、バブルのときにあんだけ栄えた湯郷温泉が、コロナの被害で、ここだけじゃございせんけども、ずっとコロナの話が出てからお客はとんと来んようになってしもとんじゃと。店閉めたんじゃということも聞いております。休業しとんじゃということも。そしたら、そこで働きよる人らはどんだけの補償されとんか。それから今言う雇用調整助成金か、これやこうでも、申請するの非常に難しいというて言いよるな。6月の初めくらいだったかな。0.16%というて、全国で。非常に申請するの難しいということ言われておるんじゃが、これらについては、これから先これで終わってしもてくれたらええんじゃけども、これが再起するのにどのくらいかかるんか、これから何か手当せいで生きていけるんか、生きていけないのか、どこまであんた方把握されとんな。どれだけ支援しようという支援体制ができとんなということをお尋ねしておきます。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

2回目の答弁をさせていただきます。

まず、花卉の関係、生花とか切り花とかの関係ですが、すごく需要が落ち込んで価格も下がっているということはお聞きしておりますが、現在のところ農業振興課の方に具体的な御相談はいただいておりますので、議員お話のような状況のことにつきましては、状況をお知らせいただけてまたお聞かせいただけて対応できるようにしていきたいと。農業者につきましても新型コロナウイルスに負けるな給付金、この制度を拡充することで対応していきたいというふうに考えております。

それから、観光業とかの状況ですが、負けるな貸付金、給付金、どちらも宿泊業それから飲食業それから運輸関係の方にも申請をいただいております。被害につきましては、まだまだ現在進行形というか、状況がいつ収まるかわからないという状況で、現在は事業を持続化していただくということに重点を置いてまず支援すると。そして人が動けるようになってきたら。消費喚起策を打っていくと、消費を促していくようなことをしていくと。そして、まだまだ住宅を建てたり、車を買ったりすると、そういうようになるには、一時帰休されてるような状況では、なかなかそういう状況にはならないと思いますので、必要な支援策を講じていくことが大切だと考えております。

それから、御質問をいただきました道の駅彩菜茶屋、美作の方でございますが、こちらはレストランの席数を減らして営業しておりますが、3月の売り上げは6.8%の減だったんですが、やはり観光バスが来ないなどのことで、レストランや土産品、花卉の売上げが減りまして、4月は20.5%の減となっております。逆に箕面彩都店につきましては、3月は前年同月比で9.5%の増と売上げが増えております。4月も16%の増ということで、両店合わせると、若干上回っていると、増えてるような状況でございます。

それから、雇用調整助成金の申請が難しいといったようなお話があったと思いますが、これにつきましては、特に小規模な事業所、20人程度より小さい事業所につきましては、計画届の提出など、事前に出す必要がないなど、申請の仕方が簡素化されておりますので、商工観光課の方へお尋ねいただきたいというふうに思います。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「議長、言うたこと聞いとらん。もう少し言わへんなんだから」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

少しあります。もう少し、遠藤部長聞かれとることがもうちょっと細かいことがあって、例えば今回の補償で立ち直れるのかとかね、働いてるものの補償はどうなってるのかかというような、経済部長だけでない答弁もあるんじゃないかと思うんですけど、そういうことも聞かれております。

その辺はどんなでしょうか。

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

すいません、まだまだ深刻な状況が続いているということで、先ほど申し上げましたのは、まずは事業を持続していただくということで取り組んでおります。これで十分とかいうようなことは全く考えておりませんので、国の2次補正もございましたけど、そちらのことも加味しながら、必要な支援策を講じていきたいと思っておりますので、議員に置かれましても、困っていらっしゃるような事例や具体的な救済策と御提案がありましたら、ぜひお知らせいただきますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

遠藤部長、今これで後の支援はできるのか、できないのか今の財政の許す限りどのくらいなら美作市の財政の中で、どのくらいは皆さんに応援ができるか、支援ができるかというようなことはやっぱりここでしてもらいたいな。第2、第3というお話が出よるでしょ。昨日でも先ほど言いましたがな。北京の方でも出てきたと。東京じゃ47人になったというて。これがこっちのほうに広がってきたときにはどうなるんなどというようなこと、頭においてちょっと質問していただきたいなという感じです。湯郷はこれで大丈夫なんか、観光行政が大丈夫なんか、農業が大丈夫なんか、今市としてできることはこういう形のもんがしたいんじゃないかな、やっぱり議会ですからそういうような提案が欲しいな。なかったらそれ以上言うてもね、また午前中みたいな話なるし、しとらんやつどうのこうのいうて、ぐちゅぐちゅ長うなりますんで、決意だけね、ちょっと聞かせてください。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

財政なんかの話もありましたけど、経済担当部局といたしましては、精一杯の対策がとれるように、取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

4項目めお願いします。

15番（岩江 正行君）

4項目めに入りますが、複合災害と危機管理についてですが、時間がないから簡単に言いますが、災害と避難所の問題じゃな。座って半畳、寝て1畳ということは、前の人よう言いますがな。それから今の感染防止の関係で2メートルずつ空けないけんというたら、今ある避難所の中で、今言いよるきちっとしてもらいたいというのは大原の武道館だったら何人くらいが収容できる、そこのアリーナだったら何人くらいができるというようなね、そういうようなやつを出していただきたいなというふうに思います。やっぱり、第2波、第3波の避難生活、京都の方で災害が出るとというようなこと、丹後か、じゃけその辺の地震はたびたび起きよるしね、あっちゃこっちゃで。4くらいのやつが。そういなやつを含めて、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

私の方からは、1番と2番についてお答えいたします。

まず、避難場所の確認でございますが、現在市の指定緊急避難場所は全部で226施設あります。そのうち、指定避難所は24施設でございます。

その場所については、ケーブルテレビのみまちゃんネル、美作市ホームページ、スマートフォンのみまさかオンライン等で把握できますので、日頃から御自宅付近の避難場所の確認をしていただきたいと思います。

次に、避難される際には、御自宅からマスクと可能であれば体温計を持参していただき、避難場所ではマスクの着用、手洗いの励行による感染予防を行っていただきます。

避難所は密集防止の観点から、1か所当たりの定員を少なくするため、分散避難をお願いいたします。また、密閉を防ぐために、30分に1回程度の換気をお願いいたします。

体温計、追加のマスク、手洗い用せっけん液、使い捨て手袋等は、保健福祉部の協力をいただいで手配しております。

次に②の、第2波、第3波につきましては、現在のところ全国で緊急事態宣言は解除されておりますが、今後第2波、第3波が発生し、再び蔓延するおそれもございますので、新しい生活様式を市民の皆さんに実行していただくよう呼びかけて、細心の注意を避難所内の感染予防対策を実施したいと考えております。

議員さん御質問の収容人員の件なんですけど、今現在手持ちの方の資料はないんですけど、計算はしております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

3番目の医療従事者を守る、この取り組みについて、部長、これもしっかりと、ないものはそろえるようにしていただきたい。かように思います。

それから、消防長の方もやっぱり第1線が出る消防士の健康管理をしっかりと守るためにも、そのへんのところの防護服なんか必要じゃないかなと思うわけでございます。

感染者が出た場合の受入れ態勢だけは、医療機関、これと連携しながら十分な対応をしていただくということと、それから飛沫防止の関係で、岡山の方では段ボールを立てて、そういうような訓練もしております。その辺のことも頭に入れてやっていただきたいなと思います。

御答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

議員御指摘のとおり、避難所内で飛沫感染の防止の重要性が言われております。今後パーテーションとかも準備して万全の態勢で避難所を運営したいと思いますので、よろしくをお願いします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

医療従事者を守る取り組みについてということで答弁をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策のため、医療従事者は感染リスクと背中合わせの状況の中、最前線で治療や感染拡大防止活動に従事されています。

こうした活動を続ける医療従事者に感謝の意を込めて、岡山県を初め、多くの自治体等では、それぞれの場所で頑張っておられる方に対してエールの拍手を送るフライデーオーバーションが毎週金曜日、正午に行われているという報道もございました。

大原病院の院内の医療従事者を含む感染対策として、病院入り口での来院者への検温チェック、受付カウンターへのアクリル板の設置、発熱外来診察スペースの確保、医師のフェイスシールドの着用、感染患者受入れを想定した看護師の確保等の対策を講じております。

これに加えまして、感染症第2波発生に備え、感染症対策備品の確保にも努めており、防護服タイベックスーツ170着、ほかに医療用簡易ガウン600枚、マスク1万枚以上、手指消毒液が4か月程度の確保ができて



おります。

以上が医療従事者を守る取り組みということでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

市民部長、あのね市内の交通機関に消毒剤とか云々いうたことは言いましたよね、この前に。それはどないなん、やっとなか、やっとなのか。そのことについてお願いします。御答弁。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

市内の交通機関、交通事業者についてでございますが、マスクの励行であるとか、手洗いそれから次亜塩素水の散布等を指示しております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

はい、総括。

15番（岩江 正行君）

とりあえず、ほかんとはええけども、部長この前公共交通のこといろいろと問題あるんじゃから、はよ乗れ、座れというてな、土下座させたりしよったら、手洗う間も何にもないぞ。きちっとほんまに友達にしてもらいたいから、市民に扱ってもらいたいから、皆さんコロナにうつらんように、皆さん努力していただきたいと思います。

終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番8番、議席番号15番、岩江正行議員の一般質問を終了します。

10分間休憩します。

午後3時06分 休憩

---

午後3時16分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

続きまして、通告順番9番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可いたします。

3番、岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

議長の発言の許可を得ましたので、令和2年6月議会の私の一般質問をさせていただきます。

今議会の私の一般質問は、新型コロナウイルス関係の質問であります。

私以前の方が、先ほど岩江議員も含めてなんですけれども、新型コロナウイルス関係の質問を多くの方がされております。できるだけ重複を避けて質問をしたいと思うんですけれども、話の流れの中でそういう質問をする場合もございまして、極端な話、答弁の方もその部分については集約して答えていただければいいし、もしくは、数字を言っていたらいいんですけれども、数字を言われるときにはできるだけゆっくりとお願ひします。書いたりすることもございまして。

それでは、質問なんですけれども、私は美作市の新型コロナウイルスの影響額がどの程度あったかという質問をまず1点させていただいております。といいますのも、2月の終わりからですか、新型コロナウイルスの影響がはじめて、条例等の改正をしたり、4月、5月と補正予算、そして今回の補正予算も含めてですね、予算をしております。市民の影響をできるだけ軽減するためということで、もちろん国の方の部分、財源が市の分ございますけれども、その中で、例えば定額給付金についたら27億というお金がよそから市の方に入ってきてるわけです。というのは、お客さんが来られたと一緒にみたいな感じで、俗に言う、前の議論もあったと思うんですけど、よそからのお金が入ってきたということは、美作市が27億、27億だけじゃないですよ、定額給付金が27億であって、ほかの予算を入れるとですね、30億の上の金額がしてあります。何が言いたいかと言いますと、新型コロナウイルスの被害額が30億未満であればよそから入ってきたでちゃら、という言葉がおかしいですけど、ちゃらいうことになる。ただ配分割合は全然違いますよ。各個人に入ったりという部分もあったり、ホテルの方に入ったり、いろいろあるわけです。ただ、被害想定をしないと、市の方でなんぼ援助してください、してくださいと言ってもできないと思います。

その辺りで、特に被害状況についてお尋ねをしたい。補正予算時においても、先ほどの岩江議員においても、少し話がでてくるのが、商工会で話を聞きましたよ。統計的にはこうですよ、調査の結果はこうですよということで、被害があったのは誰も想像できるんです。想像できるんですけど、先ほど言いましたように、30億あったんか、1億なんか、100億なんか、ぜんぜん分からないですよ。それを聞かせていただかないと、市民の方に言えないんじゃないですかという意味で、改めてお尋ねをしたい。

市の方においては、新型コロナウイルス感染予防経済対策本部、経済までつけて、何回目、3月中旬くらいからですかね、終わり頃から経済をつけられて、先の一般質問、尾高議員さんの質問でしたかね、そのときにこの対策本部会議を19回された。回数すごいなと言いますが、3か月で19回ですからね、3か月越して。1週間に1回より多いんじゃないかというみたいな気もしてるわけです。その中で、経済対策本部の会議の部分について、議会での説明、議員に対しての説明とか、なかなかされてない。もちろん、市長は議会のたびにこういうことありましたよということは、多少言われてるんです。多少言われてるんですけど、経済関係についてはそれほど言われてない。もちろん、市長も市議会も、3月でしたかね、国の方に要望書を出したということもちゃんと記憶には残っております。ダメージが大きいというのは、非常に想像はつくんですけど、金額的な想像が一切ついてないということでの質問です。

国においては、皆さんもご存じだと思うんですけど、1次補正が26兆幾らというぐらいの物すごい大きな予算つけられた。それで、2次補正が31億ということで、金曜日ですかね、成立。

議長（岡本 泰介君）

31兆。

3番（岩崎 清治君）

31億じゃない。失礼しました。31兆。合わせたら57兆、60兆に近いような数字ですよ。これを逆に考えると、私は100兆ちょっとのお金を毎年国としてはされてる。その中には公債の補填とか、防衛費とかそういうふうな経費が諸々入ってますよね。単純に解決したらそれ計算はしてないんですけど、60兆くらいのお金というたら物すごい金額ですよ。この年度に2年間やっただけ分と想定するんですよ。国の方ではブイ字回復、とこう言われてるんですけど、果たしてどうなんだろうかなと。

色んな話に飛ぶんですけど、例えば経済を知るには株式を知ったらよく分かりますよという、私の人生の先輩がそのようなこと教えてもらったことがあるんです。私の方はそれ以後、株式の部分、単純に日経平均が上がる、下がるというんじゃないしに、なぜ上がる、なぜ下がるというのをよく調べなさいよと言われ

てるんで、調べましたよと。それから、為替も見なさいよと。と言いますのが、例えば東日本大震災のときなんかにしたら、株式がぐんと下がりました。為替も安くなりました。今回はですね、2か月、3か月のちょっとの声ですかね。プライズ回復したわけですね。金曜日のときには、600円ほど下がったんですね、アメリカが2次感染の影響があるということで、株式がぐんと下がった。為替の方は107円、109円こういう金額をうろうろしてる。日本だけが経済が悪いわけじゃないという意味だと思うんですけど。この分析を、この状況を分析してる部分を評論家さんの専門家の部分の数字を見ました。なぜ、こういう話を長くするかというと、先月で景気が戻ってくるんだったら、緊急事態宣言が終わって戻ってくるのであれば、今月の19日ですか、県外をまたいでの自粛がなくなりますよというのがありますよね。戻ってくるのであれば、もう少しのことですから、これ以上補正、補正と言わなくても済むかなと思ってみたり。そうでない、これが長く続くということであれば、これはまた大変。毎月でも補正でもしていく。財源のことありますけど。そういうふうなことを思いながら株式を見て、評論家の話を聞くと、一方では世界的な規模で経済対策をしたんで、お金が有り余ってきてる。お金が有り余ってる中で、お金を持ってくところがないから、株式に持っているんだという意見がありました。相反する意見が、1か月、2か月後の状況を見て、株式が戻ってるんです。私は一切想像つきませんが、結論は後1か月、2か月見たら分かるんです。分かったときにどうなんかという気がするんですけど、私はそんなに簡単に経済戻らないだろうというふうな中で、その中で美作市の経済状況どうなんだ、そして、その経済状況に合うような市独自の施策、国の施策のないところ、県の施策のないところをどれだけ補ってるんだ。市民の方はこれでいいんですか、これでなんとか、先ほど部長言われましたように、会社の経営を存続できるのか、仕事を存続できるのかということが心配です。

と言いながら、無茶苦茶な金額を給付すると、働く意欲もなくなる。これ、アメリカの方の話ですけども、仕事を休んで国からお金をもらう方が働くよりもたくさんもらえる。だから、復職する人が少ないというふうな記事も出ておりました。そういうことも全部知っておられた上での話でしょうけれども、現実的にはどうなんですかというのが、私の1回目の質問の分ですけども、外国との移動制限がないから、1%いいましたかね、99%なくなったよと。1%しかないし、飛行機の方も岡山空港も今飛んでおりませんよね。国内便、東京へ行く便だけだったと思いますけど、ということはもう外出自粛で観光客も何も来ない、私ども、今この3月というか2月の終わりから、県外には私は1回も出ておりません。市外に出たのは近くの親戚の家に1回行った限りです。津山の方にも、市長の言われる自粛という言葉もあったり、いろんな意味で行っておりません。だからちょっと、言葉がいいか悪いかかわからんですけど、欲求不満的などがあります。市外に行ったらちょっと食べ物を食べたいとか、買い物したいという気持ちもあるんですけど、もう少し我慢しようかなというのが、私自身の現在の状況です。そういうふうな中で、経済が非常に落ち込んでいるということが非常に分かります。その上に、トヨタ自動車の社長さんが、会長さんになるんですね、社長さんですかね、発表されてましたけれども、製造が確か4月だったと思うんですけど、半分くらいになったと。国内生産半分くらい。今までにない方の、リーマンショックを超えるくらいなものじゃないほどの減、ということになれば美作市の部分については、多分ですけど、自動車の下請け関連の会社もあると思うんです。この辺りについても、非常に影響を受けてる。それから、家の建設関係にしても、中国製品の輸入が止まっているんで、仕上がりができないとか、どうのこうのという話もあります。そういうふうな中で現実的にどうなんだということで、お尋ねです。

では、具体的な質問に入りますけれども、地域経済の影響をどの程度把握されてますかということで、作州地域中小企業の景気の動向調査が、新聞で公表されていましたが、1月から3月はコロナの影響で12.7ポイント悪化、これはもう対前年度、いいか悪いかで単純にこれするだけなんで、金額的なことは出な

いですけど、来期は、これ調査をされたのがそれほど古い調査じゃないんで、来期は過去最低の見通しになっているが、先ほど言いました、市の観光や飲食や製造業、農業などの状況をどの程度把握してるのか、先ほどなんとなく聞く限りでは、あんまり把握されないように聞こえたんですけど、把握する必要があるんじゃないかという意味でのお尋ねです。

2番目に、経営の悪化で収入の減少や、職がなくなった、これはなくなるというのは、もうアルバイトの方がというイメージで、家庭にそれほど影響なければいいんですけど、なくなったことをどのように把握されてるか、してないんかということで、市内の務めをされてる方も、言葉で聞いて大変なんですよと聞いたんですけど、事実か事実でないかというのが人を疑うわけじゃないですけど、割とあるもので、その人なんかの話をする、私は日給、月給なんです。毎日働いてこれくらいもらうんですけど、コロナの関係でちょっと休んでくださいといったら、金額は言ってもいいと思うんですけど、25,6万もらってるのが、10万ほど減らされてるんです。これ、定かでないですよ。そういうふうな方もおられました。

先ほどの話に戻るんですけど、10万減らされたとしても、定額給付金10万もらいましたがなんと、1か月だったらいいんですよ。もう2か月ちょい、影響があつたら、月3万だったら実際7万減になるがなという計算もあるんで、実際はどうなんでしょうかねという意味です。これを本当に調査をされてるんか、されてないんか分かんんですけど、調査をされてないようであれば、美作市が商工会には聞かれたと言いますが、美作市が直接なり、間接的に関わってるバレンタインホテル、これ減少、収入がごとと落ちてると思います。これは想像つくんですけど、それがどの程度落ちてるんか、同じような施設が雲海や彩菜茶屋があります。こういうふうなものを考えていけば、ある程度予測というか、想像というか、推計というか、イメージが湧くんじゃないでしょうかという意味で、どのようになってますか。そしてですね、一番確実なのは入湯税だと思うんですよ。入湯税については、1人1,000円以上の方が使われた、例えば日帰りの食事を食べて、温泉に入った方についても入湯税もちろんあると思いますけど、だいたい宿泊だろうと思うんです。市内全部の施設の部分の入湯税がどの程度減ってるんですか、金額も金額ですけど、金額よりも人数を知れば、先ほど言いましたホテルなんかの平均のお金を使う率に掛けたら、おおむねの数字が出てくるんじゃないかなという意味でお尋ねです。

それから、医療関係。医療関係についても、いろいろ答弁をされておりますけれども、私の一番聞きたいのは、予算をあんまりされてないんですよ。マスクも1万枚あると、防護服もある、フェイスシールドですか、あると言われたんですけど、企業会計であれば、予算がなくても買うことはできます。患者さんですね。だけど、一般会計特会なんかでは、やはり予算しないと買えない。予算があんまりされてないような、今回の人工呼吸器の関係は別ですけどね、全とうまくいってるのかな。収入が減少してますよというふうな話をテレビ等で言われておりますけど、実際はどうなんだ。逆に言えば、収入の減少は、市営ですからそれほど思っていないというわけじゃないですけど、今はそれほど頭に入っていない。困られることがないですかというふうな意味合い。なんでと言うたら、予算も何もされてないんで、消毒液やら防護服は、その辺までの金で買えるんだから、もうそら問題ないよというんだったら、そういうことなんですけど、現状が分からないんで教えてもらいたい。

それから、教育関係なんですけれども、教育関係で、3月の卒業式くらいから、緊急事態宣言等々で、学校休みなさいよ、臨時休校を強制ではないけど、お願いをという感じで全国的に出ましたわね。私は、美作市の方は、近くにコロナの感染者がいらないということも含めて、県境近くの部分が発生したら、休校を含めて検討するというので、市長の方から議会の方で言われて、休校しないでよといったら、私は賛成の部分なんです。ただ、今現在思うのは、大学が新学期からだけでも2か月休校しました。高校は、県立高校全部

2か月休校しました。小・中学生の部分については、都市部の方の人口の多いところほど、2か月ほど休んだわけですね。美作市は休まなくてよかった。で本当に休校したとこと、してないところの部分で、美作市が特に考えなきゃいけないようなことはありますか、ありませんかという質問です。先日の新聞では、テストの期間の時期をどうする、こうするような議論も書いてありました。そういうふうなことで、美作市は休んでなかったんで、よかった。よかったんですけど、休んだとこと、美作市の部分の不具合というかね、言葉もこれも適当ではないんですけど、皆さんと違うことをしてるんで、その部分のマイナス面はないですかという意味でのお尋ねです。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

〔3番岩崎清治君「ゆっくり言ってくださいね。特に数字は」と呼ぶ〕

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

商工会の会員を。

〔発言する者あり〕

議長（岡本 泰介君）

どっちな、2人のうち1人しゃべるようにしてください。

経済部長（遠藤 宏一君）

いやいや、数字を申し上げなくていいんでしたら、ここは割愛をさせていただきます。

〔3番岩崎清治君「言われてなかったら、尋ねるだけです」と呼ぶ〕

はい、分かりました。

商工会の会員を対象に、商工会が行われた調査などを参考とさせていただいております。また、湯郷温泉旅館協同組合の報道発表では、組合に加盟する10施設の1月から5月までの宿泊予約の取り消しが、約1万3,000人ございまして、売上げ損は約2億円というふうにお聞きしております。

それから、観光に関わる宿泊業、飲食業、バス事業などの方にお聞きしてもですね、影響は幾らということとは言えないんですが、大きな、甚大な状況というふうなことです。商工観光課への相談状況を見ても、影響は、製造業、小売業、卸売り業、建設業、サービス業など、多くの事業者に及んでおりまして、巨額な損失というのは想像できます。

そのように、地域の経済は既に大きな影響を受けてる状況ですが、長期化することが懸念されます。引き続き商工会や事業者の団体にお聞きしたり、商工観光課に設けている相談窓口で状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

それから、市民への影響ということですが、雇用保険の資格喪失者のうち、解雇の方を見た限りでは、この感染症の影響と捉えるにはなかなかそうは言えないような数字、解雇者の数と今のところはそういったことでお聞きしております。

それから、新型コロナウイルス給付金の雇用調整助成金の上乗せ分ということで、市の方で設けておりますが、これの申請状況の中で、休業手当というのは、60%から100%の範囲内で休業した場合に、休業手当を支払われますが、市の方へ申請いただいているのが、今14社ございまして、そのうち11社が休業手当の支給率が100%、それから1社が60%で、残りの2社は60%と100%の間ということで、現在申請をいただいている中では休業手当を減額していない事業者が多い状況であります。ただ、一時帰休などによって、時間外勤務等の収入が減っているということは想像されるところであります。

また、パート労働者など、雇用保険に加入していない方の仕事がなくなっている状況など、詳細は分かりませんが、市民に大きな影響が出ているという状況でございます。

それから、先に入湯税の数字を申しますが、入湯税や市設置施設への影響でございますが、入湯税は本年3月の入湯客数が美作市全体でございますが、1万1,814人で、前年同月比7,670人、39.4%の減、4月が入湯客が4,414人で、前年同月比1万4,281人、76.4%の減となっております。

それから、作東バレンタインホテルは、4月11日からレストランの臨時休業日を設けておりまして、4月から5月の間に26日間休業しております。そのほか、全館休業日も12日間設けて、職員の休業を行うことで、雇用調整助成金の給付を受けるということにしております。売上げを申しますが、本年3月の売上げは682万8,000円で、前年同月比1,196万1,000円、63.7%の減、4月の売上げは、151万8,000円で、同じく1,922万6,000円、92.7%と大きな減少となっております。

大芦高原国際交流の村（雲海）は、4月28日から5月6日まで休業としました。3月の売上は353万6,000円で、前年同月比20万8,000円、5.5%の減というところで収まりましたが、4月の売上は179万8,000円で、前年同月比328万7,000円、64.6%の減と、入湯者、宿泊者とも減少しております。

それから、道の駅彩葉茶屋美作店でございますが、こちらは3月の売上は3,116万9,000円で、前年同月比226万3,000円、6.8%の減、4月の売上は2,381万9,000円で、前年同月比612万8,000円、20.5%の減と、レストランや土産品、花卉などの減が大きくなっております。

彩葉茶屋箕面彩都店については、4月に4日間臨時休業いたしました。3月の売上は6,182万7,000円で、前年同月比1,407万7,000円、29.5%の増となっております。4月の方も、売上が5,951万9,000円で、前年同月比819万1,000円、16.0%の増ということで、青果、加工品とも好調で、特に精米の売上が多かった状況であります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

私の方から、医療現場への影響はということで答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の医療機関への影響ですが、大原病院の外来、入院患者の令和2年1月以降の推移を見ますと、外来患者では、令和2年4月が1月と比較しまして、1日当たり約17人の減、入院患者では、同じ比較で約5人の減となっており、医業収益に影響を与えている状況です。4月、5月の経常損益ですが、4月に医師、看護師の増員がありました。医師が令和元年度は1名減ということでありましたが、元通りの人数になりましたので、昨年に比べ1名増、それから看護師の新規採用が4人ということで、増員があった影響もありまして、経常損益的には3割から4割程度の減収の見込みということになっております。市内の他の医療機関におきましても、程度の違いはあるものの、同様の傾向と思われるところです。

作東診療所におきましても、患者の不安と感染リスクを軽減するため、慢性疾患の患者に関しましては、医師の判断により、薬の長期投与を行っており、定期来院者の減少により、収益は減少傾向にあります。今後、大原病院、作東診療所とも、新たな生活様式に対応した経営努力が必要と考えております。

医療体制の確保につきましては、岡山県を中心に市内の医療機関に対して、協力機関としての要請がなされ、医療体制の整備が図られているところですが、医師、看護師等医療スタッフに係る負担は増えています。現在は、県下全域で新規感染者の発生は小康状態にありますが、今後第2波の流行により、発生段階が国内発生期または国内感染期への移行に位置づけられた場合、再び医療機関への負荷が大きくなりますが、市といたしましては、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、保健所、医師会等と連携を図り、医療

体制の確保に協力をしてまいります。

それから、予算について、コロナウイルス感染症関係の予算が余り組まれてないのでは、という御指摘ですが、マスクにつきましては、一時期確かに深刻な状況になったときもありまして、市の在庫の方から大原病院の方へマスクを支給したような事実もございます。その後、国からの支給も充足するようになりまして、先ほど答弁しましたように、現在1万枚の確保ができておるとい状況でございます。後、手指消毒液につきましても4か月程度ということでございますから、当面の間はこういったものについては心配はないということでございます。

人工呼吸器につきましては、今回1号補正で予算計上させていただいておりますが、その他これも1号補正の方で説明をさせていただいたと思っておりますが、受付への感染飛沫を避けるためのアクリル板の設置でありますとか、発熱の方が来られた場合の外来の専用スペース、こういったものにつきましては、現状の予算を先行投資で使わせていただいて、1号補正で64万円であったと思っておりますが、補正予算を計上させていただいて、今回対応させていただいたということでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

佐々木教育長職務代理者。

教育長職務代理者（佐々木 勇君）〔登壇〕

お尋ねの新型コロナウイルスによる教育現場の影響についてですが、美作市内の小・中学校につきましては、感染予防に配慮を行いながら学校での教育活動を継続してきておりますが、授業につきましては、大きな影響はありません。学校行事の実施につきましては、感染防止を最優先とする観点により、1学期に予定しておりました修学旅行など、宿泊を伴う行事などの実施を2学期以降に延期したり、また、学校によりましては、職場体験などの実施を中止にしたものもあります。

宿泊を伴う行事につきましては、感染防止対策を最優先とし、その行先、移動方法、宿泊先等の感染のリスクを十分考えた上で、実施の可否も含め検討をしてみたいと思います。

また、その他の学校行事につきましても、その行事の意義や必要性を十分に見極めますとともに、今後の状況を把握し、感染拡大防止の措置や、実施方法の工夫も考えながら、実施について検討をしてみたいと考えております。

いずれの場合におきましても、学校や保護者の御意見をお聞きしながら判断していきたいと思っております。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

せっかくの鋭いお尋ねですので、一部補足をさせていただきますと、影響規模についてはそれを分析するよりも、対策をすることを経済部としては一番考えているので、もし私どもの方でお答えしたほうがいいのかと思うんですけども、3月から4月の時点で覚えておられるかどうか、我々としては国に30兆円を下らない、超えるというかな、30兆円を超えた対策を打つべきだという要望をしております。そのときの当市におけるマクロ的推計で言うと、GDP比で少なくとも今年は日本全体5%はざっこけるとか、停滞する。それを引き戻すためには、真水で30兆円いるんだろうというような計算をした上で言ってみて、それは結局、国も大体そんなもんかなと、30兆円超えませんでしたけども、それに近い真水が出て、200兆というのは、ふくらましたやつなんで、忘れてあげればいいんですが、真水で25,6兆円でしたかね、それに近い、そういう（聴取不能）であったんですけども、5%想定であったのが、今は我々としては10%想定でも耐えられるよ

うにというふうに考えてやっていますが、ちなみにその10%で行きますと、国全体で60兆くらいの欠損があって、それを比例配分、本当はもっとしたいんですけど、単純に比例配分すると、うちで言うと15億円くらい、格差配分とかね、東京はこんなに損して、こちらは小さいとか、うちは産業構造的に言うと、旅館、運輸というのは結構多いんで、その辺が微妙なんですけど、多ければ15億円、少なくとも10億円の欠損は間違いなくあると、業界だけでね。ただし、それに今おっしゃってた中にあるように、個人個人の被られた様々な被害、これは計算できるものとできないものがあるんですけども、それを入れていくとどれくらいになるやら分かりません。いずれにしても30億円ももらいましたけども、私は市民の方々が受けたトータルの苦勞や損失は、30億円は遥かに超えてると言うべきだと思います。

ただ、詳細に見てますと、売上減ってたという話もありますけども、逆に増えてる業種もあることもござると思うんですね。例えばzoom社は増えたんですが、市内でこんなことを言うと怒られる方もおられるかもしれませんが、増えてるところでいいますと、麺類製造業は圧倒的に好調です。忙しくてかなわんと。これ当たり前ですよ。どんどん売れるんです。麺が。麺類製造業市内にあるかと言ったらあるんですよ、余り詳しいこと言うと、議会で言うべき話でなくなるんですが、それも含めてちょぼちょぼ、より頑張ってる方もおられるということは、確か。しかし、合わせてみると間違いなく欠損になってます。大変なことです、これ。私はこれから、議員も予想をおっしゃいました、これでグイ字回復して7月の今頃はそんなこともあったっけみたいな話には絶対ならないと思います。これはもう確信を持って言います。だって今アフリカで流行が広がってる。南米ぐちゃぐちゃ。コーヒー来なくなりますよ、多分。あの辺のものは。ということも含めて、世界が落ち着かない限り、影響残るんです。リーマンショックは金融ショックでした。金融の中に入っているひびがずっと修復できずに長引いたんですが、リーマンショックのときに2年かかってるんです。リーマンショックとこれを比べると、ほっとけばリーマンショックより長引きます。いつ収まるんならというたら、そらコロナに対するワクチンができるときなんだけども、年末にできて、年末に日本人全員が接種できたらそれで終わりなんですけど、それは絶対にありません。1億2,000万本分のワクチン、無理です。だから、世界の60億人分、考えただけで気が狂いそうになるくらい時間がかかります。ですからだいぶ長引く可能性がありますね。スペイン風邪のときには、聞けば10年くらいかかってるんですよ、様々な影響がなくなるのに。

ですから、少なくともこの我々としては、今後も財政余力をきちっと持ちながら、必要に応じて頑張っていくわけですが、30億円もらった中じゃ絶対に済まないというのが私の確信であります。

私がいろんなところで、市民の方とお話をするわけでもありますけども、教育とかどうかは別として、子どもたちの状況の中で、とっとも皆さん心配しておられるのがスポーツです。体育。スポ少の方とかですね、野球少年団とかですね、あるいは部活とかね、特に中学校で3年生の関係者というのは本当に大変。子どものモチベーションがむちゃくちゃ下がってるんだと。これは大変だと思います。だから、それをどうするかというと、我々としてはまさにそこを聞きながら、今後活動方針というものをもう少し、当市の方針は我々大人は自粛するけども、子どもはなるべく頑張らして楽しくやらしてやりたいんです、僕は。我々は、悪いけどみんなで必死で頑張って、あんまりうろろしないで、カラオケなんて行ったらだめですよ。行かないようにしていただきながら、しかし、子どもたちにはなるべくのびのびと運動してもらい、勉強してもらい。病院にも頑張ってもらいというようなことを、私、内心ずっと思いながら今までやってきたんです。だから、実は17日に対策本部を開いて、この間もお尋ねがありましたけれども、我々大人の集会の在り方、学校あるいは社会体育等における子どもたちの活動のガイドラインとか、私どもなりに検討して、17日はそれをまた本部で結論が得られたら、表に出して行って、ちょっと子どもたちに頑張ってもらい



んです。勉強だけでは、人間できません。運動もしっかりやらなきゃいかんし、勝ったり負けたりするスポーツもやらなきゃいけない。ただ、難しいのが屋内スポーツなんです。これ、難しい。たまたまないんですが、屋内スポーツの中でも、やりあうスポーツね。典型的に言うと、剣道、これから絶対にお互い切っ先を触れてはいけないみたいな話を、剣道ができるかとかね、柔道ね、この辺のことを考えると、本当に僕は心が痛むんですけども、野球なんかはまあ、グラブをはめてるんでね、ボールを投げて受け取ったところでまあええんかなと思ってみたり、陸上競技なんかはほぼ問題ないんだけど、種目ごとに何が接触到該当するのか、その接触到該当する場合に、どういう配慮が競技種目ごとにあるのかとかね、専門的な知見もいるんですが、我々はそのままで専門性がないんで、できたらこういう想定、子どもたちは今のところ完全に安全なんで、多少接触があってもいいという考えでいくのかなんてことを、今悩み、悩みながら考えて、ただし、他の地域の子もたちとの試合はちょっと無理じゃないかな。だから、市内での試合、市内での競技大会、これはぜひやっていけるような環境を作りたいというのが、今の私の内心であって、その内心だけで決まらないんで、我々も対策会議をきちっとやってね、それでどんなふうにするかということは今後決めて、それを17日その会議をさせていただくというようなことで補足をさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

いろいろと説明をいただきまして、後の方からの部分なんですけど、教育関係の部分で子どもさん方の対抗試合等々について、大変なんだということだったんですけど、市長の方はさすがというか、よく見られるな、私はスポーツのところで頭が回ってませんでした。確かに言われてみればそうだろうな、特に屋内関係のスポーツについては非常にうつる可能性があるだろうな、特に市外との交流ですね。

そうですか、そうですかと言ったら私が一般質問する意味がなくなるんで、これから厳しい話をちょっとさせていただこうと思うんですけど、まず市長の部分は大きな風呂敷の中で範囲内での話をしていただいたら十分だと思うんですけど、担当部長はそうはいかないとこがありますんで、少しするんですけど、いろんな数字を教えてくださいました。市長の方は、麵工場がいいとか、大きな声では言えませんというが、それは片方がもうけてという話もあるかも分かりませんが、非常な話があるんですけど、今運送業も、宅配便業者は物すごい、今までにないほどはやってということも聞いてる、テレビですけどね、いろんな状況あると思うんですけど、私が言いたいのは、分かれると思うんですけど、本当に悪い方に手助けをしてあげるべきじゃないか、行政でできることをしてあげるべきじゃないかということで、例えば風水害、地震、こういうものがあつたら目で見えるわけ、パッと。ここの家がここまで浸かったから、この援助しようというのが分かるわけです。地震なんかでも、家が傾いたら建築士が入って、これはもう全壊ですよ、これはどうなといたら補助金だせるんですけど、コロナの場合はなかなか数字が出てこない。これもよく分かるんですけど、数字が出てこないとやはり支援しようにも、非常にしにくいんじゃないかなという気がするんです。そういうふうな場合は特に、市長の考えも同じだったと思うんですけど、経済がブイ字回復が非常に厳しいということになれば、会社を存続させるためにどうしたらいいですか、状況どうですかと、経営がええ、悪いという意味じゃなしに、ある程度の金額的なことも含めて、全部の部分は無理ですけど、抽出アンケートでもするしかしょうがないんかなという気が、私個人的に思うんですけど、執行部の方は数字をぱつと言うとですね、数字が一人歩きする可能性もあるんで、多分そういう気持ちを考慮して言われないんかなというふうに、真実は分かりませんが、私がいいようにとって、解釈をしますけれども、本当に疑問なのは、私個人的な意味で、個人的に数字を並べるのは、これは市が言ったわけじゃないんですけど、かまわん

のですが、例えば、先ほど湯郷旅館の客1万3,000人ほどですかね、減りましたよ、2億円ほどの数字が金額少ないよ、これ単純に計算したら、1万5,000円ほどでしょ。概数でいきますけど。1万5,000円ですわ。だから、お客さんが1人来ないと、1万5,000円減るんですよという仮定をという意味ですよ。それで、もう1つは、言われた中で入湯税の関係、2,200人くらいですかね、これは月数が違うんですけど、4月、5月、さっきは平均金額出すだけですから、これは関係ないんですけど、4月、5月で2,200人くらい、おおざっぱな話ですよ、2,200人くらい的人数が減りましたよと言われたわけです。2,200に1万5,000円掛けたら幾らですかといたら、3億3,000万くらいだと思うんです。今聞きながらこれやってるんで。幾らですかね。ちょっと待ってくださいね。

〔「3,000万くらい」と呼ぶ者あり〕

3,000万ですか、これしか減ってないですか。2万2,000人ですよ。入湯税の人数が2万2,000人、減ったのがね、2か月でね。掛ける1万5,000円としたら、3億3,000万円。だから入湯税が入らなかった分が3億3,000万円くらいになりますよと。片方では、バレンタインホテル、2か月ですけど、3,200万円ほど減収になってますよと。バレンタインホテルは1軒ですよ。そうしたら、ホテルの1軒の分が3,000万円近い金額が2か月ですよ、2か月で落ちたよということは、3、4月ですよ。僕が言ってんのは。入湯税が2万2,000人ですから、4月、5月でそのくらい金額が落ちてますよ。そしたら6月どうなんです、3月入って、頭がこんがらがりましたね。3、4で3億3,000万円程度落ちたら、5月は全然計算されてない。あと1億5,000万ほど足したら、5億近い金がホテルだけで落ちましたよというふうなことにならないかなと。こういうふうな数字をですね、どんどん足しあげていったらおおむねのマイナスが出るんじゃないでしょうかね。これは私の独断と偏見の中の数字で、じゃあそれを、そのくらいであれば、その中の固定費用がどのくらい、食材量費用がどのくらいというのを推計した中で、市ができる援助を最大限したらどうでしょうかねというのが、部分なんですけど、まずは被害額を出さなきゃいけないんじゃないのかなということ、こういうことをずっと考えよったらですね、市の法人税というのが、全部じゃないでしょうけど、年度末の3月末で2か月以内の申告ですかね、こういうのがあって、法人税そのものは2億ちょっとくらい金額だったと記憶があるんですけど、その中で3月までですよ、3月までの程度の影響が出てるのかなと。法人税と売上げが下がるのは、ちょっとかけ離れてるところがあるんですけど、もうけがないと法人税払わないわけですからね。そのあたりも含めてもし分かるようでしたら教えていただきたいな。

今後の話なんですけど、商工会の方へ聞かれましたと言うけど、商工業者というのは、美作の商工会というのは1,600ほどあって、勝央や西粟倉が余分に入っておりますよね、美作市だけではないということもあるんで、その辺りもどういうふうに計算されてるのかな。

何はともあれ、私の調査の段階では美作市の事業所が平成26年度の経済センサスでは、1,416事業所があるんです。その中で製造業が168、それから建設業が161、人口の方も2万7,977というふうになっておりますんで、このあたりを全部が全部調べて、全部が全部こうだというのが非常に難しいんですけど、ある程度の推計をして、私たち議員にも知らせてもらいたいな。そうすると、議員の立場で応援できることは応援したいなということで、もし分かれば、分からなかったら、分かりませんでよろしいですけど、分かれば説明をしていただきたい。

というのが、これが次の段階に、一番大変なことになると思うんで、もし、分かるようであれば説明をしてください。分からなかったらそこまで、今後しますでも何でも結構です。

終わります。

〔「休憩します」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

10分間休憩して、答弁を調整します。

午後 4 時08分 休憩

午後 4 時18分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き、会議に入ります。

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

被害額と被害額の算定ということでございますけど、現在事業者の方、支援が必要なところに、必要な支援ができるように取り組んでおるところでございますけど、業種によりまして、事業者によって受けておられる損害の額というのは違うと思います。そういった具体的な支援策を検討していく中で、議員のおっしゃる被害額の算定について、こういう方法で積み上げるとこういった額ですよといったことを考えていきたいというふうに思います。

もう少しお時間をいただきたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、私の方から法人税の関係について答弁させていただきたいと思います。

法人税については、市内690事業所がございます。平成30年度の数字で言わせていただきますが、平成30年度の法人税割額が1億2,963万7,000円、均等割と足すと約2億円ということでございますが、その中で今回コロナの影響によりまして、申告したものを拾ってみました。

その中で、コロナの影響がある事業所については、事業所単位では分かりませんが、事業終了年が令和2年2月末の分については、幾らかの影響があるかなということで、2月分の数字を申し上げますと、申告が39社ございまして、そのうち20社は、法人税割が昨年も今年度もございませんでした。ですから、この数字から言うと、赤字部分がどれくらい出たかは分かりません。増えた業者が9社、減った業者が9社でございます。それで法人税割額でございますが、課税法人税額、これがマイナスの1,362万円、これに法人税額を掛けまして、法人税割額になりますが、これがマイナスの166万円の状況でございます。

続きまして、またこれが3月が一番今のところの申告で影響があるかなということで、決算月が3月31日ということで、調べてみましたが、これにつきましては、申告が117社ございました。その内、昨年も今年度も法人税割については0ということが70社ございました。増えているのが20社、減っているのが27社でございます。課税法人税割額につきましては、マイナスの6,180万円、法人税割はマイナスの424万5,100円ということで、3月決算につきましては、かなりの金額的には減少しているという状況でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

法人税のほうからお聞きしましたけれども、被害額が徐々に、徐々に、3月は出始めてるのかな。と言いますのが、津山信金の調べた調査と合致する。ただし、117社、3月末決算で70社が法人税割がないという

ことになれば、この辺りの推計というのは、非常にできないだろう、分からないだろうなということもしますし、非常に大変なことだろうと思うんですけども、まず調査をしてから、こういうふうな支援の方法が次ですよというのが一般的じゃないだろうかなという中でのお尋ねでした。

今後そういうふうなことも含めてやっていただいたらということで、次の項目に入ります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、2項目めに入ってください。

3番（岩崎 清治君）

次の項目は、コロナの影響があった部分について、市や国の部分、支援をしてるわけですね。この支援の部分が、じゃあ実際どうなんですかという意味でお尋ねをしています。

例えば、国の制度というのは、国の制度ですから、はっきり言えばそのまま横流し、トンネルで行けばいいと思うんですけど、市の独自制度というのは、深く深く、長く長く時間かけてするよりも、ある程度はえいやと言ってやらないけん部分もあると思います。ただし、えいやとやった部分については、利用状況とか、本当に困っている状況を見ると、徐々に、徐々に変えていかないといけない。市の方でも、給付金事業についたら、一番最初は雇用の関係だけで2割上乘せということだったんですけど、これも国の制度が8,330円ですかね、これが1万5,000円にしますよ、とかいうふうに変わってきてます。その辺りも含めて、じゃあどんなんでしょうかねということ、お尋ねをしたいなど。これはもう数字をお聞きする部分もあるんですけど、書き写しますんで、できるだけゆっくり、丁寧にしてください。

1番目は、市税や上下水道料金の軽減や徴収猶予の条例を通しましたので、これでどのくらいの利用をされてるんかをお尋ねをいたします。

2点目は、定額給付金市単独の貸付金、給付金、宿泊助成などの状況はどうなんかな。市単独の貸付金やら、給付金なんかは、岩江議員のときにも言われて、僕もメモ書きをしたりしたんですけど、今議会でも言われる日によって、全部数字が違うんで、比較検討するんで、できれば、できればですよ、先ほど言いました上下水道料金と同じ日での分をしていただいた方が分かりやすいと思うんですけど、それがなければ、今の持ってる数字でよろしいです。定額給付金の部分については、結論から言うと、割と早くできたなというふうに思っております。ただし、地域の人が、市長そこで話されてても耳だけはこっちに入れといてください。5月14日に新聞報道されてるんですけど、5月の14日までに私に定額給付金っていつ出るんですか、待ってるんですよ、待ってるんですよという声がたくさんありました。たまたま私が見てたときに残してた新聞を今持ってきて見てるんですけど、この新聞の中に書いてあるのは、先ほど言いましたように、給付が始まるまでについては、美作市どうなってるんですか、どうなってるんですかという意味合いがあって、給付が始まったとたんに、請求したらすぐお金が入ってきた。びっくりするような意味合いで言われてました。こんなに早く入るとは。この前の議会で言われたの、確か95%くらいの状態になってるよと言われたんですけど、市民の方にはやはり正しいことをできるだけ伝えないといけない。というのは、なぜかという、5月の14日の新聞には、新庄村が10万円の給付を開始しましたよ。この時点までに、13日までに約7割の方に支払いをしましたよという新聞が出てるわけですよ。美作市は14日の日にはまだ届いてはいない。オンライン申請が11日から始まってますよ。11日から始まってペーパーの分は15日からとなってるんですけど、13日か4日か、土日があるんではっきり覚えてないんですけど、割と申請よりも何日か前に納付書来ましたが、この辺りのことを住民の方はいつ来るんですか、結果的には良かったんですよ。結果的には良かったんですけど、こういうふうな早く入るんじゃないんですかというふうなのを持っています。これも反省なんですけど、もう多分2度とないと思うんですけど、本来は新庄村なんか6日から受け付け開始できたのと、

連休中もしましたよと書いてあるんです。ただ、うちの場合には、情報公社の関係があったり、できなかった理由もあると思うんですけど、いつくらいから必ず始めますという安心感を市民の方に、今後の部分について教えてあげて、これからしますよ、待ってくださいよ、すぐにしますよというふうなことを今後は知らしめてもらいたいなと。

この件は終わるんですけど、次に市の単独の貸付金、先ほどの岩江議員で48件というふうな数字もいわれたんですけど、1億5,000万円程度ですかね、言われたんですけど、この部分についても、もしあれば、ないでしょうね、もう。給付金、給付金についても、雇用調整の部分と、個人事業主等々の部分についてあると思うんで、個人事業主については、ちょっと書き落としてるんで、このあたり雇用調整については再度教えていただきたいな。

それから、宿泊費の助成の部分について、市内、市外というような議会の中で議論もされましたけれども、そのあたりの部分も説明をお願いしたい。

それから、今後なんですけど、失業者や休業手当などで、収入が減った方についての援助の、支援の方法を検討される気があるのか、ないかということと、後、言っておりますけれども、感染症の関係で、大原病院や診療所の関係、対策をされてて、もう今後、先ほど1回目のところで、現状で問題ないかという部分で、問題ありませんみたいな感じで言われたんで、問題なければもうよろしいです。事前に通告してるという意味で、書いてありますけど。

それから、教育現場についても、極端な話この議会が始まる前までは、9月入学が議論されておりましたね。なぜ議論されてるのかというのは、先ほど言いました、大学、高校は2か月休みでしたよ。海外の話もあるんですけど、そういうふうな中で、岩手県ですかね、コロナがゼロの部分があって、そういうふうな部分で日本全体の部分の今後の入学じゃどうのこうのということが全て違うよという話の中で、うちはほとんど休まずにやってるわけですから、その中で、休まずにやってることについては、非常に良かったんですけど、逆に言ったらこれはちょっとマイナスになるよと言いますが、これ独断と偏見の話なんですけど、全国学力テスト、今回中止になりましたね。それが、例えば9月早々にするとした場合、片方は夏休みがないような状況で授業が進みます。うちの場合は夏休みありますよね。これがあるかないかというのは別問題ですよ。絶対何かがあると、メリットとデメリットは発生しますよ。その中で今時点で考えられるデメリットがあれば教えてくださいと。先ほど市長の言われた、各学校間、市外との体育の交流等については分かりましたから、そういうことでなしに、あれば教えて、なければならないということで結構です。

それから、次に一番私の方に何をしてるんならとってすごい怒ってクレーム電話が参ったのが、国からの配布マスクの件です。時間がなくなるんで、我が家にクレームに入った中をメモ書きしてますんで、それを読み上げますと、新聞に載っていた美作市のマスクの記事はどういうことなんだと。それから、マスクをもらえない。届くのを待っていたよと。過疎の地では手作りができない高齢者もいる。仮に作ろうとしても材料がなかなか手に入らない。マスクをもらえると待っているのに、市が勝手に備蓄に回すというのはどういうことだと。独断で決めないでほしい。いらぬ人は自分の意志で返還及び寄付をすれば良い。それを一律に備蓄に回すのは横暴ですと。それから、議員さんもこのことをよく知ってて賛成したんですか、知りませんと言うたら、しっかりしてくださいというふうなことの電話が数人の方からありました。議会の方には説明もなかったし、あの新聞記事を読むと、対策本部会議の中で出たのを記者が書かれたような感じなんですけど、ちょっと経過を教えていただきたいな。

それから、これもある程度あったんですけど、抗体検査について、抗体検査というのをやりたい、したいという気持ちの人がすごくあるんです。と言いますが、この議会でも抗体検査について、今の200人だけ

では反対だ、意味がないというみたいな感じのことも議員さんの質問でもありましたし、私の方の部分については、200人の方が検査をして、正式な言葉が分かりません。陽性という言葉がいいんか、抗体があったという言葉がいいんか分かりませんが、その後の段取りはどうなのと。するんだったら市民全部にしてほしい。市民全部にさせていただいてそれで、ソフトバンクの社長さんがインタビューで言われましたように、抗体はありませんでしたという証明書を出してほしい、こういう連絡もありました。するのであれば金額的にそれほどの金額じゃないでしょというふうなことも含めた中でありました。先ほど同じようなのが、これも市長よくご存じだと思うんですけど、厚労省の抗体が全国で1万人ですかね。1万人のなかで大阪府民が3,000人の割当てがあって、希望者をアプリかなんかで募集した。ところが19倍の人数になったというのがあるわけですね。それだけ関心がある、してもらいたい人がたくさんあるわけです。制度とかどうのことは別なんですけどね、そういうふうには美作市においても、してもらいたい人、手を上げて募集したらすごいことになると思うんです。することについては、悪いことではないと私は思うし、特に災害関係については、市の執行部が考えられたことについてとやかく言う気はあんまりないんですけど、中途半端な400人だけして終わりですというのが辛いし、部長の説明では、今年もし、来年もし、ずっとある程度継続的にしたい。大学の研究室とか、学者さんの部分で感染状況どうなんか、抗体状況どうなんか、これだったらよく理解できるんですけど、行政ではちょっとクエスチョンがあるんじゃないかなということと、皆さんよくご存じですけど、巨人の選手がしたら、4人ほど抗体があって、2人PCR検査したら2人陽性になって、その部分がなんか新しい言葉ができてきた、できてきてないという議論もありましたけど、そういうふうな話もあるんで、もう少しやはり考えてできるのであれば全員をやってもらいたい。希望者全員についてやってもらいたいと言う気がします。

以上で、1回目の市民の方の意見も含めての話とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

今時間が4時35分ですので、ちょっと延刻の了解だけ、聞きたいと思います。

本日の会議時間を延長したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

本日の会議時間を延長することは可決されました。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私から、抗体検査についてお話をしますが、今、国も自治体も含めて、あるいは学会も含めて、抗体検査が物すごく注目されています。今週号の週刊文春かな、iPS細胞でノーベル賞をもらった京大の先生が、これしかない、こう言ってましてね。その後は2つに分かれるんですけど、2つに分かれるというのは、200人でも100人でも本当は、これはサンプル調査なので、（聴取不能）サンプル調査は違うので、我々は美作市の平均値が知りたいだけなんですけども、いやいや、自分のことが知りたいんだと、これは（聴取不能）じゃないんです。それは希望者があれば、我々としても、もし岩崎さんがおっしゃるように本当にしたいんだったら、ぜひ市役所の方に言っていただければ、それは予算組みます。補正すればいいんだから。言うてみたけど1人もおらんかったというたらまた岩崎さんも困るんで、それは確かな話としてまた御返答いただければ、このコロナについては、こうだからこうするんだ、みたいな話じゃなくて、いろいろやる中で、日進月歩、日々政策を変更していきながら国はやってる、うちもやってるんで、希望があればやったらいいんですよ。希望があるのに200人だから反対なんていうのは、幼稚な反論。岩崎さんのように言

えばいいんだよ。希望があるんだから予算拡大したらどうだっていうのが提案であって、200人にしかせんから、希望がどうのこうので反対というのは、これは幼稚な議論なんですよ。ですから、私は岩崎議員の質問とってもいいと思ってて、できないことはないんです、全然。大した金額じゃないんですよ。それで、30億という話がありましたけど、そんなかかるわけじゃないんだし、我々としては、御希望があるんなら全員、まあ全員の希望は取れないでしょうけどね、要するに答える能力がない方々も何人か絶対おられるんで、新生児とかね含めてね、そういう意味では1万人くらいの話であれば。ただし、1万人だけで今安心してもしようがないんですよ。これが大きな問題で、来年の今やったらどうなってんだと。それが上がったら要注意だったりするんです。下がってるということは絶対はないんだけど、陰性率がね。陰性率が安定したらまた要注意なんです。ずっと我々はほかのところにはいかないという運動しないといかんし、ほかのところからできたら来ないで、我々の非常にクリーンな美作市の状況をどう保持するかということだ。一番楽なのは、上がり切っちゃって7割超えたらもう忘れていいんです、これ。陽性率が7割を超えたら、もうこれは済み。でもそんなふうにはしたくないですよ。7割超える前に何百人か死んじゃうんだから。こんなことに絶対したくない。市民の方々に抗体検査とか疫学上の問題とかっていうのがあんまり浸透していないんで、広報誌にでも少しまとめた記事を書いて、こういう意図であると、疫学というのは。市民の方々は、自分の健康管理のためにやりたいのであれば、1回目はこれはもう絶対ただでします。希望者には。ただし、それ以降は保険適用があるか分からないけど、国に保険適用を要請して、保険の世界で片を付けるのかどうかというようなことになってくると思うんです。ただし、抗体検査というのは、これから絶対に必要だというのが、昨日、今日から学会の論説の主たるトピックになっていて、PCRも重要じゃないかというふうに段々なってますね。

以上お答えの一部でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは私の方からは、市税の徴収猶予について答弁させていただきます。

6月12日現在の市税の徴収猶予の申請件数及び金額の状況について報告させていただきますが、新型コロナウイルス感染症の影響への対応といたしまして、徴収の猶予を実施している件数は法人が12社、個人が6人の合計18件の状況でございます。徴収猶予している金額につきましては、法人が6,645万3,500円、個人が161万2,320円の、合計6,806万5,820円の状況でございます。

なお、6月12日現在の減免の申請はございません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

森元環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

私からは、上下水道料金の徴収猶予の状況について御報告いたします。

6月12日現在で、上下水道料金の支払いに関する相談件数は12件、徴収猶予の申請事業者は4事業者で、延べ件数が9件、これは毎月の申請になりますので、延べで9件ということでございます。

支払い猶予の金額ですが、水道料金が109万3,697円、下水道使用料金が、101万2,424円、合計で210万6,121円という状況であります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

私からは、特別定額給付金の状況ということで答弁をさせていただきます。

本市では、先ほど議員の御質問にもございましたように、オンライン申請の受付を5月11日から行っております。また、郵送申請につきましては、15日に申請書を郵便局の方に持ってまいりまして、受付は5月18日から開始をいたしております。6月12日までの審査件数でございますけれども、1万1,851件、4月27日現在の世帯数と比較いたしまして、95.5%という状況でございます。

また、給付予定者でございますけれども、こちらは2万6,376人でございます、同じく27日と比較いたしますと、96.9%ということになってございます。

また、給付金の振込は、5月19日を初回に、明日6月16日まで、計9回行うこととなりまして、給付確定をした1万1,813世帯に、総額26億3,280万円を振り込むことといたしております。

なお、先ほど申しました審査済み件数95.5%でございますが、本日も申請書70件程届いております、約0.5,6%になりますので、本週末では96%を超えてまいるといふふうに思っております。

また、ここで少し県内の状況の方を御報告申し上げます。

先週6月10日水曜日の時点の数字でございます。給付済みの世帯数が美作市におきましては、1万1,522世帯でございます、割合にしますと、92.9%ということでございます。これは県内15市の中ではトップの数字ということになってございます。また、27市町村では、4番目という順位になってございます。そして、この数字を少しでも上げるというためには、申請の受付期間が8月17日というふうになってございますので、まだお済みでない方は、忘れずに早めにお手続きをお願いしたいと思っております。

また、御質問の中で御指摘のありました周知、お知らせが遅かったということでございますけれども、今後このようなことがございましたら、注意を払って対応をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今彼は、非常に丁寧にかつ今後のとかって言っていましたけれども、今後も多分この段取りになります。どうということかといいますと、数日うちは遅らせてるんですよ。情報公社からきた封筒がいっぱいありましたね、そのうち何通ベケにしたの。要するに出せない封筒がいっぱい来るんですよ。そんなもの出しちゃうと、世の中混乱しちゃうんですよ。それをきちっとチェックをした上で出すもんだから、回答率がぐんと上がるんですよ。その前処理を美作市役所の職員が必死でやった。その分、若干遅れがあるんですけど、後がスターっといってるんですよ。うちは、市の責任として確実にこの日に出せるということを確認できない限りそれを言うべきじゃないというのが、市民に対するサービスの我々としての基本となっていて、あんまり予測で言うことは絶対ないことはないんですけど、それは予測していい事柄であって、自分が責任を持つことについては、予測じゃなくて自分で判断できるわけだから。それを予測がましいことと言うのは、僕はうちの総務部長は絶対しないと思うし、それを詫げる必要は私はないと思いますんで、補足しておきます。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

私の方からは、宿泊費助成の状況につきまして御答弁させていただきます。



新型コロナウイルスから暮らしを守る施設勤務者応援宿泊費助成金の助成の状況につきましては、補正予算第2号で議決をいただいた、5月13日から緊急事態宣言が解除されました5月25日までは、利用の実績はございませんが、2件の問い合わせがございました。

それから、市内、市外の説明についてでございますが、前回の2015年の国勢調査によりますと、美作市には3,610人の市外からの通勤者がおられます。そのうちの、医療、福祉、教育、学習支援、公務の方々が約4分の1で、932人となっております。そのうちの県外の方が、932のうちの158人、4%程度となっております。約930名の方々が、市外県外から美作市の医療、福祉、教育、学習支援、公務の現場に勤務にいられておるとい状況でございます。これらの方々が宿泊費の助成をすること、支援をすることによりまして、市民に対する、皆様に対するサービスを維持するためにこの宿泊費助成を行っておるものでございます。そうしたことによりまして、ひいては市民の皆様の安全・安心につながるものと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、負けるな給付金の雇用調整助成金の上乗せ補助でございますが、こちらは6月12日までに19件、332万円の申請がございました。

次に、収入が激減した世帯への対応ということで、個人及び法人を対象に市内に事業所を有する事業主の方を対象に、負けるな給付金の別枠交付として休業者や開店しても売上げが少ない場合の支援制度を設けておりまして、売上高等が20%以上減少した事業主を対象に、全日休業した場合、また営業されたが売上げがなかった場合などに7,500円ないし8,330円の給付を一月、20日間を限度として給付するものでございますが、こちらの方の件数は、6月12日までに個人向け116件、1,313万4,000円。それから法人向けでは9件、90万1,000円の申請がございました。先ほど申しました、国の雇用調整助成金、休業手当の助成でございますが、国の補正予算、2号補正によりまして、日額限度額の上限が引き上げられるという情報をいただいております。その効果が早く従業員に及ぶこと、そして雇用保険の被保険者でない従業員の方を休業させた場合の助成金の制度がございまして、この制度がパート労働者に及ぶことが大切だというふうと考えております。

〔3番岩崎清治君「法人、なんぼ言われたかな」と呼ぶ〕

経済部長（遠藤 宏一君）

法人は、申請が9件、金額が90万1,000円でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

まず私の方からは、失業者・休業手当など、収入が激減した世帯への対応ということで答弁をさせていただきます。

社会福祉課並びに美作市社会福祉協議会では、生活困窮者の相談窓口を設置し、困窮者に対し、相談支援や就労支援、家計改善等の支援を行っていますが、新型コロナウイルスの影響により、収入が激減し、生活費に困窮している方からの相談対応を行っております。

収入が減少して、当座の生活費に困窮している場合は、各種給付金や生活福祉資金貸付制度の利用を紹介し、また失業された方には、それに加え就労支援を行っております。

現在のところ、コロナウイルス感染症の影響で、生活保護受給に至ったケースはございませんが、現在のよな経済活動の停滞が長引けば、将来的に生活保護受給に至るケースも予想されるため、対策の有効となる情報を収集しながら、今後も相談者の困り事を十分に把握し、社会福祉協議会とともに、連携を密にし、適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

それから、医療現場の対策ということですが、問題がなければよいということですが、まずは院内感染の防止ということに万全を期していく必要があります。それから感染対策としては、現在小康状態にありますが、今後第2波が発生した場合に、感染患者を受け入れる場合を想定したスタッフの配置でありますとか、設備、建物の仕様等を十分想定した対策を講じていく、現在も対策を講じておりますが、それを継続してシミュレーションしていくということが、寛容になるかと思えます。

それからお尋ねがありました、抗体検査につきましては市長が答弁したとおりでございますので、よろしくをお願いします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

佐々木教育長職務代理者。

教育長職務代理者（佐々木 勇君）〔登壇〕

9月入学の問題点について等にお答えします。

〔「9月入学はもうないんですから」と呼ぶ者あり〕

失礼しました。最後の質問がありました、学力テストのことですけれども、全国学力学習状況調査につきましては中止、県の方は検討中ということを知っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

時間がないので、要点のみ言います。

抗体検査の関係ですけど、市長いろいろ言われましたけど、抗体検査して、抗体がなければこの議会マスクしなくてもいいんですね。このことを考えてもらいたいという意味で言っただけです。

それから、ほかのことはいいんですけど、税の徴収猶予、上下水道料金の徴収猶予、それから貸付金、助成金、これを全部これだけの部分は市の制度で一般的に考えたらもらえるものをもらう。言葉が悪いですけど、もらえるものはもらう。逆の立場ですよ。猶予してもらおうものは、猶予してもらおう。それでもなおおらんんだら、お金を借りるといふ部分だと一般の人は思います。

そうであるならば、この件数が全然違うんですね。その分析をどういうふうにされてるかという質問をいたします。それ以外はよろしいです。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

答弁漏れがあったことと、それからマスクをしなくていいかどうかについて申し上げますと、条件がありましてね、議会の方が全員、当局も含めて議会出席する可能性がある方全員の抗体検査が必要です、1番目。それから傍聴を全て排除できるかどうかということ。その辺までの条件ができると。

〔3番岩崎清治君「執行部もですよ」と呼ぶ〕

それは申し上げました。だから、外からの人が一切いないということになれば、恐らくマスクする必要は全くなくなります。ただ、傍聴を排除する議会というのが本当にいいかどうかについては私は、議長の立場

でどうお考えになるか知りませんが。

次にマスクで思い出したんですけどもね、さっきマスクの件の経緯がどうだったんだという質問があったんですけど、あれは、我々が4月の第何回かの新型コロナ対策会議でいったいアベノマスクはいつ来るんだという議論になったわけですよ。僕の耳に入った情報で言うと、東京には行き始めてるんだけど、全国的には国としては4月中にとか言ってるけれども、いろんな問題が起こりつつあって、5月中には無理だよと。安全なところは6月過ぎると思うよという情報があったんで、どうも美作市は6月以降だっていう話になってるよというようなことを言ったわけですよ。そしたらいらんわなど。というようなことで、記事が出てるんですが、記事としては不適格なところもあったけど、とってもいい記事でした。というのは、岩崎さんところへきた苦情と同じ苦情がうちへきたんですよ。あ、足りない人がいるんだというんで、一斉調査が始まって、足りない人へ全部アベノマスクが着く前に配ろうと言って、名前をエミノマスクといったんだけど、アベノマスクは1家に2枚だったかな。でしたね。安藤議員とこに一家何人おられるか知らないけど、2枚だったですね。うちのエミノマスクは、1人2枚だったかね。希望者1人2枚だから、圧倒的にいいんですよ。それから小さくない。消毒もしてある。髪の毛も絶対入ってない。大原病院検査済みですからね。だから、新聞記事に出てクレームがきたのがとってもありがたい政策情報になって、後が本当にうまくいったということが経過であります。

終わります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

うちもきてません。

もうこれで済みましたかね。もう1つあったかな。

〔3番岩崎清治君「分析のことは誰も言われんのじゃけど」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

徴収猶予と助成金を支給しておって、そして貸付制度があると。それぞれの件数の関係と言いますか、そういうものの、なかなかそういう検討も必要だなということを感じておるところでございますが、1つ助成金について申し上げますと、ハローワークへ先に計画届というのは出されるんですけど、その後事業者によりまして、1つの賃金の締め期間が終わった段階で市の方へ申請される場合と、その後申請だけじゃなくて、ハローワークの方で申請の額が確定してから申請されるケースもあったり、それから2か月分まとめて後でしますというようなことで、雇調の助成金の方がなかなか市の方へまだ申請をいただいていないというところで、貸付金の状況も見ながらまだ雇用調整助成金幾らかこの業者さんは申請してこられるんじゃないかなといったことは予想しながら見ておるところですけど、こういった件数のことにもまた注意してまいりたいと思います。

答弁になりませんが。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

もう時間もないんで総括といたしますけれども、先ほど言いましたように税の徴収猶予というのは、12人、個人6人ですから18人ですか。だけど片方では、借入金48人ですかね。これだけ人数違いますよと。本来は給付金の方を最初もらって、給付金は後で増えるかも分からんという話もあるんですけど、ある

程度の部分を対策本部会議の中でも議論する必要があるんじゃないですかと。市民のために。という気持ちがあつての質問です。

もう1個、最後の分なんですけど、東京都の部分は今回総額1兆4,000億円、まあ都ですけど、基金を取り崩しましたよと。これは市長知っておられると思うんですけど。よその市町村もすごい基金取り崩してるわけですよ。ただ、こういう話をするのに、それでも少し調べないけんと思つて調べたんですけど、非常に気の毒だなと思つたのが、ここに書いてあるんですけど、横浜市なんかにしても人口が376万人おるのに29億しかお金持っていないんですよ。財調ね。うちの分は2万7,000人で70億から60億くらいになつてるでしょうけど、桁違いに持つてるわけですね。人口割にすればですよ。今までも財政、いいですよ、いいですよ言われたら、少しはぱつとやっていただきたいなというお願いをして、私の質問をお願いを終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番9番、議席番号3番岩崎清治議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

午後5時05分 延会

令和2年6月16日

(第 5 号)

1. 議 事 日 程 (5日目)

(令和2年第4回美作市議会6月定例会)

令和2年6月16日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	青 山 慶	2番	和 田 広 宣
3番	岩 崎 清 治	4番	岡 野 鉄 舟
5番	中 山 忠 明	6番	倉 地 重 夫
7番	重 平 直 樹	8番	安 藤 功
9番	金 谷 のり子	10番	山 本 雅 彦
11番	萬 代 師 一	12番	山 本 重 行
13番	尾 高 誉 久	14番	鈴 木 悦 子
15番	岩 江 正 行	16番	日 笠 一 成
17番	空 席	18番	岡 本 泰 介

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	荒 木 利 明
政策審議監	春 名 利 亮	総 務 部 長	岡 本 和 之
危機管理監	千 原 善 弘	企画振興部長	春 名 信 明
市民部長	景 山 二 男	環 境 部 長	森 元 浩 之
保健福祉部長	江 見 勉	経 済 部 長	遠 藤 宏 一
建設部長	小 林 英 樹	教育長職務代理者	佐々木 勇
教育次長	平 田 幸 春	消 防 長	高 山 宏 明
会計管理者	山 森 和 幸	危機管理室長	柄 岡 雅 之
くらし安全課長	中 島 浩 一	高齢者福祉課長	有 友 一 正
都市住宅課長	野 村 慎 恵		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	尾 崎 功 三
課 長	坂 元 省 吾
主 任	白 井 隆

議長（岡本 泰介君）

皆様、おはようございます。

携帯電話の電源の管理をお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番10番、議席番号5番中山忠明議員の発言を許可いたします。

中山議員、始めてください。

5番（中山 忠明君）〔質問席〕

ただいま議長の許可をいただきましたので、令和2年6月定例会の一般質問をさせていただきます。

今回は4項目を質問させていただきますが、まず1項目めの雲海訴訟の判決についてという項目で質問させていただきますが、この判決についていろんな考え方がある中で、美作市議会としてどう受け止めて、どうこれを理解して、また検証していくんかという問題が残っております。

今回の6月定例会でも、この雲海問題については2名の方が同じような質問をされておりますので、重複することもあるかと思いますが、それはそれで、私も中身についてはまた別の角度から重複しないようにはしますが、しっかりとした答弁をいただきたいと、このように思っております。

そもそも、雲海訴訟の判決についてということでございますが、この雲海訴訟に至るまでの市長として様々な思いと、複雑な人間関係の中でいろいろお話があったらと推察しております。

雲海の百条委員会が立ち上げられたのも、亡くなられた前道上市長ですね。それからしばらくたつてのことではないかと思えます。美作市が訴訟を行った方は、元市長でございまして、市長職を退いてから、この百条ができるまで、2年以上の時が経過しておると思えます。当時の議事録を見ても、急に今まで黙っていた議員の方々が、何人かですけど、急に雄弁になって、その市長をよいしょとするような感じがしないでもありません。その頃から、よいしょ、よいしょが連発をしております、この頃から美作市議会もよいしょ病がはやったのではないかと感じているところでございます。

さてさて、横道にそれないようにと思い、元に戻して、私が思うのに、萩原市長はこの訴訟については、反対だったんじゃないかと推察しております。私が議員になってから、この雲海のことについて個人的にお尋ねしたところ、いや、よくないよというようなことは、よくないというのは裁判ですね。議会が決めたことだからというふうなことも言われたけども、基本的には反対だったんじゃないかと。しかし、1つの流れの中で、市長の後押しもし、後ろからいろいろと言われたというようなこともあったりしてこの訴訟に向けて動かされたように、私は思います。

その中で、市長が訴えられた側の元市長のところに請求書を送ったとか、ここに請求書がございますが、その3,500万というのを郵送で送ったらしいですけど、元市長にすれば、言われなきことでなんなら、とこういうふうな思いがあって、ほっといたところが、100万円で話をつけますよというような話も定かではありませんが、これは元市長が言うことですから間違いないと思いますけど、ということは、どういうことかと言うたら、本当に萩原市長としたら、もういらんことをせずにとっかで話をした方がいい。そういうことよりも、しっかり市政を守ってそして進めていくという思いがあったんじゃないかなと思うところでございますが、一旦訴訟して様々な、もう何年ですか、5年、4年近くなってやっと判決が出ました。しかし、結局は相手の反訴もあって、裁判所の言うんは、こんな問題をうちに持ってくるんじゃないよと、言わずもがなやっぱりそういうような思いがあって却下をしたというようなことが伺えるわけでございますが、しかし、結果的に昨日も15番議員の中で、相手の元市長の要求がちょっと間違ったことでここに市長謝るとるんじゃないかというようなことがあって、思い違い、勘違いがあったのは事実ですが、何も相手に対して謝罪も何もしてないというような結果が出ておりますが、我々議員が謝れとか、どうするんならとかいうことは強いてはありませんが、できればそこら辺のところは市長の良識ある判断で、また考えていただければと思います。

これから6点を聞きたいと思います。もう簡単に言ってもらえればいいんですけども、丁寧ないうことだけ忘れないようにですね。

まず1番に訴訟に至った経過、経過というて今言うた中にもあると思うんですけども、もう1つ。2番目として、訴訟の前、弁護士との話があったと思うんです。ここの中で結果は予測していたと思いますが、弁護士との話ではそういう話をしてきたのかということ。3点目、裁判の経費は全て市民の税金で賄うと思うのが答弁ですが、これは昨日も15番議員が言われたので、いいとは思いますが、実際は金額がもっとかかると思うんですが、執行部の方がそういうふうにして金額をはじき出したんですから、それがそうかも分かりません。それからこの3番はもうこれは質問をしません。重複すると思いますんで。3番、4番は、これは質問をいたしませんので、次の5番、元市長に謝罪をしたのか、また謝罪していないなら謝罪をする記者会見をするのかしないのか。6番、この雲海訴訟は日本国内において余り例をみない悪い訴訟だと思うが、市のトップとして深く反省しているのか、また、今後も市が議会で承認したことで裁判に問うつもりか。ちょっと分かりにくい質問かもわかりませんが、この4点を答弁していただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

それでは、議員さんの雲海訴訟の判決についての御質問でございますが、まず1点目訴訟に至った経緯ということでございます。

本件訴訟は、大芦高原国際交流の村の指定管理者であった、株式会社雲海につきまして、地方自治法第100条に基づき、美作市議会に設置をされました株式会社雲海に関する調査特別委員会による雲海再建政策を立案、指導した元市長には、根源的な責任があるので、市が被っている損害について適切な処置を求める旨の決議を受けております。

当市といたしましては、この決議に基づき、同社への出資金及び指定管理料の支出に関する意思決定に際しまして、当時の美作市長に裁量権の逸脱があったとして、平成27年11月2日付で、元市長に対しまして損害賠償を求める訴えの提起を行ったものでございます。

なお、平成28年3月3日付で元市長の方より、不当訴訟及び名誉棄損を理由とした反訴が提起されており



まして、併せて判決が行われたというものでございます。

それから、2番目でございますけれども、訴訟の前、弁護士とどのような話をしてきたかという御質問でございます。訴訟を提起する以上、請求が認められる可能性はあるというふうに考えておりました。もっとも、今回の訴訟は先例が少なく、事案も複雑でありましたので、最終的には裁判官の判断次第であろうというふうな話はしておいたようでございます。

市としましては、議会の決議を踏まえた上で、顧問弁護士と協議を行い、請求内容を構成いたしまして、訴訟の中ではその主張が認められるよう最大限の力を尽くしてまいりましたが、しかしながら、結果といたしましては、反訴に対しての当市の不当な訴訟ではないという主張は認めていただきましたが、本訴における請求は認められなかったというものでございます。

それから、3番、4番はそれでは省略をさせていただきます。

続きまして5番ですが、元市長に謝罪したのかと、記者会見をするのか、しないのかということでございます。先ほど申し上げました、元市長からの不当訴訟及び名誉棄損を理由とした反訴につきましては、本件訴訟が調査特別委員会の調査結果、そして原告議会におきまして原告が被った損害について適切な処置を元市長に求める旨の決議がなされていたこと等を考慮すると、本訴は事実的、また法律的根拠を欠く不当な訴訟ではなく、また、訴訟における正当な弁論活動と認められるから、違法な名誉毀損にも該当しないとして、反訴につきましても棄却をされております。従いまして、謝罪ということは現在は考えておりません。

また、これまで余り例をみない訴訟、今後も市議会で承認したことについても裁判を問うんかという御質問でございますが、繰り返しになりますけれども、本件訴訟は、株式会社雲海に関する調査特別委員会による雲海再建政策を立案、指導した元市長には、根源的な責任があるので、市が被っている損害について適切な処置を求める旨の決議を受けまして、当時の美作市長に裁量権の逸脱があったとして、訴えの提起を行ったものでございますので、また、今後のことということでございますが、訴訟の提起ということは、事件の内容などによりまして、その都度慎重に検討していくべきものであるというふうに考えておまして、従いまして、今後のことにつきましては申し訳ございませんが、お答えすることはできません。どうか、御理解のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

今の答弁を聞いておりますと、人ごとのようなふうに私は受け止めたんでございますが、当時、百条の結果を受けてと、こういうふうに言われましたが、他にもあの百条で決めたことがあると思います。それが何だったか、言うてください。

分かるか質問。元市長が支払う計画の立案者だから、それを受けて訴訟を起こしたと、今岡本部長が言われたけれども、この当時の百条についてはこのことだけが決まったのではなしに、ほかの後3点か4点決議したことがあるんじゃないんですか。それを言うてください。どういうことか。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

2回目の御質問でございます。これはちょっと決議書の方に4件明確に書かれておりますので、そちらの方を御紹介させていただいてよろしいですか。

まず、1点目は先ほど申しましたように、元市長には根源的な責任があるということで、損害について適

切な処置を求めること。

また2点目が、本件関係職員についてもコンプライアンスの意識を欠いているため、適切な処分を求める。

それから3番目といたしまして、雲海取締役に対し、市の被った損害について、取締役としての回復に応じるよう求める。

また、経営アドバイザーに対しては、食器等を買い取ると同時に市の損害回復に応じるよう求めると。

この4点でございまして、岡野議員さんのときだったと思いますけど、質問にもお答えいたしましたように、一番目の元市長には根源的な責任というふうなことが書かれております。従いまして、この根源的な責任が裁判の方で否定されたということで、他の3点につきましても否定されたものというふうに判断をいたしております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

いや、今の答弁では、ちょっと説明、答弁不足だと思うんですが。元市長が根源であるからということだけを取り立てて裁判しとる。じゃあ今の言うた、その役員、名前が出てきましたね、そういう人もなぜ一緒に提訴しなかったんか。言いよることが矛盾しとると思うんですけど。やはりそこらへんを改良しないとどうもならないと思います。ほんならそのときの職員の処分はどうだったんだというようなことを含めて、都合の悪いことは表に出さずに、都合のいいことだけを言うようにはなっておりませんので、気持ちは分らんでもないんですが、しかし、あなたの言う答弁はちょっと納得のいかんもんがありますので、再度3回目の質問ですから。

要は私が解釈することじゃなしに、もう一度なぜ百条で決まったことについて慎重に対処しなかったんか。不公平があったんじゃないかなと思いますよ。

もう一遍聞きます。なぜ元市長だけにしたことについて、根源的な言うたところで、それを言うてしまうと、議会にも責任が出てくるんじゃないんですか。議会の議決を受けてやった。元市長が勝手にしたことじゃないんでしょ。そやから、そこら辺をもう済んだこととはいえ、この場で検証していく。それから、裁判するにしても時効というものもありますしね、そういうところも含めて、ここで本当にきりっと、切り際つけたほうがええんじゃないかと。これ市長に答弁していただきたいんですけど。いいですか。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

裁判の結果が他の関係者の責任論にも影響を及ぼすことはまず間違いないと思うんですよね。例えば賠償が認められたときに、今度は関係者の間でも議論が出るでしょうし、いろんな調整が行われるということ。それは1つの解決法なんですけど、今の状況で、議員もおっしゃいましたけれども、私は市長になったらそもそも百条委員会をやったんで、そこの議員控室で、全協を就任直後にお願いして、所信の一端を申し上げたんですが、そこで百条委員会というのはいかがなもんですかねと、過去にいろんな問題があったのは知ってるけれども、それをあんまり長引かせても、いろんないいことはありませんよと。ことに、百条委員会が起きると、道上氏が死んでおられたんですけども、死亡叙勲がとてきつくなりますよと明言をして、百条委員会をやめてくれという話をしたんですよ。ですからあんまり争いをするのは、まさに市政のためにはよくないというのが僕の当時の根本的な思いだったもんですから、従って、職員との関係においても、全般的

に言うとか刑事犯であるとか、飲酒運転であるとかということになると、世間の目もあるんで、厳罰にしなければいけないということは、いやでもするんですけども、一方で真面目にやっていたんですけども、失敗したとかというようなことにまで、お前責任取って辞めとかね、というようなことは、あんまり私の個人の趣味とか信念としては、いやと言えはいやですね。だから穏便にして、それよりもさらに一層市民のために頑張れやという思いがありました。ですから、関係職員もその後いろんな形で立派な仕事をして円満退職をした方も何人かおられるわけでありまして、それをもしそこで責任追及したら、多分その方々の人生や家庭に相当大きな影響が及んでいたと思うんですよ。というのが私の思いであったことは間違いありません。お答えの全部にはなるかどうか分かりませんが、御参考にお話をさせていただきました。〔降壇〕

5番（中山 忠明君）

総括。

議長（岡本 泰介君）

はい。総括してください。

5番（中山 忠明君）

謝罪の気持ちは何となしに、言葉にはありませんが、しかしやっぱり言葉に出して言うということも、勇気もいるし大事なことだと思います。今後また似たような問題があつて、百条のようなものができておりますし、その中でいろいろと話を進めていくのに、今日のことをまた参考にさせていただいて、やっていきたいと思っておりますので、この件については、これで一旦終わらせていただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

2項目めに入ってください。

5番（中山 忠明君）

次に、本市も結構地域、面積が広いもので、本当に通学、スクールバスのいろんな使い方において活躍していただいております。

そこで、2項目めのスクールバスの色を統一色にするという、そういう問題をちょっとお聞きしたいと思いますので、ここでは5つの質問をさせていただきたいと思っております。

スクールバスは本当に子どもたちの安全、そして地域の安全も含めて大変なお仕事だと思いますし、子どもたちにとって本当に安全、この車が安全に家まで運んでいただく、学校に送っていただくという1つの交通手段でございますが、我が国はスクールバスについて、色は自治体によってまちまちだと思うんです。私もアメリカの映画なんかよく見たりするのが好きですから、必ずスクールバスというのはイエローで、向こうから来ておつても、あ、スクールバスだなということがはっきりして、なんとなしに安心感を与えるからだと思うんです。

5点をお尋ねするんですが、児童の安全確保のために、スクールバスの色を統一色にできるのか、まず1点。2点目、ちょっと新型コロナのことになるんですが、これも含めて一緒に質問させていただきます。児童の安全確保を最優先しなければならないが、新型コロナ対策のために運転手の皆さんにどのような指導をしているのか。例えば運転前の検温、飲酒、前日ちょっと深酒をしたとか、朝、車に乗車するときにそういうのを測っているのかということ、前にもしたと思うんですけども、それをきちっとやっているのか、いないのか。血圧、手洗いなどなど。それから3番目に、事故等緊急時の対応のための連絡機器をどうしているのか、備えているのかということも含めてお聞きしたいと思います。4番目、事故等緊急時の連絡順位、決まっておりますけれども、そのシミュレーションを訓練も含めてやっているのか、いないのか。それから新型コロナ対策として、児童の乗車席を少なくしているのか、また、スクールバスの台数を増やしているのか

か。

以上、この5点をお聞きいたします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私の方から、スクールバスの安全の全般的な話の中で、議員がたまたまアメリカの話を出されましたので、日米の差についてお話をしとこうと思ってるんですけど、アメリカのスクールバスの規制は法律です。なぜ法律かという、例えば私はニュージャージー州に住んでましたけども、ニューヨークと隣接してます。もし、ニュージャージーの車の色と、ニューヨークの色が違えば、一般車両は両方行ってますからね、分からんことが起きるんですよ。全国どこへ行ってもスクールバスがあったら、それはスクールバスだと分かるというふうにするのが1点。それから、スクールバスについては一般車両に物すごい注意義務がかかってましてね、児童がスクールバスから降りたり、乗ったりしているときに、停まっているスクールバスを追い越したら罰則くるんです。一般車両は必ず一旦スクールバスのとこへ停まって、安全確認をするという道路交通法になってるんですよ。これはもう子どもを徹底的に守ってやろうというアメリカの思いが、その法律体系に出てくるんですけども、従って日本でも私はそうすべきだと思います。ただ、市内だけやってもね、御覧のとおり私どものとこで姫路ナンバーもよく通りますしね、そここのところ国論としてどうすんだいということも議会の方でも御議論されたいけれども、子どもたちの安全を守るというのは、一体どうということなんだと、スクールバス1つとっても、日本の今のされ方、まだ後進性が残ってんじゃねえかというような論点になれば、大変なことになる可能性があると思います。したがって、論点として非常に私は日本の国際化というものを含めて、今後の日本の、あるいは子どもに対する社会としてのケアの仕方のレベルの問題ということを考えていく。一見、軽い問題に見えますけれども、実はかなり大きな問題だろうなと私は思ってることを申し上げた上で教育委員会の方から答弁があると思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

佐々木教育長職務代理者。

教育長職務代理者（佐々木 勇君）〔登壇〕

スクールバスの運行に関しまして、スクールバスの車体色の統一とか、運転手の健康観察、事故等緊急時の対応、新型コロナウイルス感染防止対策としての取組など、多くの御質問をいただきました。まとめてお答えいたします。

現在、市内各学校におきまして運行しているスクールバスにつきましては、スクールバスであることを示す黄色の三角表示を、車体の側面及び前後に掲示し、周囲への注意を促しております。課題につきましては今後検討してまいりたいと思います。

スクールバス運行時に発生します緊急時の連絡体制につきましては、運転手が所有する携帯電話を使用しまして、運転手から所属の支部長へ、支部長から教育委員会及び学校へといった流れで緊急連絡を行っております。併せて、事故の際には運転手が直接警察に連絡し対応しています。

運転手の健康状態の把握につきましては、感染防止対策に限らず、毎運行時に、運転手同士で確認を行っているほか、感染防止対策としては、マスクの着用や、バス車両内の消毒を実施しております。また、児童・生徒に対する乗車指導につきましては、座席に余裕がある場合は、学校は間隔を空けて座るよう指導しているとともに、運行時には車内の空気を入れ替えるため、常に外気導入し、対策を講じているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

もう一度詳しく答えてもらいましょうか。いいですか。

中山議員。

5番（中山 忠明君）

教育長職務代行に、丁寧に御答弁いただきまして、このことを聞いておられる父兄の方々、関係者の人も安心されたのではないかと思います。

最後に、1つスクールバスの色を先ほど市長、アメリカは法律で云々と言われた、もちろんそれは私も存じておりますが、なんでも国より先にされるのが市長の真骨頂ではないかと思えますので、この美作市からいわゆる、車で何台かはありますけども、ちょっと黄色でもぼけたような色で明らかにスクールバスというふうな色がはっきりしないというんか。先ほど佐々木教育長職務代行が言われてました、確かにスクールバスの前後ですか、後ろだけ、前後ろ、ストップとかいうようなの、確かに見ておりますが、だけどそれだけで安心できるものではありません。日本の道路から言えば狭いし、先ほども市長が、よそからきていうて、これよそから来るのは当然のことなんで、しかし、大体スクールバスでも、アメリカだったら停まって発進したらいけない、横を通ってもいけないような法律があるらしいですけど、そこまではともかくとして、とりあえずカラー色にして、今度新しく買われるとすれば、もちろん最初から色を作ったものを発注するとか、それから現在あるものをなんぼかに徐々に替えていくとかいうようなことも考えながら、子どもの通学の安全を確保していただきたいと思えます。市長手挙げよるで。

〔市長萩原誠司君「質問の続きをね」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

立っておられるときはできませんので。

5番（中山 忠明君）

2番目というのが、今の質問に、質問ではないんですけど、質問のように答えてください。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私がここで一存で決めることはできないんですけど、いろんな車体を使っております。その中でメーカーに色指定ができるというようなことであれば、これはした方が得ですよ。確かに他の地域とは違うけども、目立つ色であれば、消防車が真っ赤、救急車が真っ白、スクールバスが、真緑なのか、真黄なのか、その辺だと思んですけどね、そりゃ目立った方が当然いいんで、今後の発注業者の中で、検討するに値する課題だろうと思えます。

加えて、御質問と若干ずれるんですけども、新型コロナとの関係で、この間から市民の方々にナンバープレートが違うんですけど、私は美作の者ですというプレートを確認か作って、これなんぼいったんだっけな。結構好評だったんです。でね、美作ナンバーというのはあったらお互い安心なんですよね、これ。分かるでしょ。仲間意識の強い。ご当地ナンバーというのがあって、ナンバーなんかで制限されてるんですけど、そういうことをすると、スクールバスの人も、美作の人が通ってるからとか、同じ岡山県の人だって、そりゃ、津山の人や岡山市の人と、美作市の人が美作市のスクールバス見るのと絶対違いますよね、これ。絶対違うと思うんです。だから、そういうことで地域の安全を確保するためのご当地ナンバーというものがあると思うんです。今までのご当地ナンバーというのは、観光宣伝のためなんですよね、富士山のマークをつけて走ってみるとか。それはそれで、今までのアイデアとしてはあるんだけど、我々の地域の子ども

たちの安全のためも含めて、お互いの信頼関係を深めていくためのご当地ナンバーという、新型コロナ後のご当地ナンバーという観念が、僕はあるんじゃないかなということを思っておりまして、それを併せてお答えの一部として話させていただきました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5 番（中山 忠明君）

総括。

議長（岡本 泰介君）

総括ね。

5 番（中山 忠明君）

児童の安全を、また、周辺の運転される方々の安全も含めて、このスクールバスの色を素晴らしい色に、赤とグリーンだけはしてもらいたくないんですけどね。そういうことで、次の新型コロナの方に。

議長（岡本 泰介君）

中山議員、ここで10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

---

午前11時01分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

中山議員、3項目めから質問に入ってください。

5 番（中山 忠明君）

新型コロナ対策として、美作市としてどのような市民サービスを考えているのかということで質問をしたいと思うんですが、令和2年に入ってから、世界的な規模で中国武漢を発生源とした新型コロナウイルス感染症が広がっていきました。日本政府は、中国に気を遣いながら、新型コロナの対策をしていましたが、対策としては泥縄式というか、日本政府がかつて経験したことのない、もちろん、日本政府よりも、日本の国民が経験したことのない感染症のため、対策が大変遅れました。これも致し方のないことであります。経験したことがないんで、打つ手、打つ手が後手、後手に回るといのは、これは致し方のないことだと思います。この4か月余り、美作市民はもちろんのこと、日本全国で、日々行政を中心に、医学者、識学者の各分野の方々が、持っている全ての力を発揮し、やっと少しではありますが、安心感ができておるように感じております。本市執行部を初め、特に職員の皆様方には、日々大変な御苦勞をされておられることを、この場をお借りしまして、心よりお疲れ様と、まだ終わったわけではありませんが、お疲れさんでございました。しかし、これからもっと、もっと、第2、第3の波に備えて、しっかり職務を遂行し、頑張ってくださいと思います。

新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。まだまだ、2波、3波と人間を襲ってくるかもしれませんが、人間の知恵でこのウイルス感染症に勝って、そして乗り越えていくものであると、固く信じているところであります。このコロナウイルス感染症によって、人間の生活様式が変わったことは驚きですが、これが人類が今まで生き抜いてきたという証でもあります。

政府は既に、コロナの対策もなんとかできつつあると考えて、次は経済に力を入れてきております。これは当然のことです。人間社会で、経済がうまくいかなければ、人類は滅びるというより、今の形態を

保っていくことはできません。

そこで、本市として市民にでき得る支援と、今後の経済の立て直しは、経済の立て直し言うても美作市のことですけどね。本市として市民にでき得る支援と、今後の経済の立て直しはどうしていくのか、また、妙案はあるのか、さすがは、経済部長であると思わせる答弁をお願いしたいと思います。

そこで、美作市としてさらなる市民への支援はなんだと考えているのか、2番、新型コロナによって美作市内での職を失った人は何人くらいおられるのか、3番、新型コロナ対策で本市が受けた損失はいくらくらいと考えるか、また、今後も被害が増えていくことが予想されるが、その準備はできているのか。4番目、美作市民の経済の立て直しにかかるお金はいくらくらいと考えているのか、また、本市としての新型コロナ対策の情報を共有しながら指導に当たっているのか。5番目、新型コロナ対策の全面解除になった場合の準備はできているのか、これもちょっと似たようなことなんですけど、さすが経済部長というような答弁をお願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

経済関係について答弁をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の対策として、さらなる市民への支援ということでございますが、現在本市では、新型コロナウイルスに負けるな貸付金、また、負けるな給付金というものを設けまして、御利用をいただいております。

負けるな給付金につきましては、個人及び法人事業主向けや、林業事業者向けに、制度を拡充して、対応しております。また、国の制度や市の制度において救済できないが、多大な損失が生じているような業種や事業につきましては、市の給付金制度を改善することで、対象の拡大をしてきているところでございますが、今後も具体的な問題があれば、迅速に対応していきたいと考えております。

次に、市内で職を失った人は何人なのかということですが、ハローワーク美作管内の雇用保険資格喪失者のうち、解雇によるものは、令和2年3月では7名で、前年同月に比べて2名減少しています。4月では17名で、前年同月に比べて1名増加をしております。ですが、この月別の数字は平成31年4月に16名とか、令和元年6月には33名といった数字がありますので、このコロナウイルスの影響として捉えるにはさらなる精査が必要だというふうに思います。

また、パート労働者など、雇用保険に加入していない方の仕事なくなっている状況や、時間外労働の減による、収入減など、詳細には把握できておりませんが、市民に影響が出ているものと考えております。

それから、本市が受けた損失はいくらくらいかということですが、湯郷温泉旅館協同組合の報道発表では、組合に加盟する10施設の1月から5月までの宿泊予約の取消しが1万3,000人あって、売上損は2億円というようなことがございました。ほかの産業においても影響があることから、金額は把握できておりませんが、損失は巨額になっていると考えております。緊急事態宣言が解除されましたが、経済の立ち直しにはまだ時間がかかるとおられますので、状況を見ながら適宜対応していきたいというふうに考えております。

それから、経済立て直しの費用ということでございますが、この感染症が長期化すれば、立て直しの期間も長期になります。本市としてもコロナウイルス感染症の予防や、経済対策などに対応するためこの定例会までに2度の補正予算を行いまして、32億350万2,000円を措置しています。そして、本定例会では、補正予算第3号というのを議決をいただいております。そしてさらに追加で補正予算第4号を18日には審議をお願いする予定となっております。影響が長期化すれば、予防や経済対策に関する費用も増えることとなります。

し、終息後の経済対策についての予算措置も必要であるというふうに考えています。

それから、全面解除になった場合の関係でございますが、国は7月下旬から旅行割引クーポンを発行する方針であるとの報道がありました。政府の方針では約3週間ごとに感染状況を確認して、制限の緩和を進め、8月1日をめどに、観光事業などを全面再開する予定とっております。本市としては、新型コロナウイルス感染症の状況に注意を払いながら、岡山県や観光協会などと連携しながら、準備を進めたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

さすがに、美作市の経済部の部長さんらしい答弁でございました。できればもう少しということもあるんですけども、あんまり思いをここで言うわけにいかんしね、決まったことしか。なんだかんだと言っても、執行部を中心にしているいろんな施策を打ってきておられます。それも功を奏していると思うんですが、しかし、一昨日、昨日ですか、隣の勝央町の議会があった中で、水嶋町長が1万2,000円の商品券とかいうようなことも言っておられましたんで、それに負けないように、また、本市としても、執行部としても考えておられることも承知しております。できるだけ早くそういうことを先手、先手で、先手必勝ということもありますんで、そういうことを考えていただいて、やっていただきたいと思います。

それで、市長に答弁していただきたいんですが、今いろいろと考えておられるんでしょうけど、やはり経済が立ち行かなくなると、何もかもがうまくいかなくなります。本市はやはり観光がある面、重要視されておりますんで、そこら辺のこの美作市独自の考えをしっかりと部下の方を使っただいて、いろんなことを考えて、先手、先手で行っていただきたい。優秀な経済部の部長がおられるんで、そのことをよろしくお願ひしまして、最後に市長に今後の美作市の展開はどうあるべきか、またどうすればいいかということちょっとお聞きしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今後いろんな議論はあると思います。コロナに関して言えば、私としては、議会で申し上げましたけれども、我々市民が一致団結をして当たった結果、非常に予防対策としては今のところうまくいってる。市としての一体感もできてる。そういう意味では、今後より積極的な施策展開を各分野でしていかなければならないし、それがよりスピーディーにできるような任意の基盤ができてるなというふうには感じてるんですが、いずれにしても来年の4月だったかに選挙もありますんで、そこでどういう民意が出るのかということによって、今の展開がどうなるかということが、市民の方々の声の中でも関心事として強くなりつつあるなと思ってます。私のところへ届いている声は、やはりこれからアクセルを踏まないで、経済にしても何にしても息切れするぞと、踏める体制をちゃんと作らなきゃいかんというような意識が一番強いというふうに感じているところであります。その中で目標としてはやはり相変わらずでありますけれども、消滅可能性自治体のラベルがまだ剥がれてません。今年度になってからは社会増が多いんですが、これも逆にコロナの影響で人が外に行かないのかなという、ある種割引もせないかんともありますんでね。ただ、大きな流れとしては、我々のところのような田舎、それも安全だった田舎というのは、魅力が増すということが期待されてるし、若い人の世論調査を見ると、その傾向が非常に強くなってますよね。新型コロナ対策の中で、ステイホームするときに、4畳半の中でステイホームしますと、大変なことになります。これ、本当に。一方



で庭付きでうちはどのくらいあるか、それぞれの御家庭によって違うんですけども、まあ、どんなに少なくとも100平米くらいの土地を持つことは、美作市では何の問題もない。東京で100平米持とうとすると、へろへろになりますからね。そういうところで、なるほどステイホームというけど、庭をうろうろしたらずいぶん体操もできるねというようなステイホームと、4畳半の中でかーっとやってるステイホームでは健康に全然影響が違いますよね。コロナ太りをしてるというのが東京の姿で、こっちで見るとコロナ痩せしてるっていうね。これが典型的に違うし、それから全国市長会でも申し上げてますし、市長会も同意見だし、政治家の皆さんも同意見なんですけど、やっぱり東京一極集中がこういう感染症のときに大変なことになるねと。いまだに、一昨日が47人、東京。昨日が48人。ちっとも下がってないんですね。これで本当に首都として大丈夫なのかと。恐らく今の状況が日本で終息するとしても、世界で終息することは非常に難しいんで、オリンピックは来年は無理だろうなとほとんどの国民が思い始めているんですね。そうなってきたときにどうするか分かりませんが、我々としてはやはり、日本の国土の分散ということが重要なんだということを、改めて多くの方々共々、訴えをしていかなきゃいけない。そこに我々の活路というものがあるんだろうなというのが大まかな見解だと考えておりますが、それには市町村というのは、二元代表制だということがありますんで、議会においても二元代表制がしっかり機能するということがとても大切になってくると私は思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

今市長の答弁というんですか、思いというんですか、これもしっかり受け止めて、二元代表制をやっぱり生かしていかにだめだという気持ちを強く持っております。

それで、実はかなりいろんなことを言わせてもらおうと思って書いたことがあるんですが、質問ではありませんが、総括に移らせていただくんですが、さらなる波に備えて、まず検査体制とか医療体制、美作市もこの間そういうことを進めていかれよります。その中で、これだけ議論をしておきたいことがあったんですけど、政府が4月28日以降に生まれた子どもは、10万円の給付金の対象にならないというような話もありましたが、しかしよく考えてみてください。別に4月28日をもって子どもが生命をつないでいったというんじゃなしに、お母さんのお腹の中でコロナの波を乗り越えて、母親と一緒に乗り越えていったということがやっぱりあるわけです。しっかり親子で戦ってきておるんですから、4月28日以降、まだコロナが収まっておりませんが給付金の対象とかいうようなことじゃなしに、市長は独自の考えをお持ちだと思うんですが、そこらへんも含めて、我々だけがコロナと戦ってきたんじゃないです。お腹にいる、まだこの世に生は受けておりませんが、これから日本の将来を支えていこうという1つの希望の明かりを、みんなでともにしていく、支えていく、そういう考えになっていただけたらと思います。これはこの場におられる議員の方、全ての方の思いだと思いますので、それを付け加えまして、これでコロナの一般質問は終わりたいと思います。

最後、パネル税について。ええですか、4項目め。

議長（岡本 泰介君）

4項目め、どうぞ。

5番（中山 忠明君）

これは、なぜ進んでいないのか、というより、これからどうするのかというようなことを、市長答弁お願いします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

非常に簡単に言えば、パネル税は新コロの影響で動きが取れなくなってるということでもあります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

動きが取れなくなったということは、動けるようになったら動くということなのか、これでもうしまいにするのか、そこはどうするんですか。市長。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

御承知のとおり、説明会をせないかんという話になってるんですが、どう見ても50人超えるんです。外でやるわけにもいかんし、それをまずやらなきゃいけないと。なぜやらなきゃいけないかと言ったら、実現するためにやると、こういうことではありますが、無理してやって、まさかそこでコロナが蔓延したなんて言ったら、もちろんパネル税は市民の命を守るために導入するわけですが、命を守るための税金の説明会のときに、というふうなことになる、舌かんじゃうんで、やっぱりコロナが完全終息するという、あるいは完全に集会が可能だという、例えば抗体検査を全市的に実施をして、全ての参加者が抗体検査で陰性であることが確認できた上でやるとかね、そうじゃなきゃなかなか進まんと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

15秒しかありません。しっかりとコロナ対策も含め、市民の生活を守っていただきたいと心から願っております。我々も協力をしていく覚悟でございますのでよろしくお願い致します。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番10番、議席番号5番中山忠明議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番11番、議席番号9番金谷のり子議員の発言を許可いたします。

9番（金谷のり子君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、令和2年6月定例会の金谷のり子、質問に入ります。

先ほども議員の方からコロナの質問、そして昨日も3番議員の方からもコロナについて、他の方からもございました。市民の皆様の生活がコロナによって一変いたしました。様々な影響が個々にあり、ケースがまちまちで、本当に困っておられる方がおられます。支援の形もさまざまな対応にしていきたいという思いでございます。

一例ですが、個人事業主の方で、美作市に市民税を納めておられますが、コロナの影響で1か月営業を休まれました。事業は近くの町でされており、この方は美作市からも、他の町からも支援がございません。そういったケースもありますので、市民の皆様の中には本当に誰に言ったらいいのかな、どうすることもできないと諦めておられる方もあります。諦めないで、ぜひ市役所に相談に行ってください、それなりの対応を考えていただきたいものでございます。

それでは、質問に入ります。

今回は2項目です。1番目に、武蔵の里、五輪坊と交流館について、美作市の美作火葬場についての2項目でございます。

故内海元副議長に頑張ったなどと言っていただけるような質問をしたいと思っております。

前回の3月議会で、私は武蔵の里を1年の指定管理とし、議論を重ねて今後のことを決めるべきと討論いたしました。そのことに関連する今回の質問をいたします。

私が議員になりまして、同僚の質問をたくさん聞いてまいりました。その中で一番記憶に残っている質問は、議員1年目の平成27年3月議会での、友和会小淵議員の代表質問です。代表質問でありますので、多岐にわたる質問でありましたが、その中でも観光施設の維持管理、愛の村パーク、リゾート武蔵、雲海が大変厳しい状況で、合併10年になるが、決算が出ていないところであるが、8年で11億5,000万円の赤字。到底もう市民の理解を得られる数字ではないと発言をされました。その後は、合併15年を見据えて、解決方法として3施設について新年度27年から思い切って閉館にするべきである、ゼロにすることが一番の解決方法である、武蔵の里であれば、クアガーデンの重油代が武蔵の里の赤字を増やしている要因でもある。観光施設の赤字を減らして、子育て支援、そして予算に投入すべきであると発言をされたことは、以前27年にこの議場にいらっしゃった方は覚えておられることと思いますし、テレビでも見られていたかと思えます。

地元大原の地域にお住まいなのに、この発言をされたことにより感銘を受け、今でも心に刻んでおります。先を見据え、美作市の子どもたちのために、苦渋の決断を市長に求められました。市長はそのときに、御意見は非常に明確であります。全部やめたらということですが、その決断に至るまでに、もう少し時間が必要だと思います。そして、日本でも信頼できる改善策を持っているチームにやってもらって、その上で判断したらどうかと思います。どう改善してもだめならば、おっしゃるとおりにとします。と答弁されました。覚えておられると思います。平成27年3月定例会の会議録を御覧ください。

この質問により、平成28年9月にクアガーデンを閉鎖、その後、平成29年4月から指定管理が行われ、現在の状況となっているわけです。その経緯を踏まえて、今後の議論を深めていかなければならないと思ひ、そこで質問いたします。

武蔵の里、五輪坊、交流館の歴史と概要、2番目に運営、売上内容の分析、その中でも、今後の経済状況、顧客の動向、売上内容と数字、現在の顧客内容と人数、客室稼働率、新市場開拓の可能性、地域経済への効果はどれだけあるのか、美作市民への貢献の内容、施設存在意義、そして指定管理は令和3年3月末であります。今後の方向性について、どのように考えているのか、答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、武蔵の里、五輪坊、交流館の歴史と概要ということですが、五輪坊は、青少年健全育成を図ることを目的に、各種団体、企業の研修の場、交流及び観光振興の拠点として、武蔵資料館とともに、研修センターとして整備され、平成元年から運営をしています。

宿泊施設を五輪坊と称しております。2階に和室が16室あり、定員64名で、バス、トイレは共用となっています。同一敷地内に、大広間とバーベキューハウスがあり、大広間は研修や食事に使用しています。また、青年期武蔵像のある庭園も五輪坊が管理をしております。

交流館は、平成6年に地域の活性化と住民福祉の向上を図る拠点として整備されました。宿泊施設は、バス、トイレ付の和室3部屋、洋室2部屋で、定員14名となっています。また、交流館は讚甘地区のコミュニ

ティー機能を併設しており、その部分は大原総合支所の方で管理をしております。

次に、運営や売上内容の分析ということでございますが、経済景気、業界、顧客の動向についてまずお答えします。新型コロナウイルス感染症の影響で、利用が著しく低迷し、岡山県からの自粛要請もありまして、五輪坊、資料館、交流館及び楽市楽座は4月26日から5月末まで休館をしておりました。ただし、休業決定前に連泊の宿泊予約をいただいていたお客様につきましては、交流館の方で素泊まりということで対応しておりました。また、休館期間中に緊急事態宣言が解除されたことによりまして、5月18日からは、資料館と交流館を再開し、6月1日からは、五輪坊を再開しましたが、日帰り入浴は一部お断りしております。

顧客の動向については、施設の老朽化や浴室が手狭なことから、団体での宿泊を敬遠される傾向があり、宿泊客の状況により、適宜風呂の男女区分を変更して対応をしております。

次に、武蔵の里関連施設全体の過去3か年の状況ですが、平成29年度は売上げ6,873万1,000円で、宿泊、食事、物産販売、入浴、資料館の利用者延べ人数は、4万8,391人でした。平成30年度は売上げ6,515万3,000円、利用者延べ人数4万1,407人。令和元年度では売上げ6,557万6,000円、利用者延べ人数3万9,882人でした。売上金額で多いのは、飲食代、宿泊料、物産販売となっております。

次に顧客の内容についてですが、主に大阪府、兵庫県、岡山県南部から、スポーツや吹奏楽などの合宿に、大学、高校、社会人などの40以上の団体の約1,200人に御利用いただいております。また、主に大阪府や兵庫県からグランドゴルフまたはゲートボールにお見えになる団体が20以上あり、約500人の方に宿泊または日帰りで御利用をいただいております。

客室の稼働率については、令和元年度の実績は、五輪坊が年間で29.7%、交流館が34.8%となっております。

次に、新市場の開拓の可能性についてですが、昨年度から指定管理者が、学生寮を運営している学校への売り込みを行い、本年度は、夏季合宿が入る予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、状況が分からない状況です。

それから、地域経済への効果については、武蔵の里関連施設では、26人の方が働かれておりまして、地域の雇用に貢献をしております。また、農産物等の直売をしている楽市楽座では、55人の生産登録者があり、毎月大阪への出張市や朝市を開催し、昨年度の売上げは1,002万1,000円となっております。

美作市民への貢献の内容についてということですが、先ほど申し上げました、地域経済への効果があります。また、本年度の指定管理料は、3,367万7,000円でありまして、指定管理者制度を導入したことにより、直営の頃と比べて、管理運営経費を700万円弱削減をしているところでございます。

それから、施設の存在意義ということでございますが、武蔵の里、五輪坊は、武蔵の里の中心地であり、武蔵の里の象徴であると考えております。五輪坊に併設の資料館には、武蔵ゆかりの品が展示されており、施設周辺には、武蔵神社や讚甘神社、武蔵の生家などがあり、観光客はその歴史に触れていらっしゃいます。また、武蔵の里周辺には、体育施設として、武蔵武道館や武蔵道場、屋内ゲートボール場、グランドゴルフ場があり、武道を初めとするスポーツ合宿や、交流が行われており、五輪坊が各施設の利用促進と観光案内、誘客活動をする重要な位置にあります。

次に、指定管理は令和3年3月末であるが、今後の方向性ということですが、武蔵の里関連施設は、建て替えの議論があることから、指定管理期間を1年間としております。今後の方向性については、現在、新型コロナウイルス感染症の関係で観光業は低迷している状況ですが、市の負担している費用を削減するため、運営方法などを含め事業者を探しているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員、あと10分少々しかないんで、休憩でよろしいですか。

9 番（金谷のり子君）

休憩を。

議長（岡本 泰介君）

1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1 時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番岩江正行議員が通院のため退席されました。

それでは金谷議員、2回目の質問から入ってください。

9 番（金谷のり子君）

冒頭に私が申し上げました、やめてしまうということは極論ですので、そういった質問もあって、それなりに市長が考えられてということの次なんですけど、先ほど答弁いただいた中で、雇用の安定ということだけが一番大きなものになっている。美作市民のために雇用だけ、というところで赤字を出している。もう本当に市民の方からの理解は得られません。そして、私は武蔵の里は、本当に大切な場所です。全体的に大原という武蔵、世界に一人しかいない宮本武蔵の生誕地として、武蔵の里は充実すべきだと思います。しかしながら、その中のいろんな施設があって、五輪坊、交流館、それから体育館も武道館もありますし、いろいろなものがある、その中で武蔵の里ですので、五輪坊が老朽化してるということもありますし、その中に資料館がございます。私、資料館の来園者の数字を調べさせていただきましたら、宿泊に比べて、資料館の来園者が多いです。武蔵の里になぜいらっしゃるかというと、武蔵を知りたい、つながりたい、唯一の宮本武蔵に出会いたい、ということで来られることで、本当に観光のために素晴らしい場所であると思います。しかしながら、交流館と五輪坊ができていった経緯とか、次々とかやったらもっとお客様が増えて活性化するんじゃないかというのを、旧大原町時代から次々と上乗せで打ってきたわけですよ、それでもうまくいかなかったわけです。美作市になって、15年目になるんですが、1つ1つの施設について考えないといけないと思います。

それで、五輪坊は先ほどの答弁の中に、青少年の健全育成を図ることを目的に研修センターとして整備された。交流館は、住民福祉の向上を図る拠点としてできた。そしてクアガーデン、楽市楽座、武蔵武道館等武蔵の里の出来上がった年とか経緯、売上げについて時系列に簡単に御説明いただけたらと思います。そして、収支についてなんですけど、売上げの多いのは見させていただきましたら、8月と聞いております。売上げの少ないのは3月。それぞれの売上げが極端に違うんですが、合宿で8月はもちろん多くなりますけれども、人件費がほぼ変わらないんですよ、その二月が。どうしてそんなことになるのかな、工夫がされてない。客室稼働率のことを、今29.7%。そういった状況を見ましたら、泊まる場所ではないんじゃないかと。観光客は泊まる場所として求めていない。巡る場所、見る場所、武蔵に出会う場所として来られてるというように、私個人の分析です、これは。美作市が赤字でも、税金を投入して給料は保障されますので、今まで市が管理していた場合は、もし民間であれば、全てを自分の責任で事業する場合は、家や土地を担保にして融資を受け、利益が出なければ、全て自分の生活に跳ね返ってくるわけです。夜も寝ないで、休みもなく働

いてもうまくいかないことがあります。個人事業主の人、会社を経営している人は、苦しいときは休みなしで働かれています。それでも倒産して、誰も助けてくれないわけなんですから、これをどうするかというのをもうちょっと考えないといけない。市民の血税です。今後も続けるのであれば、相当の覚悟で進めなければ、市民の理解を得られないと思います。

そして、もう1つの問題は、五輪坊の宿泊は稼働率が29.7%なんですけど、武蔵の里が地元の方にどれだけ貢献してるのか。里自体は、農業の販売とかされて回ってるところがあるんですけど、五輪坊が頑張れば頑張るほど、宿泊はなかなか取れない。そうすると、法事とか、食事をしてもらおうと。法事をすれば食事が5,000円くらいで20人来られたらということで、昼間に売上げが取れます。バスもありますから、お迎えに行つて。そうすると、大原の仕出し屋さん、民を圧迫するんですよね。全然よくないんです。民を圧迫します。何のために民の仕事を上げるのかということになってくるわけです。

そして、宿泊の需要と供給のバランスですよね。湯郷温泉もアップアップしてるのに、五輪坊があり、愛の村と近いところに宿泊施設がいくらあるんですか。宿泊が過剰ですよ。バランスが悪い。例えば、五輪坊が宿泊を縮小して、その分が愛の村へ行ってもらった場合、愛の村の売上げが上がるわけですよ。武蔵の里は頑張らないといけないんですけど、宿泊ということに、もう少しどうなのかな。それから料理もしない。料理をすれば、市内の先ほど言いましたような仕出し屋さんにも競合するわけですから、もう交流館にビジネスホテルのように、宿泊だけで来てもらえば。お風呂はいるかもしれませんが、交流館には。そんなこと考えたり、何が一番うまくいくのかなと、私なりに、市の皆さん、経済部で市長も考えられると思うんですが、私もこの小淵議員の質問から、それをずっと考えて、今までに五輪坊含めた赤字施設にいくら投入してきたのかなというのをまず1点目質問いたします。

資料館に来られた方は恐らく入浴などもされているのかなと、日帰り入浴もあるようです。ですので、資料館は充実させるべきだと思います。武蔵に会いに来られる方も、武蔵の里にどんなものがあるのかなというふうを考えて来られますので。

それで、どなたかの質問にあったんですが、観光は点ではなく面で考えていくということをこの議会の質問の中で発言されました。美作市全体を面として考えた場合、武蔵の里の役割はなんであるか。見せる場としての武蔵の里を作り上げた方がいいんじゃないかなと私は思いました。コロナ禍の中で湯郷温泉の方も、宿泊でいつまで続いていくか分からない中で、赤字施設にそのようにますます市の予算を投入すること、いかがかなということも考えますし、これから子どもたちのために、福祉、そういったところにいっぱい予算があります。小淵議員が質問されたときに、大原保育園をなんとか作ってほしいという思いで発言されたと思いますが、今もう大原保育園は進んでおりますので、次は英田の保育園、そして55年くらいたってますか、美作第一小学校も大変古くなっております。次々と美作市の課題は多いですので、そういったことを含めて2回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

数字については遠藤部長からお答えしますから、全体の流れとして雇用の維持が大切だ、これは間違いのないことなんですけど、雇いを維持するために、例えば月間60万使ったとして、2人で60万、保険料も込みでね、その雇いを維持するために電気代とガス代とか燃料費を100万使ったら、これは何もしないで雇った方がよっぽどいいですよ。だからそういう意味では、クアガーデンは誠に効率悪かった。雇用は若干、最後は何人いました、クアガーデン。1人いたか、2人いたかですね。それで何千万だから。1人の雇用を守

るために何千万も使ってるという。これくらい雇用を維持するということは重要だけでも、雇用維持のための随伴コストが高いのは困るんですよ。僕の直感は議員の話にダブるんですけど、例えば今の湯郷の状況を見たときに、あるKさんというお宿は割合順調なんですよ。なぜかって言うと、観光客じゃないんですよ。大原地区にも割とビジネス的な要素も残ってるわけでありまして、ずっとビジネスモデルの全国展開したやつ見てますと、30室弱で稼働率5割で2人の従業員で1年間回るとなるんですよ。月間の売上が200万円あればもつと。計算できると思いますけどね。というようなビジネスモデルですと、誰の迷惑にもならないんですよ。

次に食事の問題は、恐らくおっしゃるとおりで、非常にビジネス難しいです。大原にも私もよく行きますけど、何軒か、仕出しだけではなくて、大変楽しいイーティングスポットがあって、そこを使ってもらう方が、そらおっしゃるとおりで、地域振興のためになるんですよ。後何があるかなとずっと地元の方の声を聞くと、やっぱり温泉というか、入浴というか、そこの雇用を重視する人がたくさんおられます。その辺に鍵があるのかなということで、今ビジネスモデルの追及をしてくださねえと言って、遠藤部長が随分頑張っていて、こちらとしては、できたら損しないだけじゃなくて、ちょっともうけてくれというようなことも含めて調査研究してるわけです。どういうことかという、単純に言えば、スーパーもうからなくても、コンビニもうかってるんですよ、日本は。ビジネスモデルが良ければ、日本全国でコンビニが立地できるわけですよ。市内にもコンビニを出店されて、オーナーとして一応飯食ってる方も何人かは知ってます。だから、ビジネスモデルをしっかりとすれば成り立つことは間違いなからうかというところを探してみてください。そしたら、浮いたもので雇用ももともと（聴取不能）されてるわけですが、市民のための様々な政策展開ができるということになるし。いずれにしても地域の活性化を支えるときに、観光目的に来られても泊まることのできるわけですね。その辺のことかなと私としては思いながら検討指示はしてます。具体の答えはまだ上がって来てないですけど、検討してますと書いてあったんで、だいぶ進んでるんでしょうけど。

それから、資料館については、大川さんのときにリニューアルをして、少し良くなってます。有り難いと思います。場所が最後まであそこでもいいのかどうかについては、若干の疑問があるのかなと思います。と言いますが、資料館には説明する人がいてほしいですよ、説明員が。できればその説明員が剣道の分かる人であってほしい。よくわからないんですけど、僕が最初あの資料館をずいぶん昔に見たときには、武道館はなかったんですよ。資料館が先だったんですよ、確か。武道館なかったわけ。その後武道館ができた。武道館にあっても全然おかしくないですよ。武道館には武蔵についてうんちくを語ることができる素晴らしい人がいる。少なくとも3人はいるんですよ。そんなことかなとか、もう1個前の古い道場がありますね、武蔵道場、あそこにあってもいいかなとかね、僕もいろいろ考えたんですよ。なぜあんなロケーションになったのかというのを調べてみると、当時の主に農林省とか、文科省もあったかな。要するに補助金の建前に身を合わせるもんだから、ああやって目的的な関係から訳が分からなくなってくるんですよ。変ですよ。研修施設であるのに、経済部がやってるというのは。地域交流施設で普通は市民部がやってるはずなのに、遠藤さんも大変だね。それは要するに、本来の目的と、国に説明する目的を変えちゃったから、こうやってややこしくなってるんですよ。だから、この辺は昔はしょうがなかったんだけど、最近、国もその辺はずいぶん聞く耳を持っていただけるようになってるんで、思い切ってこれはこうするんだという腹を決めたアイデアを出せば、割合通る可能性が高くなってる。ここ、遠藤大部長以下が必死で考えてくれるね。そこで噴き出すタイミングじゃないと思うけどね。というようなことで、前置きとしてお話をさせていただきたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

それでは、数字その他について答弁させていただきます。

改めまして、武蔵の里の関連施設の整備を時系列に申し上げますと、武蔵の里研修センターの宿泊施設である五輪坊は、武蔵資料館を併設して整備されまして、平成元年から運営をしております。研修施設としてスタートしましたが、宴会に対応できる大広間が平成2年に、バーベキューハウスが平成5年に整備されまして、五輪坊の名称は平成4年から使用されているようであります。そして、平成6年に武蔵の里交流館が稼働を始めまして、平成7年には庭園内に青年期武蔵像が整備されたと、平成8年には楽市楽座がオープンして、農産物の直売などを始めたと。平成9年にクアガーデン武蔵の里がオープンして、平成28年9月に休館するまで営業が続けられました。大原町においては、これらの施設を運営するために、平成9年に大原町出資の株式会社リゾート武蔵の里という第三セクターを設立されて、平成17年に清算されるまで同社が運営を担ってきておりました。

月別の売上というお話がありましたが、議員ご指摘のとおり、8月が多くて最も少ないのが3月ということですが、人件費で申しますと、先ほど26人と申しましたが、常雇いが8人、それからパートが18人ということで、繁忙期に対応しながら運営をされているものと考えております。

それから、収支が赤字であることにつきまして、市長の方から答弁がありましたが、クアガーデンを廃止して、さらに指定管理者による運営で、市の負担する経費の削減を図ってきたところですが、さらにその負担を削減するために、事業内容も含めた、事業者を探しているということで、宴会場を設けないなど、管理コストが削減できるものの整備について事業者を探すということで市長の方から指示をいただいております。

それから、赤字の施設への投入額というお話がありましたが、武蔵の里関連施設、愛の村パーク、大芦高原温泉雲海の3施設につきましては、平成17年度から15年間の数字を見ますと、一般財源に大芦高原国際交流の村運営基金の取り崩し額も併せてでございますが、18億円以上というような数字になっております。

そして、赤字を出し続ける施設についての御指摘でございますが、武蔵の里関連施設につきましては、先ほど申し上げたとおり、さらなる縮減に取り組もうとしているところですが、指定管理の期間を1年としております。地元からは温浴施設の要望もいただいております。五輪坊の建て替えについて、決定いただいているわけではありませんが、地域にあった、より効果がある施設を検討していきたいというふうに考えております。また、愛の村パーク、大芦高原温泉雲海においては、本年度環境省の補助事業を受けて、空調の効率化や照明のLED化など、省エネ型の設備の導入を進めています。また、大芦高原温泉雲海につきましては、指定管理者による運営ができるよう、準備を進めているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

建て替えについては、皆さんで議論されるべきだと思いますけれども、もっともっと建て替えないといけない場所があるんじゃないですか。そこはどのように考えられるんですかね。ということを先に思います。それは武蔵の里が建て替えるということ、議論があるとおっしゃったので今のことについてです。

それで、言われましたよね。



民間が育つような、武蔵の里の交流館を充実して、宿泊は先ほど言いましたように、例えば大原宿でゲストハウスができたり、それから民泊ができたり、そういう民が育つような方向性、宿泊するなら味わいのあるあの場所へ、そういったものが増えていくような考え方はできないのかなと思いますし、どうしても武蔵の里に泊まっていただく必要が、ビジネスのようなものを作っていく必要があるのかなと思います。交流館はまだ洋室であったり、個室でありますので、14人程泊まれますよね、交流館は。全部泊まられましたら、ビジネスホテルとして十分稼働するんじゃないかと思います。そして、愛の村にちょっとかかりますけど泊まってもらうようにしないと、需要と供給のバランスが崩れております。それが言いたいです。作っていくということに本当に疑問を感じます。総括のような質問ですが、そのように。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

おっしゃってることはよく分かります。そのとおりだと思うんで、これはまさしく民的手法でやらないと、親方日の丸とかね、親方美作市役所というやつでやったら、何でもできるんだけど、（聴取不能）になるのは、ほぼ見えてるロケーションなんですね。だから、民的手法でやれるかどうかのところを探ってるはずですよ。それが建て替えと表現するのか、ぶち壊しと表現するのか知りませんが、今の施設の不効率性というのは、甚だしいんですよ。さっきも言ったように、1人の雇用を生み出すために、その雇用で使う賃料よりも、ようけの燃料費と電気代使ったんじゃない、そりゃきりがありませんよ。建物はどうでしょう。だから、極めて安価なものにしておかないと、要するに人件費よりも燃料代が多いと、これだけは避けなきゃいけない。そういうビジネスモデルとしてあるのは、例えばコンビニというのは、そうやって、とってもシンプルにしてあって、ほぼ人件費と商品の仕入れで回ってくんたというふうになってるから、田舎でもできるんですよ、あれ。だからそういうものがあるかどうかをよく調べてくれと言っているということ。

それから、本当はもっと重要なポイントがあって、いろんなもの混在してるんだけど、それを1回仕分けしてね、これはもうええと。これはこう残すんだというところをやらないけんのですが、今度は資料館になってくると、先ほど申し上げたように、もともと教育施設だったもんだから、それをあえて資料館だけ教育委員会に残しながら、他のものはなにゆえか経済部がやってるといういびつな形になってるんだけど、これは協議委員会の考え方をよく聞かないといけないし、僕はさっき言ったようにそれぞれ区分けしていくと、例えばこの建物は耐震性がないからもう無理とか、そういうのがあるんですよ。あるいは、この建物は何とか基準において他の衛生基準かなんかで無理とか、いったものについては、ありがとうございますと言って、よくお参りをしたうえで帰るべきところに帰っていただくということもあるかも知れない。一方で見ると、全くこれは誤解してたけどあなたすごい伸びる余地がある施設だねということも少しきれいにして追加投資をして、そういう仕分けが多分必要なんだろうということも今おっしゃったんだけど、それには経済部だけでやっていただくというのは、多分いかに遠藤部長が超人的な活躍をしても負担が強いんで、他の部局との相談もしながら、ただしその前にコアになる雇用維持のところをどうやってやるんだというのは、雇用維持のところをいかに安価にクリーンにやるかということだけは考えてくれよと言ってるわけですよ。それが経済状況の中で、あるいはマーケット上でできなかつたら、今の話はなくなります。無理なものではない。その（聴取不能）。ということだと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。総括してください。

9番（金谷のり子君）

市長も人件費と売上げのことで申されました。私も売上げを見させていただいて、粗利益と人件費がほぼ一緒です。それ以外に、光熱費、他の経費が全て赤字の形になると。もう絶対になかなかこれは難しいでしょうね。一般の宿泊の人に入って何とかしてくれと言われても無理な状況です。ぜひ先ほど個々に精査して考えていただいて、私も武蔵の里は充実していくべきですが、五輪坊のそういったことについては今言いましたとおりのことを申し上げておりますので、これから子どもたちのため、福祉のため、赤字を出さないように、そういった施設の運営をしていただくということをお願いいたしまして、この1回目を終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

それでは、2項目めに入ってください。

9番（金谷のり子君）

美作市の美作火葬場についてです。これも長い間の、旧美作で作られた施設なんですけど、もう老朽化しております。皆さんご存じだと思います。3月にも議員が質問されましたし、今までに何人もの方がされておりますし、私は火葬場について質問するのは、これで議員になりまして2回目になります。これは平成26年12月議会で、私は質問しておりまして、そのときの答弁なんですけど、火葬場は一般的に減価償却、資産の耐用年数等による政令によりますと、火葬施設の耐久年数は16年、建物は38年である。美作火葬場は昭和45年竣工とのことでした。つまり53年目ということになります。市民の皆様から、特に旧美作の皆さんからです、新しい火葬場はいつできるのか、というのは度々聞かれます。

それについてですが、1番目にお伺いしたいのは、美作市火葬場建設庁舎内検討委員会が今年になって何度開催され、どのような検討内容であったのかということ。それから2番目に市民が最後の見送りをし、多くの市民と家族が使う火葬場は、福祉の根幹であり、とても大切な場所です。萩原市長就任前の案を撤回していただき、旧美作地域、旧勝田地域、旧英田地域の一部の人も使用する火葬場を早急に建設すべきと考えます。庁舎内の検討委員会だけでなく、有識者、自治振興協議会、市民の委員会を開催し、規模についての聞き取りをしたりしてはどうでしょうか。そして、候補地の選定には地域の協力が不可欠であります。決定には時間を要します。皆さんどこの場所にするかというだけでも何年もかかるかと思っておりますので、特に自治振興協議会の皆さんの協力が大切となります。どのように進めていかれるでしょうか。1回目といたします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、美作市美作火葬場についての御質問について答弁させていただきます。

美作市火葬場建設庁舎内検討委員会は、今年度何回開催し、検討内容についてでございますが、前回御質問いただいてからかなりの時間が経過しております。その当時、基本構想案を策定しており、当分の間は現在の施設を大切に使用していくというのが基本的な考え方でございました。現在あります施設について、修繕を行いながらできるだけ長く使用していくことを概念としておりました。

今年度、庁舎内検討委員会は2回から3回の開催を考えております。会議の内容につきましては、人口動態及び死亡者数の推移、各火葬場の火葬件数の状況、将来死亡率の予測などを参考にし、必要火葬炉数の算定の見直し、また、近年では自宅での葬儀から、ほとんどの葬儀が民間施設を利用する状況に形態が変化しております。既存施設との整合性を検討してまいりたいと思っております。

昨年は、既設地での建て替えと、移設した施設の2か所に建設した施設を参考にしているところでございます。

今年度は統合型、2か所、3か所あるものを、1か所にするとかいうことでございますが、統合型の施設を新設した場所の視察も考えておりますが、新型コロナウイルスの影響からこれを少し延期している状況でございます。

それから、庁舎内検討委員会でなく、有識者、市民の委員会を開催し、規模、候補地等を決定する時期ではないのかについてでございますが、ご承知のとおり、美作火葬場については、昭和45年竣工で、竣工から50年を経過している施設でございます。現在の火葬場は周辺住民の皆様の理解があり、設置運営できているものと感謝しております。

火葬場は遺族にとって、遺体と最後のお別れをする告別行為、遺族の方々が骨を拾う拾骨行為など、故人の死を受け入れる場として、全ての人の生活に密着した必要不可欠な施設であることは、市民の方々にも御理解いただけていると思います。火葬場の移設や統合をする場合、地域住民への理解を求め、合意形成ができる方策を考えることが重要と考えております。計画が先行しすぎても住民の方の御理解が得られない事例が多く見られるのが火葬場建設でございます。

統合または分散型の火葬場を建設するかどうか、政策決定するためには、各地区自治振興協議会や、地域住民の方々の意見、要望も重要になってまいります。いずれにいたしましても、老朽化により、建て替え等は重要課題であることも承知しておりますので、規模及びランニングコストなど経済的な問題、また告別式場から火葬場までの距離的な地域ごとの事情を考慮して協議を進めてまいりたいと思います。

現在検討中の基本構想案ができましたら、庁舎内だけでなく、美作市火葬場の建設に関する委員会を新たに設けさせていただき、議員の御指摘のとおり有識者であったり、議会、市民などを構成員として委員会を設置し、議員の皆様や市民の方々からの御意見や御要望をいただきながら、規模、候補地等を決定していくこととなります。

その際には積極的な御意見、御要望をいただければと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

2回目の質問です。

答弁をいただきました基本構想案に対して、参考までにでございますが、私が聞いた話等も含めてお伝えします。

私も6年前に父、5年前に母を美作火葬場で見送りました。その頃から遺骨の状況、火葬炉について不安の声が多くありました。見送りをする建物が古くてみすぼらしく、54年ということですので、最後の場にふさわしくない。きれいな火葬場で見送りたい、そして見送られたい。駐車場が狭い等、本当によく聞きます。市長のお耳に余り入ってないと以前おっしゃったことがあるんですが、亡くなられた内海議員も心配しておられました。地域の皆さんは特別な大きな施設を望んでいるわけじゃないんです。そういう人もいらっしゃるかもしれませんが、私自身は今より少しだけ大きくて、きれいな場所で、それから大切な遺骨をきれいな状態で受け取りたい。そのような声を聞いております。火葬施設の耐用年数も、建物の償却も済んでおりますが、なぜ早急にできていないのかというのが、本当に残念なんです。市民の多くの人が使用する施設ですので、早く完成してほしいです。そして、構想案はいつでき、委員会はいつ頃行う予定であるのか、そのことを答弁お願いします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

美作火葬場につきましては、皆様の御意見を聞きながら数年前から施設の改修を重ねております。長寿命化という形になってまいりますが、大きく耐用年数を過ぎているのは確かでございます。

平成28年度から場内を明るくするために、照明の取り替え、火葬場の内壁のクロスの張り替え、玄関の屋根や外壁の塗装、修理、また周辺環境の整備として、樹木の伐採などを行っております。また、毎年耐火物などの火葬炉の修繕も行っております。なかなか、火葬場については止めることができない施設でございますので、日々修繕を行っている状況でございますが、議員の御指摘の提案につきましては、現在の美作火葬場を大規模改修というような形に捉えさせていただきましたが、庁舎内検討委員会では、大規模改修についての検討をしておりませんので、今後開きます検討委員会に、市民からの意見があるということを提案してまいりたいと思います。今後、総合的に検討して、基本構想を作り上げていきたいと思っておりますので、基本構想がまとまりましたら、次の段階に移りたいと思っております。もうしばらく時間をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

しばらくでは納得できませんので、時期をはっきりとここで言ってください。それが1か月、2か月遅くなってもそれは仕方ないですが、目標をやっぱり立てないと進まないです。時期と委員会をいつ行うか、もう一度お願いします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

検討委員会、構想案、いつかということでございます。

この検討委員会は副議長を委員長として、失礼しました。副市長を委員長としまして、検討委員会を開催しますので、早い段階、できるだけ早い状況で、いつということは。

〔9番金谷のり子君「今言わないの」と呼ぶ〕

協議をさせていただきたいと思っておりますが、できるだけ早い状態をお願いしたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

議員の質問にお答えします。年度内をめどに案をお示しできるように努力してまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。総括でお願いします。

9番（金谷のり子君）

渋々でございましたけれども、これは何年も言ってるのに、なんでそう渋々になるのかなというところも納得いきませんが、それでも構想案を年度内に作るとおっしゃっていただいたので、市民の御理解もできると思っておりますし、並行して検討委員会などもしていかなないと、構想案ができて場所を選定するのが難しいん

ですよ。5年くらいかかったらどうします。五、六年、これから10年。そういうこともありますので、早く進めていただくということが一番大切かと思っておりますので、そういったことで今回の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番11番、議席番号9番金谷のり子議員の一般質問を終了します。

ただいまより10分間休憩します。

午後1時45分 休憩

---

午後1時57分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順番12番、議席番号2番和田広宣議員の一般質問の発言を許可いたします。

2番（和田 広宣君）〔質問席〕

2番、公明党市議団、和田広宣でございます。

議長の許可をいただきましたので、令和2年6月定例会の一般質問を始めさせていただきます。

その前に、先日お亡くなりになられました内海健次議員に対しまして、長年にわたり美作市の発展に御尽力いただいたその功績に心より感謝するとともに、謹んで御冥福をお祈りいたします。

今回2項目の質問を通告させていただいております。

それでは、1項目め、G I G Aスクール構想についてお尋ねいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症の流行の中、今後の学校休校時の在宅オンライン学習を念頭に、国では2024年までの計画のG I G Aスクール構想を前倒しにし、急遽全ての児童・生徒に1人1台の端末の整備を盛り込んだ、第1次補正予算が4月に成立いたしました。美作市でもそれを受け、5月13日の臨時議会で、市内全ての小・中学校生徒に対して、1人に1台、総計1,732台のタブレット整備予算、約8,300万が成立したところであります。全国一斉にメーカーへの発注が集中する中、他市町村よりも少しでも早く発注することで、端末の機械を確保し、児童・生徒はもとより、運用される各学校のI T担当や、他の教員の方々にも対応力をつけていただくのが大きな目的の1つだと思われま。

今後はI C Tを活用した教育の加速が予想される中、今回導入される機種を選定内容、選定理由、選定スケジュールをお尋ねいたします。

また、新型コロナウイルス流行の第2波、第3波が起り、各学校の休校が余儀なくされた場合は、在宅でのオンライン学習が学力の習得や生活習慣の維持等で大きな役割を果たすことが予想されます。しかしながら、数年前からI C T教育に先進的に取り組んでおられる林野高校においても、全ての家庭にW i - F i等のネットワーク環境が整っておらず、約1割の家庭では未整備とお聞きしております。市内小・中学生の各家庭でのネットワーク環境整備の把握状況をお尋ねいたします。

また、ネットワーク環境が整っていない家庭の対応はどのように考えておられるか、今回議案質疑と重複する部分もありますが、再度お答え願います。1回目です。

議長（岡本 泰介君）

佐々木教育長職務代理者。

教育長職務代理者（佐々木 勇君）〔登壇〕

まず、機種選定と、選定理由につきましては、岡山県教育委員会より、県立高校におきますタブレット端

末のOSをクロームブックに統一するとの方針が示されております。また、県内の主だった都市に聞き取りを行いましたところ、岡山市や倉敷市、津山市、真庭市などにおいても、同様にクロームブックの導入が計画されております。

さらに、林野高校が県内の公立高校に先駆け4年前よりクロームブックを導入し、活用実績も高いことから、今後、高校への進学や導入後の利活用を研究する上での連携、教職員の異動等において有効であるとの考えから、クロームブックを選定したところでございます。

タブレット端末の整備スケジュールにつきましては、第1弾として、小学5年生から中学3年生までの児童・生徒用と教員用の端末におきましては、5月末に入札を終え、発注をかけたところでございます。小学1年生から4年生までのタブレット端末の整備につきましては、国から購入してもよいとの内諾を得まして、入札を行っているところでございます。

また、学校内のネットワーク環境整備につきましては、今後国からの内示を得て、入札、工事を実施し、1日でも早く1人1台の端末を活用できるよう、鋭意取り組んでまいります。

次に、市内各家庭のネットワーク環境の現状ですけれども、市内の学校で調査を行いましたところ、Wi-Fi環境が整っている家庭は約8割でした。このことから、残り2割の対策としまして、今議会で議決をいただいております、みまさか臨時創生事業のオンライン家庭学習環境整備費補助金において、各家庭のWi-Fi環境の整備を促進してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

2回目です。

タブレット端末は先行している林野高校や、他の県立高校、また、岡山市や津山市等の公立小・中学校で採用予定のクロームブックを利活用の研究をする上で、また連携を考慮に入れて発注をかけられたということでもあります。昨年の12月に浮上したGIGAスクール構想であり、さらにこのコロナ禍において、急遽前倒しになった全生徒へのタブレット整備でありますので、短期間での調査研究には大変御苦労いただいていると感じているところであります。また、市内生徒の各家庭のネットワーク環境においては、2割の家庭が未整備とのことで、今回の美作市第3次補正予算では、オンライン学習環境整備費補助金を活用し、整備を進めていくとのことでありました。内容的には2万円を上限に、整備費用のみ2分の1を補助するとのことでありました。しかしながら、月々の通信費やプロバイダ料等を考えると、家庭への負担は決して軽いものではありません。GIGAスクール構想のGIGAとは、通信容量や速度を意味するものではなく、グローバルアンドイノベーションゲートウェイフォアオールの略で、全ての児童・生徒に、この先起こり得る地球規模の技術革新の入り口に立つチャンスを与えるものであります。文科省のホームページには、児童・生徒向けの1人1台の端末と大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、云々と記されています。当初は、校内でのネットワーク環境の整備が中心だったものが、今回コロナ禍の中、在宅でのオンライン学習の必要性がクローズアップされることとなりました。家庭の経済環境によって、学習の機会の差は決してあってはならないことだと考えます。議案質疑の答弁では、検討していくということでありましたが、現時点で考えられる対応策があれば、答弁願います。なければ次の項に移ります。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）〔登壇〕

和田議員の2回目の質問に答弁させていただきます。

家庭におけるオンライン学習推進のための、通信環境整備につきましては、現在、軒先まで光回線が届いている御家庭であっても、補助金を除き、通信環境整備、プロバイダーとの契約料、ルーターの購入費等含めました金額約2万2,000円を御負担いただくこととなります。また、整備後の各家庭における通信費などの仕様については、通信容量などの契約内容により、金額の多寡がございますが、あくまで御家庭で御負担していただくことを考えております。議員御指摘の、経済的な差により、学習格差が生じないよう、就学援助世帯などの御家庭につきましては、Wi-Fiルーター、これには通信料含まれたものでございますが、そのルーターの貸し出しを考えているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

総括させていただきます。

Wi-Fiルーターの貸し出し、つまり通信費も込みの貸し出しになりますかね。通信費の扶助費貸与も考えて、全員というわけにはいかないんでしょうが、どうしても設置が不可能な家庭に対しましては、しっかりと検討していただいて、誰一人取り残すことなく、Wi-Fi環境が整っていく、そういった政策をしていただけるものと理解いたします。

オンライン学習では、不登校の生徒が授業に参加できるようになったという、そういった事例も多く聞かれています。市長部局、教育委員会、各学校としっかり連携を取りながら、タブレットの早期の整備だけにとどまらず、ICT教育の先進自治体を目指していただくことを希望し、1つ目の質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

2項目めに入ってください。

2番（和田 広宣君）

2項目め、美作市の新型コロナウイルス対策について質問いたします。

美作市では2月27日に、新型コロナウイルス感染症予防対策本部を立ち上げ、備蓄マスクの各学校や医療、介護施設への緊急配布、消毒液の供給に始まり、手作りマスクの推進、普及活動等を感染予防、また、感染多発地域への外出自粛要請などの感染予防活動の推進を行い、今日まで市内において1人の感染者も発生しておりません。また、経済対策においては、美作市から失業者や倒産、廃業を出さないとの思いで、国や県の対策に加えて、市独自の給付金や無利子融資、税や公共料金の納付の猶予等を行っているところであります。それぞれの内容と効果、利用状況について、他の議員の質問と重複する部分もありますが、市民の方にも再度確認いただけるよう、丁寧な答弁をお願いいたします。

以上、1回目です。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

私の方からは、感染症の予防対策等の状況について説明をさせていただきます。

美作市新型コロナウイルス感染症予防対策本部会議は、令和2年2月27日に設置し、3月11日に新型コロナウイルス感染症予防・経済対策本部会議と名称を変え、ウェブ会議3回を含め、合計25回開催をしている状況です。

会議では、小・中学校の通常の授業や、休校、学校や老人福祉施設へのマスクの配布、手作りマスクの活用と普及、納税、公共料金の支払い猶予、拡大感染地への不要不急の移動の自粛のお願い、体育施設の使用の制限、湯郷温泉旅館等への予防対策徹底のお願い、三県境地域創生会議構成市町村を初めとする、近隣市町村との情報共有体制の構築、市独自の経済対策、貸付金、融資の補正予算案の取りまとめ、県外ナンバーの自家用車を持つ美作市民への証明プレートの発行などの事項を決定しております。

次に、マスクの配布の状況でございますが、学校の授業継続のため、備蓄マスクを市内小・中学校、保育園へ2月28日から3月19日まで2万2,650枚を配布しております。

次にその他の備蓄マスクの配布先ですが、高齢者施設へ3,300枚、図書館等公共施設へ700枚、大原病院へ2,000枚、放課後児童クラブへ500枚、給食センターへ2,000枚、消防本部へ2,500枚、美作市歯科医師会へ1,000枚で、その他を合計しますと、3万5,000枚を配布しております。

続きまして、消毒液の配布先ですが、2月28日から4月23日まで、合計で74.5リットルを配布しております。配布先は学校のほか、デマンドバス、市営露天風呂、アゼリア館、オルゴール館に配布をしております。

手作りマスクにつきましては、3月4日、市対策本部で「ないなら作ろう。手作りマスク自給大作戦」として、手作りマスクの推奨を行いまして、民生・児童委員、愛育、栄養委員、地域のボランティアなど、多くの市民の皆様の力により、たくさん手作りマスクが作成されました。配布先としましては、市内デイサービス利用者843枚、通所リハビリ利用者450枚、教育機関などへ600枚、希望者で特別な事情がある方へ2,414枚、合計いたしますと約4,300枚を超える手作りマスクを配布することができました。

マスク、アルコールに関しましては、ベトナム、イエンバイ省、美作青年会議所を初め、市内外の法人、個人の方から御寄付をいただいております、この場を借りて御礼を申し上げます。

「手作りマスク自給大作戦」の市民活動はマスクの確保にとどまらず、作成を通じて感染予防への意識を高めることができるとともに、地域では作成が困難な世帯に向けて、手作りマスクを自主的に配っていただくなどの、助け合いの市民運動につなげることができました。

また、県外ナンバーの自家用車を持つ美作市民への証明プレートは、現在32枚を発行している状況にあります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

経済対策につきまして答弁をさせていただきます。

美作市独自の新型コロナウイルスに負けるな貸付金、また新型コロナウイルスに負けるな給付金の制度を設けまして、事業の継続と雇用の維持を支援しているところでございます。

負けるな貸付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月の売上高等が前年同期に比べまして、20%以上減少している事業者を対象に、無利子融資を行うもので、事業活動の継続を図ることを目的としております。6月15日までに48件1億5,140万円の申請をいただいております。

負けるな給付金につきまして、まず雇用調整助成金に上乘せ補助するものについてでございますが、国の制度として、事業所を休業とした場合に、事業主が従業員に支払う休業手当の一部を助成する雇用調整助成金と言う制度がございます。4月1日から6月30日までを緊急対応期間として、中小企業者の場合、通常の助成率3分の2を、5分の4、解雇を行わない場合は、10分の9にする特例措置が設けられておりました。



この特例措置につきましては、国の補正予算第2号に伴いまして、休業手当の日額基準の上限が8,330円から1万5,000円に、それから助成率が5分の4から10分の9に、解雇を行わない場合は10分の9から10分の10ということで引き上げられまして、緊急対応期間も9月30日まで延長をされております。

この負けるな給付金の雇用調整助成金について、10分の2の額を上乗せ交付するものでございますが、この上乗せ補助するものは、6月15日までに23件、356万9,000円申請がございました。

この負けるな給付金につきましては、制度を拡充しまして、個人及び法人の事業主に向け、また林業事業者向けの別枠交付分を設けております。

個人及び法人の事業主向けは、休業や開店しても売上げが少ない場合に支援をするもので、4月1日から6月30日までを対象期間として、売上高等が前年同月と比較して、20%以上減少した市内に事業所を有する事業主を対象に、全日休業された場合、また営業はしているが売上げがない場合、1日につき8,330円、売上高等が20%以上、30%未満の減少では7,500円、それから、売上げがあっても8,330円に満たない場合は、半額の1日につき4,170円、20%から30%の場合は、3,750円でございます。この額を給付しておりまして、任意団体の代表者も対象にしております。

これらの別枠交付分については、6月15日までに月ごとの申請となっておりますが、個人向けが123件1,386万7,000円、法人向けが9件90万1,000円の申請がございました。

林業事業者向けは、津山の木材市場での杉、ヒノキの価格が下がっていることから、森林所有者に売上げの還元ができるよう、林業事業者に対して支援をするもので、運搬費の助成として搬出した材積1立方メートル当たり2,000円と、林内作業道等の開設事業の助成として1メートル当たり現行500円に、1,000円以内の上乗せを行うこととしたものです。申請についてはまだございません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、市民部から独自の給付金、税の徴収猶予の状況について答弁させていただきます。

現在行っております取組についてでございますが、まず、国の給付金として、子育て世帯への臨時給付金、児童手当でございますが、これを6月の定期給付に合わせ、国が1万円を給付いたしますが、新型コロナウイルス感染症は、全子育て世帯に影響がございました。学校においても、臨時休校することなく授業を継続いたしております。保護者の方におかれましては、感染症の予防をお願いし、手作りマスクの作成、マスクの着用、手洗いなどを徹底していただくなど、御協力をいただいているところでございます。こうした状況から、美作市独自の給付金として、子育て給付金に一律5,000円を上乗せし、児童手当の支給月である6月に支給をしますが、今回6月5日に申請が必要な公務員を除き、2,599人に支給いたしました。なお、公務員につきましては、対象児童数191名に対しまして、6月11日に支払いを行いました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方への経済対策としましては、市税の徴収猶予、固定資産税の課税標準の特例、国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免を行っております。徴収の猶予の特例制度は、1か月以上の期間、新型コロナウイルスの影響により20%以上収入が減少した方が対象となります。令和2年2月1日から令和3年1月31日までの納付期限の市税について、申請により最大1年間、担保、延滞金なしで徴収猶予がされる制度でございます。

次に、固定資産税の課税標準の特例は、新型コロナウイルスの影響により、個人事業主を含めた中小企業者が、令和2年2月から10月までの連続する任意の3か月間の売上げが前年同期間と比べて30%から50%未満減少した場合、令和3年度の固定資産税について、事業者の所有する事業に要する建物、償却資産の固定

資産税額を50%の減額、売上が50%以上減少している場合は、全額減額するという制度になります。対象事業者の方は、令和3年1月に市に申請することになりますので、よろしく願いいたします。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料における減免は、令和2年の1年間の収入見込みで、国保の場合は、国保に加入している世帯の主たる生計維持者本人、後期、介護の場合は加入者の世帯の主たる生計維持者の収入が、3割以上の減少が見込まれる方について、令和2年2月から令和3年3月の納期限の保険料が減免の対象となります。該当となる場合は、世帯の所得状況により、国保税と後期高齢者医療保険料は全額から8割、6割、4割、2割の減免、介護保険料は全額または8割の減額となります。現在問合せにつきまして、対応しておりますが、国保税、介護保険、後期の減免は対象となる場合は一つだけでなく、複数の減免対象となる場合が多いことが考えられますので、市民の方への減免をワンストップとして対応することで、市民の方の申請の手間を軽減することを予定しておりますので、国保税、介護、後期とも7月に今年度の保険料が確定しますので、7月の確定以降に保険料の減免処理に対応することとなります。

なお、すでに令和元年2月3月に納付した保険料などで遡及減免がある場合は、還付も含めて減額対応とすることで対応することとしております。

6月12日現在の市税の徴収猶予の申請件数、金額の状況を報告いたします。新型コロナウイルス感染症の影響への対応としまして、徴収の猶予を実施している件数は、法人が12社、個人が6人合計18件の状況でございます。猶予している金額は法人が6,645万3,500円、個人が161万2,320円の合計6,806万5,820円の状況でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

森元環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

上下水道料金の徴収猶予の状況についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少するなどして、支払いが困難な事業者に対し、経済対策の一環として上下水道料金について、支払いの猶予を行うための関係条例の整備について3月定例議会で承認をいただきまして、現在上水道課において、猶予申請の受付事務を行っております。6月15日現在で、申請事業者数は4事業者、延べ件数が9件で、水道料金の支払い猶予金額は109万3,697円、下水道使用料金の支払い猶予金額は101万2,424円、合計210万6,121円という状況でございます。

支払いの猶予期間につきましては、申請によりまして、1年以内ということにしております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

各部より、2回目の質問が要らないくらい丁寧な分かりやすい答弁をいただきました。

各学校の通常授業、コロナに負けるな給付金の雇用調整助成金に対して10分の2の上乗せや、個人事業者に対する事業継続への支援金等、多くの政策が実際に市民の方の御意見をしっかりと反映した結果で、大きな成果を残しているものと考え、これからも期待するものであります。

今回、各議員の方々から多くの質問や提案がありましたので、私の方からは少し角度を変えた質問を2点だけさせていただきます。

まず、通常授業についてお尋ねいたします。2月27日に安倍首相から全国の学校に対して、3月2日から春休みいっぱいまで一斉休校の要請がありました。当初、保護者からは対応に苦慮するため、特に岡山県などは、3月22日までは出ませんでしたので、県内に感染者が発生しておらず、休校に対して反対の意見が多

かったように思います。そんな中美作市では、保護者や生徒、学校関係者へのマイナス要素を分析し、感染のリスクと比較検討した結果、隣接の自治体でコロナの感染が発生しない場合、通常授業を続けるということになりました。その結果、生徒や保護者を初め、給食関連業者等多くの学校関係者が影響も少なく抑えることができたわけであります。授業の遅れもなく、夏休みの短縮や、補習授業の必要もないとのことでありました。中には、生徒さんの方で、自分が感染したり持病を持つ友達に自分がうつしてしまうのが怖いといった話を聞くこともありましたが、大半の方が結果的によかったと評価されていると思います。その中で学習の遅れを感じている生徒がおられるのではないかとということでもあります。

美作市では、通常授業が続けられるのに対し、保護者の判断により、感染リスクを避けるため、学校を休む生徒に対して、欠席扱いにしないとのことでありました。地域にもよると思いますが、3月2日の全国一斉休業要請後、また4月24日に津山市にて感染が出てからは、どのくらいの生徒の方が休まれたのでしょうか。また、その生徒たちへの授業を受けられなかった分の補習的な取組は、各学校でどのように行われているのでしょうか。各学校での対応をお尋ねいたします。

次に、新型コロナウイルスに負けるな給付金の雇用調整助成金の10分の2の上乗せ給付についてお尋ねいたします。これもちょっと他の議員の質問と重複するところがありますが、改めてさせていただきます。

当初、政府の雇用調整助成金が申請が複雑で、助成額も8,330円と実態と乖離した状態にあった中、少しでも企業の負担を縮小し、雇用を継続するための申請を後押しするためにも、大変有効な政策であると評価したいと思います。また、ハローワークの審査通過への上乗せのため、美作市独自の審査が簡略化できるところも魅力だと思っております。先日の6番議員の一般質問への答弁では、ハローワークへの雇用調整助成金申請の受理件数は128件、今日はちょっと増えてましたけど、上乗せということでありました。110件くらいの差異があったと思われれます。その方たちの美作市への今後の申請状況は、こういった具合になるのか、ということが予想されるのでしょうか。今後全体から申請があると考えると、新型コロナウイルスに負けるな給付金の総額的に今どのくらいいってるかという金額が分かれば答弁をお願いいたします。

次に、今回の雇用調整助成金の新型コロナ特例措置に対する給付の上乗せ政策は、大変に素晴らしいものだと思っております。この政策が好評であって、成果が認められた場合において、今後の美作市の従来の雇用調整助成金への上乗せ政策ができれば、今後美作市においての企業活動や、雇用の継続に有効と考えますが、可能性について御答弁をお願いいたします。

以上、2回目です。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）〔登壇〕

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、保護者の判断により、学校に登校しない、していない児童・生徒につきましては、全国の休校要請が出た3月の時点では、小・中学校とも1日1校当たりで平均約2.3人、率にいたしまして2%となっております。新学期になりまして、当初は小・中学校ともに、1日1校当たり約1.2人、1%でありましたが、4月24日に津山市で感染者が確認された後は、大型連休明けまでは小学校で1校あたり約7.5人、6.2%、中学校で約4人、3.1%の状況となっております。その後は人数も減少し、現在は小・中学校ともに保護者判断で登校されていない児童・生徒はおりません。

これら児童・生徒への学習保障についてですが、登校していない日数等に応じ、課題を提示し、その点検や指導を行うとともに、家庭訪問や放課後登校時での個別指導を行い、取戻しの指導を行っているところでございます。また、長期休業中、夏休み、そういったところで、補習学習を予定している学校もあります。

今後も児童・生徒、保護者と学校が連絡を密に取りながら、学習の保障を進めてまいります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

雇用調整助成金の上乗せ給付につきまして、美作市への申請件数とハローワーク美作管内での計画届出数に差があるということですが、答弁で申し上げましたハローワーク美作への届出件数は、ハローワーク美作出張所管内ということで、西粟倉村、勝央町、奈義町のもが含まれております。しかし、お尋ねの届出数と、申請数の差には、それだけでなく、制度的な理由が含まれております。雇用調整助成金の通常の手続きとしましては、あらかじめハローワークへ休業の計画を届けておいて、これが6月15日までに管内で現在129件ということですが、実際にその後休業を行ったのち、賃金計算の1か月のメ後に支給申請を行うこととなります。これが6月15日までに81件出ております。これをして、その後ハローワークで審査をして、約2週間かかるということですが、支給決定後に助成金が支給される流れになっているというふうにお聞きしております。

本市での2割の上乗せのものにつきましては、ハローワークへ支給申請を行った時点で書類を提出していただいて、市の方の支給手続きができることにしておりますが、本市への実際の申請件数は6月15日までに23件にとどまっております。事業所によりまして、助成金の確定後に、また、あるいは2か月分まとめて市の方へ申請しようといった事業所もあるということでお聞きしておりまして、本市への申請件数は申請が遅れているという状況ですが、徐々に増えてくるものと考えております。それから、制度の改正がありまして、参考にとりまして、計画の届出数というのを申し上げておりましたが、この緊急対応期間においては、特例として計画届を出さなくても、休業後に事後の支給申請でよいということに制度が簡素化をされております。特に小規模な事業者、従業員がおおむね20人以下のような事業者に対しましては、さらに申請手続きが簡略化されておりますので、申請漏れがないようにしていただきたいと考えております。ですので、今後はハローワークへの申請件数を参考にしたいと思いますが、申請額につきましては、現在情報提供をいただいておりますので、金額がどうなるかという見込みについては、現在のところ非常に難しい状況であると考えております。

それから、もう1つお尋ねの、特例措置終了後の雇用調整助成金の上乗せ給付の継続につきましてですが、通常の場合でも上乗せ給付をするという制度につきましては、事業の継続と雇用の維持を図っていただくものでございますので、市内の事業者の御意見を伺った上で検討したいというふうに思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

総括します。津山市で感染者が出た後から7.5人ということで、9校なんで68人くらいですか。中学生が4人平均ということなんで、20人くらいが休まれたということになります。美作市全体では、そういった数になるということなんですが、各学校で個々の状況に応じた対応をしっかりといただいているということでもあります。今回、そういった生徒さんたちにもしっかりとフォローしていただくことによって、美作市の今回の通常授業が改めてさらに評価されると思いますので、教育長不在で大変な部分もあるかと思われませんが、しっかりとよろしくお願いたします。

新型コロナウイルスに負けるな給付金については、今後まだ相当数が上がってくるのではないかとということで、貸付金に対して給付金の方がまだ金額が相当余裕があるようなので、そこらへんしっかりと商工会を

通じてになるのかもしれませんが、浸透していくようによろしく願いいたします。

新型コロナウイルスに負けるな給付金等、いろいろ政策を打っていただいています。一方で社会福祉課の方へ多くの市民、個人の方から、大変多くの相談が急増しているということもお聞きしております。新型コロナウイルスに負けるな給付金の保健福祉部等への創設ですよね、そういったものなんとか検討できないかお願いして今回の一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番12番、議席番号2番和田広宣議員の一般質問を終了します。

ただいまより10分間休憩します。

午後2時44分 休憩

午後2時54分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き再開いたします。

続きまして、通告順番13番、議席番号1番青山慶議員の発言を許可いたします。

1番（青山 慶君）〔質問席〕

まずは、先日お亡くなりになられた内海健次副議長、大変若者の挑戦を応援してくれる素晴らしい尊敬できる方でした。謹んで御冥福をお祈りいたします。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、私の6月定例会の一般質問を始めさせていただきます。

私の今回の質問は3項目ありまして、1つ目は、避難所における新しい生活様式への対応について、2つ目が新型コロナ感染拡大第2波に対する備えについて、3つ目がアフターコロナを見据えた取組についての3点でございます。

それでは、まず1点目です。

新型コロナ感染症は、一部の地域では感染者が増加傾向に転じつつあるなど、まだまだ油断できない状況にあります。多くの地域が一旦落ち着いてきております。その中で、新型コロナウイルスを想定した、新しい生活様式の実践が提唱されておりますが、さらに災害が起こりやすい時期が近付いております。そういった中で、避難所において、新しい生活様式をどのように対応していくことを考えているのか、執行部のお考えを質問します。

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

青山議員御質問の、避難所における新しい生活様式の対応ということで、お答えさせていただきます。

まず、避難される際には、マスクと可能であれば体温計を持参していただきたいと考えております。体温計、替えマスク、手洗い用せっけん液などは、保健福祉部に協力をいただいて確保しております。そして、避難所内では、マスクの着用と手洗いの励行をお願いし、密集を防ぐため、人と人の間隔を広く取る事が重要ですので、1か所当たりの収容人員を減らすため、地区の集会所等の一時的な地域避難所なども利用していただきたいと考えております。また、市職員がいる避難所では、受付時に健康状態の聞き取り調査を実施し、避難所内は定期的に換気を行い、せきエチケットを守っていただくようお願いいたします。

避難所内の密集を防ぐため、親戚や友人宅への避難も日頃から検討していただきたいと思います。

また、避難時に発熱症状がある方については、事前に市役所または各総合支所に連絡をしていただき、他の方とは違う場所に避難をお願いしたいと考えております。

そして、緊急の避難場所の確保については、昨年度協定を結んでいる市内の宿泊施設を利用したいと考えております。

いずれにしても、市民の皆様には、避難所内においても、新しい生活様式で避難を実践していただきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、保健福祉部の方から答弁をさせていただきます。一部危機管理監と重複するところもありますが、御了承いただきたいと思います。

国の方針にもありますように、3つの密を徹底的に避ける、人と人の距離、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗い手指衛生などの基本的な感染対策を継続するという新しい生活様式が普及されることになれば、感染拡大の防止と、社会経済活動の維持の両立が持続的に可能と考えられています。

また、避難の方法として、自分や家族にあった避難の仕方や避難先を考えることが大切であり、自身で宿泊先を確保しての自主避難、浸水の恐れがない家族や親戚、友人の家への縁故避難、自宅に浸水の恐れがない場合は、避難所を利用せず自宅で過ごす在宅避難などの方法もあらかじめ検討していただき、人との接触をできるだけ少なくする工夫が重要と考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

2回目の質問です。先ほど答弁にありました、地域避難所の運用につきましては、自治振興協議会や市民の協力、共通認識が欠かせないものと思います。共通認識とは何かなんですが、まず1として、先ほど言われたマスク、体温計の持参、間隔を広く取る、親戚、友人宅への避難といった、避難における注意事項を把握しておくこと。2として、何か起きたとき、例えば先ほど答弁にあった発熱がある人が見つかったなどの問合せ先、宿泊施設なのか、支所、本所なのか、そこを明らかにしておく、何か起きたときの対応を明らかにしておく、が2つ目。3つ目として、何より市がこう考えているということをあらかじめ知っておいてもらうということが非常に大事なことかと思えます。

そのために危機管理監に質問ですが、1つ目の質問として、自治振への事前連絡が必要と思われませんが、事前連絡の予定があるかどうか、それからあるのであれば、いつやる予定なのか、質問の2として、市民への連絡、広報はどのように考えているのか、3つ目として、ちょっと具体的な質問ですが、例えば集会所って毛布ですとか、消毒液がないところが多いと思うんですけど、そういったものはどうすればいいのかというのが3つ目の質問です。

それから、保健福祉部への質問ですが、高齢者や介護が必要な方の避難は、民生委員さんですとか、地域包括支援センターとの連携が必要かと思いますが、普段の災害と併せて、先ほど申し上げた、新しい生活様式への対応ということも含めて、連携が必要かと思えます。そこら辺の、民生委員さんですとか、地域包括支援センターに新しい生活様式を踏まえた避難計画が必要ですよという連携をどのようにするのか、どのように考えているのかということを質問いたします。

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

地域避難所の運用については、先ほど答弁いたしましたとおり、分散避難を積極的にお願いしております。地域避難所開設の際には、地区の区長さん、あるいは代表者の方に、早期に集会所、コミュニティーハウス等の鍵を開けていただかなければなりませんので、危機管理室といたしましては、自治振興協議会の皆さんと相談しながら、できるだけ早期に相談をして進めてまいろうと考えております。

次に、避難所内における毛布、マスク、手洗い用のせっけん液等の必需品ですが、市役所、最寄りの総合支所に連絡していただければ、手配がつくようになっております。

続きまして、発熱者の連絡先なんですけれども、これも併せまして、市役所または各総合支所に連絡していただけたらと思います。

終わりになりますが、今月20日に発行されます、広報みまさか7月号で防災に関する特集を掲載させていただいておりますので、ぜひ御覧いただきたいと思っております。

〔「毛布は」と呼ぶ者あり〕

毛布につきましても、各総合支所に必要だということを伝えていただければと思います。

以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、2回目の御質問に答弁をさせていただきます。

民生委員ですが、担当地域内の一人暮らしや支援の必要な方を把握し、地域包括支援センターへも普段から連絡、相談をいただいております。また、地域包括支援センターも、その御連絡をいただく方のお家に訪問したのちに、民生委員の方へその報告をするなど、連絡の連携に努めているところでございます。

災害時の避難につきましましては、あらかじめ地域住民の中で避難方法が共有されていることが重要で、かつ、新しい生活様式に対応した避難行動を取らなければなりません。民生委員や、地域包括支援センター職員の普段からの見守り、相談活動や、地域包括ケア会議の中で1回目でも答弁しましたが、自宅での避難の可否や、親戚や知人宅、ホテル、旅館等の利用の可能性も含め、できるだけ人との接触が少ない、より具体的に対応することを検討してまいりたいと思っております。

また、担当ケアマネージャーのいる介護保険の利用者の方につきましましては、安全なうちに介護施設を利用したり、早めにゆっくりと避難できるよう、ケアマネージャーの会議や、事業所をお願いをしているところです。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お尋ねの避難所の件も含めまして、今後の私たち市民の室内外における集まり方の問題については、明日午前中に第何回か、20数回になりますけれども、新型コロナウイルス予防対策・経済対策本部を開催をして、議論をさせていただこうと思うんですが、できるだけ分かりやすく言うと、室内については、4平米に1人なんです。2帖に1人。ただし、例えば2帖の部屋ってないんですけどね、2帖の部屋があれば、実は4隅に座ると全部2メートル取れるんですよ。4人入るんですよ。だからセパレーターの導入というようなこと

も含めて多分議論になると思いますけども、だっ広いとこだと、2帖にしておいて、セパレーター置くともう少し入るだろうと、こういうことも含めて具体的な図を出したりしながら、うちの地域はどうしても公会堂がある、あるいは集会所があるけれども、12帖しかないんだと、どうすりゃいいんだなんて話になったときには、多少の工夫ができるようなことも含めて、具体的な解決策を提示をしていくということになるかと思います。知恵を絞るということで、やっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

総括をいたします。

もう既に先週の土日、大雨が降るなど、災害が起こりやすい時期に入っておりますので、避難所の認識ですとか、避難所における振る舞いを、市民や地区の人、それから市の職員の間で、認識のそごがないように、しっかりと周知に努めていただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

2項目めに入ってください。

1番（青山 慶君）

市民の安心や安全を守るために、新型コロナ感染拡大第2波に対する備えが必要と考えます。どのような備えが必要で、どのようなスケジュールで実施をしていくのかのお考えを質問いたします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、2項目めの新型コロナ感染拡大第2波に対する備えについての答弁をさせていただきます。

現在、全国にわたって発せられていた緊急事態宣言の解除で、段階的に経済活動が、再開されています。岡山県では、社会経済活動の再開、自粛の主な目安を作成し、4段階のフェーズ、局面で表しています。

段階は、1として、活動自粛。2として、段階的な活動再開。3として、感染対策と活動の両立。4として、活動の全面再開となっており、県では現在、2から3の段階的な活動再開のフェーズにあるという位置づけでありまして、いまだ出口には来ておりません。

第2波は、今年の秋、冬辺りに来るとも予想されていますが、その対策備品として、イベント会議用のサーモグラフィ、加湿器、非接触型体温計等の購入を考えておりますが、一番基本的なこととしては、先ほどもお答えした、人と人との距離、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生などの基本的な感染対策を継続するという新しい生活様式が普及されることになれば、感染拡大の防止策になると考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私から補足をさしあげたいと思ってるんですが、様々な情報を分析をしますと、国家レベルでのあるいは選挙が近い都政もそうですけども、そういうレベルでのコロナ対策については、どうも政治とコロナの関係が出てるんですね。選挙のときどっちが有利なのかとかね、そういう話が出てくるんで、今の段階でやっ



てる緊急事態宣言の件でいいますとね、0.5人、10万とかなんとかいう数字が確かあったと思うんですけども、その数字は、東京含めて何県かがクリアできてないんですよ。解除されない水準が継続してるはずなんですよ。でも、今の段階では解除しない、解除したものは、もう元には戻らないんだみたいなことを言わざるを得ないというのは、全くこれはコロナ対策としての要請じゃなくて、政治的な要請からきてるんで間違いないわけですね。そうしますと、我々は、市民の安全、生命を守るという純粋な観点から考えると、必ずしも、国や県がこう言ったからといって、そうせないけんとか、そうすべきだとかというんじゃないで、それぞれの都市の中の状況、うちは完全にクリーンなんだ、何を守るんだという、非常に重要な介護、福祉、医療、子どもたちというものをどう守るかという観点から、どこまでの自粛をするかという独自の判断をせざるを得ないというふうに思ってます。

第2波については、もう起こってるというのが通説ですね。東京もそうだし、北京の市場がもうぐちゃぐちゃになりつつあるというようなことの中で。中国は終息宣言をした上で、やっぱり出たんですよ。

それから、県が示した第4段階というのは、何でもかんでもやってくれという話なんだけれども、海外渡航までオーケーするかといったら、絶対ないんですよ。だから4段階というのは、まさにワクチンができるか、人類全体が7割くらいの人が免疫獲得するかというので、当分ないだろうというふうに想定をした上でやる。我々としては、第2波が今きてるんで、もうちょびつと残念だけど活動の自粛をせざるを得ないところがあるからこそ、明日それなりの方針を決めていこうということでもあります。

だから、終息に向かう段階での調整という面での位置づけもあるんだけど、第2波が来てる可能性も含めてどうすんだということを考える。今までの実績の中で、一方で美作市の中はクリーンだということはほぼ確認されている、というようなことの中で、独自の状況があるわけですね。東京都は全く違う状況があるんで、我々の判断と東京の判断は違ってくるし、既に患者が発生を見た岡山県南と、この判断は違ってくるし、我々と津山の判断も多分違ってくると思います。我々の判断と真庭なんかは、えらい似たものになるかもしれない、こういうようなことで考えていることを補足をさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

総括をいたします。

もうすでに第2波が来てるという見方もあるとのことで、執行部の方も気を引き締めて対応していただいているというのがよく分かりました。いずれにしましても新しい生活様式をしっかりと実践していくことが、今後一番必要なことかと思っておりますので、広報みまさかですとか、市民の方々への広報をしっかりといただいて、最低限これだけはやってくださいというようなことは、今後も引き続き広報していただきたいと思います。

続きまして、3つ目の質問に行きます。

議長（岡本 泰介君）

3項目めに入ってください。

1番（青山 慶君）

3項目めです。アフターコロナを見据えた取組についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の対応で社会が変わると言われております。内海健次議員もそのようにおっしゃってございました。美作市はアフターコロナを見据えた取組について市の窓口対応ですとか、職員の働き方、医療施設、学校の在り方をそれぞれどのように現時点で考えておられるのか質問いたします。

その他何かアピールするようなことがあれば、併せて答弁願います。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

議員さんのアフターコロナを見据えた取組ということで、私からは、先ほどの御質問の中の窓口対応、職員の働き方ということでお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスを想定しました新しい生活様式の具体的なイメージ、働き方の新しいスタイルといたしましては、テレワーク、ローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議、対面での打合せは換気とマスクなど十分に行くと、マスクを徹底するというようなことが実践例として挙げられております。

これまでの当市の対応ということにつきましては、マスクの着用を徹底し、会議の際には、人と人との間隔を十分に取り、換気には十分気をつけると。窓口など、来客のある場所につきましては、アクリル板を設置して、遮断すると。そしてウェブ会議の導入や書面での会議を実施いたしておりますし、出張についても極力自粛をするというふうなことを行ってまいりました。

今後、第2波の発生ということも考えられますので、他の自治体の取組も参考にしながら、当面現在の働き方対応ということの基本として、継続をしてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

アフターコロナを見据えた取組につきまして、私の方から御答弁させていただきます。

美作市におきましては、新型コロナウイルス感染症対策の一環としまして、市長の方からも発言ございましたけれども、中国市長会総会や、新型コロナウイルス感染症予防・経済対策本部会議等におきまして、既にウェブ会議を導入しているところでございます。このウェブ会議の導入によりまして、人と人同士が直接対面しなくても、対面に近い形でコミュニケーションが取れるということとともに、お互いに遠方などの会議場へ出かけることなく会議へ参加できるということもございまして、移動時間や移動コストの削減につながっているところでございます。

コロナの終息後におきましても、新しい会議の在り方として、ウェブ会議も選択肢の1つとして可能であると実感しております。目的や内容に応じまして、今後とも開催していきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

春名部長に重要な点を補足させていただけるような答弁いただいたんですが、中国市長会でも言いましたけれども、やっぱり他の議員の方への答弁で申し上げたように、アフターコロナの、ライトアフターコロナはあんな感じなんですけど、もう少し本当のアフターコロナは、一極集中是正です。それから、もう1個はノーマスクタウン美作です。つまり、抗体検査をビシッとすれば、みんな、昨日岩崎さんがおっしゃったことでやればね、全員やらなくても100人、200人でも確率検査すると、まあみんなないというのが分かるんですけど、そしたら市民同士はノーマスクなんだと、ノーマスクタウンというのが、楽でいいですよ、夏は絶対これ。だからそういうことで、逆手に取って打っていくというような発想。

それからもう1個は、やはり東京一極集中の是正とほぼ同じことを言ってるんですが、県内依存に対して、やっぱり自立性を高めなきゃいけない。ただ、その自立性のときにやっぱり津山だけだと無理が若干出てくるんで、津山に鮮魚買いに行ってもない。やっぱり見ると、山陰地方は特に鳥取県の安全性が高かった。非常に、鳥取県は。若干出ましたけど、ゼロではなかったけれども。やはりアフターコロナにおける移動は公共交通機関ではないのであるから、要するに車であるわけであるから、美岡道の北部延伸というのは、アフターコロナの道としてはとってとても大切になったということをご理解を皆さんにいただきたいというふうに思うわけでありませう。

以上、補足であります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

私の方からは、医療施設の取組について答弁をさせていただきたいと思います。

医療機関の受診につきましても、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的、特例的な対応として、医師の責任下で医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話やオンラインにより、診断や処方が可能となっています。

新しい生活様式への取組により、以前のような外来受診は減少していくことが見込まれ、オンライン診療などに対応する情報基盤整備を進める必要があると考えます。

また、会計の待ち時間の短縮や、金銭の受渡しでの接触を避けるため、自動精算機やキャッシュレス精算の導入などの検討も必要となります。併せて今回の感染症拡大により、医療従事者の感染リスクの高さが取り沙汰されましたが、院内の感染症対策をしっかりと進め、安心して働ける職場としての環境を整え、医療従事者の確保に努める必要があると考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

佐々木教育長職務代理者。

教育長職務代理者（佐々木 勇君）〔登壇〕

まず、学校の在り方についての考えについて答弁をさせていただきます。

G I G Aスクール構想が前倒しされまして、児童・生徒に1人1台の端末が整備されますと、授業の在り方は大きく変化するものと考えます。I C Tのさらなる活用で、授業はいわゆるアクティブラーニング、主体的、対話的で深い学びということで、実現に向けてさらに発展的、活動的な展開が可能となります。また、今後臨時休校等になった際にも、オンラインでの教材の活用や、指導ができるようになってきます。

そのために、今から教職員のI C T活用能力の向上に向けて、I C Tを学習に生かすための研修を充実させるなど、対応が必要となってまいります。現在、市内小・中学校の情報担当者会で、1人1台端末の導入時における対応や、機器操作についての研修を行っているところでございます。

また、市内小・中学校の学校行事等につきましては、1学期に実施予定でありました行事が、2学期以降に延期、変更や見直しが必要になったものがあります。新型コロナウイルスの発生状況によりまして、来年度以降、学校行事が従来通り行われるものもあれば、見直し、精選が行われるものもあるものと考えております。学校行事の意義や、必要性を確認しつつ、十分な議論を行いながら、各学校で行事を検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

1 番（青山 慶君）

2 回目の質問です。

先ほど、総務部長から、当面はそのまま周りを見ながらという答弁がありましたが、今でもローテーション勤務ですとか、時差出勤というのはできるんじゃないかなと。例えば、窓口を朝の 7 時半から夜の 7 時まで、毎日開けるですとか、もともと市民からもそういった声がありましたので、積極的に検討してほしいと思います。いかがでしょうかというところ、テレワークについては、ちょっと市の職員の方々の働き方というか、業務内容を見ていると、テレワークは難しいのかなというふうに思ってるんですが、その辺総務部長はどのようにお考えなのか。

続きまして、保健福祉部長、先ほどオンライン診療などに対する情報基盤整備という声がありましたが、もともと過疎地域で、特に交通弱者の有効な診療方法とされておりましたので、院内感染の防止の一助にもなると思われまますので、ぜひ推進していただきたいと思うので、意気込みを聞かせていただきたいです。

それから、キャッシュレス決済についてですが、スーパーでも最近レジでキャッシュレス決済を推奨していますというような張り紙がよく見かけられるようになりました。ただ、高齢者には若干難しい部分があるのかなと。特にスマートフォンを使った QR コード決済ですとか、仕組みがそもそもやや複雑です。クレジットカードも、後から請求になるんで、いくら使ったかわからなくなるというようなことがありまして。私は高齢者には、デビットカードが一番いいんじゃないかなと思います。デビットカードというのは、使ったその場で銀行口座から代金が引き落とされるんで、お金を使っているのと大して変わらないような機能があります。キャッシュカードと一体型のデビットカードというのがあるので、これが一番いいかなというふうに思います。キャッシュレス決済を導入するときに、何が最適かよく考えていただいて、最適なものが使えないということにだけはならないようにしていただきたいというのが、これは要望です。

それから、教育委員会ですが、通信環境の整備がまず第一になると思うんです。美作市は特に通信事業、美作市というか、みまちゃんネルが力を入れておまして、光コラボのみまちゃん光、シムフリーのモバイルルーターで使える格安シムサービスのみまいるというのがありますので、ぜひこれを有効活用してほしいというのがありますが、ただ、みまいるは今使い放題のプランがないので、ちょっと利用する方にとってはこの点が不安な部分かなと思います。ですので、みまちゃんネルに新プランですね、使い放題のプランですとか、学割プランを要望を出した上で活用を考えてみてはいかがでしょうかという提案のような質問ですが、後は光回線導入するときに、今気をつけていただきたいのが、テレワークの普及で回線工事の稼働が逼迫していて、今開通に 2 か月から 3 か月くらいかかるらしいんです。なので、学校でオンライン授業やるにあたっては、その辺のことをよく踏まえておいていただきたいなと、これは注意喚起でございます。

また、オンラインでの教材の活用についてですが、既存のノウハウをしっかりと活用していただきたいと思えます。例えば、大阪滋慶学園高校の通信制で、オンライン授業のような、遠隔授業といいいますか、そういったノウハウもありますし、中小企業でいいますと、大体社員の研修というのは、イーラーニングで外注してるのがほとんどだと思いますので、そういったイーラーニングをやってる会社のノウハウを教わるですとか、あとは、楽しい学習ですね、昔脳トレというゲームがちょっとはやったかと思うんですが、ああいうゲーム感覚でできるような学習も取り入れてみたらどうかなと思います。このゲームに関してはもう既にプログラムはあるわけですし、採点や集計、分析というのが自動化されてますんで、学校の先生の負荷も軽減になるかなというふうに思います。この辺は提案のような感じですけど。

最後に企画振興部ですが、ウェブ会議で気をつけていただきたいのが、動画を使ったウェブ会議をします

と、インターネットの（聴取不能）を非常に圧迫するんですね。ちょっと聞いた話によると、ある学校でショートホームルームをやっている時間帯が、物すごくインターネットが混んで、一般市民の方々が影響を受けるというような事例も出ていますとちらほら書いておりますので、動画での会議が必要なかどうか、音声だけでも十分な会議もいっぱいあると思うんです。なので、その辺の使い分けをウェブ会議においては、考えていただきたい。ということとともに、そうは言ってもインターネットの利用量は増えております。ですので、ここで重要になってくるのが通信基盤の増強と、迂回路の活用です。通信基盤の増強というのは、NTTに頑張ってもらえないんですけど、中山間地の美作市においてもこんな状況だということを通産省にお伝えして、全国的な問題だと思いますので。

〔「総務省」と呼ぶ者あり〕

すいません、総務省ですね、総務省に要望を出して通信環境の増強を早急にやってほしいという要望を出すというのが1つあると思います。それから、迂回路の活用ですが、光ファイバーでいうと、NTTが皆さん一番に思いつくと思うんですけど、電力系の通信事業者というのもあります。中国地方で言うと、中国電力のエネコムが提供しているサービスですね。これ一般向けにはメガエッグというサービスがあるんですけども、美作市は残念ながら提供地域外になります。ただ、事業用の専用線は提供地域内でございますので、美作市役所や支所で使っている回線の一部を電力系の回線に変えていただくことも検討事項の1つに上がるかと思えますし、光ファイバーに限らず、もう1つの迂回経路としては、携帯電話回線が迂回路になりますので、そういった回線も迂回路として活用していただいて、なるべくネットワークが混まない状況を作ること今後肝要かと思えますので、その辺をしっかりと意識しておいていただきたいという要望です。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

御要望なんですけど、回線の件、基盤の件については、我々も当然認識してまして、先だって総務省には話をしましたし、全国市長会にも話を上げてきました。たまたま、中国地方市長会で立谷さんという福島県相馬市の市長が全国の会長をやってらっしゃるんですが、彼が登場したんですが、相馬市からの画像は音声しか流れてこない。そのときは奥の細道といってやゆったんですが、遠くが細いということじゃ多分なくてね、東海道が混んでるんです。はっきり言っておきました。それで国も分かっているということなんですけど、すぐに動きが取れなくなると。それから市内で言うと、今携帯電話回線の方が通りがよくて、Wi-Fiが物すごく落ちてます。どこいってもワイがなくなってるんですね、ワイドじゃないと。ナローファイになってる。ファイでもないかな。非常にWi-Fi系の通信品質が落ちてるといのは、利用されてる方々もみんな認識しておられて、林野高校のショートホームルームになると、みんなお手上げ状態になってみたいな話が、ちらほらじゃなくて、相当出ると。実は市役所も今日の午後からえらく落ちちゃって、携帯の方が早くなるという寂しい状況になっていました。だから、その点何らかの形で我々町のWi-Fi環境、先ほど小・中学校の家庭を補充するという話ありましたが、端末やっても、市内幹線がだめだと、水道で言うと、市内幹線の放管が25ミリでしたみたいな話になるんでね。それはやっぱり100ミリ300ミリと取って行かないと無理なんで、その辺の状況を、多分企画振興部長が調べてると思いますので、具体的にはまたどうするか検討の結果をお知らせをすることができると思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

議員さんの2回目の御質問でございます。私の方からは職員の働き方、御提案の時差出勤、ローテーション勤務というようなことについて、答弁をさせていただきます。

時差出勤につきましては、電車通勤、バス通勤をされるところにつきましては、密を避けるという面では非常に効果的ではないかとは思いますが、しかしながら、議員御存じのとおり、私どもの市の場合ほとんどの職員が車での通勤ということでございますので、余り差をつけてもこの辺りは効果が薄いかなというふうなことも考えております。

また、ローテーション勤務ということでございますけれども、それについての窓口の時間拡大、御提案でございます。現在、市の方としましては、月曜日のみ19時、午後7時まで窓口を開けているというような状況でございます。このことにつきましては、このコロナ以外の意味も持っておりますので、朝7時から夜7時という御意見でございます。今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

また、テレワーク、在宅勤務ということでございますけれども、議員がおっしゃいますとおり、なかなか一部の部署では、可能なかなというふうには思われますけれども、テレワークにはそれなりの設備の整備などが必要になってまいります。環境の整備には多額の投資ということも必要になるのではないかと考えられますし、現在の住民サービスを維持する、そして個人情報を持ち出さないというような条件の中でどこまで可能かという課題もございますが、他の自治体、実際にこの度テレワークをされた自治体もございますので、そちらの取組も参考に研究をしてまいりたいというふうに考えます。よろしくお願いたします。〔降壇〕  
議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、私の方からは、医療機関でのオンライン診療の導入ということで答弁をさせていただきます。

美作市では今後ますます過疎、高齢化が進む中で、オンライン診療は通院のための交通手段や、家族の付き添いなどの必要もなく、気兼ねなく受診可能となりますが、初診時は医師が患者から必要な情報を求めたり、双方の信頼関係の構築のため、対面での診療が必要と考えています。症状が固定していて、在宅診療や、薬のみの処方といった患者には、医療機関に行くことなく受診できるメリットがあります。

地域では対面診療が慣れているし、病院に來れない場合、訪問診療を充実させる方が安心感を与えることができるといった面がありますが、医療法上や情報基盤整備上の課題、問題点を整理する中で患者の個人情報保護に万全を図り、今後の導入に向けて調査研究を行ってまいりたいと考えております。

それから2つ目のキャッシュレスですが、美作市においては、政府が推進しますキャッシュレス化の動きに対応するため、総務省が推進しています統一QR、JPQRを市直営の観光施設で導入の検討を行っているとのこと。大原病院におきましても、市と歩調を合わせまして、導入に向けて検討を行っているところですが、議員から御提案のデビットカードの件も含めまして研究をしてまいりたいと考えます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

総括いたします。

アフターコロナを見据えた取組につきましては、私がかねてよりやってほしいと思っていたことがいろいろありますので、今後のライフワークの1つに加えて定期的に状況を確認させていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番13番、議席番号1番青山慶議員の一般質問を終了します。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は休会日です。再開は18日午前10時からです。議案質疑と追加議案の上程を行います。

午後4時42分 散会

令和2年6月18日

(第 6 号)



1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(令和2年第4回美作市議会6月定例会)

令和2年6月18日  
午 前 10 時 開 議  
於 議 場

日程第1 議案質疑(議案第66号~議案第72号)

日程第2 同意第8号 教育委員会教育長の任命について

日程第3 議案第73号 高規格救急自動車購入契約の締結について

日程第4 議案第74号 令和2年度美作市一般会計補正予算(第4号)

2. 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	青 山 慶	2番	和 田 広 宣
3番	岩 崎 清 治	4番	岡 野 鉄 舟
5番	中 山 忠 明	6番	倉 地 重 夫
7番	重 平 直 樹	8番	安 藤 功
9番	金 谷 のり子	10番	山 本 雅 彦
11番	萬 代 師 一	12番	山 本 重 行
13番	尾 高 誉 久	14番	鈴 木 悦 子
15番	岩 江 正 行	16番	日 笠 一 成
17番	空 席	18番	岡 本 泰 介

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(16名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	荒 木 利 明
政策審議監	春 名 利 亮	総 務 部 長	岡 本 和 之
危機管理監	千 原 善 弘	企画振興部長	春 名 信 明
市民部長	景 山 二 男	環 境 部 長	森 元 浩 之
保健福祉部長	江 見 勉	経 済 部 長	遠 藤 宏 一
建設部長	小 林 英 樹	教 育 次 長	平 田 幸 春
消 防 長	高 山 宏 明	会 計 管 理 者	山 森 和 幸
商工観光課長	河 副 基 彦	建 設 課 長	菊 池 広 幸

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	尾 崎 功 三
課 長	坂 元 省 吾
主 任	白 井 隆

議長（岡本 泰介君）

皆様、おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にありますときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

16日に引き続き会議を開きます。

2番和田議員が体調管理のため少し遅れるとのことです。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に御報告いたします。

16日議会終了後に、空席となっております正副委員長の互選を行うために特別委員会を開催し、特別支援学校調査研究特別委員会の副委員長に倉地重夫議員を選任、庁舎文化施設建設整備調査研究特別委員会の委員長に和田議員、副委員長に尾高議員を選任いたしましたので、御報告いたします。

## 日程第1 議案質疑（議案第66号～議案第72号）

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「議案質疑」。議案第66号から議案第72号を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。また、通告していない者の質疑は1議案につき1件の質疑となっております。

通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けいたします。

なお、通告した方も通告なしの方も、質疑は質問席で行ってください。

議案質疑は、一般質問化しないようお願いいたします。

質疑の発言につきましては、先般お手元に配付しております、発言通告順により、議案ごとにその都度発言を許可いたします。なお、議案第70号について説明資料の提出がありましたので、お手元に配付しております。

初めに、議案第66号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

金谷議員。

9番（金谷のり子君）〔質問席〕

9番金谷です。有償運送の条例の廃止ということですが、この条例を廃止しまして、バスがなくなっているわけなんですけれども、市民の経済的負担が増えているということが、事実がございますが、それに代わる代替等についての今後の方向を質問いたします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

廃止に伴って、市民の負担ということで、今後の方向ということでございますが、美作地域の循環線を廃止することによって、一部の方から運行について何か方策はないかということで、お話をいただきまして、今現在、担当部署におきまして、デマンドタクシーということで、その運行について協議をしている状況でございます。

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

デマンドタクシーを進めてもらうようお願いしたいんですが、もう4月から廃止されておきまして、負担が続いております。早急に、時期的なもの、そういったことを明確にお願いします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

デマンドタクシーにつきましては、民間事業者が行う予定で今行っておりますが、この手続きをする上では、市の交通会議にかける必要があります。その交通会議にかけて、そのうち協議が整ったということを経営者にお渡しして、それによって免許を取得するという事になってまいりますので、その時期につきましては、7月を目途に今交通会議を開催するという事としております。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第66号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第67号「美作市大原居宅サービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第67号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第68号「美作市高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、これで議案第68号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第69号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第69号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第70号「美作市都市公園条例の一部を改正する条例について」質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号3番岩崎清治議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

それでは、質問の方をさせていただきますけれども、まず第一に私が質問したのは、今朝これをいただいたんですけど、この図面が配付されていなかったんで、全然詳しいところが想像できなかったんで、これをくださいというのがまず第一の目的だったんで、目的の半分くらいは達成しました。

この図面を見させていただいた中で、一番気になるところは、河川公園ですから河川の横なので、今後水害等が起きた場合に、今まで水害が起きた場合には多分県が全て直していただいていたということになろうと思うんですけど、今後は河川運動公園等々を見ると、設置者が直さなきゃいけないというふうになってると思うんで、市の方が直さなきゃいけないのかなというふうなことを思うんですけど、その辺りを少し説明していただきたいというのが1点と、もう1点は附則の方で3月31日から適応するというふうになってるんで、それまでに何がしかの工事というか設備というか、こういうものを計画されてるんだろうかなという想像をするんですけど、来年の3月31日までに何をされるか、何で3月31日から適用するというふうにされたんかという辺りと、それから大体の地形は分かったんですけど、現状をそれほど把握しておりません。現状も含めて説明をしていただいたらと思います。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）

それでは、御質問の（1）につきましてはこちらの図面ということで省略させていただきたいと思いません。

まず、河川のご関係でございますが、こちらの公園の指定に当たりまして、まず管理者であります岡山県と河川占用によりまして権限取得をしております。その中で管理協定ということで、河川管理者が行う管理、それから都市公園が行う管理ということで、取決めをしております。都市公園、美作市の管理といたしましては、主に公園の芝生ですとか、植栽等の植生管理、それから表面上の小修繕等が市の管理ということになっております。河川を構成いたします、河川断面でありますとか、堤体の強度に関わる部分、こういったことについては、河川管理者である岡山県の方が管理するという協定にしております。

それから、附則にしております公布の日から施行し、これ令和2年3月31日からということで、遡りの意味でございます。

都市公園法によりまして、都市公園の設置は市が公告することにより設置されるということになっております。従いまして、この条例につきましてはそれを分かりやすくお知らせするという意味で平成24年からこの表を載せております。どこの公園がどこにあるということを載せておりますが、遡ってそれを表記するという意味でございます。

それから、現状の施設でございますが、まず塩垂山児童公園、こちらの方はもともと昭和46年に0.5ヘクタールということで、非常に小さい公園が整備されておったわけなんですけど、その後ラグビー場の開設に合わせまして、公園からラグビー場までに約900メートルの遊歩道を整備しております。旧美作町において整備されたものですが、のちは地域の方で管理が続いているといった状態でございます。設備といたしまして

は、当時擬木の階段ですとか、あずまや、展望台などが整備されておまして、新たにこれから整備をするといったものではございません。ただ、眺望が当時と比べまして悪くなっておりますので、周辺の樹木とかを伐採して見晴らしをよくしたりというようなことで、地元と協議しているところでございます。

それから、河川公園の方につきましても、平成4年から7年くらいにかけまして、観光客が散策できるでるとか、イベントができるといったことを目的に、岡山県と旧美作町が共同で整備しております。主なものといたしましては、芝生広場であったり、花壇、それからベンチ等が若干据え付けてあったり、イベント時に利用できる客席などが設けてあります。こちらの方も地元管理が続いておるわけですが、管理の方がなかなか手間がかかるといったことから、その花壇を撤去して芝生にさせていただけたらといったような要望が出てきております。その部分の改修等を考えておりますが、大規模にこれから何か整備するといったような事業ではございません。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

おおむね分かったんですけど、少し言い回しがあったもので、再確認の意味なんですけど、河川が氾濫して災害等が起きて美作市の方はそのことについて、直す経費等は一切いらぬという解釈でよろしいですね。確認だけです。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）

災害復旧に当たるような事業については岡山県ということになると思います。

市といたしましては、薄く土砂が堆積したとか、芝生が剥がれたとかいうようなことについては、改修ということにはなるかもしれませんが、災害復旧に当たるようなことについては岡山県の方が行うと思います。

3番（岩崎 清治君）

はい、よろしいです。

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑が終わりました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、これで議案第70号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第71号「美作市災害派遣手当に関する条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号3番岩崎清治議員。

3番、岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

災害派遣手当に関する条例というのを制定をされたんですけども、これについてももう少し詳しく教えてくださいなと思います。

私の方もこの条例が出てから全国と言ったらおかしいんですけど、全国のこういう条例を見させていただいたら、条文ほとんど同じです。金額的についても同じなんですけれども、ある書いてある本を見ますと、災害が起きて派遣要請をして、そここのところに行った場合には、住むところはなんとか確保してもらえる、それ以外の言葉がはっきりしないんですけど、勤務地というか、災害が起きたところ、この条例で言えば美作市に来られた人が生活をする部分の経費ですよというふうな言い方を変えられている人もおられるわけです。この別表4条関係の利用料金も含めてなんですけれども、例えば21年の水害なんかのときには、まず水害が起きると同時くらいに自衛隊の方が来られて、これはまあ自衛隊の方ですからこの条例には多分該当しませんけど、次に市町村の水道の関係の方が応援に来ていただいた。それが一息つくと、災害復旧のために来ていただいたり、その災害復旧に来ていただいた場合には、一番最初には住むところがないんで、確かパレンティンホテルの方へ泊まっていた。2週間ほどだったと思うんです。その後、住む、今で言えば市営住宅みたいなものが出来上がったんで、そこに住んでいただいて仕事をしていただいて、こういう3つのパターンがあったと思うんです。そのときは、こういう条例ももちろんなかったもので、朝、昼、晩の食事等々は市の方が用意をして食べていただいて、手当は出してないと思うんですけど、これができることによって、どういうふうになるのかというのが一番知りたい。そういうところをちょっと説明をしていただいたらなと思います。

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）

美作市災害派遣手当に関する条例について御説明させていただきます。

災害派遣手当は、災害対策基本法に基づき、被災地に派遣された職員に対して、応援を受けた自治体の手当を支払うことができるよう、新たに制定しようとするものです。

災害対策基本法では、政令で定めるところにより災害派遣手当を支給することができるとしてあり、また、同法施行令では、総務大臣が定める額を支給するとあります。したがって金額については、国が定めた基準により、全国一律になっております。また、災害対策基本法では、地方自治法第252条の17の規定により、災害応急対策または災害復旧のために派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給することができます。同条では、派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の身分を併せ有することとなり、災害復旧などに中長期的に派遣される職員が該当になっております。

金額についてなんですけど、公用の施設またはそれに準じる施設では、日数に関係なく1日当たり3,970円、またその他の施設では、30日以内が6,620円、30日を超え60日以内が1日当たり5,870円、60日を超える期間については1日当たり5,140円となっております。

公共の施設、これに準ずる施設とその他の施設で手当の額が異なります。調査しました結果、公共の施設の方が利用料金が安価であるということから、手当の金額の差が発生しているものと思われます。

ちなみに、美作市においてですが、武蔵の里、五輪坊で素泊まり料金3,800円です。これに比べまして、湯郷温泉で素泊まり料金でしたら、1万円前後というふうな倍以上になっております。あと、公営住宅、市営住宅ですとか、定住促進住宅でしたら、単身用で約2万円、民間のアパートで1月当たり4万8,000円となっております。こういったことから、民間の施設の方が、その他の施設の方が手当が高くなっていると思われます。

それとあと食事の方なんですけど、今のところそこで食事が出ないようでしたら、市の方が準備させていただくんですが、食事が出るようでしたら、調達していただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

質問の内容と答えが大分かけ離れてるような気がするんですけど、よく聞いてくださいよ。ある人の書いた話によると、住むところは派遣元、つまり美作市が用意するのが普通ですよ。と言いますのが、例えば緊急事態で派遣された消防とかいろんな職種があるかも分かりません。その人は、外で寝泊まりされるかも分らんわけですわ。宿泊料金いらないんです。例えば、災害対策本部でごろ寝してる時もいらないわけですわ。それから次の段階に移って、復旧をするわけですね。これも本当かどうかというのが知りたいわけですから。就任先、結局美作市で用意しますよ。もともとと言われてるのは、この手当の使うところは生活費、住む場所じゃないんです。生活費ですよというふうに書かれてるのがあるわけです。書かれている文章が。美作市の場合、こういう条例出されて通った場合に、通った場合にですよ、災害が起きたよと、その時にこの金額だけ出して、どこでも好きなとこ泊まってくださいとやるんか、今までみたいに場所を用意するんか、食事まで用意するんか、どうされるんですか、これが通った後の話とはということを知りたいだけなんです。

だから、今の答えは自分で用意せえみたいな感じですよ。災害が起きた時によそから来たものに、次の日から泊まるとこ自分で用意せえってできるんかなと。その他の部分じゃから、外で寝ても極端な話、30日以内3,970円出しますよということ。この条例が通った後、どういうふうにされるんですかということを知りたいんで、もう1回再度お尋ねをします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

私が首長をしている間は、この条例がなかろうとあろうが、応援来られた時にはベストのおもてなしをする覚悟であります。終わります。

〔3番岩崎清治君「ちょっと聞きにくいんです。マスクがあるんで。もう一回改めて」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

誰が市長をしているかによってそういう判断が変わってくるんですけど、私であれば食事も当然御準備しないかと思えますし、宿泊施設についてもこちらで用意するということではありますが、それはそれぞれの首長のそれぞれの判断によると思えます。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

こういう災害で人が来られない方が一番ベストなんですけど、今の市長の話すれば、一定ライン以上のものを用意して、そこで住んでいただいて、手当は手当で出しますよという解釈でよろしいですね。はい、終わります。

議長（岡本 泰介君）

ただいま、和田議員が出席されました。

通告者の質疑が終了しました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、これで議案第71号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第72号「市道路線の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第72号の質疑を終了いたします。

## 日程第2 同意第8号「教育委員会教育長の任命について」

議長（岡本 泰介君）

続きまして日程第2、同意1件、日程第3、議案1件、日程第4、議案1件、同意第8号、議案第73号、議案第74号を一括議題といたします。

なお、日程第2から第3につきましては、即決案件としてお諮りする予定でございます。

日程第2、同意第8号「教育委員会教育長の任命について」、副市長より提案説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました同意第8号「教育委員会教育長の任命について」を御説明申し上げます。

前教育長の任期満了に伴い、その後任として福田昌弘氏を新たに教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得ようとするものでございます。

同氏は昭和51年から大阪府羽曳野市駒ヶ谷小学校に勤務の後、昭和53年から赤磐郡吉井町立黒本小学校、同じく城南小学校など岡山県南部の小学校に27年間、教諭や教頭として勤務され、その後、校長として平成17年4月から新見市立千屋小学校、赤磐市立仁美小学校に勤務、平成24年3月に退職されました。

また、平成25年からは、美作大学生生活科学部児童学科の理科・生活科教育法担当非常勤講師として5年間勤められるとともに、巨勢地区自治振興協議会会長、美作地域自治振興協議会副会長などの役職を歴任されております。

教育に関し豊富な経験と知識をお持ちで、美作市における教育行政を推進していただく方として適任であると考えております。

経歴等につきましては、配付させていただいております資料を御確認ください。

御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。



質疑はございませんか。

4番、岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

それでは、許可をいただきましたので質問をさせていただきます。

今朝テレビを見ておりましたら、都知事選の告示がございまして、小池都知事がインタビューに応じておられまして、一体卒業歴と政策決定をどちらを重視するんなんと、こういうことの発言がございました。

今副市長が説明をなされたんですが、3回に分けて質問いたしますが、第1点、今私が小池さんの例を出して申し上げたんですが、1つ職務経歴は分かるんですが、学歴がないんですけども、これは教えていただきたいというのが1回目の質問と、もう1つは質問する趣旨をお話をいたしますと、この1か月半くらいの中に私は鳥取県知事をされた片山善博さんの講演を3回ほど聞く機会がございました。その中で片山さんが言っておられましたのが、これからの世代を担う若者の教育については、リーダーシップを取られる方の考えが必要だと。どういう考えを持っているか品定めが必要であると。これは御本人がそう言われたんで、1回目の質問のもう1つは、市長が提案を同意案件を出されているわけなので、担当部の責任者の人は、御本人といろいろとお話をされとると思います。そこで質問ですが、美作市の教育の現状と課題について、御本人はどういうお考えを持っていられるかということ、1回目に2点を質問いたします。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）

岡野議員の質問に答弁させていただきます。

まず1点目の学歴につきましては、鳥取大学の教育学部を卒業されております。

それからどのような方かということと、市の行政に対してどのような感覚をお持ちかという御質問だと思いますけども、それにつきましては、美作市内の学校での勤務経験はございませんけども、いろいろ議会等の報告、やり取り、それから現在の美作市の学校の状況、そういったものは自分で勉強されておまして、いろいろな考えをお持ちでございます。

それから、自治振興協議会、そういったところの役職も経験されまして、地域の状況も把握されまして、旧美作地域でございますが、学校の様子とかも御理解されております。そういった中で今回私もちよっとお話しさせていただきましたが、今まで経験されたことを中心に、美作市の教育行政、そちらの方にしっかり取り組んでいきたいと、そういうふうに申されております。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。2回目。

4番（岡野 鉄舟君）

次長、一般質問であなたといろいろなやり取りをしてるんですから、質問に対する答弁になってないんですね。つまり、私どもはこのレジュメを見ながら判断をするしかないんです。今の答弁だと、問いに対して問いで答えるということなんです。だから、1回目の教育行政の現状と課題についてどう御本人が考えていらっしゃるか、立派な見識をお持ちですというのは誰でもそうだろうと思うんです。それはやはり答弁になってませんよ。

それを言っても仕方がないんで、2回目の具体的な質問をさせていただきます。

私なりに、美作市の教育行政の現状と課題は分かるんですが、次のお考えについてはどういってお考えをお持ちかというのを具体的にお答えください。

つまり、学力テストです。今回令和2年については、コロナの関係で全国的に学力テストが今のところいつやるかは別にしまして、延びております。そこで、私も一般質問したことがございますが、標準スコアというのがございます。岡山県にしろ、全国レベルの学力テストにつきましても、この標準スコアは、全国平均を50としたときに、幾らかということなんですが、残念ながらここ数年その標準スコアというのは50を割ってきております。今は、昨年の令和元年度で言えば、つまり50を超えるものが1つもないんです。15市中では最下位レベルのところを、どっちがワースト1かワースト2かというところなんです、私の調べましたところね。この学力テストの標準スコアが悪いということを、どのような御見識を持たれて、もし私が教育長になれば、こういうことをやりたいと。そういうことを担当教育委員会として御本人とお話をされておるかお聞きします。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）

2回目の質問に答弁させていただきます。

学力テストにつきましては、全般的なお考えはお持ちですが、細かい部分まで踏み込んだ話は今現在行っておりません。ですので、本人の意向につきましても今後お聞きしながらお伝えしてまいりたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

1回目の私の質問に対する答弁と一緒にですね。私どもは何ら判断する材料がないんです。前回の私の今年の4月28日以降に生まれた、新生児の10万円の質問に対して、市長はイエスでもノーでもない、というふうに答えられたんですけど、それと一緒にです。やはり、材料が必要だということです。言ってもしやあないんで、3回目の質問をいたしますね。

情報教育についての質問をいたします。先の臨時議会でタブレット端末を国庫補助金の財源としながらやって、今回の補正でも約800万円だったと思いますが、オンラインの整備をやっておりますが、美作市における、教育行政におけるICT通信技術を使った情報教育についてはどのような御展望をもっていられるでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）

3回目の質問に答弁いたします。

情報教育につきましては、すごい興味を持たれております。ICTにおきましても必要であるという、そういう認識は強くお持ちでございます。ただ、具体的なことにつきましては、教育長に就任されてからお考えになっていただくものとなりますので、よろしくお願いたします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

補足というか、議員の皆さんの立場に立つとこれは難しい問題だと思います。片山善博さんが言うように、品定めをするようなことに日本の法律がなっていないものですから、それは難しい。アメリカであれば、

公聴会をセットして、皆さんで質問を投げかけ、御本人がどう答えるかということを知ることなんです。ありますけれども、そういうシステムに日本はなっていないのは確かにそのとおりだと思っております。その代わり、その担当部局の現の代表者の方々が何度もお願いをして、これならということで得心すると。もちろんそれを全てお話しするわけにはいきませんが、この方なら大丈夫だということを得心をしたがゆえに、同意案件として提示をしているということをぜひ御理解を賜ってほしいというふうに思っております。

私も当然でございますけれどもお会いさせていただきましたし、もともと自治振の関係で存じ上げておりました。非常に芯のある、内部に熱があるけど、外からは本当にすっきりしているという感じの立派な方だというふうに認識をしていることを付け加えて、補足答弁といたしました。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、同意第8号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、同意第8号は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

議事進行ですか。

4番。

4番（岡野 鉄舟君）

本件に関しまして、投票で採決をお願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

投票は2種類ありまして、無記名投票と記名投票がございます。

4番（岡野 鉄舟君）

無記名投票でお願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

お諮りします。

ただいま無記名投票との発言がございました。会議規則第71条の規定により、出席議員2名以上からの要求が必要であります。

確認いたします。この要求に対して賛成の方の起立を求めます。

〔起立14名〕

議長（岡本 泰介君）

賛成の方が14名ございました。会議規則第71条の規定により、出席議員2名以上からの要求がございます

ので、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

議長（岡本 泰介君）

ただいまの出席議員は16名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番岩崎議員、4番岡野議員を指名いたします。

念のために申し上げます。会議規則第72条の規定により、本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入願います。なお、賛否を表明しない投票及び、賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条の規定によって、否とみなします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（岡本 泰介君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

議長（岡本 泰介君）

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票願います。

これより点呼を命じます。

議会事務局長（尾崎 功三君）

それでは点呼いたしますので、順次投票をお願いいたします。

〔点呼・投票〕

議長（岡本 泰介君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

3番岩崎議員、4番岡野議員、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

議長（岡本 泰介君）

投票の結果を報告します。

投票総数 16票

そのうち賛成 0票

反対 16票

以上のとおりです。

したがって、同意第8号は承認しないことに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議長（岡本 泰介君）

ただいまより10分間休憩します。

午前10時52分 休憩

---

午前11時02分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時22分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど人事案件が終了したときに、市長が私に向こうへおわびに行かないけんからとここで言われたんですけど、今もおわびに出発されてしまって、市長と平田教育次長が不在です。ですから、本会議を続けるわけにもまいりませんので、ここで本日の会議を延会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

中山議員。

5番（中山 忠明君）

議長、それではちょっと説明不足じゃないんですかな、もうちょっと分かりやすくじゃな。

〔「ほかに」と呼ぶ者あり〕

ほかに言うたところで、議会ほっといてそういうふうな、夜でも断りに行けばいいのにじゃな。それほど議会を軽視してまで断りに行かないけんようなことななかと。これはちょっと問題にせないけんと思いますよ。

議長（岡本 泰介君）

中山議員、おっしゃることはよく分かります。それを私に返事をせえと言われても、私もできませんので、ちょっとお待ちください。

延会したいと思います。

これに、どうでしょうか、皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

〔15番岩江正行君「議長」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

はい。

15番（岩江 正行君）

今、中山議員言いよるけど、違う。説明なきはこれこれで、今言うたがな。夜でもいてくれな困るやつ。議長が行けいうて言うたんか。今すぐ行けと言われたんか。あんたがすぐ行けと言われたんか。済んでから行ってくださいと言わなんだんか。その辺のこの事実関係だけきちっとせなんだら、そんなもん今おらんけんどうのこの言うような問題じゃなからう。

あんたが行ってくださいと言うたんか。あんまり議会を馬鹿にするのも大概にせないけんで。

議長（岡本 泰介君）

それを私に言われても困る。

15番（岩江 正行君）

私じゃない。私が責任があるんやろ、ここで。

議長（岡本 泰介君）

本日は。

5番（中山 忠明君）

ちょっと待って。ここの中の一番議会を指揮、いわゆるまとめていっとるのは議長ですから、そこら辺を早う蓋しよう、蓋しようというようなことを考えずにやな。別にそれはもう少し議長考えて、さすがに岡本議長じゃなというような言葉で今日は延会するというのは分かりますよ。本人勝手に行ったというようなことを言うた。本人勝手に行ったというのは〔発言の削除〕と一緒にゃねえか。断りをしたんかな、あなたに。議長に断りをしたの。

議長（岡本 泰介君）

答えますから座って。

5番（中山 忠明君）

じゃあ、ほんならあなたが許可したんじゃな。行ってもええですよいうて。そのやり取りはなかったの。どこでも、はいほんなら行ってきなさいというて、それはちょっと議長もおかしいぞ。

議長（岡本 泰介君）

私はここから市長がこちらに向かって言われただけで、それについて何も申し上げてはおりません。ですから、ちょっとお待ちください。中山議員。

5番（中山 忠明君）

議長言われただけでと言うた。あなたがこの議会の進行役、座長をしとんだから、ちょっと待てとか、うちの犬でも待てと言うたら待つで。もうちょっとしゃんとしたこと言わにや。

議長（岡本 泰介君）

はい。

15番（岩江 正行君）

二元代表制の中で議会をやってきよって。

議長（岡本 泰介君）

ちょっと中山議員お待ちください。いや、岩江議員、お待ちください。

中山議員が先ほど〔発言の削除〕云々というような発言がございましたが、それはちょっと不穏当でございますので、それは取り消していただかないといけません。まだカメラも回っておりますし、止まっては

りません。

[5番中山忠明君「どこを取り消せというか、ちょっと教えてください。」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

さっき言いました。〔発言の削除〕云々という言葉が出てました。

〔「差別用語です」と呼ぶ者あり〕

[5番中山忠明君「もう一遍そのとこビデオ回して、何を言うたか調べてからにしますから。一旦休憩入れてくださいよ。」と呼ぶ]

〔「言われました」と呼ぶ者あり〕

[5番中山忠明君「言うたのは、言うたんじゃけど、どういう意味かこの部分かよう分からんから、わしも興奮しとるから。」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

それでは確認します。

暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

---

午前11時36分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

中山議員。

5番（中山 忠明君）

先ほど私が〔発言の削除〕という言葉を書いたので、その部分だけを取り消していただきたいと思えます。

議長（岡本 泰介君）

ただいま、中山議員より発言の削除の申出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

よって、中山議員の先ほどの言葉を削除いたします。〔発言の削除〕という発言です。それを削除いたします。

その他意見がございましたが、これにて延会します。再開は改めてお伝えいたします。

午前11時36分 延会

令和2年6月23日

(第 7 号)



1. 議 事 日 程 (7日目)

(令和2年第4回美作市議会6月定例会)

令和2年6月23日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

追加日程第1 萩原市長問責決議案の動議

- 議案第66号 美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について（専決処分により6月23日議決不要となった）
- 議案第67号 美作市大原居住サービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（専決処分により6月23日議決不要となった）
- 議案第68号 美作市高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（専決処分により6月23日議決不要となった）
- 議案第69号 美作市介護保険条例の一部を改正する条例について（専決処分により6月23日議決不要となった）
- 議案第70号 美作市都市公園条例の一部を改正する条例について（専決処分により6月23日議決不要となった）
- 議案第71号 美作市災害派遣手当に関する条例の制定について（専決処分により6月23日議決不要となった）
- 議案第72号 市道路線の認定について（専決処分により6月23日議決不要となった）
- 議案第73号 高規格救急自動車購入契約の締結について（専決処分により6月23日議決不要となった）
- 議案第74号 令和2年度美作市一般会計補正予算（第4号）（専決処分により6月23日議決不要となった）

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青 山 慶	2番	和 田 広 宣
3番	岩 崎 清 治	4番	岡 野 鉄 舟
5番	中 山 忠 明	6番	倉 地 重 夫
7番	重 平 直 樹	8番	安 藤 功
9番	金 谷 のり子	10番	山 本 雅 彦
11番	萬 代 師 一	12番	山 本 重 行
13番	尾 高 誉 久	14番	鈴 木 悦 子
15番	岩 江 正 行	16番	日 笠 一 成
17番	空 席	18番	岡 本 泰 介

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市 長 萩 原 誠 司 副 市 長 荒 木 利 明

政策審議監 春 名 利 亮  
危機管理監 千 原 善 弘  
市民部長 景 山 二 男  
保健福祉部長 江 見 勉  
建設部長 小 林 英 樹  
消防長 高 山 宏 明  
商工観光課長 河 副 基 彦

総務部長 岡 本 和 之  
企画振興部長 春 名 信 明  
環境部長 森 元 浩 之  
経済部長 遠 藤 宏 一  
教育次長 平 田 幸 春  
会計管理者 山 森 和 幸

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会議務局長 尾 崎 功 三  
課 長 坂 元 省 吾  
主 任 白 井 隆

議長（岡本 泰介君）

皆様、おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

18日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

今日は6月23日、故内海副議長の最初の月命日であります。予定になかった本会議を開催をしていただいた議長を初めとする関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

本論に入ります前に、報告を申し上げますが、先ほど9時に市内のある企業の方から9,000枚のマスクがまた届きました。ここは、許可を得るといえるか、マスコミの方も同席されておられましたので、その席で申し上げたんです。たまたまその会社の社長さんがアベさんなんですけど、字は安倍さんと違うんですけど、美作市のアベノマスクが9,000枚来た。これはそのアベさんから頂戴したマスクを今まで当市に寄付をしていただいた多くの方々への感謝の気持ちを込めて着用をさせていただいております。正直申し上げて、非常に通気性のいいマスクで、面積もちゃんとありますし、美作市のアベノマスクはいいなと思っております。

さて、本論でございますが、昨日午前から午後にかけて、みまちゃんの方々がちゃんと市民の一番の関心事である、なぜこういう状況になっているかということについての私の思い、辞任の決意に至った思いを、いろんな努力をされた方々がおられるんですが、編集、修正なく、流していただいたわけでありまして。市民の方々の御要請に答えてのものと思っておりますけれども、そういう努力をされた方々、本当にありがとうございます。

そして、理解されたり、あるいは反発されたりした方々もおられるんですけども、ほとんどの方々はそれでもやっぱり何のこともやら分からんということじゃなかったのかなという気もいたしておりますが、しかしながら、なるほどそうだったんだという方の割合も確実に増えてきたと思います。

私が求めていることは、今後この町をどうするかにつきまして、こういう重要な時期、コロナもある時期の中で、私たちが一体どうしたらいいんだということを冷静に改めて考えたのでありますが、その方向は一体何かということでもあります。

そこで、昨日か今日の朝までずっと意見を伺ったり、あるいは後援会の方々からの取次ぎといえますか、AさんがBさんに言った、Cさんに言ったそれをまとめて報告をいただく、そういったような状況の聴取をさせていただいてきたわけでございますけれども、そういうことを拝見しながらまず3点について、私どもの考え方を報告をしたいと思っております。

その1つは、本会議に提出させていただいていて、まだ処理が行われてない議案、これらの取り扱いについてでございます。

2つ目は、私が議長に対して地方自治法の第145条に基づいて申し出ております辞職願の件であります。

3つ目は、それに深く関連しますが、私どもの市政の二元代表制の1つである、議会の在り方についてであります。

この3つの点につきましては、訳が分からんと思ってる方が一番関心を持っておられます。何でこんな訳の分からんことになって、コロナのお金が飛んでるんだと。何で市長はそんなことせないけんのだと。何で議会はあねえなことをしたんだろうと。みんな訳が分からんじゃないかと。これが正直言うと、さっき言うた7割方市民の方々の声であります。間違いない。私が市民の立場だったら同じように思います。市民は別に議員必携を持っていません。市民の方々は岡野先生のように、弁護士として地方自治法に精通してる方、一人もいません。だから普通の状況なら、議会というものがあって、栄町に行けば市役所があって、3階に行ったら市長がおって、4階に行ったら議会があるんだと、1階に行けば市民部があろうかと、それでええがなと。何で今までどおりやらんのならと。こういうことですよ、恐らく。そういう思いがとっても強いなというふうに思っております。

だから、みんな先ほど申し上げた3つの点について知りたがってるんです。

そこで、冒頭言いましたように、意見集約を一生懸命しておりますが、昨日の午後7時くらいまでの間に、おかげさまでみまちゃんネルさんが、6時半か7時に流すといたやつを3時に流していただいたんで、夕方までに多少の意見が集まってまいりました。大体それで充分だと思うんです。ちなみに私どもの後援会、あるいは後援会に入っていない市民の意見、両方とも圧倒的に多いのは先ほども言いましたように、何でこの暑い時期に、それも水害があるかもしれない、それもコロナがあるのに、銭までかけてあほな選挙を何でせないけんのか、これもう圧倒的です。そうお感じになりませんか。私にはそう感じられます。私の後援会も全く戦いを望んでおりません。けれども、けんかを売られたら、勝たねばならぬ、その決意はしっかり持っているだけの話であります。誰だってそうです。けんかを売られたら、攻めてこられたら、身内を守る。これは当たり前のことです。それをするために市政があるんです。コロナが攻めてくる、議会の方々も一緒になって、コロナからこの町を守る、仕掛けられたら守る、勝ち抜かないとならない。これはどの組織でも、自治体でも、国でも全く同じです。私どもの後援会はその覚悟をしっかりと持っています。

次に、議会についての思いであります。議会何しとんならということについての市民の疑問ですが、これは、若干見方によって違います。ですから今日私は議会に対する思いについては、私どもの後援会が集約している思いを申し上げたい、あるいは私どもの仲間の議員の方々と私が思っていることを申し上げますと、非常に単純化して言うと、5月23日に内海副議長が御世界されました。確かに内海副議長はこの席にはもう座られません。しかし、3年前に内海議員に投票された方々の民意は今でも厳然として。この町にあるのではないのでしょうか。内海さんは死んでも、檜原の方はおられるんです。その方々の民意を今誰が体现しておられるのか。市民の方々はあたかも内海さんが存在してるかのような議会の判断を求めておられるのではないのでしょうか。私はそう感じます。お恥ずかしい話でございますが、私の不徳のいたすところがありまして、前回の市議会議員選挙につきましては、私の評価で言えば、あれはできるしおもしろい人間だけでも、ちょっと危ないところがあるから、必要に応じてブレーキをかけれるようにするけども、前へ進みなさいと、つまりブレーキとローギアで前へ行きなさいと、こういう民意だと思います。完全にそうだと思います。しかし、市民の民意はローギアで前進中の車において、1人欠けたからといって、バックギアに入ろという民意ではありません。私はそう聞いております。余り走らせたら危ないので、微速前進をさせようと思つた民意が、健ちゃんが死んだらバックギアに入ってるということなんですよ。それが市民から見た議会の問題点であります。

本議会の冒頭のことでございますけれども、副議長も御存じのように、副議長選挙がありました。改めて

御当選おめでとうございます。内海さんの後任を選ぶ副議長選挙が行われ、どうなるかなと思いましたが、結果はそのようなことであります。思い起こせば、内海さんの葬儀には、通夜、本葬を含めてほとんどの市議会議員の方が顔を出しておられました。従って私は恐らく市議会議員の皆さんは内海さん亡き後も、内海さんがいるような気持ちでこの議会を運営していこうと思っておられるものと感じた次第であります。良識を持って、内海さんがおられなくても、内海さんの支持をされた地域の方々も、そうでない方々も一緒に扱っていただけるんじゃないかと期待をしたわけであります。

ところが、蓋を開けてみると、今の副議長さんが御当選になりました。実は私自身がこの時点で、ありや、これは内海さんがおるような話にはならんのかなと感じざるを得ない、相当ショックな選挙でありました。確かに民主主義は数であります。しかし、民意は民意です。根本は市民の思いをどう実現するか、それが市長の役割であり、もう一方の二元代表制の議会の役割であります。国会であればすぐに選挙が行われます。そして再び民意を聞いて、その区域の方々の民意が、国政において直ちに反映が回復されるようにすると、そういうことになっています。多くの議員の方々がその結果に私同様驚きましたし、残念に思いました。そして、私の耳には当議会における議長経験のある方々が岡本議長に対して、議長職や副議長職というのは、市民のための機関であって、とって大切なんだと、議会の運営のまさに要であるから、お友達グループの独占物にはならないよと、つまり、市民のものだと、逆に言うとあたかも内海さんがいらっしやるような判断をすべきであると、岡本議長に申出をされたというふうに聞いております。

そのような背景を踏まえると、副議長さんの当選から就任以降のある種の無視が始まったと、私や私の後援会の幹部は見えておりました。私は何度も内海副議長のことを思いました。市議会で内海副議長について、どうするかについての議論が様々にあったと聞いております。御遺族は、私の理解では議会初日に遺影をこの会場のどこかにという希望があったと聞いておりますし、それは議会運営上、諸般の事情で難しいという議論もあったと、そして、その遺影が議長室に掲げられたと、いい判断をされたと思います。その後議長室から見えなくなったので、どこかの書棚か何かの中にございましたので、お許しを頂戴して、今、内海副議長の遺影は市長室に置かせていただいているわけであります。御遺族は私の理解では、市議会における内海さんが最も頼りにしておられた同僚議員の方の弔辞を望んでおられると承知をしておりましたので、葬儀当日別の想定外の議員さんが弔辞を読んでおられるのを拝見させていただいて、健ちゃん申し訳ない、あなたの思いを僕はしっかり引き継ぎますと誓わせていただきました。この誓いは、私だけではなくて、少なくとも何名かの議員の方や、あるいは内海さんを支持された1,000名弱の美作市民の固い思いであったことをぜひ御理解をしたいと思いますし、御報告申し上げます。

誠に今お気づきになったように、私事を含む表現でありました。しかし今議会で内海さんに対する追悼の言葉を述べられた議員はたくさんおられたはずであります。私にもそういう場を頂ければと思いますし、一方でそのことが今回の議会の、あるいは私の、あるいは当市の問題の端緒であったことは、多くの方々にこういう表現ではございますけれども、私から申し上げさせていただきたいと思います。そして内海さんも、今日の市議会が無事終わって、内海さんは前に進めと、市民のために早くやれという遺言であったと思います。ですから、昨日うれしかったんで一生懸命やりました。昨日7時13分ですが、当市の方向性が大体固まりましたんで、議長にもお電話申し上げ、ぜひ説明させていただきますと申し上げましたが、様々な行き違いがあったのか、私もちょっと待ちました。しかし、もうええがなというような話もあったんで、別の要件がありました。私も食事の(聴取不能)があるんで行って、食事を済ませてから、自宅において相当遅くまで、次の日のある時間までは起きておりましたが、残念ながら、私の問題だと思いますけれども、議長には御説明をしたかったんですけれども、するチャンスを逸したことを議長にも申し訳ないし、市民にも申し訳ない

んですけども、報告を申し上げておかねばなりません。

以上が、今までの経緯やら、市民の方々の思いとして、私が見たところです。市民の方々は、さっき言った変なのをやめて、早く執行してくれと、早く1万円、微々たるものですけども、決めたら配ってくれ。早く岡野さんがおっしゃったように4月28日以降のコロナを耐えて妊娠出産をされた方々へ思いを届けてくれということに賛同してますと、これは間違いない。ですから、行政的に申し上げますと、議会が私、通してくれると思いますよ。思いますけれども、市民から見ると不安なんです。何が起ころやら分らんから。何が起こつたらと。だから、市民の思いは簡単に言うと、昨日私がちょろつと言ってしまいましたが、専決というやり方があるんだというところに反応がありました。それができるんなら、やって議会の御同意を求めれば済むじゃないかと。専決やればいいじゃないかと、というのを行政的な表現における市民の意向の反映でありました。そこで、本議会に提出しております議案は新型コロナウイルスの関連予算を筆頭に、教育長人事など全てこのコロナ禍の中で、美作市を守り、子どもたちを守り、前へ少しずつ進む議案でありますので、大変申し訳ないんですがございますけども、私が感じた市民の皆さんの意向に従いまして、本日午前までに全ての議案を専決処理をさせていただきました。

なお、してないものもあります。パネル税につきましては約束があるんです。きちっと市民の方々に説明会を開いてからその上でしっかりと議会の御議決をいただくということを前の前の前の議会になりますね、もう。臨時議会多かったんで。お約束をして、新型コロナでそれが開けてないので、これを専決したら完全なやりすぎ、微速前進どころか、スピード違反になりますんで、これは市民の方々望むところではないのであるから、これは専決処理は絶対いたしておりません。

したがって、専決処理は済んでおりますので、昨日この点だけは議長にゆっくり話したかったんですが、本日は、それら専決処理された議案について御同意をお願いすることになります。そして、これら全ての議案について、例えば全会一致とか、または市民の方々が納得のいくような形で速やかに処理をしていただければありがたいんです。市民の方々が納得できるような処理、同意を私は市民の声を代表して、議会の皆さんにまずは心を込めてお願いをいたしました。そうしますと、明日からでも1万円の給付が、準備は要りますけども、1万円の給付のための事務手続きが始まりますし、4月27日か28日か忘れましたが、それ以降お生まれになったとても小さいけども大切な美作市民のいる家庭にこれはすぐできますので、すぐにでも10万円の追加給付ができます。1万円のは商品券なんで、印刷をする等の段取り、商工会と連絡をして、どの加盟店が使えるんだとか、詳細設計が要りますけど、10万円の方はいつでも即できるんですよ。それを私は市民の声に沿ってやりました。ですから、あとは議会がこの私の判断の背景にある市民の思いに御同意を頂けるかどうかがこの議会の最大の課題であります。

ところで、その御同意、これは先ほどの今新型コロナの中で教育現場をどうするかという、大変重要な課題がある中で教育長任命人事、これ、わざわざ市民に分からないように無記名投票にした上で、誰の責任もないような形で、市民には分からないふうにして議決をされましたが、市民は怒ってます、これは。本当に怒ってます。何でコロナの時期にコロナ最前線で戦う教育長の任命をしないんだと。分かん。美作の市議会一体どうなってんだと。全国から言われましたよ。全国から言われてます。筆頭に言ってきたのは、全国市長会の立谷会長、どうなってんだお前のとこはと。それは余談でございますが、市民もびっくりしたわけでございます。したがって、議会の改革を求める意味で教育長の人事プラス議案の私から言えば審議拒否になつたわけですから、付託をしないで延会しちゃったわけですよ。職場放棄してる、これを正すために自分のできることは辞意を表明することしかないから、辞意を表明したわけでございますけれども、今日こうやってまた議会開かれた。元へ戻って内海さんがいるような状況の中で早く判断しろという民意に答

えて、スパッとやってくれば、辞表を提出した理由がなくなるんです、これ。市民のこの件についての思いは、市長、継続してやってくれよと、ややこしいことせずに、早う頑張ってくれというのが一番多いんです、実は。いやいや万が一にも負けやせんけれども、へえでもそれは分かりませんよ。失職の期間だってあるかもしれない。一番短いようにしてくれてますけど、それでも少なくとも1日は空くんです。その1日に大水が出たらどうするんですか、その1日に地震が起こったらどうするんですか。そりゃない方がいいですよ。誰がどう考えても、俺もそう思う。確かに公費も使いますよ。私費も使います。皆さん選挙するんだから分かるでしょう。公的支援はありますよ。一銭も金かけずに選挙して通った人が、この会場にいるとは思いません。家族の負担、御近所の方々の迷惑、道路交通の妨害、ついしちゃうんです。今回コロナの中の選挙って集会できませんからね。してもいいですよ。4平米に1人、屋内であれば。そうすると、人数限定ですよ。うちはやるとしたら守る方針ではありますよ。市民会館での演説会、絶対無理。そんなんあほですよ。そんなことしたら。握手、しますか、皆さん。やっちゃいけないですよ、今。だから市民もこげなあほな時期に、全く同感です。

したがって、議会次第です。議会の方々がそうだと、私の思いに御同意いただけるのであれば、伺いたいです。そして、今日を限りに皆さんと一緒に、全部とは言いませんよ、全部とは言いませんけど、あたかも内海さんがおられた形のようなことでもいいんですけども、一緒になってこの市を盛り立てていこうと、できれば全部ですが、市民の方々は全部とおっしゃってるんですけども、それは現実無理だけでも、前に進む議会になれば、私はさらに言えばさっき言ったように辞表なんて出す必要ないんです。市民の方々の意見の私のメールに来ている中でも、その気持ち一番強い。分かりますよ、僕だって。そのとおりですよ。これが2点目であります。

3点目、議会に対してであります。私の耳に入っているところによりますと、選挙管理委員会に対して、議長を含む何名かのリコール請求が出るそうであります。議長、議運委員長、総務委員長、産建委員長、解職請求です。提出されるという話がありました。私はこんな時期にそういうことをする気持ちは分かります。議会って何だと。しかし、やっぱり少し考える時間が要すると思うんです。今、解職請求すれば、多分成立します。大ドンパチです、また。大ドンパチです。私はもとより、こういうふうな解職請求とか情報公開請求というのは余り好きじゃない。けど、やり方知ってます。どうやったら勝てるか、どうやったら負けるか全部知ってます。本気になってやれと言われたらすぐにやります。けれども、そんなことをするのが面倒くさいんですよ、我々は。こんなしょうもないことをして、とまた言われます。そう思いませんか。だから、もとより私は判断する立場にはありません。選挙管理委員会が判断するんです。しかし、選挙も大変です。ですからアドバイスとしては、しばらく受理を留保しておいてはどうですかというアドバイスはしておきました。

私は思ってるんですが、もう戦争は終わらなければなりません。あるいは、もう戦争は私は終わってると思ってるんです。もう戦争は終わってるというのが私の立場。ですから、犠牲者の数を減らさなければならぬ。日本の戦争が終わった時に、厚木航空隊というのがあって、負けても頑張る厚木航空隊、無茶です。そんなことをして、それこそイージスアショアじゃないけど、墜落したら下に民家があったってあるんですよ。戦争が終わって戦死する。そんなことは絶対にやめたいと思うのが私の本意であります。

ただ、申し上げましたようにこれは私の思いであって、法的手続は法的手続で進む可能性はあります。解職によってやめるか。私が思いますのは、私の腹をくくって辞表を出したわけですから、それに該当する議員の方々が腹をくくって辞表して、また再選挙に出ればいいんですよ。そしたら市民は拍手喝采ですよ。腹くくったなど。そこまで岡本議長は腹くくってたのかと。私なら、その男ぶりに、対象者に女性方が

おられませんから、女性の方に解職請求は出ておりませんので男ぶりという表現をしましたが、拍手喝采をしますが、投票はしません。そういうことを一部の議員がおっしゃったということも聞いております。ぜひ皆さん、新型コロナの中で、せっかく一致団結している美作市、内海の健ちゃんがおられると同様に微速でいいんで、確実に前進をさせていただきたい。

どうぞよろしく願い申し上げ、報告を終わります。〔降壇〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ちょっとお待ちください。

市長の言葉の中に専決処分の話が出ましたので、ここで暫時休憩して専決処分書を見せていただかないと前に行きませんので、暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

---

午前11時15分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長より提案がありましたが、内容確認をするために15時まで休憩いたします。

午前11時16分 休憩

---

午後 3 時02分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長より5分ほどお待ちいただくよう要請がありましたので、このまま暫時休憩します。

午後 3 時02分 休憩

---

午後 3 時03分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

中山議員。

5 番（中山 忠明君）

萩原市長問責決議案の提出をさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

問責決議案を出すということですね。分かりました。

それでは、これより文書を確認するため、暫時休憩します。要件を満たしているかどうか文書を確認させていただきます。

暫時休憩します。

午後 3 時03分 休憩

---

午後 3 時26分 再開

議長（岡本 泰介君）



休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど中山議員から提出された萩原市長問責決議案の動議をお手元に配付しております。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

この動議については、1名以上の賛成者の署名がございますので、会議規則第16条の規定により、動議は成立いたしました。

次に追加日程についてお諮りします。

萩原市長問責決議案の動議を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立半数〕

議長（岡本 泰介君）

同数です。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案について、議長は可決と裁決いたします。

したがって、この動議を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

## 追加日程第1 萩原市長問責決議案の動議

議長（岡本 泰介君）

それでは、追加日程第1「萩原市長問責決議案の動議」を議題といたします。

これより提出者の説明を求めます。

中山議員。

5番（中山 忠明君）〔登壇〕

萩原市長問責決議案。6月定例会は6月5日から6月26日の22日間で計画されておりましたが、6月10日市長の要望で条例案1件と緊急のコロナ関係の補正予算案2件が採決され、その後18日に人事案件1件、契約の締結1件、追加の補正予算1件を上程されましたが、人事案件の決済後、失礼しました、採決後、議会の承認もなく議場から退席された。議会の招集権、議案の提出権は市長の専権であり、議案審議をすることができず延会としたものであります。

市長の退席は、二元代表制の中で議会を冒瀆するものであります。このことが議会が停滞した本当の原因であります。にもかかわらず、市長は本日の報告の中で、自分の重大な職責放棄の責任に言及することなく、議会停滞の責任を議会の責任にすり替えたものです。

本日においては、全てを専決処分したと報告された。もともと議会の閉会日は6月26日であり、この日が延びるものではなく、専決処分の理由には該当せず、議会の権限を無視したものであります。

よって、ここに問責決議案を提出します。

美作市議会議長岡本泰介殿。

令和2年6月23日、提出者、美作市議会議員中山忠明、賛成者、美作市議会議員岩江正行、同岩崎清治、同重平直樹、同倉地重夫、同萬代師一、同山本重行、同岡野鉄舟。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

説明が終わりました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

この決議案の中で、上から5行目、人事案件採決後、議会の承認もなく議場から退席されたというふうに書いてあります。これは、これでいいんでしょうか。このようになっているのでしょうか、お尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

それは議長に質問ですか。

〔14番鈴木悦子君「提出者に聞いてください。」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

議会の承認もなく議場から退席されたが事実ですかということですが。

中山議員。

5番（中山 忠明君）

議会の承認もなく許可もなく退席されたということは事実であります。

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

議会の承認もなく議場から退席された。議会の承認が必要なんでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

議会の承認は大切であります。

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

私の思いでは、議会じゃなくて、議長の許可もなくじゃないかなというふうに思いますけども、いかがですか、違っておられますか。

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

議長が許可をしたということを私は聞いておりませんし、何の連絡もしてないということはよくないと思います。なぜなら、この議会の招集は市長本人がされておるわけですから、このことを我々議員に一言も知らさずに、平田教育次長を連れて教育長のところに謝罪に行ったという、そういうことは今までかつて聞いたことがありません。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

鈴木さんの聞いたのは、こういうことじゃ思うんですよ。例えばうちのかわいい孫が自動車にはねられたというようなときに、議会の承認してもらわんと退席できないのかと、今までの例から言うと、議長にちゃんと了解を得て緊急のとき退席しておると。その後のことについては、首長に事故あるときうんぬんは、常識的に分かってることなので、表現として議会の承認が要るのかと、それについてお答えください。

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5 番（中山 忠明君）

それは認識の相違で、子どもが交通事故にあったとか、シャッターを蹴ったとかそういうふうなことではない。緊急性があることと、緊急性がない、その判断、今言ってることは人にいちやもんをつけとんと一緒です。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13 番（尾高 誉久君）

いちやもんではないです。ほかの例で通院のため退席します。葬儀のため退席します。了解は取ってるのは、議長に、最高権限者の議長に取ってると思います。だから、そのことを言ってるのです。議長の了解を取って退席をすると、その行為がなされてるんじゃないですかということ言ってるんです。それについて教えてください。

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5 番（中山 忠明君）

許可はこの議場で許可を、退席するからというようなことを言ってると思うんですが、この議場の外でちょっと退席するからと言うのはやっぱり本来の退席の仕方ではないと、とにかく大事な議会をほっぽり出して、議長も何も言う間もなしに、すっと出ていったんでしょう。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13 番（尾高 誉久君）

私が聞いとんのは、今までの通例、申し合わせ等に全てありますが、議長の許可を得て私は常にやっております。それをやられた首長が、市長がなぜ議会の承認が要るんですかということ聞いとんのです。分かりますか、議長。それについて質問しとんのです。3回目です。

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5 番（中山 忠明君）

これは、退席したとかそういうことだけを言ってるらしいんですけど、そうじゃないんだ。退席した中はそこまでの行為であって、退席したことだけを取り立てて言うとするわけじゃないんだ。えらいつかかってくるような気がするんですけど、そういうことだけに余りこだわらん方がいいんじゃないんですか。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

金谷議員。

9 番（金谷のり子君）

9番金谷です。私もこの文章は間違っているということで、訂正すべきだということで言います。鈴木議員がおっしゃったように、延会前に議長にはっきりと出るということを伝えたということは、休憩中に聞きました。それを止めることはできたわけで、止めなかって出られたということは、議長にも責任があるので、ここの部分は議会の承認もなく議場から退席されたという、その間違っただけの文面になると思うので、中山議員もいろいろほかのこともあろうとおっしゃるんですが、間違っただけのことを載せるわけにはいかないのでは、どう思われますか。

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

これは、さっきから言うたとか言わんとかいうようなことじゃなしに、議会中に謝りに行かないけんか、そういうことなんかということを使うだけで、一字間違るとかからいうて、これがほんなら直して訂正になったとかならんとかじゃなしに、そこら辺は皆さんが頭のええ人ばあじゃからしっかり理解されたらどうですか。

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

理解じゃなくて、やっぱり間違ってることは間違っておりますので、そういうことです。

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

なかなか手厳しいこと言われておられますが、間違ってるとか間違い、どこがその何を議会の許可を得ずにというところが間違ってると言われとんでしょうけども、議会の承認もなく議場から退席された、議会の招集権、云々かんぬんということを次に書いてありますが、承認もなくということは、外で議長と市長との間の会話であって、我々は聞いておりません。

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

今おっしゃったように、市長と議長との間でのことがあったということは事実でありますし、今まで市長が議場から、来客等で退席されたこともございます。私が議員になってから何度かあったのを覚えております。そのときに議長に了解を得て退席されていたと思います。市長自身は緊急性があるという判断の下、議長に相談されて、止めなかったということも事実なんで、その辺は市民の方にもしっかりと聞いておいていただかないといけないので、その辺があるので、ちょっとここの文章は疑問がありますので質疑しました。

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

どこに緊急性があるんですか。逆に質問になりよんですが、緊急性というのはこの場合には全然当たらんでしょう。緊急性があるから、ほんなら教育次長を連れて乗せていかないけんだんかな。そういうようなことも、まるっきり議会を私物化しとるような気がしますよ。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

次に、本件の委員会付託省略についてお諮りします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにしたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔起立半数〕

議長（岡本 泰介君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案について議長は即決といたします。

追加日程第1「萩原市長問責決議案の動議」について、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定しました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対の方の討論はございませんか。

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

このような、本当に正式な文書を出されるのであれば、きちっとした正しい表現で文書を出していただきたいと思えます。ですから、先ほど尾高議員、それから金谷議員、私と再三、中山議員に分かって理解していただいて、この文書の表現の文言を書き換えていただけたらと思っただけなんですけれども、このまま出されるんだったら、間違った文章の表現で出されておりますので、もう絶対反対です。

議長（岡本 泰介君）

それでは、本件に賛成の方の討論はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

先ほど聞きよったら、子どもよどかしのようなどんでもないような、病院行くから欠席させてくださいというても、議長は皆に諮るわけでしょう。その時には異議がなかったら、そのままいきよるじゃろ、諮ったか、諮ってないでしょうが。頭かしげることは1つもないんじゃ、あんたが。すとおらんようになってしまったんじゃ。おい、どこ行ったんなどというて言うたら、平田君と一緒にいらんようになってしまった言う。そんなとんでもない大事なこの時期に今言いうる議事を、今日はコロナの関係で一日も早い議事を予算を通さないけんに、この前は人権擁護委員のときにはこれも不同意になつとんよ。なぜ今日この大事な時期に、教育委員の関係であんたおらんようになったんかということに大きな疑問を持っております。

とりあえず、世界中が見えないコロナと戦っている最中に、商品券の問題、使って応援頑張ろう美作ということで、提案はあんたがしたんでしょう、2億7,300万円。また、負けるな新生児出産育児応援給付金1人10万円。救急車の関係もありますね。皆、コロナに関係しとる。この前に人権擁護委員のときには、あんたがなぜほんなら行かないんだん。何で今日になったら行かないけなんだん。このことについて今反対討論しよる人は、どがいな認識でおられる、とんでもない人ばっかしや、これ。わしに言わしたら。同じ不同意の承認でも、人権擁護委員したときと今日とだったら、世界中がコロナで戦っていかないけんと言いよるときに、抜けること自体がおかしいですがな。それから今日の議事は、ここで議会のチェックを機能せないけ

んのよ。あんたらどがいにかえとるんや、皆ここで。専決処分しました言うて、あら、市長はどえらい力持つとんじやなと、皆そう見よるんかもわからん。議会は何のためにあるんな、ここへ。市長の専決処分だけでものがいくんだつたら、高い32万円の報酬もらって、美作市の平均年収言うたら250万円くらいじゃ。その長靴とかっぱ着て一生懸命やる屋根の無い職場、そういうような所で仕事をしとる人でも、250万くらいしか稼いでいけない人がたくさんおられる。32万もらつとる人が今日簡単に賛成討論して、とんでもない話だろ。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

15番（岩江 正行君）

そうでしょう。黙って聞きんさい。やじるんだつたら、何ぼでも聞いてあげるから。（聴取不能）がいる言うんだつたらあんたに負けりゃへんから。

そのような形の中で、この簡単に議会を混乱させてというようなことを言いよるけどね、混乱させた原因は誰ならというてというたら、いつも市長、市長と言いつつ連中が皆反対に回ったんじゃないん。なぜ支援してあげなんだん。コロナのときに福田の新しい教育長、この選任事項について、名前は関係あれへん言うとんじやけん、あんたら書類を読みよるだけじゃ。なぜこれを今否決されたから市民の真意を問うんじや、混乱させた原因なんじや。混乱させた原因言うのは、あんたを支持しとる、普通だつたらあんたを支持しとる人らが裏切ったからこういうふうになったんじやろ。そうじゃないんか。それを人のようにすり替えてもらっちゃ困る。

それから、ここはあんたがたが間違いを起こしとるか起こしとらんか専決も結構じゃ、大事なときには。そじゃけど、ここでいろいろとチェック機能がなされて32万の報酬もらえるんじゃないんか。もつともらしいような反対討論し回ってから。とぼけるのも大概にしてもらわな困る。

議長（岡本 泰介君）

それでは、次に反対の方はいらっしゃいませんか。反対討論はありませんか。

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

9番金谷です。先ほどの賛成討論もございましたが、この文面に納得いきませんので反対いたします。

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成の方の討論を。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

市長の行政報告を聞いておまして、よくもぐだぐだと私ども議会のせいにされましたなという、怒りがもう頭の上まで突き抜けております。

今反対をされた人も、枝葉末節の議論でなくて、なぜ反対かということ言うべきですよ。文字が違うから、議会の承認も、議長の同意もほぼ同じことです。間違いありませんよ、ただそれを、反対の理由を文字が違っておるっていうかじゃなくて、もっとなんというか深く入った議論をしてほしいと思います。

そこで、私は大きく分けて2つの賛成の理由を述べます。つまり、1つは問責決議案の賛成でございますから、121条の正当な理由というのがあります。つまり今、最初から反対者の人が言われてた議会か、議長かというところなんです、正当な理由というのは、あの場面を想定したときに、例えば市長がもう腹が痛くて下痢をしそうなんじやと、例えばもうとりあえず出さしてくれと、こういうような場合が正当な理由の一例になると思いますよ。そうじゃなくて、人事案件に関係されたところに挨拶に行くということは、例え

ば私だったらこうしますね。議長、申し訳ないんですけど、ちょっと電話をさせてくださいと。それで退席をして御本人に電話をして、議会が終わった後、御挨拶に参りますと、これが本来の姿です。ですから、市長、あなたにはあの場面で、その議席を離れる理由というのは一切ないんです。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕

4 番（岡野 鉄舟君）

私が発言してんです。

〔「休憩してください」と呼ぶ者あり〕

4 番（岡野 鉄舟君）

発言の途中です。だから私が討論をやってんです。よく聞いてください。腹が立っても私はあなたが言うときにじっと我慢して聞いているんです。それをあなた、議長を止める権限は市長には一切ありませんよ。よく何回もあなたはやってますけど、そういうことです。つまり、正当な理由の考え方です。

もう1つは一番大事なことです。179条に専決の理由があります。そこには4つあります。テレビを見ていらっしゃる方が、専決ってなかなか御理解にあると思うんですが、1つは専決する理由としては、議会が成立しないときというのが1つ目なんです。例えば2つ目は、災害等があつて議会を開くことができないと、これが2つ目なんです。3つ目は、特に緊急を要するために議会を招集する、例えば告示に1週間かかったりするんですけど、そういう時間的余裕がないときに、明らかであると認めるときというのが3つ目です。そして4つ目。今回議長の判断はここにあったかなと思うんですが、議会において議決すべき事件を議決しないとき、これが今の正当な理由に関係してるんですが、その1つの予算に、私が緊急質問いたしました4月28日以降に出生をされる方の予算案がありました。私はそういう緊急質問をしてるわけですから、議会を開くべきでないとか、毛頭思うはずもない。皆さんも一緒だと思います。

したがって、議会が議決しないようなことは誰も反対をしないし、思っておられんと思います。それなのに、なぜ議会が開けなかったかというたら、招集権者であるあなたが、市長がおられなかったときに、想定してみてください。ほかの副市長以下の人が私どもが政策的なことを聞いたときに誰も答えることができませんよ。それは、それはできないでしょ。いやできません。だからあなたは今申し上げたように、電話をしたりとか、そういうことをすることの中で、1つ議会を中断すればいいんです。そして、帰ってくるんですよ。それが本来の姿なんです。

もう1つ、179条の専決の在り方で間違つたことを行政事例で2つ申し上げます。議決をしないときの許されない事例として、昭和22年の11月29日に古い行政事例なんです、簡単に言うと、2回以上にわたつて議会を開いてくださいよ、そういったときに議会が開会しなかった場合にはそれは専決処分もやることもやむを得ませんよというのがあるんです。もう1つ、古い行政事例なんです、昭和26年の5月31日の行政事例です、こういうふうを書いてあるんです。議会が故意に議事を遅延して、その議決すべき事件を議決しないものと明らかに認められるときには、長において専決処分ができるというふうな古い昭和の戦後の事例なんです、ちゃんとあるんです。これを考えたときに、最初私が申し上げましたように、私どもは予算を議決しないというようなことは、はなから考えていないんです。いなかったんです。それをあなたは、議会を私どもがどうだこうだという説明をされたけど、それを見てもこの179条の専決処分ができる場合に該当しないんです。専決処分をしてしまった後の処分の効果については、いろいろと仕方ない面もあるんですが、そのプロセスにおいて重大な瑕疵があつたという専決処分であります。

したがって、中山議員の提案された問責決議案は2つのポイントですね、18日の人事案件の採決後の市長のあなたの行動と、それから今回の専決処分をされたこと、その要するに179条に私は抵触するものだと

います。

したがって、問責決議案は表現の枝葉末節的なことはあったかもしれませんが、やはりそれは御本人の（聴取不能）たところをちゃんと見るべきでありまして、私はこの問責決議案に大賛成であります。

〔「本人は全然言えない」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

はい。

〔「本人は何も言えない」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

言えないです。

次に反対の方の討論を受けます。

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

文面というのは、常に正確に記する必要があると思います。

それから、先ほどより専決処分それは法に基づいてなされたことであり、専決処分をして教育長が誕生したのは非常にうれしいことです、私も。安堵しております。だから、そのことが抵触するならば、法を基にそこには明記されてないはずですから、ちゃんと、例えば副知事とか副市長は云々というようなことの中に教育長問題も書かれてないということは、それが意味で認められるということですから、そのことを市民の方は法に基づいて執行部はやられたと私は解釈しております。そのことが一番、議長、聞いておられますか。そのことが一番大事なことなんです。すなわちコンプライアンスに基づいて当初より市長はこのことを推し進めていると。法治国家ですから、法に基づいて前へ進めることが大事なんです。民主主義なんです。多数決なんです。だから、同数になった時に、いつも議長が、例えば、それに反対だとか、賛成だとか、最後の決断を下すんですよ。最高権限者はあなたなんです。そのことが、例えばあの時に、今日は3時まで休憩されたんですから、あの時に例えば2時間なら2時間待てばそれほど重大な首長ならば、なぜ連絡とる分別を議長されなかったんですか。それほど重大な人なんですよ。そうして、まだ組織というのは、首長に事故ある時は、副市長がやるんですよ。副市長に事故がある時は、総務部長とか政策審議監がやるようになって、それが組織なんだよ。よく考えてくださいよ。だから災害にだって対応できるんだ。これ、戦闘の場合は上位の部分がやられた場合は、下の者が指揮執るんだ。それが組織なんだよ。そういうことです。

反対です。当然です。

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

私を知ってることもあるんで、私の方から賛成の立場で討論しますけれども、先ほど来、議会の承認もなくという言葉のいろいろ言われたんですけども、私は当日のときに議長からちょっと用事があると呼ばれました。そのときに教育次長がおられて、これから市長と一緒に断りに行くから退席させてくださいというお話がありました。私は知ってる事実しか言いません。そのときに私は議会を途中で抜けていくのはおかしいでしょって議長に私の意見を言いました。これはもう事実です。その後、そっから先はよく見てないんですけど、議長と副議長が市長室に行かれたそうです。後ついてませんので、そうですと言います。結果的



にもう話に行ったときには出られた後でした。私は承認しとりませんというのが議長の答えでした。その同じことを議会を延会するかどうかの議論のときに、話を私にしました。議事録でどこまで言ってるかというのは別ですけど。だからそのときに議長の言われたのは、私は承認しとりませんと言われたわけです。市長が出ることに承認されとりませんと皆さんに言われたわけです。それによってその日が延会になったと。そのときの話が昼まで待ったら、1時まで待ったらできますよという話もありました。だけど、今いないのに、黙って行ってるのに、承認もなくという話が出たわけです。そのことを3人の議員さんが承認もなくと言われてるけど、私自身の知ってることから言うと、かけ離れてますよということです。事実を物語ってほしいなと思います。

それから、専決処分のこと、先ほども議論あったんですけど、議員の皆さんは多分私も買ったんですけど、議員必携という本があります。薄い本です。その中に専決事項の項目があります。その項目に照らし合わせて今議会の運営と合わせてみてください。なぜならば、先ほども言ったんですけど、専決された分で救急自動車の購入締結契約があるわけです。それはもともと市長がおられなくなった延会した日に審議予定だったわけです。それが飛んだわけです。先日の議会運営委員会で今日即決ですから、一番最初にやりましょうという話が、協議会ですけど、議会運営委員の協議会の中で決めたわけです。専決されなくても、そのままずっといったら終わってるわけですよ。賛成なるか反対になるか知りませんよ。賛成なるか反対になるかは知りません。それから私自身が行政経験が非常に長うございます。40年の上もございます。それから各市町村のことも聞いたことがあります。その中で議会の開会中に専決をされたということは聞いたことがございません。ただ、どなたか言ってましたけど、法に照らし合わせてできるか、できないかというのを見ると、できる可能性があります。可能性ですよ、言っときますけど。でもされたことはみなさんありません。旧町村を含めて。人事案件についても、先ほどの討論の中で書いてないからできる、そうかできるんかというのを今は聞いておきますけど、今後よく調査させていただこうかなというふうに思います。今後についてね。今日はもうされてるんで、そのように受け取ってますけど、違法行為であれば、それ自体が白紙になりますから、これはもう知っておられるとおりです。その辺りも含めて調査をされて、されたんでしょうけど、議会の開会中に同じ日に議決ができるようなのを専決するというのは、議員必携見ても、どこにも書いてないわけですよ。そんなので、はいはいと言う方がおかしいじゃないですかという意味で、この問責決議案に賛成でございます。

議長（岡本 泰介君）

反対討論ございませんか。

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

私は、この18日の本会議の時に休憩中に市長が断りに行かれるということで、議長にこの旨を伝えて出いかれたということは議長からお聞きしました。

ただ、本会議中なんで、これは私は市長もう少し丁寧にやってほしかったと思っております。その意味では反省も必要だろうと考えております。

ただ、この問責決議案については、少し不適切な字句もありますので、これはこれとして、私は適当でないと思っております。その意味でもう1つ付け加えて言えば、あの時に休憩をして全員協議会をしています。議長の方からさらに詳しく報告を受けまして、私は申し上げたはずですが、議場は議長が総括するのであるから、開会をして委員会付託もできるじゃないかということは申し上げたつもりです。しかしながら、それは議長のお考えで採用されなかったと、少し残念に思いますけれども、しかしそれをしておけば、粛々と26日

を迎えられたというふうに思うんです。そこの辺りの問題も残っておりますので、問題が残っているというのは少し表現が悪いですけど、そこの辺りのこともございましたので、私はいろんな意味で今回のことは適切でなかったというふうに思っております。したがって、この問責決議案については反対といたします。

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

中山議員、提案者はできません。

山本重行議員。

12番（山本 重行君）

本議会の会期は6月26日でございます。今日新たに私たちは新しい日程、6月26日までには終わる形の日程を調整をし、そして報告をしてきたところでございます。各マスコミ等も載せておられましたけども、そういった段階で、今日市長の報告があったように、専決をしました。会期中の専決、こんなことが認められるんですかね、確かに認められるからされてるんですけども、少なくとも議会があるわけです。本議会が。なんのためにこの議会があるんですか。市長。それにもかかわらずこうした形で専決をされて、非常に議会を冒瀆しているとそのものだと思えます。

次に教育長の問題でございます。この点につきましては先ほどもありましたように、具体的な例はございません。これは今後私たちも検討してこれが正しいことかどうか、私はこれは今後の問題にしたいと思えますけども、全体的にこういった形で専決をされた、今後そうやってずっとされるんですかということ。私たち議員はいらんないじゃないですか。

もって私はこの決議案に賛成をいたします。

議長（岡本 泰介君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、討論はないようでございますので、これにて討論を終結したいと思います。

それでは、追加日程第1「萩原市長問責決議案の動議」について採決を取ります。

本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立半数〕

議長（岡本 泰介君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案について議長は可決と裁決いたします。

本日は議案が全て専決されましたので、審議するものがございません。よって、本日の今議会の審議すべき日程は終了しました。

〔「今議長がおっしゃった、専決されたので議案質疑をする必要がなくなったというふうに解釈したんですけども、これは議案としてはまだ私たちは審議もしていませんので、その意味においては、確かに専決はされましたけども、我々はそれについて議論する必要があるんじゃないかというふうに思います

が、いかがでしょうか。と呼ぶ者あり」

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

同じ意見なんですけど、今までもいろんな専決があつて質疑討論を行つてたわけで、今後、専決があつた分は一切何もしないんですね。そういうことですか。

議長（岡本 泰介君）

はい。

〔「それは新たに決めたんですか、議長が。」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

はい、そうです。

〔「誰にも諮らずに。そんな大事なことを。」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

大事なことをと言われても、審議すべきものがないんです。

〔「いやいや、だから専決今までであつたものについて、質疑討論やつてたじゃない。」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、不規則発言はオーケーなんですか」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

違います。

〔「休憩して」と呼ぶ者あり〕

〔「だから、続行してくださいよ。」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それじゃ、暫時休憩します。

午後4時16分 休憩

---

午後4時40分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど申しましたことをもう一度申し上げます。

議決すべき案件は全て専決されましたので、審議するものがなくなりました。よって、本議会を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、以上で今議会の審議すべき日程は全て終了いたしました。

ここで議長より一言申し上げます。

今回の議会は、会期始まってスムーズに流れていたんですけども、教育長選任同意案件事項以降、少し普通と違った議会になってしまいました。6月18日に上程された同意案件が即決採決されることになったんですけども、無記名投票の結果全員不賛成ということで、不同意となってしまいました。なぜこのような結果になったのか、私はいまだに理解はできておりません。議員全員が同一の意思決定をして承認できない

のであれば、こういう議案は私は上程されるべきではなかったのではないかなというような思いを持っております。

市長は議会を混乱させた責任を取って辞任するとおっしゃっていますが、自分のことをいつも支持されている議員まで反対されるような同意案件を本来提案すべきではないというふうに私は思っております。議会は私は混乱してはいないというふうに思っております。

教育長選任案件で全員反対というようなことを、私は今までの議員の中では聞いたことはありません。市長はこういう結果になることを想定して提案されたと思われます。自分で混乱させたといい、自分が辞任する。つまり自作自演をされてるんじゃないかなという思いを私は持っております。

市民はそれに付き合っただけで選挙をしていかなければならない。新型コロナウイルスで大変なときにいかななものかなという思いを私はしております。

辞表は17日付で書かれており、18日に総務部長、19日に私議長に提出されました。辞表には辞任理由は何も書かれておりませんでした。そして議会の日程は当初予定の日程であり、もちろん最終日が延びることもないのです。しかしながら、本日即決や委員会付託を行い最終日に採決を行う計画であったところ、専決という決定をされてしまいました。これは専決の議会の開催できないことに倣いつつ、二元代表制の制度を無視した暴挙ではないかと私は思います。私は市民の納得が得られないんじゃないかなという思いをしております。

そういった思いを持ちながら、今議会を閉会したいというふうに思います。

お諮りいたします。今定例会の会議は審議すべき事件を終了いたしました。

よって、会議規則7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

以上をもちまして令和2年第4回6月定例会を閉会いたします。

午後4時43分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和2年6月23日

美作市議会議長 岡本 泰介

会議録署名議員 金谷 のり子

会議録署名議員 山本 雅彦

そ の 他 資 料

一般質問【令和2年第4回（6月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1	16番 日笠一成	1. 「暮らしやすく・住みやすいまちづくり」アンケートについて	①実施計画について	158
		2. 「安心・安全で活力・賑わいのあるまちづくり」について	①衛生上、あるいは農薬残量の無い・少ない、安心・安全な農産物の安定供給体制の構築、観光業者・宿泊業者・観光バス業者等の支援対策について	160
2	4番 岡野鉄舟	1. 令和2年3月24日の岡山地方裁判所の雲海判決について	①裁判費用はこれまでどのくらい掛かったのか ②訴えの内容（各項目）とこれに対する裁判官の判断の内容はどんなものか ③判決をどのように受け止めているか	163
		2. 雲海判決における「法的」責任と「行政」責任について	①原告（美作市）は、如何なる「行政」責任に対し、如何なる「法的」責任を求めようとしたのか ②これに対して裁判官は、どう判断したと思うか また、その判断の理由はどういうところにあると思うか	168
		3. 判決後の対応と今後の対応について	①判決後、今後の対応について弁護士とどの様な相談をしたか ②控訴を断念した理由は何か ③判決は原告の全面敗訴である 市長は、原告としてどのような責任を取るのか	173
		4. 放課後児童クラブの指定管理の現状と次期指定管理者指定事務の進捗状況等について	①美作市の放課後児童クラブの指定管理者は、社協から民間に替り、令和2年度までの5年の指定管理期間のうち4年が過ぎた 定員と児童数、保護者会・学校との連携、指導員数の推移・変動など総合的な現状を踏まえて、この4年間でどのように検証しているか (1)良かった点 (2)反省すべき点（課題）	177

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
			②過去4年間の検証による課題を踏まえ、次期指定管理者公募に向けた「新たな放課後児童クラブ像」についてどんな展望を持っているのか ③指定管理事務について、次のことを尋ねる (1)指定管理者指定事務の現在までの進捗状況 (2)今後のスケジュール	
3	8番 安藤 功	1. 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する様相を呈しているが、市としての今後の取組について	①地域の見守り役である民生委員さんが活動に苦慮されていると聞くが、現場の状況を把握されているか ②今回のような世界的な大災害級の感染症などが感染拡大や蔓延している場合に自然災害（大雨による水害、地震など）が発生した場合の避難行動、避難所設営と運営、また復興に向けた取組などをシミュレーションされているか ③今回美作市としての独自の取組も行われているが、今後必要に応じてさらなる独自施策は考えられるか	184
4	13番 尾高誉久	1. 美作市新型コロナウイルスの予防と経済政策について	①個人事業主に対する別枠交付分について ②台風の避難場所と新型コロナ ③予備費の考え方、施策について ④街づくりについて ⑤地方創生について	198
5	14番 鈴木悦子	1. 体育施設の長寿命化に配慮した取組みにについて	①体育施設の利用状況について ②施設の老朽化、不具合について現地調査はされていますか ③長寿命化と改築の判断基準はありますか	209

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
6	6番 倉地重夫	1. 新型コロナ負けるな給付金制度について	①この給付金を利用するに当たって、具体的にどの様な手続きが必要なのか	215
		2. 新型コロナ負けるな貸付金制度について	①法人の場合、個人の場合、担保の有る無しそれぞれ利用するに当たって、利用しようとする人は、どの様な条件、及び手続きが求められるのか	217
		3. 市民の暮らしを応援する、制度について	①県内外を問わず市民(町民)の暮らしを支援する施策が、連日新聞報道で行われているが、それらを市ではどの様に捕らえているのか ②4月28日以降に出生した新生児への給付金について ③親元(美作市)から首都圏などで進学のため離れて生活をしている学生たちへの支援について ④公共料金の減免について(上下水道料金)等 ⑤飲食店等、売上げが極端に落ちているお店などに対する支援策について	218
		4. 農業者、酪農家の皆さんの支援策について	①野菜、たまご、牛乳、各種食肉を生産、出荷されている農家の皆さんの状況、要望はどのように把握しているのか	223
		5. 生活保護費を受給されている市民の皆様の状況について	①新型コロナ感染症の影響で、就労支援などしてきた、受給者の市民、また、新たに収入が減って生活に困窮しておられる方など、しっかり把握しているのか	225
		6. 生活福祉資金貸し付け制度について	①収入減少世帯への貸付制度、利用状況は把握しているか	226
		7. 入湯税について	①温泉施設を利用された方から、入湯税を徴収しているがその使い道について	228
		8. PCR検査を受けるためにはどの様な手続きが必要なのか	①体調不良、発熱などで市民がPCR検査を受けたいと思ったときどの様な、手続きで受けられるのか	229



通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		9. ケアマネージャー、ヘルパーステーションなどの利用者の対応について	①利用者の家族が、県外から、様子を確認に帰ったことに対する対応について	230
7	10番 山本雅彦	1. 集会所、コミュニティハウス等について	①老朽化した集会所、コミュニティハウスなどの建替えや、解体、撤去について ②コロナ禍を受けて今後、集会所やコミュニティハウス等での会合、集会などについては、市としてどのような指針を示されるのか ③災害時の避難場所に指定をされている施設の今後コロナ禍対策と、施設のインフラ整備状況はどうか ④避難場所については、各自主防災組織でも取組んでいくと思うが、市としての指導はどうか	233
		2. コロナ禍による日常生活と今後の経済的支援について	①市として第2次、3次の経済対策はどのように考えているか ②今後、日常生活は大きく変わっていかざるを得ない市の取組はどうか	240
8	15番 岩江正行	1. 美作市観光施設大芦高原国際交流の村雲海損害賠償訴訟行政事件訴訟について	①令和2年3月24日岡山地方裁判（第一）民事部は原告の本訴請求及び被告の反訴請求をいずれも棄却されたが、5年もの長きに渡っての経過説明、多額の弁護士費用、裁判費用をつかっただけの裁判は何だったのか イ) 訴えに過失があったのか ロ) 市長が控訴できない理由 ハ) 反省と謝罪について ニ) 訴訟費用弁護士費用はいくらか ホ) なぜこんな無謀な裁判を起こしたのか	246

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		2. 人権尊重都市宣言 人権の視点に立った行政について	①ネットで掲載され拡散されている差別落書き ｲ) 人権侵犯、人権侵害事件の調査救済 人権尊重の視点に立った取組について ｻ) 人権啓発、差別事件の責任放棄について ｼ) 人権行政と自治体の責任について（人権条例、総合 計画の策定とその推進） ②新型コロナウイルス感染予防 心のケア、人権（憲法第 14条）法令遵守、人権擁護、市民的権利の保障について 尋ねる ③差別を生み出す社会的背景への考察	252
		3. 新型コロナウイルス感染拡大緊急 事態宣言について	①新型コロナウイルス被害によって低迷する地域 経済被害状況、私達の市民生活にどのような影響は出て いるのか どの様な支援が必要なのか尋ねる ｲ) 新型コロナウイルス感染拡大防止について 新型コロナウイルスの影響が長期化した場合の支援 （農業・観光・サービス業・中小企業雇用創出） ｻ) 臨時休校の長期化、困窮する子供達 学校現場の意見を聴いているか ｼ) 美作市新型コロナウイルスに負けるな交付金 139,944千円 美作市新型コロナウイルスに負けるな貸付金 180,000千円 の利用状況効果について尋ねる ｴ) 感染予防PCR検査、RNA（試薬不足） ｵ) 雇用実態、外国人実習の受入れ状況、解雇について ｶ) 新型コロナウイルスと心のケア 人権	263
		4. 複合災害と危機管理について	①新型コロナウイルス被害、台風、地震、災害、複合災害 の備え ｲ) 避難所の確認 ｻ) マスク・体温計・消毒液・ポリ袋・使い捨て手袋 ②新型コロナウイルス被害 ｲ) 第二波、第三波の対策 避難生活と市民の暮らし安全について尋ねる	268

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
			③医療従事者を守る取組について 防護服、ICU市内で対応できる人数 フェイスシールド	
9	3番 岩崎清治	1. 新型コロナウイルスの影響について	①地域経済への影響の程度は (観光・飲食・製造業・農業など) ②市民の影響は ③入湯税・バレンタインホテル・雲海・彩菜茶屋などの影 響は ④医療現場・教育現場の影響は	271
		2. 新型コロナウイルス影響の対策について	①市税・上下水道料金の軽減・徴収猶予の現状 ②特別定額給付金・市単独の貸付金・給付金・宿泊費助成 などの状況 ③失業者・休業手当などで収入が激減した世帯への対応は ④医療現場の問題点や9月入学が議論されているが ⑤抗体検査・国からの配布マスクについて	281
10	5番 中山忠明	1. 雲海訴訟の判決について	①訴訟に至った経緯 ②訴訟の前、弁護士との話で裁判の結果は予測出来ていた と思いますが、弁護士との話ではそんな話をして来たの か ③裁判の経費は全て市民の税金で賄うと思うが答弁 ④この裁判でいくら税を使ったのか又、職員は延べ何人で 何時間かかったのか ⑤元市長に謝罪したのか 又、謝罪してないのなら謝罪を する記者会見をするのかしないのか ⑥この雲海訴訟は日本国内において、あまり例を見ない悪 い訴訟だと思うが市のトップとして深く反省しているの か 又は、今後も市が議会で承認したことでも裁判に問うつ もりか	291

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		2. スクールバスの色を統一色にする	①児童の安全確保の為にスクールバスの色を統一色に出来るのか ②児童の安全確保が最優先しなければならないが、新型コロナ対策の為に運転手の皆さんにどのような指導をしているのか 例えば運転前の熱（検温）、飲酒、血圧、手洗（消毒） ③事故等、緊急時の対応の為に連絡機器（携帯）電話等々 ④事故等緊急時の連絡順位は ⑤新型コロナ対策として児童の乗車席を少なくしているのか 又、スクールバスの台数を増やしているのか	295
		3. 新型コロナ対策として美作市として、どのような市民サービスを考えているのか	①美作市として更なる市民への支援はなんだと考えているのか ②新型コロナによって美作市内での職を失った人は何人おられるのか ③新型コロナ対策で本市が受けた損失はいくらぐらいと考えるか 又、今後も被害が増えて行く事が予想されるが、その準備は出来ているのか ④美作市民の経済立て直しにかかるお金はいくら位と考えているのか 又、本市としての新型コロナ対策の情報を共有しながら指導にあたっているのか ⑤新型コロナ対策の全面解除になった場合の準備は出来ているのか	298
		4. 太陽光パネル税について （法定外税の新設）	①パネル税条例が進んでないのはなぜか （法定外税の新設）	301

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1 1	9番 金谷のり子	1. 武蔵の里、五輪坊と交流館について	<p>前回の3月議会で1年間の指定管理とし、議論を重ねて今後の事を決めるべきと、討論をしました</p> <p>①武蔵の里、五輪坊、交流館の歴史、概要</p> <p>②運営、売り上げ内容の分析</p> <p>1) 経済景気、業界、顧客の動向</p> <p>2) 売り上げの内容と数字</p> <p>3) 現在の顧客内容と人数</p> <p>4) 新市場開拓の可能性</p> <p>5) 地域経済効果の内容</p> <p>6) 美作市民への貢献の内容</p> <p>7) 施設の存在意義</p> <p>③指定管理は令和3年3月末までである 今後の方向性について</p>	303
		2. 美作市美作火葬場	<p>美作火葬場についての質問は議員として2回目となります 市民の皆様から、「新しい火葬場はいつできるのか」とたびたび質問されます</p> <p>①美作市火葬場建設庁舎内検討委員会は、今年度何回開催し、検討内容は</p> <p>②市民の最後の見送りをし、多くの市民と親族が使う火葬場は福祉の根幹といえます 庁舎内検討ではなく、有識者、市民の委員会を開催、規模・候補地等決定する時期ではないのか</p>	310
1 2	2番 和田広宣	1. GIGAスクール構想について	<p>①小中学生に対してのタブレット整備の機種を選定内容・選定理由・整備スケジュールについて</p> <p>②家庭のネットワーク環境整備の把握状況と、ネットワーク環境が整っていない家庭への対応について</p>	313
		2. 美作市新型コロナウイルス対策について	①新型コロナウイルス感染症予防対策及び、経済対策の内容と効果、利用状況について	315

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1 3	1番 青山 慶	1. 避難所における「新しい生活様式」への対応について	①避難所において、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」へ、どのように対応していくのか	321
		2. 新型コロナ感染拡大第二波に対する備えについて	①新型コロナ感染拡大第二波に対する備えに何が必要と考え、どのような予定で実装していくのか	324
		3. アフターコロナを見据えた取り組みについて	①アフターコロナを見据えた取り組みをどのように考えているか（市の窓口、職員の働き方、医療施設、学校）	325